川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
発行所
川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町１
電　話　044-200-2062
ＦＡＸ　044-200-3748

規　　則

規　　則

◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則（第66号）…… 4171
◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（第67号）…… 4171
◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則（第68号）…… 4174

告　　示

◇自転車等の撤去と保管（第575号）…… 4175
◇予防接種の業務を行う医師（第576号）…… 4175
◇生活保護法等による指定医療機関の指定（第577号）…… 4175
◇生活保護法等による指定施術機関の指定（第578号）…… 4175
◇生活保護法等による指定医療機関の廃止（第579号）…… 4175
◇生活保護法等による指定医療機関の辞退による廃止（第580号）…… 4176
◇生活保護法等による指定施術機関の廃止（第581号）…… 4176
◇生活保護法等による指定医療機関の変更（第582号）…… 4176
◇生活保護法等による指定施術機関の変更（第583号）…… 4176
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除（第584号）…… 4176
◇道路区域の変更（第585号）…… 4178
◇道路の供用開始（第586号）…… 4178
◇道路区域の変更（第587号）…… 4178
◇道路の供用開始（第588号）…… 4178
◇指定障害福祉サービスの事業の廃止（第589号）…… 4178
◇指定特定相談支援事業者の指定（第590号）…… 4179
◇指定障害福祉サービス事業者の指定（第591号）…… 4179
◇指定障害児通所支援事業者の指定（第592号）…… 4179
◇指定障害児相談支援事業者の指定（第593号）…… 4179
◇自転車等の撤去と保管（第594号）…… 4180
◇地縁による団体の認可（第595号）…… 4180
◇川崎都市計画生産緑地地区の変更及び図書の縦覧（第596号）…… 4180
◇予防接種の業務を行う医師（第597号）…… 4181
◇予防接種の業務を行う医師（第598号）…… 4181
◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等（第599号）…… 4181
◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等（第600号）…… 4182
◇自転車等の撤去と保管（第601号）…… 4182

公　　告

◇開発行為に関する工事の完了（第1154号）…… 4182
◇都市計画公聴会の開催（第1155号）…… 4182
◇道路位置の指定（第1156号）…… 4183
◇公募型プロポーザルの実施（第1157号）…… 4184
◇開発行為に関する工事の完了（第1158号）…… 4185
◇一般競争入札の執行（第1159号）…… 4186
◇一般競争入札の執行（第1160号）…… 4203
◇一般競争入札の執行（第1161号）…… 4204
◇特定生産緑地指定の公示（第1162号）…… 4207
◇一般競争入札の執行（第1163号）…… 4210
◇公募型プロポーザルの実施（第1164号）…… 4211
◇開発行為に関する工事の完了（第1165号）…… 4212
◇公売公告兼見積価額の公告（第1166号）…… 4213

◇一般競争入札の執行（第1167号）…… 4215
◇公募型プロポーザルの実施（第1168号）…… 4226
◇一般競争入札の執行（第1169号）…… 4227
◇一般競争入札の執行（第1170号）…… 4228
◇一般競争入札の執行（第1171号）…… 4230
◇一般競争入札の執行（第1172号）…… 4231
◇一般競争入札の執行（第1173号）…… 4233
◇一般競争入札の執行（第1174号）…… 4235
◇一般競争入札の執行（第1175号）…… 4236
◇一般競争入札の執行（第1176号）…… 4238
◇一般競争入札の執行（第1177号）…… 4240
◇一般競争入札の執行（第1178号）…… 4242
◇一般競争入札の執行（第1179号）…… 4243
◇一般競争入札の執行（第1180号）…… 4245
◇一般競争入札の執行（第1181号）…… 4246
◇一般競争入札の執行（第1182号）…… 4248
◇一般競争入札の執行（第1183号）…… 4249
◇一般競争入札の執行（第1184号）…… 4251
◇一般競争入札の執行（第1185号）…… 4252
◇一般競争入札の執行（第1186号）…… 4254
◇一般競争入札の執行（第1187号）…… 4256
◇一般競争入札の執行（第1188号）…… 4258
◇一般競争入札の執行（第1189号）…… 4259
◇一般競争入札の執行（第1190号）…… 4261
◇一般競争入札の執行（第1191号）…… 4263
◇一般競争入札の執行（第1192号）…… 4264
◇一般競争入札の執行（第1193号）…… 4265
◇一般競争入札の執行（第1194号）…… 4266
◇一般競争入札による売払い（第1195号）…… 4267
◇農用地利用集積計画の制定（第1196号）…… 4269

公告（調達）

◇落札者等の公示（第297号）…… 4271
◇落札者等の公示（第298号）…… 4271
◇落札者等の公示（第299号）…… 4271
◇一般競争入札の公告（第300号）…… 4271
◇一般競争入札の公告（第301号）…… 4271
◇一般競争入札の公告（第302号）…… 4276
◇一般競争入札の公告（第303号）…… 4279
◇一般競争入札の公告（第304号）…… 4283
◇一般競争入札の公告（第305号）…… 4286
◇落札者等の公示（第306号）…… 4289
◇一般競争入札の執行（第307号）…… 4289
◇一般競争入札の執行（第308号）…… 4290
◇一般競争入札の公告（第309号）…… 4292

税公告

◇差押調書（謄本）の公示送達（第136号）…… 4294
◇督促状の公示送達（第137号）…… 4294
◇差押調書（謄本）の公示送達（第138号）…… 4295
◇差押調書（謄本）の公示送達（第139号）…… 4295
◇差押調書（謄本）の公示送達（第140号）…… 4295
◇差押調書（謄本）の公示送達（第141号）…… 4295

上下水道局規程

◇川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程（第26号）…… 4295

上下水道局告示

◇川崎市排水設備指定工事店の更新（第44号）…… 4295

上下水道局公告

◇一般競争入札の執行（第90号）…… 4296
◇一般競争入札の執行（第91号）…… 4299
◇一般競争入札の執行（第92号）…… 4306
◇一般競争入札の執行（第93号）…… 4307
◇一般競争入札の執行（第94号）…… 4310
◇一般競争入札の執行（第95号）…… 4310

交通局公告

◇一般競争入札の執行（第59号）…… 4315

病院局公告

◇一般競争入札の執行（第47号）…… 4316

消防局公告

◇サイレンの吹鳴（第13号）…… 4321

教育委員会告示

◇教育委員会定例会の招集（第26号）…… 4322

選挙管理委員会告示

◇川崎市選挙管理委員会委員長及び職務代理者の異動（第６号）…… 4322

監査公表

◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について（第11号）…… 4322
◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について（第12号）…… 4336
◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について（第13号）…… 4354
◇監査の結果の報告に基づく措置について（第14号）…… 4373

区公告

◇国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押調書（謄本）の公示送達（川崎区第160

号）…… 4396
◇国民健康保険料に係る納期限変更告知書の公示送達（川崎区第161号）…… 4396
◇国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押解除通知書及び交付要求解除通知の公示送達（川崎区第162号）…… 4396
◇住民票の職権消除（(川崎区第163号）…… 4396
◇印鑑登録の抹消（川崎区第164号）…… 4396
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達（川崎区第165号）…… 4396
◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達（川崎区第166号）…… 4397
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達（川崎区第167号）…… 4397
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達（川崎区第168号）…… 4397
◇住民票の職権消除（幸区第63号）…… 4397
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達（幸区第64号）…… 4397
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達（中原区第60号）…… 4397
◇国民健康保険料に係る差押調書の公示送達（高津区第74号）…… 4398
◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知書の公示送達（高津区第75号）…… 4398
◇介護保険料に係る過誤納金還付通知書の公示送達（高津区第76号）…… 4398
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達（高津区第77号）…… 4398
◇国民健康保険料に係る差押調書の公示送達（高津区第78号）…… 4398
◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知書の公示送達（宮前区第37号）…… 4398
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達（多摩区第49号）…… 4398
◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達（多摩区第50号）…… 4399
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達（麻生区第49号）…… 4399
辞　　令
◇11月１日付け…… 4399

規　　則

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年11月２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市規則第66号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第２条の３第１号中「東京手形交換所」を「電子交換所」に改め、同号イ中「取立」を「取立て」に改め、同条第２号中「東京手形交換所」を「電子交換所」に改め、同号ア中「あて」を「宛て」に改め、同号イ中「引受」を「引受け」に改める。

附　則

この規則は、令和４年11月４日から施行する。

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年11月２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市規則第67号

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則（昭和32年川崎市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表中「1,000円」を「1,010円」に、「5,000円」を「5,090円」に、「10,000円」を「10,180円」に、「2,500円」を「2,540円」に改める。

第６条第１項の表を次のように改める。

有料施設の使用料

種別	専用使用料			個人使用料	
	単位		金額	単位	金額
陸上競技場 等々力 多摩川緑地 古市場	１回（４時間以内） 同（同）		26,480円 910円	１人１回 18歳以上の者 13歳以上18歳未満の者 （高校生を含む。）	 200円 100円
陸上競技場 照明施設	１回（１時間以内）	全点灯	103,880円		
		４分の３点灯	77,910円		
		２分の１点灯	51,940円		
		４分の１点灯	25,970円		
陸上競技場 第１特別室	１箇所１回（４時間以内）		18,330円		
陸上競技場 第２特別室	同（同）		6,110円		
陸上競技場 第３特別室 第１ 第２	 同（同） 同（同）		 13,240円 6,110円		
陸上競技場 第４特別室	１回（同）		24,440円		
陸上競技場 会議室 第１（区画しない場合） 第１（区画する場合） Ａ区画 Ｂ区画 第２ 第３	 同（同） 同（同） １箇所（同） １回 同（同） 同（同）		 6,110円 4,070円 1,010円 4,070円 1,010円		
陸上競技場 シャワー室 第１ 第２	 １箇所 １回 同		 3,050円 710円		
陸上競技場 ロッカー室 第１ 第２	 同 同		 3,050円 1,010円		
陸上競技場 関係者室 第１（区画しない場合） 第１（区画する場合） Ａ区画 Ｂ区画 第２	 １回（４時間以内） 同（同） 同（同） １箇所（同） １回		 10,180円 6,110円 4,070円 1,010円		
陸上競技場 練習室	同（同）		4,070円		

陸上競技場 多目的室 第１ 第２	 １回（同） 同（同）	 6,110円 2,030円		
陸上競技場 放送室	同（同）	3,050円		
陸上競技場 テレビ・ラジオ中継室	１箇所（同） １回	6,110円		
陸上競技場 大型映像装置	１箇所 １日１回	50,920円		
陸上競技場 写真判定室	１日１回	18,330円		
補助競技場	１回（４時間以内）	5,090円	１人１回 18歳以上の者 13歳以上18歳未満の者 （高校生を含む。）	 200円 100円
運動広場	同（１時間以内）	1,010円		
野球場 等々力 御幸 とんびいけ 多摩川緑地 上平間 丸子橋 上丸子天神町第１ 上丸子天神町第２ 上丸子天神町第３ 上丸子天神町第４ 北見方第１ 北見方第２ 諏訪 二子第１ 二子第２ 宇奈根第１ 宇奈根第２	 同（２時間以内） 同（同） 同（同） 同（同） 同（同） 同（同） 同（同） 同（同） 同（同） 同（同） 同（同） 同（同） 同（同） 同（同） 同（同） 同（同）	 11,500円 2,540円 2,540円 500円 2,540円 500円 500円 500円 500円 500円 500円 500円 500円 500円 500円 500円		
野球場 照明施設 御幸 等々力 とんびいけ	同（１時間以内） 1,000ルクス １回（１時間以内） 750ルクス １回（１時間以内） 500ルクス １回（１時間以内） 350ルクス １回（１時間以内） １回（１時間以内）	 6,110円 5,800円 4,300円 2,900円 2,000円 6,110円		
野球場会議室 第１（区画しない場合） 第１（区画する場合） Ａ区画 Ｂ区画 第２	 同（４時間以内） 同（同） 同（同） １箇所（同） １回	 8,200円 4,100円 4,100円 1,700円		
野球場 シャワー室	１箇所 １回	2,400円		
野球場 ロッカー室	同	2,800円		

野球場関係者室 第１ 第２（区画しない場合） 第２（区画する場合） Ａ区画 Ｂ区画 第３ 第４ 第５	 １回（４時間以内） 同（同） 同（同） 同（同） １箇所（同） １回 同（同） １回（同）	 3,000円 1,500円 1,500円 2,900円 2,900円 4,300円		
屋内野球練習場	１箇所（１時間以内） １回	1,000円		
サッカー場 等々力第１ 等々力第２ 多摩川緑地 上平間 古市場	 １回（２時間以内） 同（同） 同（同） 同（同）	 2,540円 2,540円 500円 500円		
サッカー場 照明施設 等々力第１ 等々力第２	１回（１時間以内）	1,520円		
テニスコート 富士見 等々力 とんびいけ	１面（同） １回	760円		
テニスコート照明施設 富士見 等々力	同（同）	810円		
バレーボール場	同（同）	750円		
相撲場	１回（４時間以内）	5,090円	１人１回（２時間以内） 18歳以上の者 13歳以上18歳未満の者 （高校生を含む。）	 200円 100円
水泳プール 大師 平間 小倉西 稲田 釣池 等々力	１回（４時間以内）	18,330円	１人１回 15歳以上の者 （以下「大人」という。） ３歳以上15歳未満の者 （中学生を含む。） １人１回 大人 ６歳以上15歳未満の者 （中学生を含む。）	 300円 100円 760円 200円
野外音楽堂	１回（４時間以内）	6,350円		

第６条第２項第４号中「50,000円」を「50,920円」に改め、同項第６号中「5,000円」を「5,090円」に改め、同項第７号中「割引」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

第２号様式の11中「￥750」を「￥760」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

３　改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年11月２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市規則第68号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第72条第１号中「東京手形交換所若しくは横浜手形交換所の参加地域内」を「日本国内」に改め、「又は神奈

川県の交換決済可能地域内としたもの」を削り、同条第２号中「東京手形交換所若しくは横浜手形交換所」を「電子交換所」に改め、「、神奈川県の交換決済可能地域内の金融機関」を削る。

附　則

この規則は、令和４年11月４日から施行する。

告　　示

川崎市告示第575号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第４号。以下「条例」という。）第10条第２項、第11条第２項及び第３項並びに第27条第２項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第１項（第27条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和４年11月１日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

２　保管期間

当該告示をした日から起算して１箇月間

３　引取りの方法

⑴　引取りの場所

別紙表記載の保管場所

⑵　引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後７時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後５時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から１月３日までを除く。

⑶　引取りに要する費用

自転車　　2,500円
原動機付自転車　5,000円
自動二輪車　　10,000円

⑷　持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

４　その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

（別紙省略）

川崎市告示第576号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第５条、第６条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第４条第１項の規定に基づき告示します。

令和４年11月１日

川崎市長　福　田　紀　彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
堀内一哉	さぎぬま一丁目クリニック	川崎市宮前区鷺沼１丁目24―４ライズモール１階

川崎市告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の３第１号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

令和４年11月１日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の３第１号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和４年11月１日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の３第２号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和４年11月１日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第１項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の３第３号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和４年11月１日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項において準用する同法第50条の２の規定により指定施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の３第２号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和４年11月１日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の３第２号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和４年11月１日

川崎市長　　福　田　紀　彦

川崎市告示第583号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項において準用する同法第50条の２の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の３第２号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和４年11月１日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市告示第584号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の一部の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第２項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指定を解除しますので、同条第３項の規定に基づき告示します。

令和４年11月２日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　指定を解除する形質変更時要届出区域

令和３年度川崎市告示第62号により指定した区域（中原区小杉町一丁目390番１、393番、394番１、395番１、396番、397番１、397番２、397番３、397番４、398番１、398番２、398番５の各一部）の一部（別図のとおり）

２　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

３　土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

４　講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

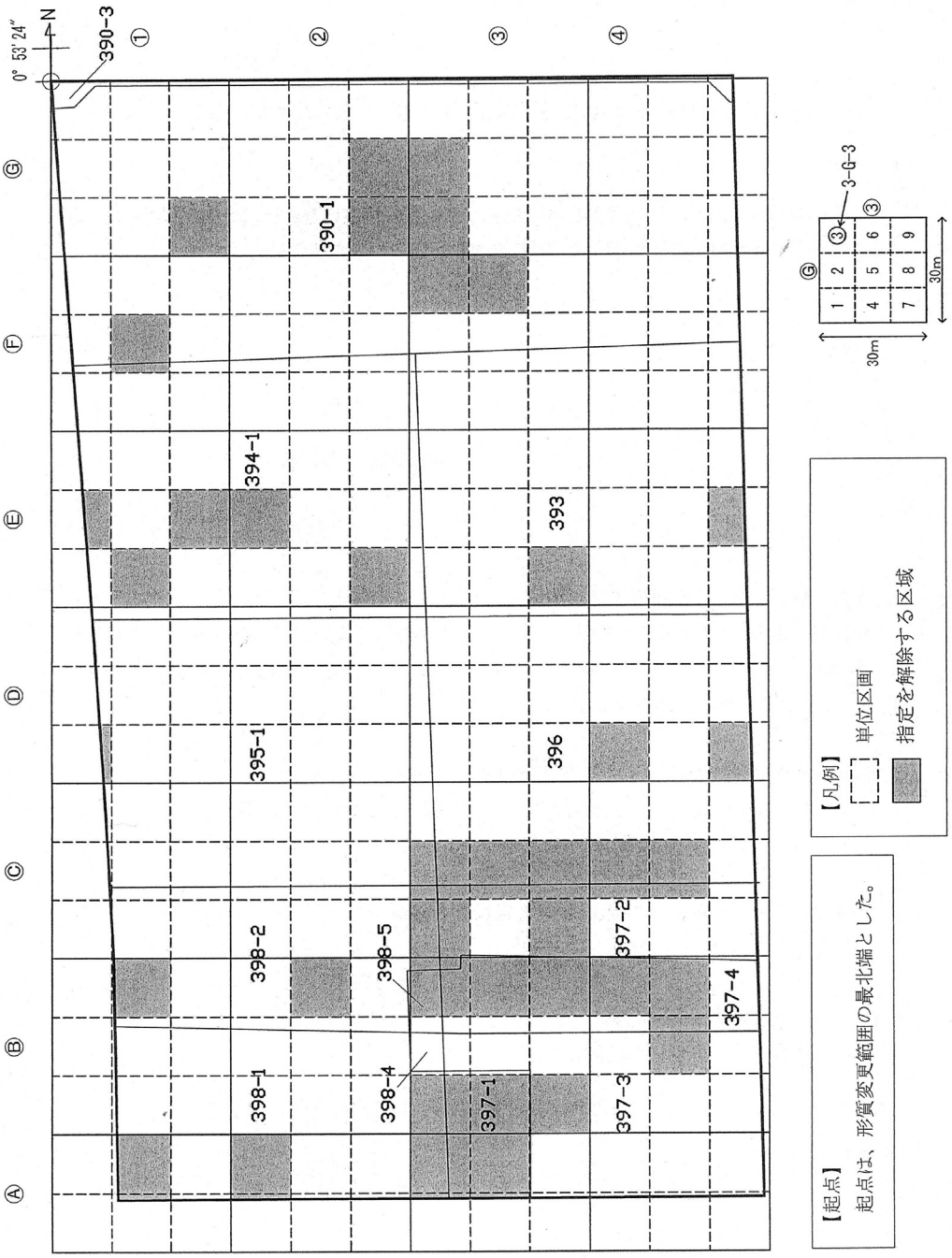
0° 53′24″
N
390-3
①
②
③
④
Ⓐ
Ⓑ
Ⓒ
Ⓓ
Ⓔ
Ⓕ
Ⓖ
390-1
394-1
393
395-1
396
398-2
398-5
397-2
397-4
398-1
398-4
397-1
397-3
3-G-3
1
2
3
4
5
6
7
8
9
30m
30m
【凡例】
単位区画
指定を解除する区域
【起点】
起点は、形質変更範囲の最北端とした。

別　図

川崎市告示第585号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和４年11月２日から令和４年11月17日まで一般の縦覧に供します。

令和４年11月２日

川崎市長　福　田　紀　彦

道路の種類　市　道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員（m）	延長（m）	備考
旧	上作延第32号線	川崎市高津区上作延503番５先	3.18	5.42	
		川崎市高津区上作延503番５先			
新	上作延第32号線	川崎市高津区上作延503番４先	4.00	5.42	
		川崎市高津区上作延503番４先			

川崎市告示第586号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を令和４年11月２日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和４年11月２日から令和４年11月17日まで一般の縦覧に供します。

令和４年11月２日

川崎市長　福　田　紀　彦

道路の種類　市　道

路線名	供用開始の区間	備考
上作延第32号線	川崎市高津区上作延503番４先	
	川崎市高津区上作延503番４先	

川崎市告示第587号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和４年11月２日から令和４年11月17日まで一般の縦覧に供します。

令和４年11月２日

川崎市長　福　田　紀　彦

道路の種類　市　道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員（m）	延長（m）	備考
旧	西生田第61号線	川崎市多摩区西生田３丁目6472番４先	5.00	8.74	
		川崎市多摩区西生田３丁目6470番５先			
新	西生田第61号線	川崎市多摩区西生田３丁目6472番８先	6.00	8.74	
		川崎市多摩区西生田３丁目6470番１先			
旧	西生田第82号線	川崎市多摩区西生田３丁目6472番４先	1.82	14.02	
		川崎市多摩区西生田３丁目6471番２先			
新	西生田第82号線	川崎市多摩区西生田３丁目6472番８先	6.00	13.29	
		川崎市多摩区西生田３丁目6471番１先			

川崎市告示第588号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を令和４年11月２日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和４年11月２日から令和４年11月17日まで一般の縦覧に供します。

令和４年11月２日

川崎市長　福　田　紀　彦

道路の種類　市　道

路線名	供用開始の区間	備考
西生田第61号線	川崎市多摩区西生田３丁目6472番８先	
	川崎市多摩区西生田３丁目6470番１先	
西生田第82号線	川崎市多摩区西生田３丁目6472番８先	
	川崎市多摩区西生田３丁目6471番１先	

川崎市告示第589号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第２項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和４年11月８日

川崎市長　福　田　紀　彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社リリーフ	リリーフ	川崎市高津区新作二丁目10番１－607号	居宅介護	令和４年９月30日	1415300852
株式会社リリーフ	リリーフ	川崎市高津区新作二丁目10番１－607号	重度訪問介護	令和４年９月30日	1415300852

生活協同組合 パルシステム神奈川	生活協同組合パルシステム神奈川ぬくもり麻生	川崎市麻生区王禅寺西５－２－14　パルシステム神奈川麻生センター内	居宅介護	令和４年９月１日	1415600566
生活協同組合 パルシステム神奈川	生活協同組合パルシステム神奈川ぬくもり麻生	川崎市麻生区王禅寺西５－２－14　パルシステム神奈川麻生センター内	重度訪問介護	令和４年９月１日	1415600566

川崎市告示第590号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第１項第１号の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行いましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和４年11月８日

川崎市長　福　田　紀　彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社クレシタ	相談支援事業所 クレシタ	川崎市幸区下平間131番地　洋光ビル301号室	計画相談支援	令和４年11月１日	1435100837

川崎市告示第591号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和４年11月８日

川崎市長　福　田　紀　彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 ネクストサンズ	訪問介護ネクスト	川崎市宮前区東有馬２－15－19　アントレ―鷺沼Ａ102	居宅介護	令和４年11月１日	1415501038
株式会社 ネクストサンズ	訪問介護ネクスト	川崎市宮前区東有馬２－15－19　アントレ―鷺沼Ａ102	重度訪問介護	令和４年11月１日	1415501038
合同会社 インプレッション	就労定着支援事業所 インプレッション　かしまだ	川崎市幸区塚越二丁目218番地	就労定着支援	令和４年11月１日	1415100740

川崎市告示第592号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の15第１項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の５の25第１項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和４年11月８日

川崎市長　福　田　紀　彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社ＬＩＢＯ	ＬＩＢＯらぼ かわさき園	川崎市川崎区宮前町２番２号 川崎エヌズビル１階１Ｆ号室	児童発達支援	令和４年11月１日	1455000719
株式会社ＬＩＢＯ	ＬＩＢＯらぼ かわさきにし園	川崎市幸区中幸町１番18号 アルケディア御幸１階	児童発達支援	令和４年11月１日	1455100485
アンダンテミライ 株式会社	ｔｏｉｒｏ 向ヶ丘遊園	川崎市多摩区登戸2929　田辺事務所１号室	児童発達支援	令和４年11月１日	1455400570
アンダンテミライ 株式会社	ｔｏｉｒｏ 向ヶ丘遊園	川崎市多摩区登戸2929　田辺事務所１号室	放課後等 デイサービス	令和４年11月１日	1455400570

川崎市告示第593号

指定障害児相談支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第１項の規定により、指定障害児相談支援事業者の指定を行いましたので、同法第24条の37第１項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和４年11月８日

川崎市長　福　田　紀　彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社クレシタ	相談支援事業所クレシタ	川崎市幸区下平間131番地 洋光ビル301号室	障害児相談支援	令和４年11月１日	1475100473

川崎市告示第594号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第４号。以下「条例」という。）第10条第２項、第11条第２項及び第３項並びに第27条第２項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第１項（第27条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和４年11月８日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

２　保管期間

当該告示をした日から起算して１箇月間

３　引取りの方法

⑴　引取りの場所

別紙表記載の保管場所

⑵　引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後７時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後５時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から１月３日までを除く。

⑶　引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

⑷　持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

４　その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

（別紙省略）

川崎市告示第595号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第１項の規定により、地縁による団体として認可しましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和４年11月14日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　名称

小杉御殿町二丁目町内会

２　規約に定める目的

住民の文化的教養を高め自治を振興し、社会福祉の増進を計るとともに、会員相互の親睦、交友を深め、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする

３　区域

川崎市中原区小杉御殿町２丁目のうち47番の小杉御殿団地を除く全域

４　主たる事務所の所在地

川崎市中原区小杉御殿町２丁目68番地

５　代表者の氏名及び住所

田添　博

川崎市中原区小杉御殿町２丁目68番地

６　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

７　代理人の有無

なし

８　規約に解散の事由を定めたときはその理由

なし

９　認可年月日

令和４年11月14日

川崎市告示第596号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第19条第１項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和４年11月14日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　都市計画の種類及び名称

川崎都市計画生産緑地地区の変更

２　都市計画を定める土地の区域

⑴　追加する部分

川崎市　麻生区　片平８丁目地内

⑵　削除する部分

川崎市　麻生区　王禅寺東２丁目及び王禅寺西８丁目地内

⑶　変更する部分

川崎市

中原区

井田２丁目、井田３丁目、井田三舞町及び上小田中１丁目地内

高津区

北見方１丁目、二子３丁目、新作１丁目、新作６丁目、末長１丁目、千年、北野川、東野川２丁目、宇奈根、久末及び子母口地内

宮前区

有馬６丁目、有馬７丁目、東有馬２丁目、東

有馬４丁目、菅生１丁目、菅生４丁目、菅生６丁目、野川台１丁目、西野川１丁目、西野川２丁目、西野川３丁目、南野川１丁目、南野川３丁目、馬絹１丁目、初山１丁目、土橋６丁目及び平６丁目地内

多摩区

菅２丁目、菅５丁目、菅６丁目、菅北浦１丁目、菅稲田堤３丁目、菅馬場３丁目、長尾５丁目、長尾７丁目、中野島３丁目、栗谷３丁目、生田１丁目、堰２丁目及び登戸地内

麻生区

栗木３丁目、栗木台２丁目、はるひ野５丁目、千代ヶ丘５丁目、王禅寺東５丁目、王禅寺東６丁目、白鳥４丁目、高石１丁目及び高石３丁目地内

３　縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第597号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第５条、第６条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第４条第１項の規定に基づき告示します。

令和４年11月14日

川崎市長　福　田　紀　彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
宮本謙一	みやもと訪問クリニック	川崎市多摩区菅北浦２-17-15　マスダエレメントビル３階

川崎市告示第598号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第５条、第６条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第４条第１項の規定に基づき告示します。

令和４年11月14日

川崎市長　福　田　紀　彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
宮本謙一	みやもと訪問クリニック	川崎市多摩区菅北浦２-17-15　マスダエレメントビル３階

川崎市告示第599号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項、第78条の５第２項、第82条第２項、第99条第２項、第105条の５第２項、第115条の15第２項、第115条の25第２項、第78条の８若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の２第１項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の２、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和４年11月15日

川崎市長　福　田　紀　彦

令和４年９月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
有限会社林商会	1475202766	ハヤシケアサービス	川崎市中原区田尻町29－１　802号ライオンズプラザ平間駅前	訪問介護
株式会社おりーぶ	1475602106	居宅介護支援おりーぶ	川崎市麻生区白鳥４丁目327－70	居宅介護支援
株式会社ユニマットリタイアメント・コミュニティ	1475000772	かわさきグループホームそよ風	川崎市川崎区浜町３－３－２	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社リリーフ	1475302749	リリーフ	川崎市高津区新作２丁目10番１－607号	訪問介護
特定非営利活動法人エスカーパス	1475202352	ケアセンター樹々苅宿	川崎市中原区苅宿39－44ユーハイム101	居宅介護支援
株式会社ピクセルケア	1475202212	株式会社ピクセルケア	川崎市中原区新城５－７－５	居宅介護支援
特定非営利活動法人地域福祉サービス・ぐみの家	1475500474	地域福祉サービス・ぐみの家	川崎市宮前区初山２－17－９プチセゾン201	居宅介護支援

川崎市告示第600号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項本文、第42条の２第１項本文、第46条第１項、第48条第１項第１号、第53条第１項、第54条の２第１項本文、若しくは第58条第１項の規定又は第94条第１項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の２の規定に基づき告示します。

令和４年11月15日

川崎市長　福　田　紀　彦

令和４年11月１日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社ルデア	1475502827	ヘルパーステーションハンナ	川崎市宮前区有馬５丁目１－１ 伊藤レジデンス402	訪問介護
セントケア神奈川株式会社	1495600684	セントケア看護小規模ゆりがおか	川崎市麻生区高石２丁目20番12号	看護小規模多機能型居宅介護

川崎市告示第601号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第４号。以下「条例」という。）第10条第２項、第11条第２項及び第３項並びに第27条第２項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第１項（第27条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和４年11月15日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

２　保管期間

当該告示をした日から起算して１箇月間

３　引取りの方法

⑴　引取りの場所

別紙表記載の保管場所

⑵　引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後７時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後５時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から１月３日までを除く。

⑶　引取りに要する費用

自転車　2,500円
原動機付自転車　5,000円
自動二輪車　10,000円

⑷　持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

４　その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

（別紙省略）

公　　告

川崎市公告第1154号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第３項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和４年11月１日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区西野川２丁目1055番１
ほか４筆
601平方メートル

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内２－４－１　丸の内ビルディング12F
株式会社　オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役　山田照

３　予定建築物の用途

一都建手の住宅
計画戸数：７戸

４　開発許可年月日及び許可番号

令和４年５月17日
川崎市指令　ま宅審　(イ)第15号

川崎市公告第1155号

川崎都市計画公園の変更（３・３・105号入江崎公園ほか２公園）を予定しています。都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項に基づく、川崎市都市計画

公聴会規則（平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。）の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第２条の規定により、公述の申出がないときは、公聴会を開催しません。

令和４年11月１日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　都市計画の内容

⑴　都市計画の種類及び名称

ア　川崎都市計画公園の変更（３・３・105号入江崎公園ほか２公園）

⑵　都市計画を定める土地の区域

川崎都市計画公園　３・３・105号入江崎公園

ア　追加する部分

なし

イ　削除する部分

なし

ウ　変更する部分

川崎市　川崎区　塩浜３丁目地内

川崎都市計画公園　２・２・127号池上新町南公園

ア　追加する部分

なし

イ　削除する部分

なし

ウ　変更する部分

川崎市　川崎区　池上新町３丁目地内

川崎都市計画公園　２・２・123号塩浜中公園

ア　追加する部分

なし

イ　削除する部分

川崎市川崎区塩浜３丁目地内

ウ　変更する部分

なし

２　公聴会の開催の日時及び場所

⑴　日　時　令和５年１月14日（土）午前10時から

⑵　場　所　川崎市立四谷小学校体育館（川崎区四谷下町４－１）

３　公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

⑴　提出期間　令和４年12月９日（金）から12月23日（金）まで

⑵　提出先　川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎市川崎区宮本町１番地）

４　都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会後、都市計画素案の縦覧を行います。

⑴　説明会

ア　日　時　令和４年12月８日（木）午後７時から午後８時30分まで

イ　場　所　川崎市立四谷小学校体育館（川崎区四谷下町４－１）

⑵　縦　覧

ア　日　時　令和４年12月９日（金）から12月23日（金）まで

イ　場　所　川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町６番地　明治安田生命川崎ビル５階）

川崎区役所３階市政資料コーナー（川崎区東田町８番地）

川崎区役所大師支所（川崎区東門前２－１－１）

川崎区役所田島支所（川崎区鋼管通２－３－７）

川崎市立川崎図書館（川崎区駅前本町12－１　川崎駅前タワーリバーク４階）

※都市計画課、川崎区役所、大師支所及び田島支所は、閉庁日（土・日曜日・祝日）を除く平日の午前８時30分から午後５時まで。

※川崎図書館は、平日の午前９時30分から午後７時まで及び土・日曜日・祝日の午前９時30分から午後５時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

川崎市公告第1156号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和４年11月１日

川崎市長　福　田　紀　彦

築造主 住所・氏名	横浜市西区北二丁目９番10号　横浜ＨＳビル７階　株式会社リアル 代表取締役　桑原　真		
道路位置の 地名・地番	川崎市川崎区浅田三丁目88番１の一部 別図省略		
幅員	４．50メートル	延長	29.71メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指　第211号		指定年月日	令和4年11月1日

川崎市公告第1157号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和４年11月１日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　件名

多摩区役所窓口広告付き受付・呼出システム設置等に伴う広告事業者企画提案募集

２　機器の設置等の期間

令和５年５月から令和10年５月まで

３　履行場所

多摩区総合庁舎（川崎市多摩区登戸1775－１）１階区民課、証明発行コーナー、保険年金課

４　内容

⑴　市民サービスの向上と窓口業務の効率化等とともに、行政情報の発信と地域経済の活性化を図ることを目的に、「多摩区役所窓口受付・呼出システム」を導入するにあたり、設置費用や運営経費等の削減に繋がる事業者からの企画提案を募集します。

⑵　多摩区総合庁舎１階の区民課、証明発行コーナー、保険年金課の各窓口に、番号発券機、番号呼出機、表示パネル、番号案内表示モニタ等で構成されたシステムを無償で提供するとともに、システムと連動して、窓口の待ち人数や待ち時間等の状況について、インターネット上で情報提供を行うWebサイトを無償提供していただきます。

また、広告表示モニタを設置し、民間広告や行政情報等を放映していただきます。

５　応募資格

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」、種目「広告代理店」に登載されていること。

⑶　提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑷　本市または他自治体において、同種・同規模の業務の履行実績があること。

⑸　川崎市暴力団排除条例（平成24年３月19日条例第５号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員、同条第３号に規定する暴力団員等または同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

６　参加意向申出書等の提出及び問い合わせ先等

参加を希望する事業者は、次により参加意向申出書、５の各号を証する資料を持参または郵送により提出していただきます。

⑴　参加意向申出書等の提出場所及び問い合わせ先

川崎市多摩区登戸1775－１多摩区総合庁舎１階
多摩区役所区民サービス部区民課住民記録第２係
電話　044-935-3152　　電子メール　71kumin@city.kawasaki.jp

⑵　受付期間等

受付期間：令和４年11月１日（火）から11月７日（月）まで

受付時間：午前９時から午後５時まで（閉庁日及び正午から午後１時までを除く）

７　提案資格確認結果通知書の交付

５により参加意向申出書を提出した事業者には、令和４年11月11日（金）までに確認結果について、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際の電子メールアドレス宛に送付したうえで、提案資格確認結果通知書を郵送します。

８　質問書の受付・回答

⑴　受付期間等

受付期間：令和４年11月１日（火）から11月７日（月）まで

⑵　質問書の様式

質問書の様式により提出してください。

⑶　質問の受付方法

電子メールとします。（電子メールアドレス：71kumin@city.kawasaki.jp）

⑷　回答方法

令和４年11月11日（金）までに参加意向申出書を提出した事業者全てに電子メールにて送付します。

９　設置工事等にかかる現地視察

希望により、機器等を設置する場所について現地視察を受け付けます。

⑴　視察可能日時

令和４年11月９日（水）から11月11日（金）までのいずれか１日で、午前10時から午後４時まで（閉庁日及び正午から午後１時までを除く）

⑵　所要時間

１時間を上限とします。

⑶　申込方法

令和４年11月７日（月）までに、電子メールにて（電子メールアドレス：71kumin @city.kawasaki.jp）、事業者名、担当者名、希望日時をお知らせください。

⑷　その他

ア　業務の都合上、視察をお受けできない時間帯等が発生する場合も有ります。

イ　現地視察は任意です。

10　企画提案書等の提出

⑴　提出書類

参加予定の事業者は、企画提案書を10部提出して

ください。

ア　Ａ４版縦横どちらでも構いません。

イ　散逸しないような形で綴ってください。

ウ　企画提案書の書式は自由ですが、次の内容については必須記載事項とします。

(ｱ)　会社概要及び業務実績

(ｲ)　機器等に係る仕様、規格、設置台数及び設置方法

(ｳ)　独自提案を含めたシステムの一連の業務の流れ

(ｴ)　混雑状況等の配信画面のイメージ図等

(ｵ)　広告の募集及び内部審査方法

(ｶ)　広告、行政情報等の発信方法

(ｷ)　機器等の保守、維持管理体制

(ｸ)　機器等の故障及び緊急時の対応方法

(ｹ)　設置工事スケジュール

⑵　受付期間等

受付期間：令和４年11月15日（火）から11月21日（月）まで

受付時間：午前９時から午後５時まで（閉庁日及び正午から午後１時までを除く）

⑶　提出方法

持参により、６⑴記載の提出先に提出してください。郵送による提出は、原則認めません。

⑷　企画提案書等の取扱い

ア　提出された企画提案書等は返却できません。

イ　提出期限後は、企画提案書等の差し替え、変更または追加は認められません。

ウ　企画提案書等は、あくまでも本業務にかかる知識、経験、熱意等を諮る資料であり、企画提案書等に記載された内容は尊重しますが、提案の全てが仕様等に反映されるとは限りません。

エ　企画提案にあたっては、実施要件を重視していただきますが、要件の全てを達成することは必須ではありません。

11　プレゼンテーション

企画提案書等に基づき、プレゼンテーション形式による評価を実施します。

⑴　日時（※予定）

令和４年11月30日（水）または12月１日（木）

※確定した日時及び開催場所は別途通知します。また、応募者数に応じて別日を設定する可能性があります。

⑵　実施方法等

ア　プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。

(ｱ)　準備及び説明：20分

(ｲ)　質疑応答：10分

イ　プレゼンテーションの際の事業者における出席者は３名以内とします。

ウ　プロジェクター等の準備はありませんので、使用する場合は持参してください。

⑶　評価者

事業者選定委員会が評価者となります。

12　選定方法

⑴　事業者選定委員会の設置

ア　多摩区役所内に「多摩区役所窓口広告付き受付・呼出システム設置等に係る事業者選定委員会」を設け、企画提案の評価を行います。参加者の中から最優秀者を選定します。

イ　会議の公開

事業者選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年３月19日条例第３号）第５条第３号の規定に基づき非公開とします。

⑵　評価

評価は「多摩区役所窓口広告付き受付・呼出システム等設置に係る事業者選定評価基準」に基づき、各評価項目を５段階で採点し、各項目の評価点の合計が最も高い事業者を選定業者候補とします。

13　選定結果通知

選定結果については、令和４年12月下旬以降に企画提案者全てに郵送で通知します。なお、選定結果についての電話・メール等での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

14　参加意向の辞退

参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退届を令和４年11月14日（月）までに持参または郵送により提出してください。

※郵送の場合、令和４年11月14日（月）必着とし、書留郵便等の配達した記録が残るもので送付してください。

15　その他

⑴　選定結果の通知後、速やかに協定書を作成のうえ、選定された事業者と協定を締結します。

⑵　協定の締結に併せ、本市及び事業者の協議により仕様等を確定します。

⑶　書類作成及び提出に係る一切の費用は、企画提案者の負担とします。

⑷　提出された企画提案書等は、返却いたしません。

川崎市公告第1158号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第３項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和４年11月２日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区登戸甲耕地206番２
ほか３筆
1,386平方メートル
2　開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区南軽井沢５番１
株式会社あさひﾊｳｼﾞﾝｸﾞｾﾝﾀｰ　代表取締役　香山裕司
川崎市多摩区登戸３２３４番地２
ﾎｰﾑﾗｲﾌ株式会社　代表取締役　工藤　宗義
3　予定建築物の用途
一都建手の住宅
計画戸数:15戸
4　開発許可年月日及び許可番号
令和４年４月13日
川崎市指令　ま宅審　(イ)第４号

川崎市公告第1159号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月２日

川崎市長　福　田　紀　彦

（案件１）

競争入札に付する事項	件　　名　市道麻生２号線道路改良工事
	履行場所　川崎市麻生区千代ヶ丘５丁目９番地先
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑽　主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月17日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件２）

競争入札に付する事項	件　　名　都市計画道路柿生町田線道路築造（擁壁）工事
	履行場所　川崎市麻生区上麻生５丁目37番地先
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで

参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑻　とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑼　主任技術者（業種「とび・土工」）を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月17日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件３）

競争入札に付する事項	件　　名　市道古市場矢上線（Ⅱ）舗装道補修（切削）工事
	履行場所　川崎市幸区北加瀬２丁目１番地先
	履行期間　契約の日から令和５年２月28日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 ⑹　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ｂ」で登録されていること。 ⑺　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑻　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企

参加資格	業者であること。 ⑼　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑽　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑾　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月17日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件４）

競争入札に付する事項	件　　名　スキップウォーク通行部改良工事
	履行場所　川崎市川崎区東扇島地内
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 ⑹　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ｂ」で登録されていること。 ⑺　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑻　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑼　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑽　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑾　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月17日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件５）

競争入札に付する事項	件　　名　久本歩道橋補修工事
	履行場所　川崎市高津区久本３丁目11番地先
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑽　監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月30日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件６）

競争入札に付する事項	件　　名　史跡橘樹官衙遺跡群保存整備工事
	履行場所　川崎市高津区千年423―１ほか
	履行期間　契約の日から令和５年　３月31日限り

参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑻　造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑼　監理技術者資格者証（業種「造園」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月30日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件７）

競争入札に付する事項	件　　名　溝口北公園改修工事
	履行場所　川崎市高津区溝口５丁目15－２
	履行期間　契約の日から令和５年　３月31日限り
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。

参加資格	ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑽　監理技術者資格者証（業種「造園」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月30日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件８）

競争入札に付する事項	件　　名　一般国道132号舗装改良工事
	履行場所　川崎市川崎区中島１丁目１番地先
	履行期間　契約の日から令和５年３月15日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

参加資格	⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ａ」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑽　監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年12月１日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。 ⑴　入札参加者は、「県道扇町川崎停車場舗装道補修（切削）工事」又は「一般国道132号舗装改良工事」のいずれか１件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 ⑵　落札候補者決定は、「県道扇町川崎停車場舗装道補修（切削）工事」、「一般国道132号舗装改良工事」の順に行います。 ⑶　本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件９）

競争入札に付する事項	件　　名　道扇町川崎停車場舗装道補修（切削）工事
	履行場所　川崎市川崎区新川通１番地先
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。

参加資格	ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ａ」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑽　監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年12月１日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。 ⑴　入札参加者は、「県道扇町川崎停車場舗装道補修（切削）工事」又は「一般国道132号舗装改良工事」のいずれか１件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 ⑵　落札候補者決定は、「県道扇町川崎停車場舗装道補修（切削）工事」、「一般国道132号舗装改良工事」の順に行います。 ⑶　本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件10）

競争入札に付する事項	件　　名　稲生跨線橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所　川崎市多摩区登戸1968番地先
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑽　監理技術者資格者証（業種「とび・土工」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年12月１日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件11）

競争入札に付する事項	件　　名　五反田川放水路施設整備（その３）工事
	履行場所　川崎市多摩区登戸新町地内
	履行期間　契約の日から317日間

参加資格	本工事の入札は、混合入札により執行します。 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている２者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員２」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）又は単体企業でなければなりません。 ただし、特定ＪＶの出資割合は、全ての構成員を20％以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 ⑴　特定ＪＶの資格条件 ア　全ての構成員に必要な条件 (ｱ)　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (ｲ)　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (ｳ)　次のａからｃのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ａ　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 ｂ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ｃ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ａ以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (ｴ)　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「Ａ」で登録されていること。 (ｵ)　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (ｶ)　本工事の他の特定ＪＶの構成員になっていないこと。 イ　特定ＪＶの代表者に必要な条件 (ｱ)　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。 (ｲ)　令和３・４年度川崎市競争入札参加資格申請時における経審の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1200点以上であること。 (ｳ)　土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (ｴ)　監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ウ　特定ＪＶの構成員２に必要な条件 (ｱ)　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (ｲ)　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 (ｳ)　土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (ｴ)　主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ⑵　単体企業の資格条件 ア　「⑴特定ＪＶの資格条件」のうち「ア　全ての構成員に必要な条件」及び「イ　特定ＪＶの代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、⑴イ（ｳ）については一般建設業の許可でも可とし、⑴イ（ｴ）については主任技術者でも可とします。 なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、２現

参加資格	場までの兼任を可とします。 イ　本工事の他の特定ＪＶの構成員になっていないこと。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年12月12日　17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	⑴　川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 ⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 ⑶　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件12）

競争入札に付する事項	件　　名　南菅こども文化センター・老人いこいの家外壁塗装改修その他工事
	履行場所　川崎市多摩区菅馬場３丁目26番１号
	履行期間　契約の日から令和５年３月15日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第２条⑴イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑽　主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年11月30日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件13）

競争入札に付する事項	件　　名　中原区役所ほか１か所切替盤移設工事
	履行場所　川崎市中原区小杉町３丁目245番地ほか１か所
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「Ｃ」で登録されていること。 ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑻　電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑼　主任技術者（業種「電気」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年12月２日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件14）

競争入札に付する事項	件　　名　白山こども文化センター・老人いこいの家外壁塗装改修その他工事
	履行場所　川崎市麻生区白山４丁目２番２号
	履行期間　契約の日から令和５年３月15日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。

参加資格	⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑻　塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑼　主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年11月30日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件15）

競争入札に付する事項	件　　名　史跡橘樹官衙遺跡群推定橘樹評家復元建物新築工事
	履行場所　川崎市高津区千年伊勢山台423－１他14筆
	履行期間　契約の日から令和６年２月15日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「Ａ」又は「Ｂ」で登録されていること。 ⑸　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑹　建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」【「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」の中の「下請契約に関する誓約書（第３号様式）」【平成28年６月１日版】】を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑺　監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（「11　注意事項」において、別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」【「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」の中の「下請契約に関する誓約書（第３号様式）」【平成28年６月１日版】】を提出した場合は、主任技術者でも可とします。

参加資格	本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ⑻　次のいずれかの工事の完工実績（元請に限る。）を平成19年４月１日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20％以上であること。 ア　国指定史跡内の建造物復元工事（修理工事を除く） イ　有形文化財建造物（「国又は地方公共団体に指定された有形文化財のうち建造物」）の解体修理工事
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年12月12日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件16）

競争入札に付する事項	件　　名　幸スポーツセンター天井改修その他工事
	履行場所　川崎市幸区戸手本町１丁目11番地３
	履行期間　契約の日から令和５年10月16日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「Ｂ」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑽　監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。

参加資格	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年12月12日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件17）

競争入札に付する事項	件　　名　旭町小学校ほか２校教室等改修工事
	履行場所　川崎市川崎区旭町２丁目２番１号ほか
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「Ｃ」で登録されていること。 ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑻　建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑼　主任技術者（業種「建築」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年12月２日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件18）

競争入札に付する事項	件　　名　上河原公衆トイレ改修工事
	履行場所　川崎市多摩区布田35番
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「D」で登録されていること。 ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑻　建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑼　主任技術者（業種「建築」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年11月25日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件19）

競争入札に付する事項	件　　名　生田住宅新築第１号衛生その他設備工事
	履行場所　川崎市多摩区生田三丁目1064番１の一部
	履行期間　契約の日から令和６年３月15日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「A」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企

参加資格	業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 　ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 　また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑽　監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 　※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 　ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 　本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 　なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ⑾　「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年12月12日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件20）

競争入札に付する事項	件　　名　生田住宅新築第１号電気設備工事
	履行場所　川崎市多摩区生田三丁目1064番１の一部
	履行期間　契約の日から令和６年３月15日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 　ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 　イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 　ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 　　※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「Ａ」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

参加資格	⑼　電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑽　監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年12月12日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1160号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月４日

川崎市長　福　田　紀　彦

競争入札に付する事項	件　　名　防災備蓄用非常食
	履行場所　各市立学校
	履行期間　令和５年２月28日
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「食料品」種目「食料品」に登載されていること。 ⑷　平成24年４月１日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、１契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 ⑸　この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地　明治安田生命ビル13階 電話番号　044－200－2091
入札日時等	令和４年12月12日11時00分（川崎市役所入札室　砂子平沼ビル７階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は契約課ホームページ　「入札情報　かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1161号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和４年11月４日

（案件１）

競争入札に付する事項	件　　名　五所塚地区及び鷲ヶ峰地区法面対策工事家屋事前調査委託
	履行場所　川崎市宮前区平２丁目14番地ほか
	履行期間　令和５年３月15日限り
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 ⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。 ⑸　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」で登録されている者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2097
入札日時等	令和４年12月６日　14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件２）

競争入札に付する事項	件　　名　宮崎第２公園ほか測量業務委託
	履行場所　川崎市宮前区宮崎２丁目５番地ほか
	履行期間　令和５年３月31日限り
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 ⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。 ⑸　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2097
入札日時等	令和４年12月６日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件３）

競争入札に付する事項	件　　名　宮前区内水路改修詳細設計委託
	履行場所　川崎市宮前区神木本町１丁目９番地先
	履行期間　令和５年３月31日限り
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「河川、砂防及び　海岸・海洋」で登録されている者。 ⑷　管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）、又は、ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）部門のいずれかの資格を有する者。 　なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地） f電話番号　044－200－2097
入札日時等	令和４年12月６日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件４）

競争入札に付する事項	件　　名　浮島１期地区測量委託
	履行場所　川崎市川崎区浮島町地内
	履行期間　令和５年３月31日限り
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 ⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。 ⑸　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2097
入札日時等	令和４年12月６日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件５）

競争入札に付する事項	件　　名　多摩区内都市計画道路世田谷町田線登戸陸橋日照阻害調査委託
	履行場所　川崎市多摩区登戸新町77番地先
	履行期間　令和５年３月31日限り

参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 ⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。 ⑸　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「事業損失部門」で登録されている者。 ⑹　次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア　主任技術者は、補償業務管理士（事業損失部門）の資格を有する者。 イ　照査技術者は、補償業務管理士（事業損失部門）の資格を有する者又は事業損失調査等業務に関し、７年以上の実務経験を有する者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2097
入札日時等	令和４年12月６日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件６）

競争入札に付する事項	件　　名　幸区内道路維持（側溝・桝清掃）委託
	履行場所　川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履行期間　令和５年３月31日限り
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 ⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。 ⑸　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」、種目「道路清掃」で登録されている者。 ⑹　川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること）を受けている者。 ⑺　東京都産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること）を受けている者。 ⑻　バキューム車を保有している者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2097
入札日時等	令和４年12月６日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げ

そ　の　他	る事項を定める　必要があります。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御確認ください。

（案件７）

競争入札に付する事項	件　　名　幸区内ボックスカルバート補修詳細設計委託
	履行場所　川崎市幸区小向仲野町５番地先ほか２箇所
	履行期間　令和５年３月31日限り
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 ⑷　次の要件を満たす者を配置できること。 ア　管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）部門のいずれかの資格を有する者。なお、管理技術者及び照査技術者は兼務できない。 イ　調査技術者は国土交通省登録技術者資格（トンネル－点検、診断）又は（道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）－点検、診断）を有する者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2097
入札日時等	令和４年12月６日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1162号

特定生産緑地指定の公示

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の２第１項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第４項の規定に基づき、次のように公示します。

令和４年11月７日

川崎市長　福　田　紀　彦

区	指定箇所	
中原区	箇所番号２	（井田杉山町）
	箇所番号４	（井田中ノ町）
	箇所番号６	（井田中ノ町）
	箇所番号９	（井田中ノ町）
	箇所番号17	（井田３丁目）
	箇所番号38	（井田三舞町）
	箇所番号40	（井田杉山町）
	箇所番号44	（井田杉山町）
	箇所番号57	（上小田中２丁目）
	箇所番号58	（上小田中２丁目）
	箇所番号61	（上小田中２丁目）
	箇所番号65	（上小田中６丁目）
	箇所番号75	（下小田中１丁目）
	箇所番号101	（下小田中３丁目）
	箇所番号103	（下小田中３丁目）
	箇所番号159	（井田杉山町）
	箇所番号160	（井田杉山町）
約１．５ha	を特定生産緑地に指定。	
高津区	箇所番号１	（宇奈根字山野）
	箇所番号13	（宇奈根字山野）
	箇所番号22	（梶ケ谷４丁目）
	箇所番号24	（梶ケ谷５丁目）
	箇所番号31	（上作延字南原）
	箇所番号32	（上作延字南原）
	箇所番号39	（上作延字南原）
	箇所番号51	（上作延字南原）
	箇所番号67	（上作延字南原）
	箇所番号78	（北見方１丁目）
	箇所番号86	（久地４丁目）
	箇所番号87	（久地３丁目）
	箇所番号107	（下作延５丁目）
	箇所番号121	（諏訪１丁目）
	箇所番号122	（諏訪３丁目）

	箇所番号131	（二子３丁目）
	箇所番号132	（二子３丁目）
	箇所番号133	（二子３丁目）
	箇所番号134	（二子３丁目）
	箇所番号142	（二子６丁目）
	箇所番号152	（向ケ丘字南原）
	箇所番号178	（新作２丁目）
	箇所番号179	（新作２丁目）
	箇所番号194	（末長１丁目）
	箇所番号219	（末長２丁目）
	箇所番号266	（久末字城法谷）
	箇所番号272	（久末字城法谷）
	箇所番号286	（久末字篭場谷）
	箇所番号291	（久末字篭場谷）
	箇所番号307	（上作延字南原）
	箇所番号322	（末長１丁目）
	箇所番号324	（北野川）
	箇所番号372	（上作延字南原）
約４．１ha	を特定生産緑地に指定。	
宮前区	箇所番号５	（有馬２丁目）
	箇所番号34	（有馬５丁目）
	箇所番号35	（有馬５丁目）
	箇所番号64	（有馬７丁目）
	箇所番号72	（有馬７丁目）
	箇所番号86	（犬蔵１丁目）
	箇所番号88	（犬蔵１丁目）
	箇所番号90	（犬蔵１丁目）
	箇所番号98	（犬蔵１丁目）
	箇所番号100	（犬蔵１丁目）
	箇所番号102	（犬蔵２丁目）
	箇所番号103	（犬蔵２丁目）
	箇所番号108	（犬蔵２丁目）
	箇所番号110	（犬蔵２丁目）
	箇所番号132	（犬蔵３丁目）
	箇所番号136	（犬蔵３丁目）
	箇所番号160	（神木２丁目）
	箇所番号169	（神木本町１丁目）
	箇所番号176	（神木本町３丁目）
	箇所番号180	（神木本町３丁目）
	箇所番号182	（神木本町４丁目）
	箇所番号190	（菅生１丁目）
	箇所番号191	（菅生１丁目）
	箇所番号193	（菅生１丁目）
	箇所番号198	（菅生１丁目）
	箇所番号211	（菅生２丁目）
	箇所番号213	（菅生２丁目）
	箇所番号216	（菅生３丁目）
	箇所番号226	（菅生５丁目）
	箇所番号255	（平３丁目）
	箇所番号259	（平４丁目）
	箇所番号272	（平５丁目）
	箇所番号273	（平５丁目）
	箇所番号282	（平６丁目）
	箇所番号288	（土橋２丁目）
	箇所番号292	（土橋３丁目）
	箇所番号308	（土橋７丁目）
	箇所番号314	（野川本町１丁目）
	箇所番号316	（野川本町１丁目）
	箇所番号322	（西野川１丁目）
	箇所番号327	（西野川１丁目）
	箇所番号335	（西野川１丁目）
	箇所番号339	（西野川１丁目）
	箇所番号350	（西野川１丁目）
	箇所番号369	（野川本町３丁目）
	箇所番号395	（南野川３丁目）
	箇所番号420	（南野川１丁目）
	箇所番号424	（南野川２丁目）
	箇所番号425	（南野川２丁目）
	箇所番号428	（南野川３丁目）
	箇所番号433	（南野川２丁目）
	箇所番号434	（南野川２丁目）
	箇所番号437	（南野川２丁目）
	箇所番号443	（野川本町１丁目）
	箇所番号451	（初山１丁目）
	箇所番号452	（初山１丁目）
	箇所番号463	（初山１丁目）
	箇所番号472	（初山２丁目）
	箇所番号473	（初山２丁目）
	箇所番号481	（初山２丁目）
	箇所番号482	（初山２丁目）
	箇所番号485	（初山２丁目）
	箇所番号487	（初山２丁目）
	箇所番号491	（初山２丁目）
	箇所番号496	（東有馬１丁目）
	箇所番号507	（東有馬１丁目）
	箇所番号525	（東有馬２丁目）
	箇所番号528	（東有馬２丁目）
	箇所番号541	（東有馬３丁目）
	箇所番号545	（東有馬３丁目）
	箇所番号559	（東有馬４丁目）
	箇所番号561	（東有馬４丁目）
	箇所番号574	（東有馬５丁目）
	箇所番号576	（東有馬５丁目）
	箇所番号590	（馬絹２丁目）
	箇所番号602	（水沢２丁目）
	箇所番号607	（水沢２丁目）
	箇所番号627	（水沢３丁目）
	箇所番号667	（土橋１丁目）
	箇所番号669	（野川本町３丁目）
	箇所番号680	（水沢２丁目）
	箇所番号716	（野川本町３丁目）
	箇所番号738	（犬蔵１丁目）
	箇所番号802	（水沢２丁目）
約14．６ha	を特定生産緑地に指定。	

多摩区	箇所番号３	（生田１丁目）
	箇所番号24	（生田３丁目）
	箇所番号36	（生田８丁目）
	箇所番号39	（生田８丁目）
	箇所番号48	（栗谷２丁目）
	箇所番号79	（宿河原５丁目）
	箇所番号80	（宿河原６丁目）
	箇所番号84	（宿河原６丁目）
	箇所番号96	（菅４丁目）
	箇所番号97	（菅４丁目）
	箇所番号98	（菅５丁目）
	箇所番号99	（菅５丁目）
	箇所番号100	（菅５丁目）
	箇所番号101	（菅５丁目）
	箇所番号110	（菅稲田堤１丁目）
	箇所番号117	（菅稲田堤２丁目）
	箇所番号120	（菅稲田堤２丁目）
	箇所番号126	（菅稲田堤３丁目）
	箇所番号139	（菅北浦４丁目）
	箇所番号143	（菅仙谷１丁目）
	箇所番号146	（菅仙谷１丁目）
	箇所番号148	（菅仙谷２丁目）
	箇所番号152	（菅城下）
	箇所番号153	（菅城下）
	箇所番号186	（堰２丁目）
	箇所番号220	（長尾４丁目）
	箇所番号221	（長尾４丁目）
	箇所番号223	（長尾５丁目）
	箇所番号224	（長尾５丁目）
	箇所番号226	（長尾５丁目）
	箇所番号227	（長尾５丁目）
	箇所番号231	（長尾７丁目）
	箇所番号236	（長沢１丁目）
	箇所番号246	（長沢２丁目）
	箇所番号248	（長沢３丁目）
	箇所番号249	（長沢３丁目）
	箇所番号260	（長沢４丁目）
	箇所番号284	（中野島２丁目）
	箇所番号323	（西生田３丁目）
	箇所番号345	（登戸字甲耕地）
	箇所番号347	（登戸字甲耕地）
	箇所番号353	（登戸字丙耕地）
	箇所番号359	（東生田４丁目）
	箇所番号369	（枡形１丁目）
	箇所番号371	（枡形１丁目）
	箇所番号397	（南生田１丁目）
	箇所番号398	（南生田１丁目）
	箇所番号400	（南生田１丁目）
	箇所番号448	（菅馬場２丁目）
	箇所番号470	（菅稲田堤３丁目）
	箇所番号491	（菅馬場１丁目）
約６．７ha	を特定生産緑地に指定。	

麻生区	箇所番号10	（王禅寺西７丁目）
	箇所番号12	（王禅寺東４丁目）
	箇所番号26	（岡上４丁目）
	箇所番号36	（岡上３丁目）
	箇所番号37	（岡上２丁目）
	箇所番号45	（岡上２丁目）
	箇所番号53	（片平３丁目）
	箇所番号55	（片平４丁目）
	箇所番号56	（片平４丁目）
	箇所番号98	（上麻生４丁目）
	箇所番号153	（栗木台１丁目）
	箇所番号155	（栗木台２丁目）
	箇所番号158	（栗木台２丁目）
	箇所番号161	（栗木台２丁目）
	箇所番号163	（栗木台３丁目）
	箇所番号164	（栗木台３丁目）
	箇所番号199	（五力田３丁目）
	箇所番号200	（五力田３丁目）
	箇所番号202	（五力田３丁目）
	箇所番号203	（五力田３丁目）
	箇所番号209	（下麻生１丁目）
	箇所番号229	（高石１丁目）
	箇所番号240	（高石５丁目）
	箇所番号245	（高石６丁目）
	箇所番号248	（千代ケ丘１丁目）
	箇所番号252	（千代ケ丘３丁目）
	箇所番号255	（千代ケ丘６丁目）
	箇所番号268	（千代ケ丘９丁目）
	箇所番号294	（細山１丁目）
	箇所番号295	（細山１丁目）
	箇所番号300	（細山４丁目）
	箇所番号301	（細山４丁目）
	箇所番号303	（細山４丁目）
	箇所番号308	（細山５丁目）
	箇所番号309	（細山５丁目）
	箇所番号315	（細山７丁目）
	箇所番号316	（細山７丁目）
	箇所番号318	（細山７丁目）
	箇所番号323	（向原１丁目）
	箇所番号332	（向原３丁目）
	箇所番号352	（上麻生７丁目）
	箇所番号353	（上麻生７丁目）
	箇所番号380	（栗木３丁目）
	箇所番号381	（栗木３丁目）
	箇所番号384	（栗木３丁目）
	箇所番号386	（栗木３丁目）
	箇所番号387	（栗木３丁目）
	箇所番号388	（栗木３丁目）
	箇所番号389	（岡上４丁目）
	箇所番号392	（栗木３丁目）
	箇所番号393	（栗木３丁目）
	箇所番号395	（栗木３丁目）

	箇所番号396　（向原２丁目） 箇所番号401　（上麻生７丁目）
約９．２ha	を特定生産緑地に指定。

川崎市公告第1163号

一般競争入札について、次の通り公告します。

令和４年11月７日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　子育て世帯への応援給付金事務処理センター業務委託

⑵　履行場所　発注者が用意する事務処理センター（川崎市役所第３庁舎内）

⑶　履行期間　契約締結日から令和５年３月31日まで

⑷　調達概要　令和４年度川崎市子育て世帯への応援給付金に係るお知らせ・申請勧奨の発送業務、コールセンター業務、申請書等の発送業務、申請書の受付審査及び入力業務並びに支給決定通知の発送業務等を行う。

２　競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「22電算業務」種目「02データ入力」で登録されていること。

⑷　本件公告の日から３年以内に、本市又は国、他の市町村若しくは民間企業が発注した、次の業務を受託した実績（再委託による受託を除く。）があること。（両業務を同時に処理する事務処理センター等業務を受託した実績又は両業務をそれぞれ別個の業務として受託した実績のいずれかを問わない。）

ア　概ね15,000件以上の申請の審査並びにデータ入力業務

イ　概ね2,200件以上の受電を取り扱うコールセンター業務

３　入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配付及び提出場所

〒210-8577　川崎市川崎区東田町５－４　川崎市役所第３庁舎13階

こども未来局こども支援部こども家庭課

電話　044-200-1311

⑵　配付及び提出期間

令和４年11月７日（月）から令和４年11月14日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前８時30分から午後５時まで（ただし正午から午後１時までを除く。）

⑶　提出書類

ア　入札参加申込書

イ　上記２⑷を証明する契約書等の写し

⑷　提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法によること。また、提出期間内に必着のこと。）

４　競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和４年11月14日までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付します。

５　仕様書等に関する質問及び回答

⑴　質問

次により、仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外に関する質問は受け付けません。また、入札参加申込者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア　質問書の配付場所

３⑴と同じ

イ　質問書の配付及び提出期間

令和４年11月７日（月）から令和４年11月15日（火）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前８時30分から午後５時まで（ただし正午から午後１時までを除く。）

ウ　質問書の提出方法

持参又は郵送若しくは電子メール（郵送による場合は、提出期間内に必着のこと。）

電子メールの送信先　45kodoka@city.kawasaki.jp

⑵　回答

ア　回答日

令和４年11月16日（水）

イ　回答方法

入札参加者から質問が提出された場合には、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、又は入札参加者から質問が提出されなかった場合にはその旨を、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メール

アドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付します。また、回答についての再質問は受け付けません。

6　入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いた場合には、入札参加資格を喪失します。

7　入札手続等

⑴　入札方法

持参

⑵　入札書の提出日時及び提出場所

提出日時　　令和４年11月21日（月）午前11時

提出場所　　川崎市役所第３庁舎13階　こども未来局会議室

⑶　入札保証金

免除

⑷　開札の日時及び場所

７⑵と同じ

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑹　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。ただし、川崎市金銭会計規則第８条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

⑵　前払金　　無

⑶　契約書作成の要否　　要

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9　その他

⑴　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑵　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑶　関連情報を入手するための照会窓口　３⑴と同じ

川崎市公告第1164号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和４年11月９日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　委託事業名

令和４年度地域包括支援センター及び高齢者等自立支援・重度化防止モデル事業普及啓発業務委託

2　委託内容

・地域包括支援センターパンフレットの作成

・地域包括新センターの認知度向上に向けた広報

・高齢者等自立支援・重度化防止モデル事業（以下「モデル事業」）に関するリーフレットの作成

・モデル事業の広報物の作成

3　履行期限

契約締結日から令和５年３月31日まで

4　提案書の提出者の資格

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　入札期日において、令和３・４年度川崎市業者委託有資格名簿の業種・種目「99その他業務　08広告代理」に登載されていること。

⑷　制作実績について、次のいずれかの要件を満たすこと。

①川崎市または他自治体の広報紙（年複数回、定期的に刊行しているものに限る。）の制作実績を過去３年間に１件以上有すること。

②川崎市または他自治体における同種イベントの運営実績を過去３年間に１件以上有すること。

③川崎市または他自治体において、事業等の広報動画制作実績を過去３年間に１件以上有すること。

⑸　本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

⑹　川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

5　担当部署

健康福祉局長地域包括ケア推進室専門支援担当

6　参加意向申出書

⑴　配布期間

令和４年11月９日（水）～令和４年11月16日（水）

土日祝日を除く　９：00～12：00／13：00～17：00

⑵　配布場所

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室専門支援担当

所在地：川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスク

エア西館10階

⑶　提出書類

①参加意向申出書（様式１）

②コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式３）

③誓約書（様式４）

④「４　提案書の提出者の資格⑷」の要件を満たしていることが確認できる書類

⑷　提出期限

令和４年11月16日（水）17：00　まで

⑸　提出場所

上記⑵と同じ

⑹　提出方法

持参

7　企画提案書等

⑴　提出期限

令和４年12月２日（金）17：00　まで

⑵　提出場所

６⑵と同じ。

⑶　提出方法

持参

⑷　提出書類

ア　企画提案書　13部（Ａ４判縦横どちらでも可）

イ　モデル事業リーフレット（案）　13部

ウ　見積書（総額、作業内訳記載のこと）

8　企画提案会

⑴　日時

令和４年12月８日（木）（詳細は提案各社へ別途連絡。）

⑵　時間

各社プレゼンテーション20分以内（質疑応答10分を含む）とする。

⑶　評価項目

①地域包括支援センターパンフレットの作成について

ア　相談者の目線に立った構成案の提案

イ　分かりやすく手に取りやすいデザイン・配布方法の提案

②地域包括支援センターの認知度向上に向けた広報について

ア　全市レベルにおける認知度向上のための提案

イ　早期相談の契機となるための提案

③モデル事業に関するリーフレットの作成について

ア　相談者の意欲喚起につながるための提案

イ　モデル事業の利用の流れをわかりやすく説明するための提案

④モデル事業の広報物の作成について

ア　モデル事業に関する幅広い周知のための提案

⑤会社概要及び関連業務実績

ア　制作実績（自治体広報紙等）

イ　組織体制

⑥その他評価

ア　提案の表現力・説得力

イ　提案の独自性

9　関連情報を入手するための照会窓口

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室専門支援担当

所在地：川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階

電話番号：044－200－2681

メールアドレス：40keasui@city.kawasaki.jp

10　その他

⑴　要請手続において使用する言語及び通貨

日本語・円

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　提案書作成及び提出に関する費用負担

提案者負担とする。

⑷　業務規模概算額

7,996,670円（消費税及び地方消費税を含む）

⑸　提出された書類は返却しない。

⑹　作成された制作物等の著作権は川崎市に帰属する。

⑺　提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、選定審査委員会においてあらかじめ事前評価を行い、「４　提案書の提出者の資格⑷」の要件を全て満たしている提案者のみヒアリングによる審査・評価を受けることができるものとする。

川崎市公告第1165号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第３項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和４年11月９日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区初山二丁目828番１

ほか２筆の一部

1,274平方メートル

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋二丁目６番地17

株式会社　成建　代表取締役　常盤　孝一

3　予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：８戸

4　開発許可年月日及び許可番号

令和４年４月28日

川崎市指令　ま宅審　(イ)第11号
令和４年10月11日
川崎市指令　ま宅審　(イ)第63号(変更)

川崎市公告第1166号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和４年11月９日

川崎市長　福　田　紀　　彦

(取扱い　川崎市港湾局川崎港管理センター港営課)

公売財産 公売保証金 見積価額	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり
公売方法	期日入札
公売参加 申し込み期間	令和４年11月９日（水）から令和４年11月16日（水）まで
公売日（入札日）	令和４年11月28日（月）11時00分（入札開始）11時15分（開札）
公売場所	川崎マリエン業務棟３階会議室
売却決定日	令和４年11月28日（月）11時20分
売却決定の場所	川崎マリエン業務棟３階会議室
買受代金の 納付の期限	令和４年12月６日（火）17時00分
買受人についての資格及びその他の要件	国税徴収法第92条及び第108条に抵触しない者
その他	別紙「その他事項」のとおり
配当を受ける者の権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を市長あて申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、川崎市港湾局川崎港管理センター港営課に用意してあります。

別紙

公売財産、公売保証金及び見積価額

売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質、及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容	公売保証金	見積価額
港００３	財産の種類　外国から本邦に到着した貨物 数量　１つ 所在　川崎市川崎区千鳥町２７番地先 （市営埠頭３号係船桟橋） 船舶として表記されている事項 船名　ＭＡＲＩＮＡ 船籍港　ベリーズ（抹消済） 総トン数　１９２０トン 船舶番号(IMO)　９３６９７８４ 全長　７９．４ｍ 以下余白	―　円	448,000 円

川崎市公告第1167号

令和４年11月９日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長　福　田　紀　彦

（案件１）

競争入札に付する事項	件　　名　下作延小学校教室等改修工事
	履行場所　川崎市高津区下作延５丁目19番１号
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑻　建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑼　主任技術者（業種「建築」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年12月７日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件２）

競争入札に付する事項	件　　名　百合丘小学校給食室等増築昇降機設備工事
	履行場所　川崎市麻生区王禅寺西１丁目26番１号
	履行期間　契約の日から令和６年３月29日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。

参加資格	⑸　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑹　機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑺　主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 ⑻　次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年４月１日以降に有すること。 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20％以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年12月７日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件３）

競争入札に付する事項	件　　名　大宮町ポンプ場水中ポンプ更新工事
	履行場所　川崎市幸区大宮町31番18号
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 ⑸　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑹　機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑺　主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年11月28日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件４）

競争入札に付する事項	件　　名　令和４年度登戸土地区画整理事業建築物等解体撤去その他工事
	履行場所　川崎市多摩区登戸地内
	履行期間　契約の日から令和５年３月15日まで

参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されていること。 ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑻　解体工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑼　主任技術者（業種「解体」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年12月２日　14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件５）

競争入札に付する事項	件　　名　寺尾台第４公園ほか遊具更新工事
	履行場所　川崎市多摩区寺尾台２丁目４－５ほか
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑻　造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は

参加資格	特定建設業の許可を要しません。 ⑼　監理技術者資格者証（業種「造園」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月25日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件６）

競争入札に付する事項	件　　名　市道宮崎28号線道路補修（打換）工事
	履行場所　川崎市宮前区宮崎１丁目１番地先
	履行期間　契約の日から90日間
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 ⑹　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ｃ」で登録されていること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑽　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月25日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件７）

競争入札に付する事項	件　　名　池上新田球場ダッグアウト改修工事
	履行場所　川崎市川崎区池上町１－３
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑽　主任技術者（業種「造園」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	平令和４年11月25日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件８）

競争入札に付する事項	件　　名　市道川崎駅東扇島線舗装道補修（切削）工事
	履行場所　川崎市川崎区千鳥町３番地先
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。

参加資格	⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ａ」で登録されていること。 ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑻　舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑼　監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年12月６日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件９）

競争入札に付する事項	件　　名　上小田中207号線ほか街路樹更新工事
	履行場所　川崎市中原区上小田中１丁目５番地先
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。

参加資格	⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑻　造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑼　主任技術者（業種「造園」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月25日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件10）

競争入札に付する事項	件　　名　昭和北公園改修工事
	履行場所　川崎市川崎区昭和１－55
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑽　主任技術者（業種「造園」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月25日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件11）

競争入札に付する事項	件　　名　古市場南公園ほか遊具更新工事
	履行場所　川崎市幸区古市場1781－５他８箇所
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日限り

参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑽　主任技術者（業種「造園」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月28日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件12）

競争入札に付する事項	件　　名　麻生区役所正面広場舗装補修工事
	履行場所　麻生区万福寺１丁目５番
	履行期間　契約日から令和５年３月31日限り
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ａ」で登録されていること。 ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑻　舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

参加資格	また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑼　監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月28日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件13）

競争入札に付する事項	件　　名　生田榎戸特別緑地保全地区斜面安定整備工事
	履行場所　川崎市多摩区枡形４丁目地先
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑻　とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑼　主任技術者（業種「とび・土工」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月28日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件14）

競争入札に付する事項	件　　名　日本民家園旧佐々木家周辺園路改修（２期）工事
	履行場所　川崎市多摩区枡形７丁目１－１地内
	履行期間　契約の日から令和５年３月15日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑽　主任技術者（業種「造園」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月28日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件15）

競争入札に付する事項	件　　名　塩浜17号線ほか街路樹更新工事
	履行場所　川崎市川崎区塩浜２丁目24－１番地先ほか
	履行期間　契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

参加資格	⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 ⑹　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑺　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑻　造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑼　監理技術者資格者証（業種「造園」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月28日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件16）

競争入札に付する事項	件　　名　市道麻生８号線舗装道補修（切削）工事
	履行場所　川崎市麻生区王禅寺1064番地先
	履行期間　契約の日から令和５年２月28日まで
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 ⑹　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「Ｂ」で登録されていること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。

参加資格	⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑽　主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年11月28日　13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1168号

外国人観光客動態分析業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和４年11月９日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　公募型プロポーザルに関する事項

⑴　件　　名　外国人観光客動態分析業務委託

⑵　業務事項

川崎市内に来訪する外国人観光客に関する

ア　データ分析業務

イ　分析レポート作成業務

⑶　委託期間　　契約日～令和５年３月17日

２　提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

⑴　各種データの分析や外国人観光客の動態分析に関する実績とノウハウがある者

⑵　法人格を有する者

⑶　令和３・４年川崎市業務委託有資格業者名簿に登録しており、更に業種名「その他業務」・種目名「その他」で登録している者

⑷　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者

⑸　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でない者

⑹　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

⑺　川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第５号）第７条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

⑻　神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第１項又は第２項の規定に違反しない者

⑼　団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

３　提案者を特定するための評価基準

⑴　事業目的の理解度

⑵　企画提案の内容

⑶　専門的知識・能力

⑷　業務実績

⑸　実施体制

⑹　概算見積額

４　担当部局

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部

〒210-0007　神奈川県川崎市川崎区駅前本町11- ２川崎フロンティアビル10階

電　話(直通)　044-200-0509　FAX 044-200-3920

メールアドレス　28kankou@city.kawasaki.jp

５　公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

⑴　配付期間　令和４年11月９日（水）～11月16日（水）

⑵　受付場所　４の担当部局と同じ

６　参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

⑴　受付期間　令和４年11月９日（水）～11月16日（水）

⑵　受付場所　４の担当部局と同じ

⑶　提出方法　持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)

７　企画提案書の受付期間、場所及び方法

⑴　受付期間　令和４年11月25日（金）まで

⑵　受付場所　４の担当部局と同じ

⑶　提出書類　企画提案書(７部)、見積書(１部)、見積書の写し（７部)、実施体制・主な業務実績(７部)、会社概要(７部)

⑷　提出方法　持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)

（郵送による提出については、受付期間開始前に到着した場合でも受付を行

う）

８　企画提案書に使用する言語及び通貨

⑴　言語　日本語

⑵　通貨　日本国通貨

９　契約書作成の要否

要する

10　関連情報を入手するための照会窓口

４の担当部局と同じ

11　その他必要と認める事項

⑴　業務規模概算額　2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

⑵　提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とする

⑶　その他

ア　審査結果の発表は令和４年12月１日（木）を予定しています。

イ　詳細につきましては、外国人観光客動態分析業務委託企画提案実施要領、仕様書を御参照ください。

川崎市公告第1169号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

令和５年川崎市「二十歳を祝うつどい」警備業務等委託

⑵　履行場所

川崎市とどろきアリーナ及びその周辺

⑶　履行期間

契約締結日から令和５年１月９日まで

２　競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格者名簿の地域区分「市内」又は「準市内」及び業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。

⑷　過去３年以内に本市又は他官公庁において、本業務と同等以上の規模のイベントでの受託契約の実績があること。

３　一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出場所及び問合せ先

〒210－0005　川崎市川崎区東田町５番地４

川崎市役所第３庁舎14階　こども未来局青少年支援室　担当　山本

電　話：044－200－2669（直通）

ＦＡＸ：044―200－3931

メール：45sien@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加資格確認申請書は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス（https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）を参照してください。）

⑵　配布・提出期間

令和４年11月10日(木)から令和４年11月17日(木)まで

午前９時～正午及び午後１時～５時（土・日曜日を除く）

⑶　提出書類

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

イ　上記２⑷の契約内容を確認できる契約書等の写し

⑷　提出方法

持参又は郵送とします。

４　競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

⑴　日時

令和４年11月21日(月)　午後５時まで

⑵　交付方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に電子メールアドレスを登録している場合は電子メール、登録していない場合はＦＡＸにて交付します。

⑶　入札説明書の交付

入札説明書は３⑴の場所において、３⑵の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

⑷　入札説明会

実施しません。

５　仕様・入札に関する問合せ先

⑴　問合せ場所

上記３⑴に同じ

⑵　問合せ期間

令和４年11月21日(月)から令和４年11月25日(金)午後５時まで

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するＦＡＸ又は電子メールアドレス宛て送付してください。

⑶　回答方法

質問があった場合の回答は、令和４年11月28日(月)までに、参加全社宛てに電子メールにて送付します。

6　競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札方法

ア　入札は総価で行います。消費税等を含まない金額により入札することとします。

イ　入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ　入札を代理人に委任する場合は、入札書の他に委任状を提出してください。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　日時

令和４年12月２日(金)　午前10時30分

イ　場所

川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市役所第３庁舎13階　こども未来局会議室

⑶　入札保証金

免除とします。

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

⑸　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。

⑹　再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

8　契約手続等

⑴　契約保証金

ア　川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ　ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

⑵　契約書作成の要否

必要とします。

⑶　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑴の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9　その他

⑴　公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑶　詳細は、入札説明書によります。

⑷　関連情報を入手するための窓口　３⑴に同じ

⑸　３の一般競争入札参加資格確認申請書及び５⑵の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1170号

入　札　公　告

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1　競争入札に付する事項

⑴　入札件名

川崎生命科学・環境研究センター電話交換設備等一式構築業務

⑵　履行場所

川崎市川崎区殿町３丁目25番13号　川崎生命科学・環境研究センター

⑶　履行期間

契約締結日から令和５年１月31日まで

2　一般競争入札参加資格に関する事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

⑶　「令和３・４年度　川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「電算関連業務」種目「他電算関連業務」に登載されていること。

⑷　過去５年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。

３　一般競争入札参加申込み及び仕様書について

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加申込書を提出してください。

⑴　提出場所

〒210-0821

川崎市川崎区殿町３丁目25番13号　川崎生命科学・環境研究センター２階

川崎市健康安全研究所

電　話　044-276-8250

ＦＡＸ　044-288-2044

E-mail　40eiken@city.kawasaki.jp

⑵　提出期間

令和４年11月10日から令和４年11月16日までの午前８時30分から午後５時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後１時までを除きます。

⑶　提出書類

ア　競争入札参加申込書

イ　契約実績を確認できる書類（契約書の写し等）

⑷　提出方法

持参に限ります。

⑸　競争入札参加申込書及び仕様書等の入手方法

提出書類（競争入札参加申込書）及び入札説明書並びに仕様書等は、川崎市ホームページからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、「３⑵提出期間」の期間に、「３⑴提出場所」で配布します。

４　競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

⑴　交付日時

令和４年11月17日　午後５時

ただし、川崎市「令和３・４年度　川崎市業務委託有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和４年11月18日までに電子メールで配信します。

⑵　交付場所

「３⑴提出場所」に同じ。

５　仕様に関する問い合わせ

⑴　問い合わせ先

「３⑴提出場所」に同じ。

⑵　質問受付期間

令和４年11月18日から令和４年11月24日午後５時までとします。ただし、持参の場合は、正午から午後１時までを除く、午前８時30分から午後５時までとします。

⑶　質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、「５⑷質問受付方法」のいずれかの方法により提出してください。

⑷　質問受付方法

持参、電子メール又はＦＡＸにより、以下の提出先に提出してください。（電子メール又はＦＡＸで送付した場合は、送付した旨を「３⑴提出場所」に電話にてご連絡ください。）

ア　持参

「３⑴提出場所」に同じ。

イ　電子メール

40eiken@city.kawasaki.jp

ウ　ＦＡＸ

044-288-2044

⑸　回答方法

質問があった場合、令和４年12月２日に競争入札参加資格を有するとした競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はＦＡＸによって回答書を送付します。

６　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に「２　競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

７　入札の手続等

⑴　入札方法等

ア　入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ　入札は税抜きの総額で行います。入札者は見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10％）を加算した金額をもって契約金額とします。

エ　その他の事項については、川崎市競争入札参加

者心得によります。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　入札・開札日時

令和４年12月９日　午後２時

イ　入札・開札場所

川崎市川崎区殿町３丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター２階

川崎市健康安全研究所

⑶　入札書の提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

なお、郵送の場合は、令和４年12月８日　午後５時までに（必着）、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に「１⑴入札件名」及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付後速やかに「３⑴提出場所」にこの旨を電話にて連絡してください。

提出先：「３⑴提出場所」に同じ。

⑷　入札保証金

免除とします。

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑹　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。

８　契約手続等

次により、契約を締結します。

⑴　契約保証金は、契約金額の10％とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

⑵　前払金はありません。

⑶　契約書の作成を必要とします。

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、「３⑴提出場所」及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」で閲覧することができます。

９　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は入札説明書によります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　関連情報を入手するための窓口は、「３⑴提出場所」に同じです。

⑸　業務の詳細、競争入札参加申込書、質問書、入札説明書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1171号

入　札　公　告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　　パーソナルコンピュータ賃貸借及び保守契約

⑵　履行場所　　川崎市総務企画局人事課等川崎市事業所内

⑶　履行期間　　令和５年３月１日から令和10年２月29日まで

⑷　調達物品の概要　　仕様書によります。

２　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に該当しないこと。

⑵　令和３・４年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の、業種「リース」種目「事務用機器」に登載されていること。

⑶　川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑷　この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

３　一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210－8577　川崎市川崎区東田町５－４（川崎市役所第３庁舎10階）

総務企画局人事部人事課　担当　清水

電　話　044－200－3993

ＦＡＸ　044－200－3753

E-mail　17zinzi@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間

令和４年11月10日（木）から令和４年11月18日（金）までとします。

（土・日及び休日を除く毎日午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

⑶　提出方法

郵送又は持参（いずれの場合も、令和４年11月18日（金）午後５時までに川崎市総務企画局人事部人事課に到着する必要があります。）

⑷　提出書類

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

イ　本市又は他官公庁において類似の契約実績を証する書類（コピー可）

４　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和４年11月22日（火）までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

⑴　交付日

令和４年11月22日（火）

⑵　場所　３⑴に同じ

５　仕様に関する質問について

⑴　問い合わせ先

「３⑴配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

⑵　質問受付期間

令和４年11月22日（火）から11月28日（月）午後５時までとします。

（午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

⑶　質問方法

一般競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式により、３⑴の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。（来庁にて提出も可）

⑷　質問に対する回答

令和４年11月30日（水）までに、全社に電子メールにて送付します。

６　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記「２　一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

７　入札の手続等

⑴　入札方法

ア　税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料（税抜きで１円未満の端数を切り捨てた額）を60ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。

イ　入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　入札日時　令和４年12月８日（木）　午後２時

イ　入札場所　川崎市川崎区東田町５番地４
川崎市役所第３庁舎10階　総務企画局人事部人事課会議室

⑶　入札保証金

免除とします。

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

８　契約の手続等

⑴　契約保証金

免除とします。

⑵　契約書作成の要否

必要とします。

⑶　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」（http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」から閲覧することができます。

９　その他

⑴　関連情報を入手するための窓口は、「３⑴配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

⑵　当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第1172号

入　札　公　告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　一般競争入札に付する事項

⑴　件名

日本民家園　支障樹木等管理業務委託（令和４年度）

⑵　履行場所

川崎市多摩区枡形７－１－１

⑶　履行期間

契約日から令和５年３月31日

⑷　委託概要

日本民家園内樹木の管理

２　競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に該当しないこと。

⑵　入札期日において、令和３・４年度「業務委託有資格業者名簿」に業種「樹木管理」に登載され、かつ所在区分「市内かつ中小企業」であること。

⑶　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑷　公園緑地の造園工事等の現場において主任技術者となることができる『造園施工管理技士』の資格をもつ社員を有する業者。

⑸　本市において過去５年間に類似業務（生田緑地内における樹木管理業務※）の契約実績を有すること。

※生田緑地内での樹木管理業務経験を条件とする理由

・緑地内利用者通路と、民家園内への作業車両通路が同一であるため、緑地内状況を熟知していなくては、安全面への配慮が難しいため。また、市民団体が活動しており、緑地･民家園内の動植物に対する配慮を求められているため。

・作業場所は、緑地と密接しており、急傾斜地が占めている。そのため、重機等の設置ができない状況に対応した作業経験を必要とするため。

・緑地内は、建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所が全体を統括しており、民家園内作業であっても作業内容や車両の把握など常に連携･情報共有が求められる。緑地内作業経験は整備事務所への対応等を行う上でも欠かせないため。

３　一般競争参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

⑴　一般競争入札参加申込書配付及び提出場所

川崎市多摩区枡形７－１－１　日本民家園　本館１階　券売受付

電話　044－922－2181

⑵　配付及び提出期間

令和４年11月10日（木）から令和４年11月17日（木）までの下記の時間

午前９時30分～午後４時30分（休園日の月曜日を除く。）

⑶　提出書類

・一般競争入札参加資格確認申請書

・上記に記載の類似契約実績を証明する書類（契約書の写し）。

⑷　提出方法

持参に限ります。

４　一般競争入札参加確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、川崎市競争入札参加資格審査申請書記載の電子メールアドレスへ令和４年11月24日（木）までに送付します。

５　仕様・入札に関する問い合わせ

⑴　問い合わせ期間

令和４年11月24日（木）から令和４年11月29日（火）午後５時まで

⑵　問い合わせ方法

所定の「質問書」の様式に必要事項を記入し、ＦＡＸ044-934-8652へ送信ください。

⑶　回答方法

質問があった場合の回答は、令和令和４年12月４日（日）午後５時までに、参加全社へ、電子メールにて送付します。

６　競争入札参加資格の喪失

次の号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

７　入札手続等

⑴　入札方法

ア　入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので、入札当日に必ず持参してください。

イ　代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。

ウ　入札は所定の入札書をもって行います。郵送は認めません。

エ　入札金額は、委託料の金額（税抜き）を入札書に記載してください。

オ　落札者が無い場合は、直ちに再入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第７条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　入札日時　令和４年12月９日（金）午後２時

イ　入札場所　日本民家園　原家住宅２階

⑶　入札保証金

免除

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

⑸　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第７条に該当する入札は無効とします。

８　契約の手続き

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。ただし、川崎市金銭会計規則第８条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

⑵　前払金　無

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑴場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」で閲覧することができます。

９　その他

⑴　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑵　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第1173号

入　札　公　告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　一般競争入札に付する事項

⑴　件　　名　川崎市立はるひ野小・中学校教育用ＩＣＴ機器等賃貸借契約

⑵　履行場所　川崎市立はるひ野小学校及び川崎市立はるひ野中学校

⑶　履行期間　令和５年３月31日から令和10年３月30日

⑷　概　　要　仕様書によります。

２　一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登載されており、かつ、Ａ又はＢの等級に格付けされていること。

⑷　本市又は他の官公庁において過去５年以内に類似の契約実績を有すること。

３　一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

⑴　一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所

〒213－0001　川崎市高津区溝口６－９－３

川崎市総合教育センター　３階　情報・視聴覚センター

電話　044－844－3712

⑵　配布及び提出期間

令和４年11月10日（木）から令和４年11月17日（木）まで

午前８時30分～正午及び午後１時～５時（土曜日、日曜日を除く）

⑶　提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、上記３⑵の期間に、３⑴の場所で配布します。

なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類（契約書の写し等）を併せて持参してください。

（「入札情報かわさき」https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html ）

４　競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和４年11月24日（木）までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和４年11月24日（木）の午前８時30分から午後５時（正午から午後１時までを除く）に、３⑴にて、書類を交付します。

５　仕様・入札に関する問合せ

⑴　問合せ場所

上記３⑴と同じ。

⑵　問合せ期間

令和４年11月10日（木）から令和４年11月30日（水）

午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

⑶　問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するＦＡＸまたは電子メールアドレスあて送付してください。

なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

⑷　回答方法

質問があった場合の回答は、令和４年12月６日（火）までに、競争入札参加資格があると認められた者あてに、ＦＡＸまたは電子メールアドレスにて送付します。

なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。

６　カタログの提出について

競争入札参加資格があると認められた者については、導入予定機種等のカタログを令和４年12月12日（月）午後５時までに３⑴の場所に提出してください。

なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

７　競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

８　入札手続等

⑴　入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料（税抜きで１円未満の端数を切り捨てた額）を月数（60ヶ月）で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第３条第２項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア　入札書の提出日時

令和４年12月19日（月）　午前９時30分

イ　入札書の提出場所

川崎市総合教育センター　３階　第５研修室

川崎市高津区溝口６－９－３

⑵　入札保証金　　免除

⑶　開札の日時　　８⑴アに同じ

⑷　開札の場所　　８⑴イに同じ

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑹　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

⑺　再入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。（開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。）

９　入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。

また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。

なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10　契約手続等

次により、契約を締結します。

⑴　契約保証金　　契約金額の10％

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

⑵　前払金　　否

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑴の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」（https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11　その他

⑴　この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

⑶　当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

⑷　支払については、毎月払いとします。

川崎市公告第1174号

入　札　公　告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　　令和５年度市民税・県民税（申告書）データ入力業務

⑵　履行場所　　川崎市役所財政局税務部市民税管理課

⑶　履行期間　　令和４年12月１日から令和５年４月28日まで

⑷　業務概要　　市民税・県民税（申告書）に係る課税資料のデータ入力

詳細は入札説明書によります。

2　競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種22「電算関連業務」、種目２「データ入力」に登載されていること。

⑷　作業場所を川崎御幸ビル（川崎市川崎区砂子１丁目８番地９）から半径50ｋｍ以内に有すること。

⑸　本市又は他の政令市、もしくは、人口50万人以上の市において市民税・県民税データ入力業務の契約実績または同等の契約の実績があること。

⑹　「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。

⑺　過去５年以内に、本市税務部が発注した委託業務において契約に違反していないこと。

3　競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布及び提出場所

〒210－0006

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル５階

財政局税務部税制課　　担当：寺澤・中田

電　話：044－200－2190(直通)

FAX：044－200－3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

⑵　配布及び提出期間

令和４年11月10日(木)から令和４年11月15日(火)まで(午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで)

⑶　提出物

ア　競争入札参加申込書

イ　業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ　プライバシーマーク登録証の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

⑷　提出方法

持参してください。

⑸　その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4　競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記３により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

⑴　交付場所

上記３⑴に同じ。

⑵　通知書交付日

令和４年11月17日(木)

⑶　入札説明書の交付

入札説明書は３⑴の場所において、３⑵の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

⑷　入札説明会

実施しません。

5　仕様に関する問合せ

⑴　問合せ先

〒210－0006

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル５階

財政局税務部市民税管理課　　担当：加藤

電　話：044－200－2229(直通)

FAX：044－200－3907

E-mail：23simka@city.kawasaki.jp

⑵　問合せ期間

令和４年11月17日（木）から令和４年11月22日(

火)午後５時まで

⑶　問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、ＦＡＸ・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

⑷　回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和４年11月25日（金）午後５時までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにＦＡＸまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札の手続等

⑴　入札方法

入札金額は諸経費を考慮した上で「市民税・県民税申告書」・「申告特例通知書」のそれぞれの単価の合計額（消費税及び地方消費税を含まない）で行います。なお、契約単価金額については、本市の設計単価に落札比率を乗じて得た金額とします。

⑵　入札書の提出日時及び場所

ア　提出日時

令和４年11月30日(水)　午後３時30分

イ　提出場所

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル５階　第１会議室

⑶　入札保証金

免除とします。

⑷　開札の日時

上記⑵アに同じ。

⑸　開札の場所

上記⑵イに同じ。

⑹　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって

有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

⑺　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8　契約の手続等

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

⑵　前払金　否

⑶　契約書の作成　要

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑴の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9　その他

⑴　公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

⑵　詳細は入札説明書によります。

⑶　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第1175号

入　札　公　告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　　令和５年度市民税・県民税（国税連携）データ入力業務

⑵　履行場所　　川崎市役所財政局税務部市民税管理課

⑶　履行期間　　令和４年12月１日から令和５年４月28日まで

⑷　業務概要　　市民税・県民税（国税連携）に係る課税資料のデータ入力

詳細は入札説明書によります。

2　競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種22「電算関連業務」、種目02「データ入力」に登載されていること。

⑷　作業場所を川崎御幸ビル（川崎市川崎区砂子１丁目８番地９）から半径50ｋｍ以内に有すること。

⑸　本市又は他の政令市、もしくは、人口50万人以上の市において市民税・県民税データ入力業務の契約

実績または同等の契約の実績があること。

⑹　「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。

⑺　過去５年以内に、本市税務部が発注した委託業務において契約に違反していないこと。

３　競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布及び提出場所

〒210－0006

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル５階

財政局税務部税制課　　担当：寺澤・中田

電　話：044－200－2190(直通)

FAX：044－200－3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

⑵　配布及び提出期間

令和４年11月10日(木)から令和４年11月15日(火)まで(午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで)

⑶　提出物

ア　競争入札参加申込書

イ　業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ　プライバシーマーク登録証の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

⑷　提出方法

持参してください。

⑸　その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

４　競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記３により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

⑴　交付場所

上記３⑴に同じ。

⑵　通知書交付日

令和４年11月17日(木)

⑶　入札説明書の交付

入札説明書は３⑴の場所において、３⑵の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

⑷　入札説明会

実施しません。

５　仕様に関する問合せ

⑴　問合せ先

〒210－0006

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル５階

財政局税務部市民税管理課　　担当：加藤

電　話：044－200－2229(直通)

FAX：044－200－3907

E-mail：23simka@city.kawasaki.jp

⑵　問合せ期間

令和４年11月17日（木）から令和４年11月22日(火)午後５時まで

⑶　問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、ＦＡＸ・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

⑷　回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和４年11月25日（金）午後５時までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにＦＡＸまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

６　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

７　入札の手続等

⑴　入札方法

入札金額は諸経費を考慮した上で「確定申告書」の単価（消費税及び地方消費税を含まない）で行います。なお、契約単価金額については、本市の設計単価に落札比率を乗じて得た金額とします。

⑵　入札書の提出日時及び場所

ア　提出日時

令和４年11月30日(水)　午後３時

イ　提出場所

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビ

ル５階　第１会議室

⑶　入札保証金

免除とします。

⑷　開札の日時

上記⑵アに同じ。

⑸　開札の場所

上記⑵イに同じ。

⑹　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

⑺　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

８　契約の手続等

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

⑵　前払金　否

⑶　契約書の作成　要

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑴の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

９　その他

⑴　公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

⑵　詳細は入札説明書によります。

⑶　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑷　本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます（労働者の作業報酬額等を記載した台帳の作成・写しの提出等について定めています。）。詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

川崎市公告第1176号

入　札　公　告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　　令和５年度市民税・県民税（給報・年報）データ入力業務

⑵　履行場所　　川崎市役所財政局税務部市民税管理課

⑶　履行期間　　令和４年12月１日から令和５年３月31日まで

⑷　業務概要　　市民税・県民税（給報・年報）に係る課税資料のデータ入力

詳細は入札説明書によります。

２　競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種22「電算関連業務」、種目02「データ入力」に登載されていること。

⑷　作業場所を川崎御幸ビル（川崎市川崎区砂子１丁目８番地９）から半径50ｋｍ以内に有すること。

⑸　本市又は他の政令市、もしくは、人口50万人以上の市において市民税・県民税データ入力業務の契約実績または同等の契約の実績があること。

⑹　「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。

⑺　過去５年以内に、本市税務部が発注した委託業務において契約に違反していないこと。

３　競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布及び提出場所

〒210－0006

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル５階

財政局税務部税制課　　担当：寺澤・中田

電　話：044－200－2190(直通)

FAX：044－200－3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

⑵　配布及び提出期間

令和４年11月10日(木)から令和４年11月15日(火)まで(午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで)

⑶　提出物

ア　競争入札参加申込書

イ　業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ　プライバシーマーク登録証の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

⑷　提出方法

持参してください。

⑸　その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4　競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記３により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

⑴　交付場所

上記３⑴に同じ。

⑵　通知書交付日

令和４年11月17日(木)

⑶　入札説明書の交付

入札説明書は３⑴の場所において、３⑵の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。(「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

⑷　入札説明会

実施しません。

5　仕様に関する問合せ

⑴　問合せ先

〒210－0006

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル５階

財政局税務部市民税管理課　　担当：加藤

電　話：044－200－2229(直通)

FAX：044－200－3907

E-mail：23simka@city.kawasaki.jp

⑵　問合せ期間

令和４年11月17日（木）から令和４年11月22日(火)午後５時まで

⑶　問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、ＦＡＸ・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

⑷　回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和４年11月25日（金）午後５時までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにＦＡＸまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札の手続等

⑴　入札方法

入札金額は諸経費を考慮した上で「給与支払報告書（総括表)」・「給与支払報告書」・「年金支払報告書」のそれぞれの単価の合計額（消費税及び地方消費税を含まない）で行います。なお、契約単価金額については、本市の設計単価に落札比率を乗じて得た金額とします。

⑵　入札書の提出日時及び場所

ア　提出日時

令和４年11月30日(水)　午後２時30分

イ　提出場所

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル５階　第１会議室

⑶　入札保証金

免除とします。

⑷　開札の日時

上記⑵アに同じ。

⑸　開札の場所

上記⑵イに同じ。

⑹　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

⑺　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8　契約の手続等

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

⑵　前払金　否

⑶　契約書の作成　要

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑴の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9　その他

⑴　公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

⑵　詳細は入札説明書によります。

⑶　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑷　本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます（労働者の作業報酬額等を記載した台帳の作成・写しの提出等について定めています。）。詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

川崎市公告第1177号

入　札　公　告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　　令和５年度市民税・県民税当初課税時における人材派遣契約

⑵　履行場所　　川崎市指定場所（かわさき市税事務所法人課税課、かわさき市税事務所市民税課（幸区役所含む）、みぞのくち市税事務所市民税課（宮前区役所含む）、こすぎ市税分室市民税担当、しんゆり市税事務所市民税課）

⑶　履行期間　　令和５年１月17日から令和５年７月31日まで

⑷　業務概要　　市民税・県民税当初課税時における人材派遣業務

詳細は入札説明書によります。

2　競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　一般労働者派遣事業の許可を受けていること。

⑷　本市又は他官公庁において人材派遣業務（一般事務サービス）の契約実績または同等の契約の実績があること。

⑸　優良派遣事業者認定制度（厚生労働省委託事業）において、優良派遣事業者として認定されていること。

⑹　「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。

⑺　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99「その他」に登載されていること。

3　競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布及び提出場所

〒210－0006

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル５階

財政局税務部税制課　　担当：寺澤・中田

電　話：044－200－2190(直通)

FAX：044－200－3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

⑵　配布及び提出期間

令和４年11月10日(木)から令和４年11月15日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで)

⑶　提出物

ア　競争入札参加申込書

イ　業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ　一般労働者派遣事業許可証の写し

エ　優良派遣事業者認定証の写し

オ　プライバシーマーク登録証の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

⑷　提出方法

持参してください。

⑸　その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4　競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記３により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

⑴　交付場所

上記３⑴に同じ。

⑵　通知書交付日

令和４年11月17日(木)

⑶　入札説明書の交付

入札説明書は３⑴の場所において、３⑵の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。(「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

⑷　入札説明会

実施しません。

5　仕様に関する問合せ

⑴　問合せ先

〒210－0006

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル５階

財政局税務部市民税管理課　　担当：髙木・田口

電　話：044－200－3825(直通)

FAX：044－200－3907

E-mail：23simka@city.kawasaki.jp

⑵　問合せ期間

令和４年11月17日（木）から令和４年11月22日(火)午後５時まで

⑶　問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、ＦＡＸ・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

⑷　回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和４年11月25日（金）午後５時までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにＦＡＸまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札の手続等

⑴　入札方法

労働者派遣業務に係る費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費用、採用費用及び社会保険料等を含め、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

⑵　入札書の提出日時及び場所

ア　提出日時

令和４年11月30日(水)　午後２時

イ　提出場所

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル５階　第１会議室

⑶　入札保証金

免除とします。

⑷　開札の日時

上記⑵アに同じ。

⑸　開札の場所

上記⑵イに同じ。

⑹　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

⑺　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8　契約の手続等

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

⑵　前払金　否

⑶　契約書の作成　要

⑷　費用内訳明細表

落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額の内訳を提示すること(様式自由)。

⑸　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑴の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

９　その他

⑴　公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

⑵　詳細は入札説明書によります。

⑶　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第1178号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　　堤根処理センター整備事業等に関する土壌汚染調査業務委託

⑵　履行場所　　川崎市川崎区堤根52番ほか２か所

⑶　履行期間　　契約日から令和５年３月31日まで

⑷　業務概要　　土壌汚染対策法第２条第１項に規定する特定有害物質について、資料等調査等により土壌汚染概況調査を実施し、土壌汚染の有無を明らかにするとともに、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年12月24日条例第50号）（以下、「市条例」という。）第80条に基づく結果報告書の作成等を行うことを目的とする。

２　競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」で登録されている者。

⑷　令和２・３年度に本市、他官公庁又は民間において、土壌汚染調査業務の契約実績を有すること。

⑸　土壌汚染対策法(平成14年５月29日法律第53号)に基づく指定調査機関であること。また、指定調査機関であることを証明できる書類を提出すること。

⑹　業務の全部を一括又は主要な部分(監督・指示・管理等)を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

３　競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記２⑷⑸⑹の書類を提出してください。

⑴　配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市役所第３庁舎16階

環境局施設部施設建設課　松本、長澤、久保田

電話　044－200－2554（直通）

※競争入札参加申込書及び再委託確認書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

⑵　配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和４年11月10日（木）から令和４年11月16日（水）９時から17時まで

（土曜日、日曜日及び12時から13時を除く）

⑶　提出方法　　持参（持参以外は無効とします。）

⑷　提出書類

ア　競争入札参加申込書

イ　上記２⑷の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ　上記２⑸を確認するための指定調査機関の指定についての通知の写し

エ　上記２⑹の再委託確認書（一部再委託を申請する場合）

４　競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和４年11月21日（月）までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

⑴　交付日時　　令和４年11月21日（月）９時から17時まで

（12時から13時を除く）

⑵　交付場所　　上記３⑴に同じ

５　質問書の受付・回答

⑴　質問受付日

令和４年11月21日（月）から令和４年11月24日（木）９時から17時

（祝日及び12時から13時を除く）

⑵　質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

⑶　質問受付方法

持参または電子メール、ＦＡＸによります。

ア　電子メール　30siseke@city.kawasaki.jp
イ　ＦＡＸ　044－200－3923
ウ　持参　上記３⑴に同じ

⑷　回答方法
令和４年11月29日（火）
全社に文書（電子メールまたはＦＡＸ）にて送付します。

6　競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
⑵　競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等
⑴　入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
⑵　入札・開札の日時及び場所
ア　入札・開札の日時　令和４年12月６日（火）10時00分
イ　入札・開札の場所　川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市役所第３庁舎16階　環境局会議室
⑶　入札書の提出方法
持参（持参以外は無効とします。）
⑷　入札保証金
免除
⑸　入札の方法
税抜き総額での入札とします。
⑹　落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
⑺　再入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。（開札に立ち会わないものは、再入札に参加する意思がないものとみなします。）
⑻　入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8　契約の手続等
⑴　契約保証金
要（10％）
⑵　契約書の作成
要
⑶　契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧できます。（https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）

9　その他
⑴　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
⑵　公告に関する問合せ先は、上記３⑴に同じです。
⑶　詳細は入札説明書によります。
⑷　本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

川崎市公告第1179号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和４年11月10日
川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項
⑴　件　　名　王禅寺処理センター脱臭装置吸着剤交換業務委託
⑵　履行場所　川崎市麻生区王禅寺1285番地
⑶　履行期間　契約日から令和５年３月17日（金）まで
⑷　業務概要　王禅寺処理センターに設置されている脱臭装置の機能を正常に維持するために必要な吸着剤の交換及び臭気測定等業務

2　競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登録されていること。
⑷　過去２年間に本市、他官公庁又は民間において、脱臭装置吸着剤交換業務の契約実績を有すること。
⑸　業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3　競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記２の⑷、⑸の証明書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。
⑴　配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市麻生区王禅寺1285番地
環境局施設部王禅寺処理センター
担当　山口、金子、宮原
電話　044－966－6135
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

⑵　配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和４年11月10日（木）から令和４年11月17日（木）９時から17時まで
（日曜日及び12時～13時を除く。）

⑶　提出方法　　持参（持参以外は無効とします。）

⑷　提出書類
ア　競争入札参加申込書
イ　上記２⑷の契約内容を確認できる契約書等の写し
ウ　上記２⑸の資格証の写し
エ　再委託確認書（一部再委託を申請する場合）

４　競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。
なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和４年11月25日（金）までに配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

⑴　交付場所　　上記３⑴に同じ
⑵　交付日時　　令和４年11月25日（金）９時から17時まで
（12時から13時を除く。）

５　質問書の受付・回答
⑴　質問受付日
令和４年11月25日（金）９時から令和４年11月30日（水）17時まで
⑵　質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。
⑶　質問受付方法
電子メール　30ouzen@city.kawasaki.jp
⑷　回答方法
令和４年12月５日（月）
全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

６　競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。
⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
⑵　競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

７　入札手続等
⑴　入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
⑵　入札・開札の日時　　令和４年12月８日（木）10時00分
⑶　入札・開札の場所　　川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター　３階会議室
⑷　入札書の提出方法　　持参（持参以外は無効とする。）
⑸　入札保証金　　免除
⑹　落札者の決定方法　　川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
⑺　再入札の実施　　落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。（開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。）
⑻　入札の無効　　川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

８　契約手続等
⑴　契約保証金　　要（10％）
⑵　契約書の作成　　要
⑶　契約規則等の閲覧　　川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
（https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）

９　その他
⑴　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
⑵　公告に関する問い合わせ先は、上記３⑴に同じです。
⑶　詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1180号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　一般競争入札に付する事項

⑴　件　　名　川崎市市営住宅総合管理システム機器等賃貸借及び保守契約（住宅政策部分）

⑵　履行場所　川崎市川崎区宮本町６番地　明治安田生命川崎ビル６階ほか

⑶　履行期間　令和８年12月31日限り

⑷　履行概要　川崎市市営住宅総合管理システムにおける機器等の賃貸借及び保守

2　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「事務用機器」に登録されていること。

⑷　過去３箇年に本市または他官公庁においてＰＣ等の賃貸借及び保守契約の実績があること。

⑸　確実に履行することができること。

3　一般競争入札参加申込書等の配布について

本件入札に関する一般競争入札参加申込書、質問書、委任状、及び仕様書は次により配布いたします。

⑴　配布期間

令和４年11月10日（木）９時から令和４年11月17日（木）17時まで

⑵　配布方法

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」（https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「入札情報」物品の欄の「財政局入札公表」からダウンロード可能です。

4　一般競争入札参加申込書等の提出及び問合せ先について

本件入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

⑴　提出場所及び問い合わせ先

〒210－8577　川崎市川崎区宮本町６番地（明治安田生命川崎ビル８階）

まちづくり局総務部庶務課経理係　電話：044－200－2942

⑵　提出期間

令和４年11月10日（木）から令和４年11月17日（木）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く、９時から12時まで及び13時から17時まで）

⑶　提出物

ア　一般競争入札参加申込書

イ　２⑷の契約実績を証する書類（契約書の写し等）

⑷　提出方法

持参とします。

5　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後令和４年11月22日（火）までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

6　仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。

⑴　受付場所

川崎市川崎区宮本町６番地（明治安田生命川崎ビル６階）

まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

電話：044－200－2950

メール:50zyukan@city.kawasaki.jp　FAX:044-200-3970

⑵　受付期間

令和４年11月22日（火）から令和４年11月28日（月）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く、９時から12時まで及び13時から17時まで）

⑶　問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、仕様書の該当箇所を明示して、⑴に記載のメールまたはFAX宛て送付してください。

⑷　回答方法

令和４年11月30日（水）までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、文書（電子メール又はＦＡＸ）で送付します。

7　一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入

札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

８　入札手続等

次により入札を執行します。

⑴　入札・開札の日時及び場所

日時：令和４年12月14日（水）　午後２時00分

場所：川崎市川崎区宮本町３番地３　川崎市役所第４庁舎４階第１会議室

⑵　入札保証金

免除

⑶　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者候補者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

当該落札候補者については、上記２に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

⑷　開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

⑸　再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

⑹　入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。

９　契約手続等

⑴　契約保証金　要

⑵　前払金　無

⑶　契約書の作成　要

10　その他

⑴　公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

⑵　川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」（https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の契約関係規定において閲覧することができます。

⑶　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第1181号

入　札　公　告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件　　名

令和４年度川崎市都市イメージ調査業務委託

⑵　履行場所

川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市総務企画局シティプロモーション推進室等

⑶　履行期限

契約締結日から令和５年３月31日まで

⑷　業務概要

本業務は、川崎市シティプロモーション戦略プラン(平成26年度策定)に定める目標の達成状況の確認及び目標達成に向けた効果的・効率的なプロモーション活動の設定を目的に実施します。

本業務では、市内外の人々の川崎に対するイメージ及びシビックプライド(都市への愛着や誇り)等が、現状においてどのような態様を示しているのか、基礎的な資料やデータを収集し、調査・分析を行います。

詳細は、委託仕様書によります。

２　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査測定」種目「市場調査」で登録されている者。

３　入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

なお、入札説明会は実施しません。

⑴　配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町５番地４
川崎市総務企画局シティプロモーション推進室
電話　044－200－2473　　ＦＡＸ　044－200－3915
電子メール 17brand@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間
令和４年11月10日（木）から令和４年11月18日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）
午前８時30分～午後５時（ただし、正午～午後１時を除く）

⑶　提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書

⑷　提出方法
持参

４　一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和４年11月22日（火）までに送付します。
なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付します。

５　仕様書等に関する質問・回答
⑴　質問
次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。
また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。
ア　質問書の配布・提出場所
３⑴と同じ
イ　質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
ウ　質問受付期間
令和４年11月22日（火）から令和４年11月25日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）
午前８時30分～午後５時（ただし、正午～午後１時を除く。）
エ　質問書の提出方法
持参、電子メール、ＦＡＸ又は郵送によります。持参先等は３⑴に同じです。
なお、電子メール又はＦＡＸで送付した場合は、送付した旨を３⑴の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。
また、郵送の場合は５⑵の期間内に必着するよう発送してください。

⑵　回答
令和４年11月30日（水）までに、回答書を令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付します。
なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

６　一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。
⑴　開札前上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
⑵　一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

７　入札手続等
⑴　入札方法
ア　入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
イ　入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
ウ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10％）を加算した金額をもって契約金額とします。

⑵　入札書の提出日時・場所
ア　入札日時　令和４年12月５日（月）午後１時30分
イ　入札場所　川崎市川崎区東田町５番地４
川崎市役所第３庁舎11階会議室

⑶　入札書の提出方法
持参とします。

⑷　入札保証金
免除とします。

⑸　落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑹　入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。

８　契約手続等

⑴　契約保証金

免除とします。

⑵　契約書作成の要否

必要とします。

⑶　契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」及び「３⑴配布・提出場所及び問い合わせ先」で閲覧することができます。

９　その他

⑴　事業により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑵　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑶　関連情報を入手するための窓口は、「３⑴配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

川崎市公告第1182号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

総合防災情報システム移設等業務委託

⑵　履行場所

川崎市川崎区宮本町１番地、同東田町５番地４

⑶　履行期間

契約日から令和５年11月30日まで

⑷　委託概要

川崎市役所第３庁舎に設置している総合防災情報システム（以下「本システム」という。）に係る機器類（関連システムの機器類を含む。）について、川崎市役所新本庁舎に移設等を行う。

２　一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」又は「準市内」に登録されていること。

⑷　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」種目「他電算関連業務」に登録されていること。

⑸　過去５年間で２件以上、国又は地方公共団体において情報システムの移設業務に係る契約を締結し、これらを全て誠実に履行していること。

３　一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を持参により提出してください。

⑴　配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市役所第３庁舎７階

危機管理本部危機管理部災害システム担当

電話　044-200-2857（直通）

FAX　044-200-3972

E-mail　60kikika@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間

令和４年11月10日（木）から11月16日（水）までの午前８時30分から午後５時までとします。ただし、土曜日、日曜日並びに平日の正午から午後１時までを除きます。

４　入札説明会及び入札説明書

⑴　入札説明会

実施しません。

⑵　入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「３⑴配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「３⑵配布・提出期間」の期間で縦覧に供する

とともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

５　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

⑴　日時

令和４年11月18日（金）午後５時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

⑵　場所

「３⑴配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

６　仕様に関する問合せ

⑴　問合せ先
「３⑴配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。
⑵　質問受付期間
令和４年11月18日（金）から11月22日（火）までの午前８時30分から午後５時までとします。ただし、土曜日、日曜日並びに平日の正午から午後１時までを除きます。
⑶　質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
⑷　質問受付方法
持参、電子メール、ＦＡＸ又は郵送によります。
（電子メール又はＦＡＸで送付した場合は、送付した旨を「３⑴配布・提出場所及び問合せ先」の問合せ先に電話にて連絡ください。）
ア　電子メール　60kikika@city.kawasaki.jp
イ　ＦＡＸ　044-200-3972
ウ　郵送　「３⑴配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。ただし、「６⑵質問受付期間」の期間内に必着のこと。
⑸　回答方法
令和４年11月25日（金）に一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はＦＡＸにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7　競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
⑴　開札前に上記「２　一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
⑵　一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8　入札の手続等
⑴　入札方法
ア　入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
イ　入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
ウ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。
⑵　入札・開札の日時及び場所
ア　入札日時　令和４年11月29日（火）　午前10時00分
イ　入札場所　川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市役所第３庁舎７階　災害対策本部事務局室
⑶　入札書の提出方法
持参とします。
⑷　入札保証金
免除とします。
⑸　落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
⑹　入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

9　契約の手続等
⑴　契約保証金は、次のとおりとします。
ア　川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は免除します。
イ　ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
⑵　契約書作成の要否
必要とします。
⑶　契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑴の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
⑵　関連情報を入手するための窓口は、「３⑴配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
⑶　業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1183号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和４年11月10日
川崎市長　福　田　紀　彦

1　一般競争入札に付する事項
⑴　件　　名　宮前区内河川樹木伐採等業務委託
⑵　履行場所　川崎市宮前区役所道路公園センター管

内

⑶　履行期限　契約日から令和５年３月31日まで

⑷　業務概要　本委託は、河川整備事業の一環として、一級河川平瀬川を適切に維持管理するため、樹木伐採及び除草を行うものです。

樹木伐採　N=27本　除草　A=284m ２

２　一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」、種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録され、かつ地域区分が市内で、企業規模が中小企業である者。

３　一般入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出場所

〒216－0003　川崎市宮前区有馬２丁目６番４号
川崎市宮前区役所道路公園センター
電　話：044－877－1661
ＦＡＸ：044－877－9429
E-Mail：69doukan@city.kawasaki.jp
※入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

⑵　配布・提出期間

令和４年11月10日（木）から令和４年11月16日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く）の午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く）

⑶　提出書類

ア　入札参加申込書

⑷　提出方法

持参

４　競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

⑴　交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書及び仕様書を令和４年11月22日（火）までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合はＦＡＸで送付します。

５　仕様に関する問合せ

⑴　質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。（ただし、送信した際はその旨を３⑴の所管課まで電話連絡願います。）

E-Mail：69doukan@city.kawasaki.jp
ＦＡＸ：044－877－9429

⑵　質問受付期間

令和４年11月22日（火）午前９時から令和４年11月25日（金）午後５時までとします。（ただし、国民の祝日を除く）

⑶　質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

⑷　回答方法

令和４年11月29日（火）午後５時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はＦＡＸにて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

６　入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

⑴　上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　競争入札参加申込書について虚偽の記載をしたとき。

７　入札手続等

⑴　入札方法

持参による入札

⑵　入札の日時・場所

ア　日時　令和４年12月８日（木）午前10時30分
イ　場所　川崎市宮前区宮前平２－20－５　宮前区役所第４会議室

⑶　入札保証金

免除とします。

⑷　開札の日時・場所

７⑵に同じ

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

⑹　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

８　契約手続等

⑴　契約保証金

免除

⑵　前払金

無

⑶　契約書作成の要否

要

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

９　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑶　詳細は、入札説明書によります。

⑷　関連情報を入手するための照会窓口は３⑴に同じ。

川崎市公告第1184号

入　札　公　告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

川崎市中部児童相談所機械警備業務委託

⑵　履行場所

川崎市中部児童相談所　川崎市高津区久本１丁目４番１号

⑶　履行期間

令和５年３月１日から令和10年２月29日まで（60か月）

⑷　業務概要

対象施設に機械警備システムを設置し、履行期間内において常時防犯監視及び火災監視を行う。

２　一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加者資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」又は「準市内」に登録されていること。

⑷　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「警備」・種目「機械警備」に登載されていること。

⑸　過去３年以内に本市又は他官公庁において、類似業務の契約実績があること。

３　入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望するものは、次により入札参加申込書及び２⑸の契約実績を証する書類（契約書の写し等）を提出しなければなりません。

⑴　配布・提出場所及び問合せ先

〒213－0013　川崎市高津区末長１丁目３番９号

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室中部児童相談所　担当　菊池、髙橋

電　話：044－877－8034（直通）

ＦＡＸ：044－877－8733

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：45tyubzi@city.kawasaki.jp

なお、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」（http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）からダウンロードできます。

⑵　配布・提出期間

令和４年11月10日（木）から令和４年11月18日（金）まで（土曜日、日曜日を除く、午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）とします。

⑶　提出方法

持参とします。

４　一般競争入札確認通知書、入札説明書及び仕様書の交付

入札参加資格があると認められたものには、次により一般競争入札確認通知書、入札説明書及び仕様書を交付します。

⑴　日時

令和４年11月22日（火）午後５時まで

⑵　交付方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に電子メールアドレスを登録している場合は電子メール、登録していない場合はＦＡＸにて交付します。

⑶　入札説明会

実施しません。

⑷　その他

入札説明書と仕様書は、３⑴の場所において令和４年11月10日（木）から令和４年11月18日（金）まで縦覧に供します（土曜日、日曜日を除く、午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）。

５　仕様に関する問合せ

⑴　問合せ先

３⑴に同じ

⑵　質問受付期間

令和４年11月22日（火）から令和４年11月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前

８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

⑶　質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

⑷　質問受付方法

電子メールによります。

⑸　回答方法

令和４年12月１日（木）午後５時までに当該競争入札参加資格を有するものへ電子メールにて回答書を送付します。入札参加資格を満たしていないものからの質問については回答しません。

６　一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　入札参加申込書および提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

７　入札の手続き等

⑴　入札方法

ア　入札及び開札に立ち会うものは、入札者またはその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

イ　入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

ウ　入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない、契約全期間60か月分）を記載してください。

エ　落札者がない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、開札に立ち会わないものは、再度入札に参加の意思がないものとみなします。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　日　時　　令和４年12月12日（月）午後２時

イ　場　所　　川崎市中部児童相談所会議室　川崎市高津区末長１丁目３番９号

⑶　入札保証金

免除とします。

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

入札に参加する資格がないものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は、無効とします。

８　契約の手続等

⑴　契約保証金

ア　川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ　ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

⑵　契約書作成の要否

必要とします。

⑶　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」（http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の契約関係規定で閲覧することができます。

９　その他

⑴　公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑶　詳細は、入札説明書によります。

⑷　関連情報を入手するための窓口は、３⑴と同じです。

⑸　本契約は、長期継続契約に該当し、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することがあります。

川崎市公告第1185号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

令和４年度川崎市災害時要援護者避難支援制度に関する登録勧奨及び調査等業務委託

⑵　履行場所

川崎市健康福祉局総務部危機管理担当及び受託者コールセンター設置場所

⑶　履行期限

令和５年３月31日

⑷　委託概要

災害時に自力で避難することが困難であり支援を必要とすると考えられる方々に川崎市災害時要援護者避難支援制度を周知し、制度を必要とする方々の登録を促す。

２　競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ

て満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　入札期日において、令和３・４年度の川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「その他」に登録されていること。

⑷　過去５か年に、本市又は他官公庁において類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

⑸　ＩＳＭＳ又はプライバシーマークの認定を受けていること。

３　一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込をしなければなりません。

⑴　配布及び提出場所

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番　ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局総務部危機管理担当　白浜・廣岡担当

電話 044-200-0784（直通）

ＦＡＸ 044-200-3925

E-mail 40syomu@city.kawasaki.jp

⑵　配布及び提出期間

令和４年11月10日（木）から令和４年11月16日（水）まで（午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

⑶　提出書類

ア　競争入札参加申込書

イ　委託契約実績の内容を確認できる契約書・仕様書等の写し

⑷　提出書類に関する説明及び審査

ア　提出された書類等に関し、説明を求められた時にはこれに応じなければなりません。

イ　提出された書類等を審査した結果、本件を実施することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

⑸　提出方法

郵送（提出期間内必着）又は持参とします。

郵送した場合は、郵送した当日中にメールにより、担当宛て郵送した年月日等を知らせ、かつ書類の到着を確認しなければなりません。

４　一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

上記３により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを記載している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接取りに来るようお願いします。

⑴　日時

令和４年11月17日(木)午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時まで

⑵　場所

３⑴に同じ

⑶　入札説明書の交付

入札説明書は３⑴の場所において、３⑵の期間で縦覧に供します。また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードできます。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信されます。

５　仕様等に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

⑴　問合せ先

３⑴に同じ

⑵　問合せ方法

入札説明書に添付の質問書の様式を用いて指定の電子メールアドレスに提出してください。

質問書の様式は３⑴の場所で３⑵の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

⑶　質問受付期間

令和４年11月10日（木）午後１時から令和４年11月18日（金）午後５時までとします。

⑷　回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問書及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和４年11月22日（火）までに、確認通知書を交付した全社宛てに電子メールで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

６　競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等

について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札方法

ア　入札は所定の入札書をもって行います。

イ　入札の提出方法は、持参のみとします。

ウ　入札書に記載する金額には、法定所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。

⑵　入札及び落札の日時及び場所

ア　日時　令和４年11月28日（月）　11時

イ　場所　川崎市幸区堀川町580番　ソリッドスクエア西館12階　12Ｄ会議室

⑶　入札保証金

免除とします。

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は無効とします。

8　契約の手続等

⑴　契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　前払金

無

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書のとおりです。

⑶　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑷　この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑸　情報を入手するための問い合わせ窓口

３⑴と同じ

川崎市公告第1186号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　　校舎増築等に伴う建材成分分析調査業務委託（中央支援学校大戸分教室ほか１校）

⑵　履行場所　　中央支援学校大戸分教室（川崎市立大戸小学校内）ほか１校

⑶　履行期限　　令和５年３月24日（金）まで

⑷　業務概要　　仕様書のとおり

2　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定による資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」に登録されていること。

⑷　本市を含む官公庁において、平成29年以降、石綿含有に係る建材成分分析調査業務の履行実績があること。

⑸　「特定建築物石綿含有建材調査者」または「一般建築物石綿含有建材調査者」の有資格者が所属していること。

⑹　次の資格制度等により登録等をされた技術者が所属していること。

ア　石綿障害予防規則第３条第６項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和２年厚生労働省告示第277号。）の分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者。

イ　公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される認定分析技術者又は定性分析に係る合格者。

ウ　一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者。

エ　一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」。

オ　一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定ＪＥＭＣＡインストラクター」。

カ　一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者。

※ア～カのいずれか一つを満たせば良く、全てを満たす必要はありません。

※２⑷、⑸、⑹については10⑵を必ず御確認ください。

３　入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

⑴　提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

※提出された書類に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

⑵　提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書は、令和４年11月10日（木）～令和４年11月16日（水）に下記⑷の場所で配付しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

⑶　配付・提出期間

令和４年11月10日（木）から令和４年11月16日（水）（土曜日、日曜日を除く）午前８時30分～午後５時（正午～午後１時を除く）

⑷　配付・提出場所

教育委員会事務局教育環境整備推進室　明治安田生命ビル５階

電話：044－200－3057（施設整備担当：橘）

４　仕様書の閲覧

次により仕様書の閲覧ができます。また、５により取得して閲覧することもできます。

⑴　閲覧期間　３⑶と同じ

⑵　閲覧場所　３⑷と同じ

５　仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の、財政局の入札公表「入札公表詳細」からＰＤＦファイルをダウンロードしてください。なお、ダウンロードができない場合、３⑶の期間に３⑷の場所で配付します。

６　質問書の受付・回答

⑴　問合せ先

３⑷に同じ

⑵　質問受付期間

令和４年11月17日（木）から令和４年11月22日（火）午後５時

⑶　質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、３⑶の期間に３⑷の場所で配付します。

⑷　質問受付方法

電子メール又はＦＡＸによります。

ア　電子メール　88seibi@city.kawasaki.jp

イ　ＦＡＸ　044－200－3679

また、「質問書」送信後は、必ず３⑷の担当あて電話連絡をしてください。

⑸　回答

ア　回答日

令和４年11月25日（金）までに回答します。

イ　回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス宛てに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者には、ＦＡＸで送付します。なお、回答後の再質問は受け付けません。

７　競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和４年11月17日（木）までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはＦＡＸで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

８　入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　２に定める資格要件を満たさなくなったとき

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき

９　入札手続等

⑴　入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

⑵　入札・開札の日時　令和４年12月１日（木）午後２時

⑶　入札・開札の場所　第３庁舎15階第１会議室

⑷　入札書の提出方法　持参

⑸　入札保証金　免除

10　落札者の決定及び参加資格の審査等

⑴　落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記２に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をしたうえ、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

⑵　入札参加条件確認（申請）書等の提出

落札者は入札参加条件確認（申請）書の提出が必要となります。開札後、落札者については「入札参加条件確認（申請）書」及び２に示した競争入札参加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに３⑷の場所に持参してください。

※「入札参加条件確認（申請）書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

⑶　入札の無効

２に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11　契約手続等

次により、契約を締結します。

⑴　契約保証金　免除

⑵　前払金　無

⑶　契約書作成の要否　要

12　その他

⑴　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑵　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑷の場所、又は川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」（https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第1187号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　日吉小学校ほか２校産業廃棄物収集運搬・処分業務委託

⑵　履行場所　川崎市幸区北加瀬１－37－１ほか２校（詳細は別紙のとおり）

⑶　履行期間　契約日から令和５年３月31日まで

2　競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されていること。

⑷　過去２年間に本市、他官公庁又は民間において、産業廃棄物（金属くず等）の運搬・処理業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。

⑸　産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証を取得していること。

⑹　自社もしくは、上記⑶に登載されている子会社や協力会社等資本関係がある業者で運搬が可能であること。

3　一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出場所

〒210－8577

川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所第３庁舎17階）大和田、中野

電　話　044－200－1223

ＦＡＸ　044－200－3921

一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札関係書類は、インターネットからもダウンロードすることができます。

（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。

「入札情報かわさき」https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）

⑵　配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和４年11月10日（木）から令和４年11月16日（水）まで

午前９時～午後５時（ただし、土曜日、日曜日及び正午～午後１時を除く）

⑶　提出方法

ア　持参

イ　郵送

なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに３⑴の所管課に必ず電話してください。

⑷　提出書類

ア　一般競争入札参加申込書

イ　上記２⑷の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ　上記２⑸の許可証の写し

エ　上記２⑹の自社以外で運搬する場合、自社との関係を確認できる書類

４　競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和４年11月22日（火）までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で令和４年11月22日（火）午後５時まで配布します。

５　入札説明書及び仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には３⑴の場所で令和４年11月22日（火）午前９時から午後５時まで配布します。

また、入札説明書及び仕様書は３⑴の場所及び⑵の提出期間において閲覧に供します。

６　仕様書等に関する質問・回答

⑴　質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア　質問書の配布

仕様書の配布と同じ

イ　質問書の提出場所

３⑴と同じ

ウ　質問書の提出期間

令和４年11月22日（火）から令和４年11月28日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前９時～午後５時（ただし、正午～午後１時を除く）

エ　質問書の提出方法

(ｱ)　持参

(ｲ)　ＦＡＸ

(ｳ)　メール

なお、ＦＡＸ又はメールにより提出した場合は、速やかに３⑴の所管課まで電話連絡願います。

電　話　044－200－1223

ＦＡＸ　044－200－3921

E-mail　30dtanso@city.kawasaki.jp

⑵　回答

ア　回答日

令和４年12月２日（金）

イ　回答方法

回答については、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で配布します。（午前９時～午後５時（ただし、正午～午後１時を除く））

また、回答後の再質問は受付しません。

７　入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

８　入札手続等

⑴　入札方法等

入札書の提出日時　令和４年12月９日（金）午前10時30分

入札書の提出場所　川崎市役所第３庁舎16階環境局会議室

⑵　入札保証金

免除とします。

⑶　開札の日時・場所

８⑴に同じ

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

⑸　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

９　契約手続等

⑴　契約保証金　免除

⑵　前払金　無

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得

等は、３⑴の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他

⑴　この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　関連情報を入手するための照会窓口　３⑴に同じ

別紙

履行場所

番号	施設名	住所
1	日吉小学校	川崎市幸区北加瀬１-37-１
2	東小倉小学校	川崎市幸区東小倉１-１
3	下平間小学校	川崎市幸区下平間175

川崎市公告第1188号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　渡田こども文化センターほか７施設ＬＥＤ照明器具賃貸借契約

⑵　履行場所　川崎市川崎区渡田１－15－５ほか７施設

⑶　履行期間　契約日から令和10年２月29日まで

⑷　調達概要　仕様書によります。

２　競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」ランク「A」で登録されていること。

３　一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出・仕様書等閲覧場所

〒210－8577

川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所第３庁舎17階）担当　大和田、中野

電　話　044－200－1223

ＦＡＸ　044－200－3921

一般競争入札参加申込書は、インターネットからもダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

⑵　配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和４年11月10日（木）から令和４年11月18日（金）まで

午前９時～午後５時（ただし、土曜日、日曜日及び正午～午後１時を除く）

⑶　提出方法

持参

４　競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和４年11月25日（金）までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で令和４年11月25日（金）午後５時まで配布します。

５　入札説明書及び仕様書の交付

競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を当該委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で令和４年11月25日（金）午後５時までに配布します。

６　仕様書等に関する質問・回答

⑴　質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア　質問書の配布

入札説明書の配布と同じ

イ　質問書の提出場所

３⑴と同じ

ウ　質問書の提出期間

令和４年12月１日（木）まで

午前９時～午後５時（ただし土曜日、日曜日及び正午～午後１時を除く）

エ　質問書の提出方法

(ｱ)　持参

(ｲ)　ＦＡＸ

(ｳ)　メール

なお、ＦＡＸ又はメールにより提出した場合は、速やかに３⑴の所管課まで電話連絡願います。

電　話　044－200－1223
ＦＡＸ　044－200－3921
E-mail　30dtanso@city.kawasaki.jp

⑵　回答

ア　回答日

令和４年12月８日（木）

イ　回答方法

回答については、入札参加者から質問が出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で配布します。

また、回答後の再質問は受付しません。

7　入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等

⑴　入札方法等

ア　入札書の提出日時　　令和４年12月15日（木）午後２時00分

イ　入札書の提出場所　　川崎市役所第３庁舎16階環境局会議室

⑵　入札保証金

免除とします。

⑶　開札の日時・場所

８⑴ア及びイに同じ

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。ただし、川崎市金銭会計規則第８条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

⑵　前払金　　無

⑶　契約書作成の要否　　要

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、３⑴の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他

⑴　この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書によります。

⑶　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑷　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　３⑴に同じ

⑹　当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

⑺　本契約については、本市がやむを得ない理由があると認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。

川崎市公告第1189号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件名　南加瀬小学校ほか３校産業廃棄物収集運搬・処分業務委託

⑵　履行場所　川崎市幸区南加瀬４－24－１ほか３校（詳細は別紙のとおり）

⑶　履行期間　契約日から令和５年３月31日まで

2　競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第

２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されていること。

⑷　過去２年間に本市、他官公庁又は民間において、産業廃棄物（金属くず等）の運搬・処理業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。

⑸　産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証を取得していること。

⑹　自社もしくは、上記⑶に登載されている子会社や協力会社等資本関係がある業者で運搬が可能であること。

３　一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出場所

〒210－8577

川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所第３庁舎17階）大和田、中野

電　話　044－200－1223

ＦＡＸ　044－200－3921

一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札関係書類は、インターネットからもダウンロードすることができます。

（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。

「入札情報かわさき」https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）

⑵　配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和４年11月10日（木）から令和４年11月16日（水）まで

午前９時～午後５時（ただし、土曜日、日曜日及び正午～午後１時を除く）

⑶　提出方法

ア　持参

イ　郵送

なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに３⑴の所管課に必ず電話してください。

⑷　提出書類

ア　一般競争入札参加申込書

イ　上記２⑷の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ　上記２⑸の許可証の写し

エ　上記２⑹の自社以外で運搬する場合、自社との関係を確認できる書類

４　競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和４年11月22日（火）までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で令和４年11月22日（火）午後５時まで配布します。

５　入札説明書及び仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には３⑴の場所で令和４年11月22日（火）午前９時から午後５時まで配布します。

また、入札説明書及び仕様書は３⑴の場所及び⑵の提出期間において閲覧に供します。

６　仕様書等に関する質問・回答

⑴　質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア　質問書の配布

仕様書の配布と同じ

イ　質問書の提出場所

３⑴と同じ

ウ　質問書の提出期間

令和４年11月22日（火）から令和４年11月28日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前９時～午後５時（ただし、正午～午後１時を除く）

エ　質問書の提出方法

(ｱ)　持参

(ｲ)　ＦＡＸ

(ｳ)　メール

なお、ＦＡＸ又はメールにより提出した場合は、速やかに３⑴の所管課まで電話連絡願います。

電　話　044－200－1223

ＦＡＸ　044－200－3921

E-mail　30dtanso@city.kawasaki.jp

⑵　回答

ア　回答日

令和４年12月２日（金）

イ　回答方法

回答については、全ての質問及び回答を一覧表

にした質問回答書を、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で配布します。（午前９時～午後５時（ただし、正午～午後１時を除く））

また、回答後の再質問は受付しません。

7　入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等

⑴　入札方法等

入札書の提出日時　令和４年12月９日（金）午前11時00分

入札書の提出場所　川崎市役所第３庁舎16階環境局会議室

⑵　入札保証金

免除とします。

⑶　開札の日時・場所

８⑴に同じ

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

⑸　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9　契約手続等

⑴　契約保証金　　免除

⑵　前払金　　無

⑶　契約書作成の要否　　要

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、３⑴の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他

⑴　この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　関連情報を入手するための照会窓口　３⑴に同じ

別紙

履行場所

番号	施設名	住所
1	南加瀬小学校	川崎市幸区南加瀬４-24- １
2	夢見ヶ崎小学校	川崎市幸区南加瀬２-13- １
3	苅宿小学校	川崎市中原区苅宿25- １
4	南原小学校	川崎市高津区上作延796

川崎市公告第1190号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件名　岡上小学校ほか３校産業廃棄物収集運搬・処分業務委託

⑵　履行場所　川崎市麻生区岡上675－１ほか３校（詳細は別紙のとおり）

⑶　履行期間　契約日から令和５年３月31日まで

2　競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されていること。

⑷　過去２年間に本市、他官公庁又は民間において、産業廃棄物（金属くず等）の運搬・処理業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。

⑸　産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証を取得していること。

⑹　自社もしくは、上記⑶に登載されている子会社や協力会社等資本関係がある業者で運搬が可能であること。

3　一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出場所

〒210－8577

川崎市川崎区宮本町１番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所第３

庁舎17階）大和田、中野
電　話　044－200－1223
ＦＡＸ　044－200－3921
一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札関係書類は、インターネットからもダウンロードすることができます。
（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。
「入札情報かわさき」https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html）

⑵　配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和４年11月10日（木）から令和４年11月16日（水）まで
午前９時～午後５時（ただし、土曜日、日曜日及び正午～午後１時を除く）

⑶　提出方法
ア　持参
イ　郵送
なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに３⑴の所管課に必ず電話してください。

⑷　提出書類
ア　一般競争入札参加申込書
イ　上記２⑷の契約内容を確認できる契約書等の写し
ウ　上記２⑸の許可証の写し
エ　上記２⑹の自社以外で運搬する場合、自社との関係を確認できる書類

４　競争入札参加資格確認通知書の交付
入札参加申込書を提出した者には、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和４年11月22日（火）までに送付します。
なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で令和４年11月22日（火）午後５時まで配布します。

５　入札説明書及び仕様書の交付
入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には３⑴の場所で令和４年11月22日（火）午前９時から午後５時まで配布します。
また、入札説明書及び仕様書は３⑴の場所及び⑵の提出期間において閲覧に供します。

６　仕様書等に関する質問・回答
⑴　質問
次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。
また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。
ア　質問書の配布
仕様書の配布と同じ
イ　質問書の提出場所
３⑴と同じ
ウ　質問書の提出期間
令和４年11月22日（火）から令和４年11月28日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
午前９時～午後５時（ただし、正午～午後１時を除く）
エ　質問書の提出方法
(ｱ)　持参
(ｲ)　ＦＡＸ
(ｳ)　メール
なお、ＦＡＸ又はメールにより提出した場合は、速やかに３⑴の所管課まで電話連絡願います。
電　話　044－200－1223
ＦＡＸ　044－200－3921
E-mail　30dtanso@city.kawasaki.jp

⑵　回答
ア　回答日
令和４年12月２日（金）
イ　回答方法
回答については、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。
なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で配布します。（午前９時～午後５時（ただし、正午～午後１時を除く））
また、回答後の再質問は受付しません。

７　入札参加資格の喪失
入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。
⑴　開札前に上記２の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
⑵　一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

８　入札手続等
⑴　入札方法等
入札書の提出日時　令和４年12月９日（金）午前11時30分
入札書の提出場所　川崎市役所第３庁舎16階環境局会議室

⑵　入札保証金
免除とします。
⑶　開札の日時・場所
８⑴に同じ
⑷　落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
⑸　入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9　契約手続等
⑴　契約保証金　　免除
⑵　前払金　　無
⑶　契約書作成の要否　　要
⑷　契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、３⑴の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他
⑴　この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
⑵　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
⑷　関連情報を入手するための照会窓口　３⑴に同じ

別紙
履行場所

番号	施設名	住所
1	岡上小学校	川崎市麻生区岡上675－１
2	岡上わくわくプラザ	川崎市麻生区岡上675－１
3	高津中学校	川崎市高津区久本３-11－２
4	平中学校	川崎市宮前区平３-15－１
5	金程中学校	川崎市麻生区金程３-16－１

川崎市公告第1191号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月11日

川崎市長　福　田　紀　彦

競争入札に付する事項	件　　名　こども家庭センター１階事務室ほかフリーアドレス化対応デスク等一式
	履行場所　川崎市こども家庭センター（川崎市幸区鹿島田１－21－９）
	履行期間　令和５年３月31日
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登載されていること。 ⑷　令和３・４年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 ⑸　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑹　平成24年４月１日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、１契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 ⑺　この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地　明治安田生命ビル13階 電話番号　044－200－2092
入札日時等	令和４年12月16日11時00分（川崎市役所入札室　砂子平沼ビル７階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は契約課ホームページ「入札情報　かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1192号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月11日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件名

川崎市等々力緑地再編整備計画に係る環境配慮計画書の作成及び手続業務委託

⑵　履行場所

川崎市中原区等々力１番地ほか

⑶　履行期限

契約締結日から令和５年３月31日まで

⑷　業務概要

等々力緑地を再整備するための手続きとして、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、環境配慮計画書の作成及び環境配慮計画書縦覧に係る説明会事前準備の業務を行うものである。

2　一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種20「調査・測定」、種目03「環境アセスメント」で登録されている者。

⑷　川崎市環境影響評価に関する条例に基づく第１種行為の業務実績を有し、かつ当該業務の経験者を配置すること。

⑸　技術士（環境部門の科目「環境影響評価」又は建設部門の科目「建設環境」）の資格を有する監理技術者を配置すること。

3　一般競争入札参加資格確認申請書等の提出及び問合せ先

入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、契約実績を証する書類（契約書の写しや実績一覧表等）を提出すること。

⑴　提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12　番地１川崎駅前タワー・リバークビル17 階

川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室　川本、釣井

電　　話：044－200－2408（直通）

電子メール：53todose@city.kawasaki.jp

⑵　提出期間

令和４年11月11日（金）から令和４年11月17日（木）までの午前９時から午後５時まで（平日の正午～午後１時まで及び土曜日、日曜日を除く。）

⑶　提出方法

持参により提出すること。

4　資料の縦覧

川崎市ホームページの次のURLからダウンロード可能。

「https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000145030.html」

5　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資確認通知書を交付する。

⑴　交付日

令和４年11月21日（月）

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信される。

⑵　交付場所

３⑴に同じ。

6　仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければならない。

⑴　提出場所及び問合せ先

３⑴に同じ。

⑵　提出方法

持参又は電子メール(53todose@city.kawasaki.jp)

⑶　質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出すること。

⑷　受付期間

令和４年11月11日（金）から令和４年11月21日（月）までの、午前９時から午後５時（平日の正午～午後１時まで及び土曜日、日曜日を除く。）

⑸　回答日

令和４年11月25日（金）午後５時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付する。なお、本入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しない。

7　入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失する。

⑴　「２　一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等

⑴　入札の方法

ア　入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

イ　入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ　入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。

エ　入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。

オ　落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第７条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

⑵　入札･開札の日時及び場所

ア　日時　令和４年12月２日（金）午前10時

イ　場所　川崎市川崎区駅前本町12　番地１川崎駅前タワー・リバークビル17階
川崎市建設緑政局会議室

⑶　入札保証金

免除

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

⑸　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は、無効とする。

9　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の10％とする。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

⑵　前払金

無

⑶　契約書作成の要否

要

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができる。

10　その他

⑴　この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　詳細は入札説明書による。

⑶　公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによる。

⑷　関連情報を入手するための照会窓口は、３⑴に同じ。

⑸　書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。

川崎市公告第1193号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月11日

川　崎　市　長　福　田　紀　彦

（案件１）

競争入札に付する事項	件　　名　橘特別緑地保全地区斜面対策設計業務委託
	履行場所　川崎市高津区千年地内
	履行期間　令和５年３月31日限り
参加資格	⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「土質及び基礎部門」で登録されている者。 ⑷　管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：道路又は河川、砂防及び海岸・海洋）、ＲＣＣＭ（道路）部門又はＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）部門のいずれかの資格を有する者。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2097
入札日時等	令和４年12月13日　14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1194号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

新型コロナウイルス臨時ＰＣＲ検査業務委託

⑵　履行場所

川崎市健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当指定場所

⑶　履行期間

令和４年12月５日から令和５年３月31日まで

⑷　委託概要

新型コロナウイルス感染症の診断方法であるＰＣＲ検査について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第15条に基づく積極的疫学調査（行政検査）として健康安全研究所においてＰＣＲ検査を実施しているが、当該検査業務に従事できる職員は数名であり、感染拡大とともに業務負荷が増加していることから、体調不良等により検査遂行に支障を来たさないよう、必要時にＰＣＲ検査業務を委託できるバックアップ体制を構築する。

２　競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第２条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　入札期日において、令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「医療関連」種目「衛生検査」に登載されていること。

⑷　種類及び規模をほぼ同じくする契約に係る履行実績があること。

３　入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市ホームページ又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書を配布します。この入札に参加を希望する者は、３⑷に示す提出物を期間中に提出してください。

⑴　川崎市ホームページ　入札説明書掲載場所

トップページ

＞くらし・手続き

＞医療・健康・衛生・動物

＞感染症・インフルエンザ

＞事業者の皆様へ

＞新型コロナウイルス臨時ＰＣＲ検査業務委託に係る契約　一般競争入札について（11月11日公表）

⑵　配付・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館12階

健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当　担当大島

電話　044－200－2343　ＦＡＸ　044－200－3928

Ｅ－ｍａｉｌ　40kansen@city.kawasaki.jp

⑶　配付・提出期間

令和４年11月11日（金）午前９時から令和４年11月17日（木）　正午まで

（土曜日・日曜日・祝日を除く）

⑷　提出物

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

イ　業務実績を確認できる契約書等の写し

（過去２年間の間に本市その他の官公庁と種類及び規模を同じくする契約を２回以上締結している場合は、当該契約書の写し）

⑸　提出方法

持参とします。

４　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、一般競争入札参加確認通知書を電子メールで送付します。

⑴　交付場所及び問合せ先

３⑵と同じ

⑵　交付日時

令和４年11月18日（金）までに通知書を交付又は電子メールで送付します。

５　仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

⑴　問合せ先

３⑵と同じ

⑵　問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、３⑵に記載の電子メールアドレス宛て送付してください。また、質問をする場合は、質問書を送信した旨を３⑵の担当まで御連絡ください。

⑶　受付期間

令和４年11月11日（金）午前９時から令和４年11月18日（金）午後５時

⑷　回答方法

令和４年11月22日（火）までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

６　入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　上記２に定めるいずれかの条件を欠いたとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

７　入札の手続等

⑴　入札方法等

ア　入札書の提出方法

持参とします。

イ　入札日時

令和４年11月28日(月)　午後２時

ウ　入札場所

川崎市幸区堀川町580番地　ソリッドスクエア東館３階　健康福祉局会議室

エ　入札金額は、仕様書に記載された検査の１検体あたりの単価の税抜き金額となります。入札(見積)書に、検査１検体あたりの単価（税抜き）を記載し、入札件名を記載した封筒に入れて提出してください。

⑵　入札保証金

免除します。

⑶　開札の日時

７⑴イと同じ

⑷　開札の場所

７⑴ウと同じ

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑺　再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第７条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

⑻　入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第７条で無効と定める入札は、これを無効とします。

８　契約の手続等

⑴　契約保証金

ア　川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ　ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　前払金

無

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

９　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書のとおりとなります。

⑶　関連情報を入手するための照会窓口

３⑵と同じ

川崎市公告第1195号

次の市有財産について、一般競争入札による売払いを実施します。

令和４年11月14日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　売買物件の概要

⑴　売買物件　　別表のとおり

⑵　予定価格（最低売却価格）　別表のとおり

２　一般競争入札参加資格

次の⑴～⑽に該当しないこと。

⑴　地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の３第１項の規定に該当する職員

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者

⑶　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中である者

⑷　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者

⑸　下記４の入札案内書に定める一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出しない者

⑹　下記４の入札案内書に定める事項及び法令等を遵守する能力を有しない者

⑺　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第８条第２項第１号に掲げる処分を受けている団体及び当該団体の役職員又は構成員

⑻　川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

⑼　神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第１項又は第２項に規定する行為をしている者

⑽　⑺、⑻、⑼に掲げるものから委託を受けた者並びに⑺、⑻、⑼に掲げるものの関係団体

３　契約の条件

⑴　禁止する用途

売買物件の所有権が川崎市から物件購入者（落札者）へ移転した日から５年間は、売買物件（その上の建物等を含む。）を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに「川崎市暴力団排除条例」第２条第１号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反することの用途としては利用できません。

なお、物件購入者（落札者）が、売買物件の「所有権の移転等」をする場合においても、新たに権利を取得する方（以下「新権利者」という。）に、この「契約の条件」を承継しなければなりません。売買物件の「所有権の移転等」をする際には、必ず売買契約書等にこの「契約の条件」について明記し、新権利者に対して、十分な説明をしなければなりません。

（「所有権の移転等」とは、土地について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転並びに地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をいいます。なお、抵当権の設定は含みません。）

⑵　実地調査

上記⑴の履行を確認するため、川崎市が土地の利用状況等についての実地調査を行う際には、物件購入者（落札者）及び新権利者は必ず協力しなければなりません。

⑶　違約金

上記⑴の条件に違反した場合には、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支払っていただきます。

４　令和４年度　第２回一般競争入札による市有財産売払いの案内書（入札参加申込書を含む）の配布入札に参加を希望する者には、次により「令和４年度　第２回一般競争入札による市有財産売払いの案内書」（以下「入札案内書」という。）を配布します。

⑴　配布場所　川崎市財政局資産管理部資産運用課
（明治安田生命川崎ビル13階）
〒210－8577
川崎市川崎区宮本町６番地
電話　044－200－2083（直通）

⑵　配布期間　令和４年11月14日（月）から令和４年12月22日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前８時30分～午後５時（正午～午後１時を除く。）

５　入札参加申込書等の提出

入札に参加を希望する者は、次により上記４の入札案内書に記載されている申込みに必要な書類を提出しなければなりません。

⑴　提出場所　郵送の場合：〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市財政局資産管理部資産運用課宛てに郵送
持参の場合は、上記４⑴と同じ

⑵　提出期間　令和４年11月30日（水）から令和４年12月７日（水）まで
午前９時～午後４時（正午～午後１時を除く。）

⑶　提出方法　書留郵便・簡易書留郵便又は持参

６　一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、入札日時点において上記２の各号のいずれかに該当していたときは、当該一般競争入札参加資格を喪失します。

７　入札の手続等

⑴　入札方法

ア　入札書の提出日時　令和４年12月16日（金）必着

イ　入札書の提出場所　上記５⑴と同じ

⑵　入札保証金　地方自治法施行令第167条の７第１項に規定する入札保証金（以下「入札保証金」という。）の納付額は、別表のとおりです。

⑶　開札の日時　令和４年12月22日（木）午後２時30分

⑷　開札の場所　川崎市役所第３庁舎15階　第１・

２会議室　　２会議室
川崎市川崎区東田町５番地４

8　落札者の決定等

⑴　落札者の決定方法　　川崎市契約規則第14条の規定に基づいて決定した予定価格書の価格（最低売却価格）以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最高の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

⑵　入札の無効　　入札案内書及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9　契約の手続等

⑴　契約条項　　上記４で配布する「入札案内書」に記載してあります。

⑵　契約書作成の要否　　要

⑶　契約保証金　　地方自治法施行令第167条の16第１項に規定する契約保証金の納付額は、契約金額の10分の１以上（円未満切上げ）とします。

⑷　売買契約の締結期限　　令和５年１月20日（金）

⑸　契約の締結　　落札者が令和５年１月20日（金）までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、上記７⑵の入札保証金は、地方自治法第234条第４項の規定に基づき、川崎市に帰属します。

⑹　売買代金の支払方法
次のア又はイのいずれかの方法によります。

ア　売買契約の締結期限（令和５年１月20日〔金〕）までに売買代金の全額を納入する方法

イ　売買契約の締結期限（令和５年１月20日〔金〕）までに売買代金の10分の１以上の契約保証金を納付し、その後、売買代金の納期限（令和５年２月17日〔金〕）までに売買代金の残金（売買代金と契約保証金との差額をいう。）を納入する方法

10　その他

⑴　事情により予告なく入札の中止や内容を変更する場合があります。

⑵　詳細は「入札案内書」によります。

⑶　この公告に関する問い合わせ先は、上記４⑴に同じです。

（別表）

物件番号	所在（地番）（住居表示）	地目	実測面積（㎡）	用途地域	建ぺい率 容積率(%)	最低売却価格（万円）	入札保証金納付額（万円）
1	川崎市宮前区鷺沼4丁目13番54 (―)	雑種地	41.67	第１種住居地域	60 200	358	8
2	川崎市多摩区生田4丁目1859番12、2039番13、2039番14 (川崎市多摩区生田4丁目5番)	雑種地	69.09	第１種低層住居専用地域	50 100	701	15

川崎市公告第1196号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第１項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和４年11月15日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積（㎡）	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃（年額）	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所	
麻生区岡上字池ノ谷戸837 字池ノ谷戸936	畑 畑	1,045 2,100	海老沢 妙子	川崎市麻生区岡上3-5-22	賃借権	普通畑	令和4年12月1日	令和6年11月30日	円 14,000 42,000	毎年11月末日までに賃手の口座に振込む。	農地所有適格法人株式会社クローバー代表取締役栗村　昌昭	茨城県かすみがうら市上佐谷803	賃貸借

２　共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

⑴　借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

⑵　借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、１の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

⑶　解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、１の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

⑷　転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

⑸　修繕及び改良

ア　甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ　乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

⑹　租税公課の負担

ア　甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ　乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ　目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

⑺　目的物の返還

ア　利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ　乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ　イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ　乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

⑻　利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

⑼　利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

⑽　その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

２－２　特記事項

⑴　解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年６月１日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第３の５の⑵に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年９月、川崎市）第５―３―⑶　農用地利用集積計画の取消し等

によるものとする。

⑵　農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第２項第７号及び同法施行規則第16条の２に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

公　告（調　達）

川崎市公告（調達）第297号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和４年11月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　調達の名称

令和４年度後期高齢者医療システム改修等業務委託（１回目）

２　契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課

川崎市川崎区宮本町１番地

３　契約の相手方を決定した日

令和４年10月25日

４　契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社　川崎支店

支店長　染谷　淳

神奈川県川崎市川崎区東田町８番地

５　契約金額

41,463,114円

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第２号の規定による。

川崎市公告（調達）第298号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和４年11月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　調達の名称

電子申請システムに係るシステム連携用機器等の賃貸借及び保守に関する契約

２　契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局デジタル化推進室

川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市役所第３庁舎９階

３　契約の相手方を決定した日

令和４年10月11日

４　契約の相手方の氏名及び住所

三菱ＨＣキャピタル 株式会社 公共営業部

部長　前田　純

東京都港区西新橋１丁目３番１号

５　契約金額

28,036,800円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告（公示）を行った日

令和４年８月25日

川崎市公告（調達）第299号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和４年11月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　調達の名称

電子申請システムに係る通信機器等の賃貸借及び保守に関する契約

２　契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局デジタル化推進室

川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市役所第３庁舎９階

３　契約の相手方を決定した日

令和４年９月22日

４　契約の相手方の氏名及び住所

ＦＬＣＳ株式会社　横浜支店

支店長　谷頭　洋一

神奈川県横浜市西区高島一丁目１番２号

５　契約金額

46,926,000円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札の公告（公示）を行った日

令和４年８月10日

川崎市公告（調達）第300号

入　札　公　告

こども家庭センター他22施設で使用する再生可能エネ

ルギー100％電力の供給に関する契約における一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和４年11月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　競争入札に付する事項

⑴　件名

こども家庭センター他22施設で使用する再生可能エネルギー100％電力の供給に関する契約

⑵　内訳・履行場所・予定使用電力量

	内訳	履行場所	予定使用電力量（kWh）
1	こども家庭センター	幸区鹿島田１-21- ９	296,725
2	平和館	中原区木月住吉町33-１	154,800
3	幸区役所日吉出張所（日吉分館含む）	幸区南加瀬１- ７-17	160,858
4	麻生区役所道路公園センター	麻生区古沢120	86,000
5	消防局総合庁舎	川崎区南町20- ７	1,200,915
6	臨港消防署	川崎区池上新町３-１- ５	267,308
7	臨港消防署千鳥町出張所	川崎区千鳥町15- ４	59,188
8	臨港消防署藤崎出張所	川崎区藤崎３- ７- １	102,477
9	幸消防署	幸区戸手２-12- １	160,031
10	中原消防署	中原区新丸子東３-1175- １	307,939
11	高津消防署	高津区二子５-14- ５	147,246
12	高津消防署梶ヶ谷出張所	高津区向ヶ丘８-16	72,065
13	宮前消防署	宮前区宮前平２-20-４	141,946
14	多摩消防署	多摩区枡形２- ６- １	190,055
15	麻生消防署	麻生区万福寺１- ５-４	145,815
16	西梶ヶ谷小学校	高津区梶ケ谷２-14-１	209,000
17	久本小学校	高津区久本３-11- ３	330,000
18	稗原小学校	宮前区水沢３- ７- １	201,000
19	南菅小学校	多摩区菅馬場３-25-１	194,000
20	片平小学校	麻生区片平５-28- １	209,000
21	西高津中学校	高津区久地１-10- １	309,000
22	南菅中学校	多摩区菅馬場４- １-１	144,000
23	幸高等学校	幸区戸手本町１-150	841,000
合計			5,930,368

⑶　履行期間

令和５年４月１日から令和６年３月31日まで

⑷　調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2　競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

⑴　履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

⑵　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に該当しないこと。

⑶　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑷　入札期日において、令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。なお、未申請の者（入札参加業種・種目に申請のないもの者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和４年12月７日（水）までに行うこと。

⑸　川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月１日制定）第４条第２項に基づき、入札参加資格を有している者であること。

3　一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出場所

〒210－0005

川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市環境局脱炭素戦略推進室　大和田、坂田

電　話：044－200－1223

ＦＡＸ：044－200－3921

E-mail：30dtanso@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間

令和４年11月25日（金）から令和４年12月７日（水）までの下記の時間

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

⑶　提出方法

持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合、令和４年12月７日（水）午後５時を必着とします。

なお、郵送した場合は、３⑴の所管課まで電話連絡願います。

4　入札説明書の交付

３により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は３⑴の場所において、令和４年11月25日（金）から令和４年12月７日（水）まで縦覧に供します。

ただし、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

5　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

⑴　交付場所

３⑴と同じ

⑵　交付日時

令和４年12月16日（金）　午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時

ただし、川崎市「令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和４年12月16日（金）までに電子メールで配信します。

6　仕様に関する問合せ

⑴　問合せ先

３⑴と同じ

⑵　問合せ期間

令和４年12月16日（金）から令和４年12月23日（金）までの下記の時間

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

⑶　問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、３⑴に直接提出するか、ＦＡＸ又はメールをしてください。なお、ＦＡＸ又はメールをした場合は、速やかに３⑴の所管課まで電話連絡願います。

電　話：044－200－1223

ＦＡＸ：044－200－3921

E-mail：30dtanso@city.kawasaki.jp

⑷　回答方法

質問に対する回答は、令和５年１月６日（金）に、川崎市「令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際のメールアドレス宛てに電子メールにて送付します。

なお、メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で配布します。

7　入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8　入札手続等

⑴　入札方法等

ア　郵送による入札

(ｱ)　入札書の郵送期限

令和５年１月12日（木）　午後５時必着

(ｲ)　郵送場所

〒210－0005　川崎市川崎区東田町５－４

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

イ　持参による入札

(ｱ)　入札日時

令和５年１月13日（金）　午前10時

(ｲ)　入札場所

川崎市川崎区東田町５－４

川崎市役所第３庁舎15階　第３会議室

⑵　入札保証金

免除とします。

⑶　開札の日時

８⑴イ(ｱ)と同じ

⑷　開札の場所

８⑴イ(ｲ)と同じ

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

⑹　入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9　契約の手続等

⑴　契約金額

契約金額は、入札書の内訳に記載された「基本料金単価」及び「電力量料金単価」とします。

ただし、その各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとします。また、燃料費等調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を除く、電力の供給に必要な一切の諸経費を含むこととします。

⑵　契約保証金

ア　川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ　ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

⑶　契約書作成の要否

要

⑷　前払金

否

⑸　議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和５年３月頃）を要します。

⑹　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、３⑴の場所及び川崎市のホームページの「入札情報　かわさき」(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書によります。

⑶　関連情報を入手するための照会窓口は、３⑴と同じです。

⑷　公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11　Summary

⑴　Nature and quantity of products to be purchased :

Electricity about 5,930,368kWh to use at Center for Children and Family Services

In addition to 22 facilities

⑵　Time-limit for tender:

10:00 A.M. 13, January, 2023

⑶　Time-limit for tender by mail:

５:00 P.M. 12, January, 2023

⑷　Contact point for the notice

Decarbonization Strategy Development Office

Environmental Protection Bureau

City of Kawasaki

５－４,Higashida-cho,Kawasaki-ku

Kawasaki,Kanagawa 210-0005, Japan

Tel:044-200-1223

川崎市公告(調達)第301号

入　札　公　告

川崎市脱炭素モデル地区（高津区役所他４施設）で使用する再生可能エネルギー100％電力の供給に関する契約における一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和４年11月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

川崎市脱炭素モデル地区（高津区役所他４施設）で使用する再生可能エネルギー100％電力の供給に関する契約

⑵　内訳・履行場所・予定使用電力量

	内訳	履行場所	予定使用電力量（kWh）
1	高津区役所	川崎市高津区下作延２丁目８番１号	689,000
2	高津区役所橘出張所	川崎市高津区千年1362－１	64,000
3	高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2012－１番地	79,161
4	高津図書館	川崎市高津区溝口４丁目16番３号	187,307
5	東高津中学校	川崎市高津区末長４－１－１	196,000
合計			1,215,468

⑶　履行期間

令和５年４月１日から令和６年３月31日まで

⑷　調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

２　競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

⑴　履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

⑵　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に該当しないこと。

⑶　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑷　入札期日において、令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。なお、未申請の者（入札参加業種・種目に申請のないもの者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和４年12月７日（水）までに行うこと。

⑸　川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月１日制定）第４条第２項に基づき、入札参加資格を有している者であること。

３　一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配布・提出場所

〒210－0005

川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市環境局脱炭素戦略推進室　大和田、坂田

電　話：044－200－1223

ＦＡＸ：044－200－3921

E-mail：30dtanso@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間

令和４年11月25日（金）から令和４年12月７日（水）までの下記の時間

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

⑶　提出方法

持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合、令和４年12月７日（水）午後５時を必着とします。

なお、郵送した場合は、３⑴の所管課まで電話連絡願います。

４　入札説明書の交付

３により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は３⑴の場所において、令和４年11月25日（金）から令和４年12月７日（水）まで縦覧に供します。

ただし、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

５　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

⑴　交付場所

３⑴と同じ

⑵　交付日時

令和４年12月16日（金）　午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時

ただし、川崎市「令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和４年12月16日（金）までに電子メールで配信します。

６　仕様に関する問合せ

⑴　問合せ先

３⑴と同じ

⑵　問合せ期間

令和４年12月16日（金）から令和４年12月23日（金）までの下記の時間

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

⑶　問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、３⑴に直接提出するか、ＦＡＸ又はメールをしてください。なお、ＦＡＸ又はメールをした場合は、速やかに３⑴の所管課まで電話連絡願います。

電　話：044－200－1223

ＦＡＸ：044－200－3921

E-mail：30dtanso@city.kawasaki.jp

⑷　回答方法

質問に対する回答は、令和５年１月６日（金）に、川崎市「令和５・６年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際のメールアドレス宛てに電子メールにて送付します。

なお、メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付又は３⑴の場所で配布します。

７　入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

８　入札手続等

⑴　入札方法等

ア　郵送による入札

(ｱ)　入札書の郵送期限

令和５年１月12日（木）　午後５時必着

(ｲ)　郵送場所

〒210－0005　川崎市川崎区東田町５－４

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

イ　持参による入札

(ｱ)　入札日時

令和５年１月13日（金）　午前９時

(ｲ)　入札場所

川崎市川崎区東田町５－４

川崎市役所第３庁舎15階　第３会議室

⑵　入札保証金

免除とします。

⑶　開札の日時

８⑴イ(ｱ)と同じ

⑷　開札の場所

８⑴イ(ｲ)と同じ

⑸　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

⑹　入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

９　契約の手続等

⑴　契約金額

契約金額は、入札書の内訳に記載された「基本料金単価」及び「電力量料金単価」とします。

ただし、その各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとします。また、燃料費等調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を除く、電力の供給に必要な一切の諸経費を含むこととします。

⑵　契約保証金

ア　川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ　ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

⑶　契約書作成の要否

要

⑷　前払金

否

⑸　議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和５年３月頃）を要します。

⑹　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、３⑴の場所及び川崎市のホームページの「入札情報　かわさき」(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書によります。

⑶　関連情報を入手するための照会窓口は、３⑴と同じです。

⑷　公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11　Summary

⑴　Nature and quantity of products to be purchased :

Electricity about 1,215,468kWh to use at Takatsu Ward Office In addition to 4 facilities

⑵　Time-limit for tender:

9:00 A.M. 13, January, 2023

⑶　Time-limit for tender by mail:

5:00 P.M. 12, January, 2023

⑷　Contact point for the notice

Decarbonization Strategy Development Office
Environmental Protection Bureau
City of Kawasaki
5-4,Higashida-cho,Kawasaki-ku
Kawasaki,Kanagawa 210-0005, Japan
Tel:044-200-1223

川崎市公告（調達）第302号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　一般競争入札に付する事項

⑴　購入（製造）物品及び数量

議員用机　60台
議員用椅子　60脚
議員用ロッカー　60台
打合せ用テーブル　20台
打合せ用椅子　89脚
書棚　1050H　79台
書棚　2100H　20台
パーティション　1520H　16台
パーティション　1800H　52台
控室受付用カウンター　４台
議長室等用机　２台
議長室等用脇机　２台
議長室等用ワゴン　２台
議長室等用椅子　２脚
議長室等用ロッカー　２台
議長室等用ガラス書棚　２台
議長室等用飾り棚　４台
議長室等用パーティション　４台
金庫　１台
会議室用机　16台
会議室用椅子　32脚
電話台　22台
守衛用受付カウンター　１台
傍聴席用受付カウンター　１台
守衛用椅子　４脚
傍聴席用椅子　１脚

⑵　購入（製造）物品の特質等

仕様書によります。

⑶　納入場所

仕様書により指定する場所

⑷　納入期限

令和６年　３月　29日

⑸　本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙

入札方式に替えることができます。

2　一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登載されており、Ａ又はＢの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和４年12月９日までに行ってください。

⑷　平成24年４月１日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、１契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

⑸　この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

⑹　この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。

3　仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

⑴　窓口での閲覧の場合

ア　閲覧場所　川崎市役所財政局資産管理部契約課物品契約係担当
〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地
明治安田生命ビル13階
電話044－200－2091

イ　閲覧期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前８時30分～正午、午後１時～午後５時

⑵　インターネットでの閲覧の場合

ア　閲覧場所　川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ　閲覧期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
午前８時～午後８時

4　一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記⑵の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
午前８時～午後８時
ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記３⑴アの場所に、上記３⑴イの期間に持参にて提出してください。

⑴　持参による入札参加申し込みの場合

ア　配布、提出及び問い合わせ先
上記３⑴アに同じ。
なお、上記３⑵のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ　配布・提出期間
上記３⑴イに同じ。

⑵　提出書類

ア　一般競争入札参加申込書

イ　納入予定物品仕様書

ウ　納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ　引受証明書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

5　入札説明書の交付

上記４により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は３のとおり縦覧に供します。

6　発注課担当者

議会局総務部庶務課　担当　倉橋
電話　044－200－3354

7　仕様書に関する質問・回答

⑴　質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア　電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間　令和４年11月25日～令和４年

12月９日
午前８時～午後８時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ　持参等による質問方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記３⑴アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにＥｘｃｅｌ形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記３⑴アの担当まで御連絡ください。

配布・提出期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前８時30分～正午、午後１時～午後５時

電子メールアドレス　23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にExcel形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

⑵　回答

ア　回答日　令和４年12月27日　17時まで

イ　回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

８　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和４年12月27日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和４年12月27日の午前９時～正午に上記３⑴アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

９　一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10　入札の手続等

⑴　入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア　電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限　令和５年１月13日　午前10時00分

イ　持参による入札の場合

(ｱ)　入札書の提出日時　令和５年１月13日　午前11時00分

(ｲ)　入札書の提出場所　川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子１－７－４　砂子平沼ビル７階

ウ　郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ｱ)　入札書の提出期限　令和５年１月11日　必着

(ｲ)　入札書の提出先　上記３⑴アに同じ

⑵　入札・開札の日時及び場所

上記10⑴イに同じ。

⑶　入札保証金

川崎市契約規則第９条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去３年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第９条第１項第２号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の２パーセント以上を入札書提出前に納付しなければ

なりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11　契約の手続等

次により契約を締結します。

⑴　契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去３年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第１項第５号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

⑵　契約書作成の要否

必要とします。

⑶　契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑴アの場所において閲覧できます。

12　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書によります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be manufactured:

City Councilor's desk　60 units
City Councilor's chair　60 chairs
City Councilor's locker　60 units
Meeting table　20 units
Meeting chair　89 chairs
Bookshelf 1050H　79 units
Bookshelf 2100H　20 units
Partition　1520H　16 units
Partition　1800H　52 units
Reception counter　4 units
City Council Speaker's Office desk　2 units
City Council Speaker's Office side desk　2 units
City Council Speaker's Office desk wagon　2 units
City Council Speaker's Office chair　2 chairs
City Council Speaker's Office locker　2 units
City Council Speaker's Office glass bookshelf　2 units
City Council Speaker's Office display shelf　4 units
City Council Speaker's Office partition　4 units
Safe　1 units
Conference room desk　16 units
Conference room chair　32 chairs
Telephone stand　22 units
Guard counter　1 units
Public gallery counter　1 units
Guard's chair　4 chairs
Public gallery's chair　1 chairs

⑵　Time-limit for tender：

a　By electronic bidding system
10:00 A.M. 13 January 2023

b　Direct delivery
11:00 A.M. 13 January 2023

c　By mail
11 January 2023

⑶　Contact point for the notice：

KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa
210－8577, Japan
TEL：044－200－2091

⑷　Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

---

川崎市公告（調達）第303号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　一般競争入札に付する事項

⑴　購入（製造）物品及び数量

複式書架（基本）　架台付　10台

複式書架（増結）　架台付　36台
単式書架（基本）　架台無　２台
単式書架（増結）　架台無　７台
複式書架（基本）　架台無　２台
複式書架（増結）　架台無　８台
雑誌架（基本）　架台無　１台
雑誌架（増結）　架台無　４台
カウンター　１台
カウンターユニット　１台
カウンター用椅子　１脚
閲覧机　２台
個室ブース　３台
個室ブース（車椅子対応）　１台
閲覧椅子（背もたれ有）　12脚
閲覧椅子（背もたれ無）　６脚

⑵　購入（製造）物品の特質等
仕様書によります。

⑶　納入場所
仕様書により指定する場所

⑷　納入期限
令和６年３月29日

⑸　本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

２　一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登載されており、Ａ又はＢの等級に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和４年12月９日までに行ってください。

⑷　平成24年４月１日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。
なお、契約実績については、１契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

⑸　この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

⑹　この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。

３　仕様書等の閲覧
次により仕様書等を閲覧することができます。

⑴　窓口での閲覧の場合
ア　閲覧場所　川崎市役所財政局資産管理部契約課物品契約係担当
〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地
明治安田生命ビル13階
電話044－200－2091
イ　閲覧期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前８時30分～正午、午後１時～午後５時

⑵　インターネットでの閲覧の場合
ア　閲覧場所　川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」
イ　閲覧期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
午前８時～午後８時

４　一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先
下記⑵の書類は、電子入札システムにより提出してください。
提出期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
午前８時～午後８時
ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記３⑴アの場所に、上記３⑴イの期間に持参にて提出してください。

⑴　持参による入札参加申し込みの場合
ア　配布、提出及び問い合わせ先
上記３⑴アに同じ。
なお、上記３⑵のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。
イ　配布・提出期間
上記３⑴イに同じ。

⑵　提出書類
ア　一般競争入札参加申込書
イ　納入予定物品仕様書
ウ　納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）
エ　引受証明書
また、提出された書類等に関し、説明を求めら

れたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

5　入札説明書の交付

上記４により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は３のとおり縦覧に供します。

6　発注課担当者

議会局議事調査部政策調査課　担当　小関

電話　044－200－3378

7　仕様書に関する質問・回答

⑴　質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア　電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
午前８時～午後８時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ　持参等による質問方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記３⑴アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにＥｘｃｅｌ形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記３⑴アの担当まで御連絡ください。

配布・提出期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前８時30分～正午、午後１時～午後５時

電子メールアドレス　23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にExcel形式のまま保存した質問書を提出してください。

（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

⑵　回答

ア　回答日　令和４年12月27日　17時まで

イ　回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和４年12月27日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和４年12月27日の午前９時～正午に上記３⑴アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9　一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10　入札の手続等

⑴　入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア　電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限　令和５年１月13日　午前10時00分

イ　持参による入札の場合

(ｱ)　入札書の提出日時　令和５年１月13日　午前11時00分

(ｲ)　入札書の提出場所　川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子１－７－４　砂子平沼ビル７階

ウ　郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ｱ)　入札書の提出期限　令和５年１月11日　必着

(ｲ)　入札書の提出先　上記３(1)アに同じ

(2)　入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3)　入札保証金

川崎市契約規則第９条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去３年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第９条第１項第２号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の２パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4)　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5)　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11　契約の手続等

次により契約を締結します。

(1)　契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去３年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第１項第５号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2)　契約書作成の要否

必要とします。

(3)　契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記３(1)アの場所において閲覧できます。

12　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　詳細は、入札説明書によります。

(3)　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4)　落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13　Summary

(1)　Nature and quantity of the products to be manufactured:

Duplex bookshelf (Basic) With pedestal 10units

Duplex bookshelf (Addition)　With pedestal 36 units

Single bookshelf (Basic) No pedestal ２ units

Single bookshelf (Addition) No pedestal ７ units

Duplex bookshelf (Basic) No pedestal ２ units

Duplex bookshelf (Addition)　No pedestal ８ units

Magazine rack (Basic)　No pedestal　１ unit

Magazine rack (Addition)　No pedestal　４ units

Counter　１ unit

Counter Unit　１ unit

Counter chair　１ chair

Reading desk　２ units

Private room booth　３ units

Private room booth (Wheelchair accessible)　１ unit

Reading chair (With backrest)　12 chairs

Reading chair (No backrest)　６ chairs

(2)　Time-limit for tender :

a　By electronic bidding system
10:00 A.M. 13 January 2023

b　Direct delivery
11:00 A.M. 13 January 2023

c　By mail
11 January 2023

(3)　Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
１　Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa
210－8577, Japan
TEL：044－200－2091

⑷　Language:
Japanese is the only language used in all the contract procedures

---

川崎市公告（調達）第304号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　一般競争入札に付する事項

⑴　購入（製造）物品及び数量

ア　３人掛け会議テーブル　105台
イ　２人掛け会議テーブル　21台
ウ　会議用椅子　313脚
エ　テーブル付き椅子　51脚
オ　ベンチ　32台
カ　ワゴン　６台
キ　テーブル　９台
ク　椅子　54脚
ケ　スツール　５脚
コ　親子席ベンチ　１台

⑵　購入（製造）物品の特質等
仕様書によります。

⑶　納入場所
仕様書により指定する場所

⑷　納入期限
令和６年　３月　29日

⑸　本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

２　一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登載されており、Ａ又はＢの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和４年12月９日までに行ってください。

⑷　平成24年４月１日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、１契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

⑸　この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

⑹　この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。

３　仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

⑴　窓口での閲覧の場合

ア　閲覧場所　川崎市役所財政局資産管理部契約課物品契約係担当
〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地
明治安田生命ビル13階
電話044－200－2091

イ　閲覧期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前８時30分～正午、午後１時～午後５時

⑵　インターネットでの閲覧の場合

ア　閲覧場所　川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ　閲覧期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
午前８時～午後８時

４　一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記⑵の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
午前８時～午後８時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記３⑴アの場所に、上記３⑴イの期間に持参にて提出してください。

⑴　持参による入札参加申し込みの場合

ア　配布、提出及び問い合わせ先

上記３⑴アに同じ。

なお、上記３⑵のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ　配布・提出期間

上記３⑴イに同じ。

⑵　提出書類

ア　一般競争入札参加申込書

イ　納入予定物品仕様書

ウ　納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ　引受証明書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

５　入札説明書の交付

上記４により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は３のとおり縦覧に供します。

６　発注課担当者

総務企画局本庁舎等整備推進室　担当　中島

電話　044－200－1820

７　仕様書に関する質問・回答

⑴　質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア　電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
午前８時～午後８時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ　持参等による質問方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記３⑴アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにＥｘｃｅｌ形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記３⑴アの担当まで御連絡ください。

配布・提出期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前８時30分～正午、午後１時～午後５時

電子メールアドレス　23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にExcel形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

⑵　回答

ア　回答日　令和４年12月27日　17時まで

イ　回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

８　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和４年12月27日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和４年12月27日の午前９時～正午に上記３⑴アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

９　一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次

のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10　入札の手続等

⑴　入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア　電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限　令和５年１月16日　午前10時00分

イ　持参による入札の場合

(ｱ)　入札書の提出日時　令和５年１月16日　午前11時00分

(ｲ)　入札書の提出場所　川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子１－７－４　砂子平沼ビル７階

ウ　郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ｱ)　入札書の提出期限　令和５年１月12日　必着

(ｲ)　入札書の提出先　上記３⑴アに同じ

⑵　入札・開札の日時及び場所

上記10⑴イに同じ。

⑶　入札保証金

川崎市契約規則第９条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去３年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第９条第１項第２号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の２パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11　契約の手続等

次により契約を締結します。

⑴　契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去３年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第１項第５号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

⑵　契約書作成の要否

必要とします。

⑶　契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑴アの場所において閲覧できます。

⑷　議決を要する契約

本案件は川崎市財産条例第２条に基づき、動産の買い入れにあたり市議会の議決を要しますので、川崎市議会定例会における議決（令和５年３月頃）を得たときに契約を締結します。また、落札者にはその旨を記載した仮契約書を交付します。

12　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書によります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be manufactured:

Conference table (Width2100mm)　105 units
Conference table (Width1500mm)　21 units
Conference chair with armrests　313 chairs
Chair with foldable table　51 chairs
Bench　32 units
Low shelf with casters　6 units
Table　9 units
Chair　54 chairs
Stool　5 chairs

Bench for parent and child　1 units

⑵ Time-limit for tender：

a By electronic bidding system

10:00 A.M. 16 January 2023

b Direct delivery

11:00 A.M. 16 January 2023

c By mail

12 January 2023

⑶ Contact point for the notice：

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa

210－8577, Japan

TEL：044－200－2091

⑷ Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

---

川崎市公告（調達）第305号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　一般競争入札に付する事項

⑴　購入（製造）物品及び数量

ア　ラテラルキャビネット　149台

イ　両開き書庫（奥行き400mm）　157台

ウ　両開き書庫（奥行き450mm）　10台

エ　モバイルロッカー　750台

⑵　購入（製造）物品の特質等

仕様書によります。

⑶　納入場所

仕様書により指定する場所

⑷　納入期限

令和６年３月29日

⑸　本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

２　一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登載されており、Ａ又はＢの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和４年12月９日までに行ってください。

⑷　平成24年４月１日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、１契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

⑸　この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

⑹　この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。

３　仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

⑴　窓口での閲覧の場合

ア　閲覧場所　川崎市役所財政局資産管理部契約課物品契約係担当
〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地
明治安田生命ビル13階
電話044－200－2091

イ　閲覧期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前８時30分～正午、午後１時～午後５時

⑵　インターネットでの閲覧の場合

ア　閲覧場所　川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ　閲覧期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
午前８時～午後８時

４　一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記⑵の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
午前８時～午後８時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記

３⑴アの場所に、上記３⑴イの期間に持参にて提出してください。

⑴　持参による入札参加申し込みの場合

ア　配布、提出及び問い合わせ先

上記３⑴アに同じ。

なお、上記３⑵のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ　配布・提出期間

上記３⑴イに同じ。

⑵　提出書類

ア　一般競争入札参加申込書

イ　納入予定物品仕様書

ウ　納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ　引受証明書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

５　入札説明書の交付

上記４により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は３のとおり縦覧に供します。

６　発注課担当者

総務企画局本庁舎等整備推進室　担当　中島

電話　044－200－1820

７　仕様書に関する質問・回答

⑴　質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア　電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
午前８時～午後８時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ　持参等による質問方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記３⑴アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにＥｘｃｅｌ形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記３⑴アの担当まで御連絡ください。

配布・提出期間　令和４年11月25日～令和４年12月９日
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前８時30分～正午、午後１時～午後５時

電子メールアドレス　23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にExcel形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

⑵　回答

ア　回答日　令和４年12月27日　17時まで

イ　回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

８　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和４年12月27日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和４年12月27日の午前９時～正午に上記３⑴アの場所において一般競争入札参加資格確認通知

書等を交付します。

9　一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

⑴　この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

⑵　一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10　入札の手続等

⑴　入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア　電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限　令和５年１月16日　午前10時00分

イ　持参による入札の場合

(ｱ)　入札書の提出日時　令和５年１月16日　午前11時00分

(ｲ)　入札書の提出場所　川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子１－７－４　砂子平沼ビル７階

ウ　郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ｱ)　入札書の提出期限　令和５年１月12日　必着

(ｲ)　入札書の提出先　上記３⑴アに同じ

⑵　入札・開札の日時及び場所

上記10⑴イに同じ。

⑶　入札保証金

川崎市契約規則第９条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去３年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第９条第１項第２号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の２パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11　契約の手続等

次により契約を締結します。

⑴　契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去３年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第１項第５号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

⑵　契約書作成の要否

必要とします。

⑶　契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記３⑴アの場所において閲覧できます。

⑷　議決を要する契約

本案件は川崎市財産条例第２条に基づき、動産の買い入れにあたり市議会の議決を要しますので、川崎市議会定例会における議決（令和５年３月頃）を得たときに契約を締結します。また、落札者にはその旨を記載した仮契約書を交付します。

12　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書によります。

⑶　公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

⑷　落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be manufactured:

Lateral file cabinet　149 units
Double door cabinet (Depth400mm)　157 units
Double door cabinet (Depth450mm)　10 units
Personal locker with outlets　750 units

⑵　Time-limit for tender :

a　By electronic bidding system

10:00 A.M. 16 January 2023

b　Direct delivery

11:00 A.M. 16 January 2023

c　By mail

12 January 2023

⑶　Contact point for the notice：

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

１　Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa

210－8577,Japan

TEL：044－200－2091

⑷　Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

---

川崎市公告（調達）第306号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和４年11月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　調達の名称

令和４年度国民健康保険・後期高齢者医療システム再構築に伴うデータ移行支援業務

２　契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課

川崎市川崎区宮本町１番地

３　契約の相手方を決定した日

令和４年10月25日

４　契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社　川崎支店

支店長　染谷　淳

川崎市川崎区東田町８番地

５　契約金額

71,478,880円

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第２号の規定による。

川崎市公告（調達）第307号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

令和４年度ネットワークセキュリティ診断委託契約

⑵　履行場所

川崎市川崎区東田町５－４　川崎市役所第３庁舎ほか

⑶　履行期間

令和５年１月４日から令和５年３月31日まで

⑷　調達概要

ネットワークセキュリティ診断委託

詳細は「入札説明書」によります。

２　競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に該当しないこと。

⑵　令和３・４年度業務委託有資格業者名簿の業種が「電算関連業務」に登載されていること。

⑶　川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑷　この調達内容について確実に履行することができること。

⑸　情報処理推進機構が作成した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」の「情報セキュリティ監査サービス」に記載のある業者であること。

⑹　ネットワークセキュリティ診断について、本市若しくはその他の政令指定都市又は都道府県に対し、類似の契約実績があること。

３　一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

⑴　配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210－8577　川崎市川崎区東田町５－４（第３庁舎９階）

総務企画局情報管理部情報化施策推進室　近藤・飯島

電話　044－200－3076

ＦＡＸ　044－200－3752

E-mail　17jouhou@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間

令和４年11月25日（金）から令和４年12月２日（金）までとします（土曜日、日曜日を除く、毎日午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで）。

⑶　提出方法

持参に限る。

４　一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

⑴　場所

３⑴に同じ

⑵　日時

令和４年12月７日（水）

午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで

⑶　入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は３⑴の場所において令和４年11月25日（金）から令和４年12月２日（金）まで縦覧に供します（土曜日、日曜日を除く、毎日午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで）。

ア　入札説明書配布日時

令和４年12月７日（水）

午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで

イ　場所

３⑴に同じ

５　仕様に関する問い合わせ先

３⑴に同じ

質問受付期間は、令和４年12月７日（水）から令和４年12月13日（火）までとします（土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前８時30分から12時まで及び午後１時から午後５時15分まで）。質問については、入札説明書に添付の「質問書」にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

なお、回答は、令和４年12月16日（金）までに全社にＦＡＸまたはメールにて送付します。

６　競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

７　入札の手続等

⑴　入札金額・方法等

ア　入札は、総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種調査、設定、代行手続き等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ　入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　日時　令和４年12月20日（火）　午後１時30分

イ　場所　川崎市役所　第３庁舎　９階　開発室Ⅱ

⑶　入札保証金

免除とします。

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

８　契約の手続き等

⑴　契約保証金

免除とします。

⑵　契約書作成の要否

必要とします。

⑶　落札者は契約書２通を作成し、令和４年12月26日（月）午後５時15分までに３⑴の場所に持参してください。

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、３⑴の場所において閲覧できます。

９　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書によります。

⑶　関連情報を入手するための窓口　３⑴に同じ

川崎市公告（調達）第308号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

令和４年度下水道光ファイバー性能測定等業務委託

⑵　履行場所

川崎市川崎区東田町５－４　川崎市役所第３庁舎ほか

⑶　履行期間

令和５年１月４日から令和５年３月31日まで

⑷　調達概要

庁内ネットワークで利用している下水道光ファイバーのＯＴＤＲ性能測定業務の委託

詳細は「入札説明書」によります。

２　競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に該当しないこと。

⑵　令和３・４年度業務委託有資格業者名簿の業種が「施設維持管理」に登載されていること。

⑶　川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑷　この調達内容について確実に履行することができること。

⑸　令和３・４年度業務委託有資格業者名簿の地域区分が「市内」又は「準市内」で登載されていること。

３　一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

⑴　配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210－8577　川崎市川崎区東田町５－４（第３庁舎９階）

総務企画局情報管理部情報化施策推進室　近藤・飯島

電話　044－200－3076

ＦＡＸ　044－200－3752

E-mail　17jouhou@city.kawasaki.jp

⑵　配布・提出期間

令和４年11月25日（金）から令和４年12月２日（金）までとします（土曜日、日曜日を除く、毎日午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで）。

⑶　提出方法

持参に限る。

４　一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

⑴　場所

３⑴に同じ

⑵　日時

令和４年12月７日（水）

午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで

⑶　入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は３⑴の場所において令和４年11月25日（金）から令和４年12月２日（金）まで縦覧に供します（土曜日、日曜日を除く、毎日午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで）。

ア　入札説明書配布日時

令和４年12月７日（水）

午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで

イ　場所

３⑴に同じ

５　仕様に関する問い合わせ先

３⑴に同じ

質問受付期間は、令和４年12月７日（水）から令和４年12月13日（火）までとします（土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前８時30分から12時まで及び午後１時から午後５時15分まで）。質問については、入札説明書に添付の「質問書」にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

なお、回答は、令和４年12月16日（金）までに全社にFAXまたはメールにて送付します。

６　競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

７　入札の手続等

⑴　入札金額・方法等

ア　入札は、総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種調査、設定、代行手続き等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ　入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

⑵　入札・開札の日時及び場所

ア　日時　令和４年12月20日（火）　午後２時30分

イ　場所　川崎市役所　第３庁舎　９階　開発室Ⅱ

⑶　入札保証金

免除とします。

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

８　契約の手続き等

⑴　契約保証金

免除とします。

⑵　契約書作成の要否

必要とします。

⑶　落札者は契約書２通を作成し、令和４年12月26日（月）午後５時15分までに３⑴の場所に持参してください。

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、３⑴の場所において閲覧できます。

９　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は、入札説明書によります。

⑶　関連情報を入手するための窓口　３⑴に同じ

川崎市公告（調達）第309号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月25日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　競争入札に付する事項

⑴　件　　名　川崎市新本庁舎等移転業務委託

⑵　履行場所　川崎市川崎区宮本町１番地ほか

⑶　履行期限　契約締結日から令和６年９月30日まで

⑷　調達概要　令和５年６月の川崎市役所新本庁舎竣工後、第２庁舎、第３庁舎、第４庁舎及び民間ビルに現在入っている本庁機能を新本庁舎、第３庁舎、川崎御幸ビルに移転するため、移転詳細計画策定と実施管理業務を行う。

２　競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

⑴　川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「倉庫・運送業務」・種目「運送業務」で登録されている者。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加種目に登載のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和４年12月５日までに行ってください。

⑷　平成29年度から令和４年度（入札参加申込開始の前日）までに、国若しくは地方公共団体の庁舎又は民間企業の事務所等の移転に関し、同一案件で以下の計画規模及び業務範囲の要件をすべて満たす業務を元請として受託した実績を有する者であること。

【計画規模要件】

ア　移転先建物５階建て以上かつ延床面積28,100㎡以上（今回の建替計画時点の事務室面積合計）

イ　移転対象従業員2,000名以上（今回の移転対象人数の約半分）

ウ　複数の拠点を対象にした統合移転、複数ビル間の玉突き移転（執務しながら部分的かつ段階的に実施する移転）

【業務範囲要件】

ア　移転詳細計画作成

イ　移転作業

ウ　移転本部業務（関連業者の搬出入工程調整、通期養生管理を含む）

３　一般競争入札参加資格確認申請書等の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

⑴　配付・提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町５－４　川崎市役所第３庁舎４階

総務企画局本庁舎等整備推進室

電話　044－200－1820

⑵　配付・提出期間

令和４年11月28日（月）から令和４年12月５日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）
午前８時30分～午後５時（ただし、正午～午後１時を除く）

⑶　提出書類

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

イ　履行実績申告書

⑷　提出方法

持参

4　入札説明書等の交付

３により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書等を無料交付します。

また、入札説明書等は３⑴の場所において令和４年11月28日（月）から令和４年12月５日（月）まで縦覧に供します。

5　一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和４年12月13日（火）午後５時までに令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認結果通知書を送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付します。

6　移転対象ビルの現地確認

入札にあたり、必ず本市が実施する移転対象ビルの現地確認に参加することとします。

現地確認の日程については、令和４年12月15日（木）又は令和４年12月16日（金）を予定しており、実施日について令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付します。

7　仕様書等に関する質問・回答

⑴　質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア　質問書の配布・提出場所

３⑴と同じ

イ　質問書の提出期間

令和４年11月28日（月）から令和４年12月19日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前８時30分～午後５時（ただし、正午～午後１時を除く）

ウ　質問書の提出方法

持参又は郵送、メールによる送付とします。

⑵　回答

ア　回答日

令和４年12月26日（月）

イ　回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和３・４年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに全ての入札参加者宛てに一括して送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

8　入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき及び、上記６の現地確認を行っていない場合は、入札参加資格を喪失します。

9　入札手続等

⑴　入札方法

ア　持参による入札の場合

入札書の提出日時　令和５年１月10日（火）午前９時30分

入札書の提出場所　川崎市役所第３庁舎13階総務企画局会議室

イ　郵送による入札の場合

入札書の提出期限　令和５年１月６日（金）必着

入札書の提出場所　３⑴に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に１⑴の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、３⑴の場所に必ず電話をしてください。

⑵　入札保証金

免除する。

⑶　開札の日時・場所

９⑴アに同じ。

⑷　落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑸　入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。ただし、川崎市金銭会計規則第８条に定める有価証券（振替債を除く）の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

⑵　前払金　無

⑶　契約書の作成

ア　契約書は、２通作成し、本市と落札者が各１通を保管します。

イ　契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とします。

ウ　契約事務の受託者が契約の相手方とともに契約書に記名しかつ押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

⑷　契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11　その他

⑴　この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑵　詳細は入札説明書によります。

⑶　事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

⑷　公告に定めるもののほか、本件入札に関する事項は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札心得等の定めるところによります。

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　３⑴に同じ

⑹　当該落札決定の効果は、令和４年第５回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

12　Summary

⑴　Nature and quantity of service(s) to be procured:

Subcontracting of services for relocation to New Kawasaki City Hall, 1 Set

⑵　Deadline for submission of tender applications:

9:30 A.M., 10 January 2023

⑶　Deadline for submission of tender applications by post:

6 January 2023

⑷　Point of contact for inquiries:

KAWASAKI CITY HALL MAIN BUILDING
Building Preparation and Development Office
General Affairs and Planning Bureau
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0005, Japan
TEL: 044-200-1820

税　　公　　告

川崎市税公告第136号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年10月26日

川崎市長　福　田　紀　彦

（別紙省略）

川崎市税公告第137号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）

第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年10月28日

川崎市長　福　田　紀　彦

年度	税目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和４年度	市民税・県民税（普通徴収）	第１期分	令和４年11月８日	計７件
令和４年度	市民税・県民税（普通徴収）	第２期分	令和４年11月８日	計363件
令和４年度	市民税・県民税（普通徴収）	７月随時分	令和４年11月８日	計94件
令和４年度	市民税・県民税（普通徴収）	８月随時分	令和４年11月８日	計７件
令和４年度（令和３年度課税分）	市民税・県民税（普通徴収）	７月随時分	令和４年11月８日	計７件
令和４年度（令和２年度課税分）	市民税・県民税（普通徴収）	７月随時分	令和４年11月８日	計１件

令和 ４年度	固定資産税 都市計画税 （土地・家屋）	第２期分	令和４年 11月８日	計１件
令和 ４年度	軽自動車税 （種別割）	全期分	令和４年 11月８日	計２件

（別紙省略）

川崎市税公告第138号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年10月28日

川崎市長　福　田　紀　彦

（別紙省略）

川崎市税公告第139号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年10月28日

川崎市長　福　田　紀　彦

（別紙省略）

川崎市税公告第140号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月４日

川崎市長　福　田　紀　彦

（別紙省略）

川崎市税公告第141号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月７日

川崎市長　福　田　紀　彦

（別紙省略）

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第26号

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年11月２日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第８号）の一部を次のように改正する。

第45条第３号中「東京又は横浜の手形交換所」を「電子交換所」に改める。

第45条第４号中「東京又は横浜の手形交換所区域内」を「日本国内」に改める。

第88条第１項に次のただし書を加える。

ただし、預金残高証明書に記載すべき事項が電磁的記録により確認できる場合は、この限りではない。

附　則

この規程は、令和４年11月４日から施行する。

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第44号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第９条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第１号の規定により告示します。

令和４年11月１日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

１　指定有効期間

令和４年11月01日から

令和９年10月31日まで

２　指定工事店

指定番号　705

商号又は名称　イメージライフカンパニー有限会社

営業所所在地　横浜市緑区竹山１丁目19番地６サングレイス鴨居104号

代表者氏名　髙見　学
指定番号　1036
商号又は名称　河野建設株式会社
営業所所在地　横浜市港北区日吉本町２丁目47番27号
代表者氏名　河野　良典

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第90号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月１日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

（案件１）

競争入札に付する事項	件　　名	令和４年度排水ポンプ・発動発電機点検整備業務委託
	履行場所	川崎市中原区宮内３丁目22－１　等々力水処理センター内
	履行期間	令和５年３月31日限り
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話　044－200－2097	
入札日時等	令和４年11月24日　14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

（案件２）

競争入札に付する事項	件　　名	令和４年度加瀬水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市幸区南加瀬４－40－22ほか
	履行期間	令和５年３月17日限り
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者 ⑷　平成19年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した下水道施設における脱臭設備点検整備（脱臭剤交換業務を含む）、又は脱臭設備製作・据付（脱臭剤納入を含む）の元請けとしての履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話　044－200－2097	
入札日時等	令和４年11月24日　14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。

（案件３）

競争入札に付する事項	件　　名	令和４年度保管焼却灰フレコンカバー運搬処分業務委託（単価契約）
	履行場所	川崎市川崎区浮島町523－１番地先
	履行期間	令和５年３月15日限り
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者 ⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。 ⑸　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」に登載されている者 ⑹　次のア、イの条件をすべて満たすこと。なお、いずれも許可品目の種類に「廃プラスチック類」が含まれていること。 ア　川崎市（又は神奈川県）及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること。 イ　処分地において、産業廃棄物処分業の許可を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話　044－200－2097	
入札日時等	令和４年11月24日　14時00分（砂子平沼ビル７階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

（案件４）

競争入札に付する事項	件　　名	令和４年度南部下水管内管きょ清掃委託その２
	履行場所	川崎市川崎区、幸区地内
	履行期間	令和５年３月31日限り
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者 ⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。 ⑸　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登載されている者 ⑹　川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 ⑺　バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有又は調達することが可能であ	

参加資格	ること。 ⑻　産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は、受注者との間で直接的かつ恒常的に３箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話　044－200－2097
入札日時等	令和４年11月24日　14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。

（案件５）

競争入札に付する事項	件名	令和４年度 幸区下水幹枝線実施設計委託第13号
	履行場所	川崎市幸区地内
	履行期間	令和５年６月30日限り
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 ⑷　平成29年度以降に契約した、次のア及びイ２つの条件に係わる実施設計業務委託について、元請けとしての履行完了実績をＴＥＣＲＩＳにより確認できること。なお、ア及びイの実績については、同一業務委託でなくとも可とする。 ア　日本下水道協会発行の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-」に基づく、内径800㎜以上の円形管きょについての更生工法（複合管）に係わる基本設計または詳細設計 イ　下水道管路施設における耐震実施設計（ﾚﾍﾞﾙ1,ﾚﾍﾞﾙ２）業務を含む、改築・詳細設計（布設替え工法（開削工法）及び管更生工法） ⑸　次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に３箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要 ア　技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）の資格を有する者 イ　業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ　照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はＲＣＣＭ（下水道部門）のいずれかの資格を有する者 エ　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話　044－200－2097	

入札日時等	令和４年11月24日　14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

川崎市上下水道局公告第91号

令和４年11月１日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

（案件１）

競争入札に付する事項	件　　名	潮見台配水所　自家発電設備改良工事
	履行場所	川崎市宮前区潮見台４番１号（潮見台配水所内）
	履行期間	契約の日から令和６年３月29日まで
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「A」で登録されていること。 ⑸　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑹　電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 ⑺　監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、本工事は工場製作期間においても現場施工を行うため、工事着手から完了まで専任でかつ途中交代することなく配置することを要します（死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合を除く。）。 また、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ⑻　次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年４月１日以降に有すること。 上下水道施設（工業用水道施設含む。）における、自家発電設備（625ｋｗ以上）の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く。）。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20％以上であること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100	
入札日時等	令和４年12月７日　午後５時 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	⑴　川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 ⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 ⑶　本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第１号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。 ⑷　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件２）

競争入札に付する事項	件　　名	加瀬水処理センター建設機械その76工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬４－40－22
	履行期間	契約の日から令和７年２月28日まで
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。 ⑸　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑹　機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 ⑺　監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第３号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。 ⑻　次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年４月１日以降に有すること。 下水道法第２条２の「下水道」に定義される計画処理能力38,000m３／日以上（※）の下水道	

参加資格	施設（処理施設に限る。）の返送・余剰汚泥設備において、同設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く。）。 ※合流式の場合は、晴天時日最大汚水量とする。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年12月７日　午後５時 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	⑴　川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 ⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 ⑶　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件３）

競争入札に付する事項	件　　名	麻生水処理センター建設電気その22工事
	履行場所	川崎市麻生区上麻生６－15－１
	履行期間	契約の日から令和６年12月16日まで
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「Ａ」で登録されていること。 ⑸　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑹　電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 ⑺　監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可	

参加資格	能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 　また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第３号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。 ⑻　次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年４月１日以降に有すること。 　下水道法第２条２の「下水道」に定義される下水道施設（処理施設に限る）における運転操作設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く。）。 　ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20％以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年12月７日　午後５時 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	⑴　川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 ⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 ⑶　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件４）

競争入札に付する事項	件　　名	殿町地区下水枝線第801号工事
	履行場所	川崎市川崎区殿町３丁目地内
	履行期間	契約の日から545日間
参加資格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている２者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員２」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）でなければなりません。 　ただし、特定ＪＶの出資割合は、全ての構成員を20％以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 ⑴　全ての構成員に必要な条件 　ア　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 　イ　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 　ウ　次の（ｱ）から（ｳ）のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 　　（ｱ）　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 　　（ｲ）　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 　　（ｳ）　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 　　※上記（ｱ）以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 　エ　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参加資格	オ　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。 カ　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 キ　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ク　本工事の他の特定ＪＶの構成員になっていないこと。 ⑵　特定ＪＶの代表者に必要な条件 ア　土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 イ　監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ⑶　特定ＪＶの構成員２に必要な条件 ア　土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 イ　主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年12月７日　午後５時 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	⑴　川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 ⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の 評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 ⑶　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件５）

競争入札に付する事項	件　　名	工水６号配水支管300ｍｍ布設替工事
	履行場所	自：川崎市川崎区小田６―７―21先 至：横浜市鶴見区寛政町27―５先
	履行期間	契約の日から320日間
参加資格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている２者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員２」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）でなければなりません。 ただし、特定ＪＶの出資割合は、全ての構成員を20％以上とし、代表者は、他の構成員の割合を	

参加資格	上回らなければいけません。 ⑴　全ての構成員に必要な条件 ア　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ウ　次の（ｱ）から（ｳ）のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 （ｱ）　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 （ｲ）　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 （ｳ）　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記（ｱ）以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 エ　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 オ　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 カ　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 キ　本工事の他の特定ＪＶの構成員になっていないこと。 ⑵　特定ＪＶの代表者に必要な条件 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「Ａ」で登録されていること。 イ　水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ウ　監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ⑶　特定ＪＶの構成員２に必要な条件 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「Ａ」又は「Ｂ」で登録されていること。 イ　水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ウ　主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年12月７日　午後５時 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	⑴　川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 ⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。

そ　の　他	⑶　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件６）

競争入札に付する事項	件　　名	堤根300ｍｍ～100ｍｍ配水管布設替工事
	履行場所	自：川崎区堤根43先 至：川崎区日進町７―１先　ほか３件
	履行期間	契約の日から365日間
参加資格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている２者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員２」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）でなければなりません。 ただし、特定ＪＶの出資割合は、全ての構成員を20％以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 ⑴　全ての構成員に必要な条件 ア　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ウ　次の（ｱ）から（ｳ）のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 （ｱ）　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 （ｲ）　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 （ｳ）　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記（ｱ）以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 エ　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 オ　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 カ　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 キ　本工事の他の特定ＪＶの構成員になっていないこと。 ⑵　特定ＪＶの代表者に必要な条件 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「Ａ」で登録されていること。 イ　水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ウ　監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ⑶　特定ＪＶの構成員２に必要な条件 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「Ａ」又は「Ｂ」で登録されていること。 イ　水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ウ　主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099	
入札日時等	令和４年12月７日　午後５時 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	⑴　川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 ⑵　評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 ⑶　詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第92号

令和４年11月８日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

（案件１）

競争入札に付する事項	件　　名	工業用水道　カポック（株）ほか４箇所流量計測設備取替工事
	履行場所	川崎市川崎区浅野町１－３（カポック（株））ほか４箇所
	履行期間	契約の日から令和５年３月24日まで
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「Ｂ」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第２条⑴イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ⑽　主任技術者（業種「電気」）を配置できること。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100	
入札日時等	令和４年11月30日　午後２時30分 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第93号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月８日

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

（案件１））

競争入札に付する事項	件　　名	令和４年度　幸区ほか下水幹枝線実施設計委託第14号
	履行場所	川崎市幸区、中原区地内
	履行期間	令和５年11月30日限り
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 ⑷　平成29年度以降に契約した、次のア及びイ２つの条件に係わる業務委託について、元請けとしての履行完了実績をＴＥＣＲＩＳにより確認できること。なお、ア及びイの実績については、同一業務委託でなくとも可とする。 ア　日本下水道協会発行の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-」に基づく、内径800㎜以上の円形管きょ及び短辺内寸800㎜以上の矩形管きょについての更生工法（複合管）に係わる基本設計又は詳細設計 イ　下水道管路施設における耐震実施設計（ﾚﾍﾞﾙ1,ﾚﾍﾞﾙ２）業務を含む、改築・詳細設計（布設替え工法（開削工法）及び管更生工法）に係わる実施設計 ⑸　次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に３箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要 ア　技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）の資格を有する者 イ　業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ　照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はＲＣＣＭ（下水道部門）のいずれかの資格を有する者 エ　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話　044－200－2097	
入札日時等	平令和４年12月１日　14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

（案件２）

競争入札に付する事項	件　　名	令和４年度　中原区中大口径管きょ構造評価委託第１号
	履行場所	川崎市中原区地内
	履行期間	令和５年10月31日限り
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 ⑷　平成29年度以降に契約した、次のア及びイ２つの条件に係わる業務委託について、元請けとしての履行完了実績をＴＥＣＲＩＳにより確認できること。なお、ア及びイの実績については、同一業務委託でなくとも可とする。 ア　日本下水道協会発行の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-」に基づく、内径800㎜以上の円形管きょ及び短辺内寸800㎜以上の矩形管きょについての更生工法（複合管）に係わる基本設計又は詳細設計 イ　下水道管路施設における耐震実施設計（ﾚﾍﾞﾙ1,ﾚﾍﾞﾙ２）業務を含む、改築・更新に係わる基本設計又は詳細設計 ⑸　次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に３箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要 ア　技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）の資格を有する者 イ　業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ　照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はＲＣＣＭ（下水道部門）のいずれかの資格を有する者 エ　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話　044－200－2097	
入札日時等	令和４年12月１日　14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

（案件３）

競争入札に付する事項	件　　名	令和４年度入江崎総合スラッジセンター脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市川崎区塩浜３－24－12
	履行期間	令和５年３月17日限り
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者 ⑷　平成19年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した下水道施設における脱臭設備点検整備（脱臭剤交換業務を含む）、又は脱臭設備製作・据付（脱臭剤納入を含む）の元請けとしての履行完了実績を有すること。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話　044－200－2097
入札日時等	令和４年12月１日　14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。

（案件４）

競争入札に付する事項	件　　名	令和４年度北部下水管内管きょ清掃委託その２
	履行場所	川崎市麻生区、多摩区地内
	履行期間	令和５年３月31日限り
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者 ⑷　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項各号による中小企業者であること。 ⑸　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登載されている者 ⑹　川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 ⑺　バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有又は調達することが可能であること。 ⑻　産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は、受注者との間で直接的かつ恒常的に３箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話　044－200－2097	
入札日時等	令和４年12月１日　14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第94号

令和４年11月15日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

（案件１）

競争入札に付する事項	件　　名	令和４年度麻生水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市麻生区上麻生６－15－１ほか
	履行期間	令和５年３月17日限り
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ⑶　令和３・４年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者 ⑷　平成19年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した下水道施設における脱臭設備点検整備（脱臭剤交換業務を含む）、又は脱臭設備製作・据付（脱臭剤納入を含む）の元請けとしての履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話　044－200－2097	
入札日時等	令和４年12月８日　14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第２号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第95号

令和４年11月15日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者　大　澤　太　郎

（案件１）

競争入札に付する事項	件　　名	千年200ｍｍ～75ｍｍ配水管布設替工事
	履行場所	自：宮前区野川本町３―７―16先 至：高津区千年312―２先　ほか２件
	履行期間	契約の日から395日間
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「Ａ」で登録されていること。 ⑹　令和３・４年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第２条⑴イ「災害時にお	

参加資格	ける本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑽　監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年12月12日　午後１時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件２）

競争入札に付する事項	件　　名	稲田取水所浸水対策工事
	履行場所	川崎市多摩区菅稲田堤３－21－１（稲田取水所内）ほか２件
	履行期間	契約の日から令和５年11月30日まで
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 ⑸　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「取水施設」ランク「Ｂ」で登録されていること。	

参加資格	⑹　令和３・４年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第２条⑴イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 ⑺　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 ⑻　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑼　水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑽　監理技術者資格者証（業種「水道施設）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（「11　注意事項」において、別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2099
入札日時等	令和４年12月12日　午後１時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件３）

競争入札に付する事項	件　　名	渋川ポンプ場ほかＮｏ．６雨水ポンプ用エンジン整備その他工事
	履行場所	川崎市幸区矢上４－１ほか
	履行期間	契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。 ⑸　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参加資格	⑹　機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑺　監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ⑻　次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年４月１日以降に有すること。 上下水道施設における、ポンプ設備又は自家発電設備に係るエンジンの分解整備工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年12月７日　午後２時30分 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件４）

競争入札に付する事項	件　　名	令和４年度入江崎総合スラッジセンター焼却設備定期整備工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜３－24－12
	履行期間	契約の日から令和５年３月31日まで
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。 ⑸　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑹　機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。	

参加資格	また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 ⑺　監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ⑻　次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年４月１日以降に有すること。 下水道施設における汚泥焼却設備（流動焼却炉を含むこと）の次のいずれかの工事の完工実績（元請に限る）を有すること。 ア　製作工事 イ　据付工事 ウ　整備工事 エ　修理工事 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20％以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年12月12日　午後２時30分 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件５）

競争入札に付する事項	件　　名	麻生水処理センター調整汚水弁改良その他工事
	履行場所	川崎市麻生区上麻生６－15－１
	履行期間	契約の日から令和５年10月31日まで
参加資格	⑴　川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 ⑵　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ⑶　次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 ⑷　令和３・４年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。 ⑸　有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ⑹　機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。	

参加資格	⑺　主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 ⑻　次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年４月１日以降に有すること。 上下水道施設における、偏心構造弁の取替工事又は駆動装置の取替を伴う改良工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　044－200－2100
入札日時等	令和４年12月７日　午後２時30分 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ　の　他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

交　通　局　公　告

川崎市交通局公告第59号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月９日

川崎市交通事業管理者

交通局長　中　上　一　夫

１　一般競争入札に付する事項

⑴　件名

産業廃棄物（汚泥）処分業務委託

⑵　履行場所

交通局が指定する場所

⑶　履行期間

契約締結日から令和５年３月31日まで

⑷　業務概要

産業廃棄物（汚泥）処分業務。詳細は仕様書のとおり。

２　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

⑴　川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第４号）第２条の規定に該当しないこと。

⑵　令和３・４年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物処分業」で登録されていること。

⑶　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

⑷　仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

⑸　産業廃棄物処分業（汚泥）の許可を、処分場のある自治体から受けていること。

⑹　本業務を実施する処分場の所在が川崎市、横浜市及び東京23区のいずれかにあること。

３　一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

⑴　提出書類

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

イ　上記２の⑸及び⑹を証明する書類（処分場のある自治体からの許可証等）の写し

⑵　提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル９階

企画管理部経理課　契約担当　神宮司

電話　044－200－3228

⑶　提出期間

令和４年11月９日から令和４年11月16日までの午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

⑷　提出方法

持参

４　入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和４年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

５　一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和４年11月22日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

６　仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課　欄杭（らんぐい）

電話　044－200－3235

7　一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

⑴　２に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

8　入札の手続等

⑴　入札方法

単価と予定数量を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

⑵　入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア　郵送

(ｱ)　提出期限　令和４年11月28日　必着

(ｲ)　宛　　先　〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市交通局企画管理部経理課長

イ　持参

(ｱ)　提出期間　一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和４年　11月28日までの、午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(ｲ)　提出先　川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル９階
川崎市交通局企画管理部経理課長

⑶　開札の日時及び場所

ア　日　時　令和４年11月30日　午前９時00分

イ　場　所　川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル８階

⑷　入札保証金

免除

⑸　落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

⑹　入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9　契約の手続等

次により、契約を締結します。

⑴　契約保証金

契約金額の10％とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

⑵　契約書作成の要否

必要

10　その他

⑴　この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

⑵　川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、３⑵の場所において閲覧できます。

⑶　この公告に関する問い合わせ先は、３⑵に同じです。

病　院　局　公　告

川崎市病院局公告第47号

入　札　公　告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和４年11月10日

川崎市病院事業管理者　金　井　歳　雄

1　総則

⑴　別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　電話044‐200‐3857（直通）

⑵　川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

（https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html）

⑶　本書に示された諸手続きで期間が定められている

場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前８時30分から正午までと、午後１時から午後５時15分までに限ります。

⑷　競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア　競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ　本書において「名簿」とは、「令和３・４年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ｱ)　契約規程第２条の規定に該当しないこと。

(ｲ)　川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ｳ)　法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(ｴ)　本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ　競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ　競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

⑸　仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、１⑴の照会窓口に回答書とともに掲示を行い、併せて１⑵の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

⑹　入札及び開札について

ア　入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ　入札書の提出方法は、持参とします。

ウ　入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ　入札保証金は免除します。

オ　落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ　参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

⑺　契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア　契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ　契約書の作成を必要とします。

⑻　その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

（案件１）

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する診療ユニットの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12－１（川崎市立川崎病院）
	履行期間	契約締結日から令和５年３月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業　種「医療機器」 種　目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和４年11月10日から令和４年11月17日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	

入札及び開札	日　　時	令和４年11月25日　午前10時00分
	場　　所	川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

（案件２）

競争入札に付する事項	件　　名	川崎病院で使用する電動マイクロドリルシステムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12－１（川崎市立川崎病院）
	履行期間	契約締結日から令和５年３月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業　種「医療機器」 種　目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和４年11月10日から令和４年11月17日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日　　時	令和４年11月25日　午前10時00分
	場　　所	川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

（案件３）

競争入札に付する事項	件　　名	川崎病院で使用するレゼクトスコープの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12－１（川崎市立川崎病院）
	履行期間	契約締結日から令和５年３月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業　種「医療機器」 種　目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和４年11月10日から令和４年11月17日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日　　時	令和４年11月25日　午前10時00分
	場　　所	川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

（案件４）

競争入札に付する事項	件　　名	川崎病院で使用する内視鏡システムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12－１（川崎市立川崎病院）
	履行期間	契約締結日から令和５年３月31日まで

競争参加資格	名簿の登録	業　種「医療機器」 種　目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和４年11月10日から令和４年11月17日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和４年11月25日　午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

（案件５）

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用するビデオシステムセンター及びスコープ一式の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12－１（川崎市立川崎病院）
	履行期間	契約締結日から令和５年３月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業　種「医療機器」 種　目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和４年11月10日から令和４年11月17日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和４年11月25日　午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません	

（案件６）

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する超音波画像診断装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12－１（川崎市立川崎病院）
	履行期間	契約締結日から令和５年３月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和４年11月10日から令和４年11月17日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和４年11月25日　午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

（案件７）

競争入札に付する事項	件　　名	井田病院で使用する透析用監視装置３式の調達
	履行場所	川崎市中原区井田２－27－１（川崎市立井田病院）
	履行期間	契約締結日から令和５年３月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和４年11月10日から令和４年11月17日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日　　時	令和４年11月25日　午前10時00分
	場　　所	川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

（案件８）

競争入札に付する事項	件　　名	井田病院で使用する体動コールうーご君一式の調達
	履行場所	川崎市中原区井田２－27－１（川崎市立井田病院）
	履行期間	契約締結日から令和５年３月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和４年11月10日から令和４年11月17日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日　　時	令和４年11月25日　午前10時00分
	場　　所	川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

（案件９）

競争入札に付する事項	件　　名	井田病院で使用する全身麻酔器２式の調達
	履行場所	川崎市中原区井田２－27－１（川崎市立井田病院）
	履行期間	契約締結日から令和５年３月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和４年11月10日から令和４年11月17日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日　　時	令和４年11月25日　午前10時00分
	場　　所	川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室

予　定　価　格	公表しません
最低制限価格	設定しません。

（案件10）

競争入札に付する事項	件　　名	井田病院で使用する除細動器３式の調達
	履行場所	川崎市中原区井田２－27－１（川崎市立井田病院）
	履行期間	契約締結日から令和５年３月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業　種「医療機器」 種　目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和４年11月10日から令和４年11月17日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日　　時	令和４年11月25日　午前10時00分
	場　　所	川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室
予　定　価　格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

（案件11）

競争入札に付する事項	件　　名	井田病院で使用する低床３モーターベッド31式の調達
	履行場所	川崎市中原区井田２－27－１（川崎市立井田病院）
	履行期間	契約締結日から令和５年３月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和４年11月10日から令和４年11月17日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日　　時	令和４年11月25日　午前10時00分
	場　　所	川崎市川崎区砂子１丁目８番地９　川崎御幸ビル７階　病院局会議室
予　定　価　格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

消　防　局　公　告

川崎市消防局公告第13号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第３項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和４年11月４日

川崎市消防長　原　田　俊　一

訓練１	日　時	令和４年11月10日（木）13時15分から13時20分まで（予備日：令和４年11月17日（木）13時15分から13時20分まで）
	場　所	川崎区東扇島58－１
	消防隊数	消防隊４隊
訓練２	日時	令和４年11月12日（土）９時30分～12時00分
	場所	麻生区万福寺１丁目５番１号
	消防隊数	消防隊１隊

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第26号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和４年11月８日

川崎市教育委員会

教育長　小　田　嶋　満

１　日　　時　　令和４年11月15日（火）14時00分から

２　場　　所　　教育文化会館　第６・７会議室

３　議　　事

議案第40号　川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第41号　川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第42号　令和４年度教員表彰について

議案第43号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

４　その他報告等

選挙管理委員会告示

川崎市選挙管理委員会告示第６号

川崎市選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和４年11月１日

川崎市選挙管理委員会

委員長　小　林　貴　美　子

（就任日　令和　４　年１１月　１　日）

職　　名	氏　　名	住　　所
委　員　長	小 林 貴 美 子	川崎区大島３丁目２７番９号
委員長職務代理者	山　田　益　男	幸区幸町３丁目５５５番地４ イートピア多摩川グランビュー１１０２

監　査　公　表

４川監公第12号

令和４年11月４日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和４年９月７日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第５項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員　大　村　研　一

同　　植　村　京　子

（別紙）

４川監第５８３号
令和４年１１月４日

かわさき市民オンブズマン
代表幹事 川　口　洋　一　様
同　　渡　辺　登代美　様

川崎市監査委員　大　村　研　一
同　　植　村　京　子

川崎市職員措置請求について（通知）

令和２年５月２９日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第５項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第１　監査委員の除斥

本件措置請求において、浅野文直監査委員及び山田晴彦監査委員については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条の２の規定により除斥とした。

第２　請求の受付

１　請求の内容

本件措置請求は、別紙１（事実証明書は添付省略）のとおり、市が大島明議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行使するよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

２　請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和４年９月１５日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第３　監査の実施

１　請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第２４２条第７項の規定に基づき、令和４年１０月４日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第８項の規定に基づき、議会局の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙２のとおりである。

２　関係職員の陳述

法第２４２条第８項の規定に基づき、令和４年１０月４日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に係る考え方」（添付省略）の提出があった。関係職員の陳述の際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙３のとおりである。

３　関係人調査

法第１９９条第８項の規定に基づく関係人調査等は、大島明議員から令和４年９月３０日付けで「意見書」の提出があり、当該書面により、本件措置請求に係る事実関係を確認した。

４　監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第４　監査の結果

１　前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1)　政務活動費について

ア　概要

政務活動費は、法第１００条第１４項から第１６項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成１３年川崎市条例第１１号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成１３年川崎市規則第１６号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の４点が挙げられている。

(ｱ)　政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(ｲ)　実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(ｳ)　按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の

「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものと考える。

(ｴ)　執行にあたっての原則

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ　政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第３条では、会派及び当該会派の議員で、議員１人当たりにおいて①会派に対して月額４５０，０００円又は②会派・議員に対して、会派に月額５０，０００円、議員に月額４００，０００円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第１０条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1　調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2　研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3　広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等

4　要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5　会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6　資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7　人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8　事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9　事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ　交付等の事務手続の流れ

(ｱ)　交付申請手続（条例第５条第１項）

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

(ｲ)　交付決定（条例第５条第２項）

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

(ｳ)　支出請求（規則第３条、第８条）

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月１０日に交付される。

(ｴ)　政務活動費の活用、整理・調製（条例第９条、指針）

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者１人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

(ｵ)　収支報告書等の提出（条例第１１条、指針）

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の４月３０日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、政務活動記録票（写し）等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

(ｶ)　剰余金の返還（条例第１２条、規則第１１条）

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(ｷ)　議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）

議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報のマスキングを行う。

(ｸ)　収支報告書等の閲覧（条例第１５条、規則第１４条）

議長は、交付翌年度の６月３０日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(ｹ)　関係帳簿の保管（規則第９条、指針）

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年間保管する。

(2)　大島明議員（以下「大島議員」という。）による支出について

請求人が対象としている令和３年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。

広報・広聴費として、株式会社北斗（以下「Ａ社」という。）に対し、令和３年５月１２日付け、同年８月２日付け、同年１１月３０日付け、令和４年２月１５日付けで合計３，２０１，０００円を支出した（以下「本件支出」という。）。

２　監査委員の判断

(1)　政務活動費の性格について

法第１００条第１４項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第２条では、「会派（所属議員が１人である場合を含む。以下同じ。）及び議員

は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

政務調査費に関しては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁第三小法廷平成２２年３月２３日判決）とされ、その執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁第一小法廷平成２１年１２月１７日判決）とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、使途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2)　本件支出の違法性について

請求人は、本件支出について、支出先であるＡ社は、現地において目立った看板などもなく、特別の理由がなければ選定しないような業者であり、また契約金額も高額であるとの疑義があることから、当該支出には業者選定の経緯と金額に不当性がある旨主張している。

以下、本件支出が違法若しくは不当といえるかについて検討する。

ア　調査結果

関係人の提出資料によって判明した事実は以下のとおりである。

Ａ社は、広告代理業、看板製作、印刷業等を法人の目的としており、所在場所に印刷業であることを示す看板等はないが、インターネット上のサイトにおいて宣伝・広告業を営んでいる会社として登載されている。

本件支出に係る契約金額は、原稿制作費として、レイアウト・フィニッシュ、コピーライト、修整、入稿データ作成に係る費用のほか、印刷費として、製版・簡易校正、刷版、印刷、断裁、折り加工、用紙、納品に係る費用が支出されている（大島議員提出資料５－２、６－２、７－２、８－２）。

なお、本件支出の対象となった成果物は、「自由民主３月議会号（令和３年４月２０日発行）」、「自由民主６月議会号（令和３年７月２７日発行）」、「自由民主９月議会号（令和３年１１月１６日発行）」、「自由民主１２月議会号（令和４年２月８日発行）」で、Ａ３判が現物として提出されている（大島議員提出資料５－４、６－４、７－４、８－４）。

Ａ社の営業方針として、得意顧客とその紹介先の仕事のみを対象に事業を展開しており、自社の広告は積極的には行っていないが、大島議員は、Ａ社に仕事を

依頼していた他の議員の紹介によって、北斗の社長と話をする機会があり、誠実で真面目な人柄に信頼できるとの印象を持ち、仕事を依頼し、その対応のよさや仕事の質の高さから、継続して広報物の制作を依頼しているとのことであった。

イ　判断

本件支出について、印刷物を発注した際の見積書には見積内容、単価等が詳しく記載されているほか、本件支出の対象となった成果物はいずれも現物として提出されており、Ａ社が受注している作業内容、作業範囲等に鑑みれば、本件支出が不当に高額であるとはいえない。その他、本件支出が不適切であると認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出が違法若しくは不当であるとの請求人の上記主張は理由がない。

(3)　結論

以上のとおり、本件支出について違法若しくは不当と認めることはできないから、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

３　意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

会派及び議員においては、引き続き政務活動費が公金であることを意識し、使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等を望むものである。

別紙１

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員　殿

２０２２年９月７日

請求人

住所　〒２１０-８５４４

川崎市川崎区砂子１丁目１０番地２

ソシオ砂子ビル７階

川崎合同法律事務所内

電　話　０４４－２１１－０１２１

ＦＡＸ　０４４－２１１－０１２３

氏名　かわさき市民オンブズマン

代表幹事　川口　洋一

同　　渡辺　登代美

第１　請求の趣旨

大島明に対し、政務活動費３，２０１，０００円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第２　請求の原因

１　対象となる財務会計行為

大島明は、令和３年度、広報・広聴費として、株式会社北斗に対し、２０２１（令和３）年５月１２日、同年８月２日、同年１１月３０日、２０２２（令和４）年２月１５日に合計３，２０１，０００円を政務活動費から支出した（以下「本件支出」という。資料１の１～資料１の８）

２　財務会計行為の違法性

（１）序論

政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的とする、地方自治法第１００条１４項に基づき制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派及び議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。政務活動費については「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」（第１４７回通常国会での衆議院地方行政委員長の提案説明）とされており、「議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。」（川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第２条抜粋）とされている。したがって、政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められる。

（２）大島明に対するもの

大島明は、令和３年度、広報・広聴費として、株式会社北斗に対し、２０２１（令和３）年５月１２日、同年８月２日、同年１１月３０日、２０２２（令和４）年２月１５日付で合計３，２０１，０００円の政務活動費を支出している。

政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められ、「政務活動費の運用指針」（川崎市議会平成２６年１２月１８日改定）１８２頁でも「作成業務の委託は、委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結」することが求められている。

したがって、委託先業者の選定に疑義があり、または委託内容が社会常識的に高額であるなどといった場合は、政務活動費としての支出は適当でなく認められない。

大島明議員が印刷等を委託した株式会社北斗は、法人の存在は確認できたものの業務についての広告などは見つけることができず、現地において目立った看板等もなく、郵便受けに社名の表示が認められるだけで（資料２の１、資料２の２）、印刷会社として現認、発見するのは困難な業者であった。

したがって、特別の理由がなければ通常は選定しないような業者であり、委託先業者選定の透明性に疑義が感じられる。

さらに、本件支出に関する見積書、契約書、成果物等が公開されていないため、その作業内容が不明で、支出の詳細を確認することができず、非常に高額である疑義がある。

以上の点を総合的に考慮すると、大島明議員の市政報告紙作成についての本件支出は、業者の選定の経緯、金額に不当性があり、政務活動費として求められる透明性・適正性に反するため、その支出は認められない。

３　川崎市長の怠る事実について

川崎市長は地方自治法第１４８条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法第１４９条５号では会計を監督し、同６号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。

また、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」第５条は市長の交付決定権を定めるとともに、第１３条は市長に対し、「会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消し」と市長の潜在的調査権につき定め、さらに第１４条では交付の決定を取り消したときの返還命令権について定めている。

したがって、市長はその提出された収支報告書が適正であるかどうかについて調査し、問題があれば決定を取り消し、返還命令権を行使する責務を有する。しかし、川崎市長により本件支出について、政務活動費の支出が適正か調査された形跡はない。川崎市長は、政務活動費の支出を適正にする義務を怠り多額の違法支出の存在を放置しており、財産管理を怠る事実の存在は明らかである。

４　請求者

請求者「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市や市議会の行政運営に対し、自覚的な市民意識を大切にし、住民自治を発展させ、公正で活力ある社会の実現をめざし１９９７年に結成された市民団体であり、川崎市の行財政運営に対するチェック機能の問題点と今後のあり方について、行政監査、議会等につき市民的チェックの視点から調査、研究し、積極的な提言を行い、川崎市内各地域に行政監視のネットワークを広めることを主な活動内容とする団体である。

５　地方自治法第２４２条第１項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な措置を請求する。

以上

添　付　資　料

資料１の１ないし資料１の８　大島明議員の広報・広聴費にかかる支出伝票、領収証

資料２の１及び資料２の２　株式会社北斗の外観写真

別紙２

請求人の陳述（要旨）

これは大島明議員の令和３年度広報・広聴費において、株式会社北斗に対して２０２１年５月１２日から２０２２年２月１５日までに合計３，２０１，０００円を政務活動費から支出したものについて住民監査請求を行うものである。

政務活動費の使用については、強い透明性と適正さが求められる。住民監査請求の請求書にも示しているとおり、政務活動費の運用指針においても、広報費・広聴費について、作成業務の委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結することが求められているという旨の記載がある。

そこで、措置請求書において記載して主張したほか、今回、大島明議員が広報費・広聴費を支出した株式会社北斗という会社は、自社のホームページ等はなく、具体的な内容など不明であるし、法人としても実体も不明である。したがって、措置請求書に書いた内容に加えて、印刷会社として現認、発見するということは困難な業者であるということを言わざるを得ない。

また、措置請求書に添付した資料１の１から１の８の支出伝票とその領収書であるが、使途内容事業名は市政報告紙の作成費とされていて、それぞれの備考欄にも令和３年第１回から第４回の定例会の議会報告と記載されているものの、その市政報告紙の作成に関して株式会社北斗に委託したことについて、契約書だとか、その他の資料は公開されていない。我々が２０２２年８月２５日にこの支出伝票等の資料を閲覧したが、ここでは公開されていない。市政報告紙の作成の費用の業務委託について、委託先の選定理由や委託内容は明らかとなっていないことから、作成業務の委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結するという政務活動費の運用指針が遵守されているとはとても言えないというべきものである。

また、資料の中にある支出伝票の備考欄には、※の後に、経費の内訳（単価等）・按分率（按分による支出の場合）等を記入するという旨の記載がされているものの、今回の大島明議員の広報費・広聴費支出に関しては、株式会社北斗に委託した業務の委託についての見積書等の資料は公開されていない。株式会社北斗が受託している作業の内容や作業の範囲、印刷物の部数や印刷物の枚数、部数・枚数当たりの印刷代単価というものは不明であって、これら作業内容、作業の範囲、印刷代金の金額といった詳細を確認することはできないため、この支出は不当に高額であると言わざるを得ない。通常、印刷代とかは、コンビニエンスストアのコピー代でも１０円、ないしカラーでもう少しかかるものの、この合計金額の３，２０１，０００円となるほどの支出金額は明らかに高額なものと言わざるを得ない。

また、政務活動費の運用指針の１８ページにおいては、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合、その紙面の面積に応じて適切に按分し、その限度で支出可能ということ

が記載されているが、大島明議員の支出伝票の備考欄には、按分率は記載されていない。また、本件支出に関する成果物というものは公開されていないため、政務活動と無関係な内容等が含まれているのか否か、紙面の面積に応じて適切に按分がされているか否かといったことを確認することができないという状態である。

さらに、同じく政務活動費の運用指針の１８ページによれば、会派の広報紙及び議員個人の広報紙については、政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能ということが記載されているものの、今回の大島明議員の広報費・広聴費に関する支出に関しては成果物が公開されておらず、上記市政報告紙、令和３年第１回から第４回の定例会議会報告というものが会派の広報紙なのか、議員個人の広報紙なのかといったことについても、それらの内容等について確認することができないことになる。

加えて、今まで同様の住民監査請求がされて、実施された監査の結果と考えられるものとして、２０２１年１２月２７日付の川崎市職員措置請求について（通知）、３川監第７６４号がインターネット上の川崎市の監査のページに掲載されているが、その検査結果のうち、監査委員の意見として、政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められているということと、会派及び議員においては、引き続き政務活動費が公金であるということを意識し、使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たす、それができるように、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等を望むものであることと述べられている。

しかし、先ほども述べたように、今回の広報費・広聴費に関する支出について、市政報告紙の作成費の業務委託について、委託先の選定理由や委託内容は明らかとなっておらず、また、株式会社北斗が受託している作業の内容や作業の範囲、印刷物の部数、枚数、印刷の部数・枚数当たりの印刷代単価等も不明であって、作業内容や作業範囲、印刷代金額等の詳細も確認することはできず、支出伝票の備考欄には按分率も記載されていない。本件支出に関する成果物等も公開されていないので、政務活動と無関係な内容が含まれているか、そうでないのか、紙面の面積に応じて適切に按分されているのかいないのかといったことも確認できないという状態である。

さらに、本件支出に関して成果物が公開されておらず、市政報告紙が会派の広報紙や議員個人の広報紙なのか、それらの内容について確認もできないということになっている。

さらに、２０２１年１０月２２日付の川崎市職員措置請求について（通知）、３川監第５９７号も市の監査のホームページに掲載されているが、監査委員から、印刷物の作成に当たっては、見積書の徴取、発注、履行、履行確認、請求、支払、領収書の発行という流れが一般的な商慣行となっていること、こうした流れに沿って進めることが透明性の確保や市民への説明責任につながっていくものと考えるという意見が述べられているにもかかわらず、今回の支出伝票や領収書等の公開された資料を見ると、その監査委員からの意見を踏まえた説明がなされているとは考えられない。したがって、従前から監査委員から述べられた政務活動費の使途について、市民に説明責任を負うということを認識して、適正に使用することが求められているとか、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等を望むものであることなどといった意見を踏まえた対応、資料の公開がなされているとは言えないということが考えられる。

以上から、大島明議員の市政報告紙作成についての本件支出は、業者の選定経緯、金額等に不当性があって、政務活動費として求められる透明性や適正性に反するため、その支出は認められないと考えられる。

続いて、補足して説明するが、公開されているのは支出伝票と、領収書もしくは振込記録のみであって、成果物というのは全然公開されていないわけであり、大島議員の印刷物に関しても、どのような広報が作成されているのかはホームページにも掲載されておらず全然分からないため、ほかの議員との単価を比較して、この単価は少し高額過ぎるのではないかといった内容の監査請求しかできない。

同様の案件で、平成３０年度に印刷物の単価が高過ぎるのではないかと監査請求した件については、今、住民訴訟を行っているものの、裁判長が、ほかの議員の広報と単価が高過ぎるのではないかと指摘した議員の広報とを比較して、どういう理由でこのような単価になっているのか、素人目では分からないというような釈明をしているところでもある。したがって、監査委員におかれては、広報・広聴費を支出した、印刷物がある、だからいいねというだけではなく、例えばほかの議員の広報との比較などして、なぜここだけ単価が非常に高くなっているのか、私たちの計算だと１０倍以上の単価ということになっているため、そういうところまでしっかり監査をして、支出に見合った成果が出ているのかどうかという観点から、ぜひ審議していただきたい。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめている。

止しようとするところにある」とし、政務調査費条例は、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って、その使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」と判示している。

また、平成２２年３月２３日最高裁判所第三小法廷判決での、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」との判示を踏まえると、政務活動費は、法の規定に基づく条例、規則における使途基準の範囲内で使わなければならないことは当然として、政務活動費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量に委ねるというのが法及び条例の趣旨であると考えられる。

一方、政務活動費については、法第１００条第１６項で、議長が使途の透明性の確保に努めることが規定されているとともに、平成２６年１０月２９日最高裁判所第二小法廷判決では、「政務調査費によって費用を支弁して行う調査研究活動の自由をある程度犠牲にしても、政務調査費の使途の透明性の確保を優先させるという政策判断がされた結果と見るべきものである」として、使途の透明性の確保が議員の調査研究活動の自由より優先されることが判示されており、会派及び議員は、政務活動費の使途について、市民への説明責任を適切に果たし、使途の透明性を確保する必要があるものと言える。

次に、３、本市の条例、規則の内容について、

初めに、（１）交付対象及び額について、交付対象は、会派又は会派と会派所属議員（交付対象議員）の選択制とし、交付月額は、会派を選択した場合は、議員１人当たり４５万円、会派と会派所属議員を選択した場合は、会派分が所属議員１人当たり５万円、議員分が４０万円としている。

次に、（２）会派及び議員の責務について、条例第２条では、「会派（所属議員が１人である場合も含む。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」と規定している。

次に、（３）支出の基準について、政務活動費の使途については、条例第１０条において、政務活動（調査研究、研修、広報、市民相談を含む広聴、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。）に資するため必要な経費に対して交付することとされており、具体的には政務活動費で支出できる経費を別表にて掲示し、調査研究費から事務所費までの９項目を定めている。

次に、（４）収支報告書等の提出と閲覧について、条例第１１条では、前年度の交付に係る収支報告書を作成し、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを添えて、毎年４月３０日までに議長に提出しなければならないとしている。また、条例第１５

別紙３

関係職員の陳述（要旨）

初めに、１、政務活動費の概要について、

政務調査費は、平成１２年５月の地方自治法（以下「法」という。）の改正により制度化され、平成１３年４月から施行されることとなった。これは、地方議会の果たす役割がますます増大するという流れの中で、地方議会の活性化を図るため、会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図ることとされたものである。その後、平成２４年に、従来調査研究活動として認められていなかった対外的な陳情活動などのための旅費や交通費、会議に要する経費などにも使途が拡大できるようにされ、名称も政務活動費と変更された。

川崎市議会では、平成１３年４月１日に「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」を施行して以来、数回改正を行っており、令和２年６月３０日からは、政務活動費に係る収支報告書の市議会ホームページでの公開を開始している。

政務活動費の交付の対象、額、交付の方法、具体的に充てることができる経費の範囲については、法により条例で定めることになっている。本市では、法第１００条第１４項から第１６項までの規定に基づき、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」（以下「条例」という。）、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）を制定し、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。

この政務活動費の制度は、会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、政務活動費が公金であることから、その使途について透明性の確保や市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

次に、２の政務活動費の性格について、

法第１００条第１４項は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」と規定している。

実際の会派や議員が行う調査研究その他の活動の内容を考えると、議会が、長その他執行機関を監視する責務を負っていることから、おのずと執行機関に対する批判や監視という性格となるものである。このことについて、平成２１年１２月１７日最高裁判所第一小法廷判決では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防

条では、「収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない」とし、規則第１４条では、「収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の６月３０日から、議会局において行うものとする」としている。

次に、（５）交付の決定の取消しと返還命令について、交付の決定の取消しについては、条例第１３条で、「市長は、政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し」、条例第１４条では、「既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする」としている。

次に、４、本市の運用指針の内容について、

本市の政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）は、平成１９年度の５万円以上の領収書の添付を義務づける本市条例の改正に併せて策定されて以降、数回の改正を経て、平成２６年度から現在の指針を適用している。

指針は、市長が定めたものではなく、本市議会の全会派から選ばれた議員及び無所属議員から成る政務調査費検討プロジェクトにおいて、会派・議員の政務調査費の支出に係る判断をする際の拠り所とするため、当時の他都市の運用指針や裁判例等を参考にしながら議論し作成したもので、今日まで全会派、全議員は、この指針を踏まえて政務活動費の具体的な支出について判断している。

なお、会派及び議員の調査研究活動及びその方法は多岐にわたるため、指針は全ての事例が網羅できているものではないことから、会派及び議員は、条例・規則の趣旨に沿って、裁判例等をも参考にしながら、個々の具体的な支出の適合性について総合的に判断していく必要がある。

次に、（１）指針の特徴について、指針では、領収書等を的確かつ分かりやすく整理し保存するため、全ての支出に対して、経費区分、支出年月日、支出先、使途内容等を記入する「支出伝票」を提出することにしており、そのほかに「支出伝票一覧表」、さらに支出の透明性を高めるために、支出伝票の記載だけでは支出内容が明確にならない場合には、「政務活動記録票」を作成するなど、収支報告書の提出に当たっては多くの書類の提出が必要であり、結果として、会派及び議員の提出作業と議会局の点検・確認作業がともに膨大なものになってしまうものの、より透明性が図られているものと考えている。

次に、（２）政務活動費の運用の基本的指針について、

ア、政務活動について、普通地方公共団体の議会は、条例の制定・改廃等様々な議決権を有し、さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題等広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付している。

イ、実費弁償の原則として、政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則としている。

ウ、按分による支出として、会派及び議員による「調査研究その他の活動（政務活動）」と、それ以外の政党活動、選挙活動、後援会活動などが渾然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出している。

エ、執行に当たっての原則として、政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び議員の責任において適正な執行に努めることとされている。また、政務活動費が公金であることから、使途内容等についての透明性の確保が求められているため、会派又は議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票などにおける説明の充実に努めることとされている。

次に、５、政務活動費の支出範囲と支出できない経費について、

指針では、条例第１０条別表の以下に示す９種類の経費区分ごとに支出の考えを記載しており、また、政務活動費を充てることができない支出不可の経費も記載している。以下、今回の住民監査請求に関する経費区分以外は説明を省略させていただく。

（１）調査研究費は、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費、（２）研修費は省略し、（３）広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動もしくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取もしくは市民相談を行うのに要する経費、（４）要請・陳情活動費、（５）会議費、（６）資料費、（７）人件費、（８）事務費は省略し、（９）事務所費、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に関する経費である。

（１０）支出不可としている経費について、アとしてせん別、慶弔、寸志、病気見舞い、年賀状の購入及び印刷代金等の交際費的な経費、イとして党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費、ウとして会議、会合等の開催に伴う茶菓代以外の飲食に係る経費、エとして選挙活動に係る経費、オとして後援会活動に係る経費、カとして私人としての活動に係る経費としている。

次に、６、政務活動費の事務の流れについて、

（１）は会派の代表者及び交付対象議員からの交付申請について、（２）は市長による交付決定について、（３）は会派の代表者及び交付対象議員からの支出請求について、（４）は会派及び交付対象議員による政務活動費の経理の的確な処理及び整理・調製について、（５）は収支報告書等について、（６）は剰余金の返還についてであり、政務活動費に剰

余金が生じた場合、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行うこと、（７）は次の項目で御説明させていただくが、（８）は収支報告書等の閲覧についての内容となっている。

次に、７、議会局による点検・確認作業、閲覧準備について、

議会局が点検・確認作業を行うに当たって、会派及び交付対象議員の政務活動の実績について、提出された収支報告書や領収書、政務活動記録票等から確認するものの、政務活動費の性格や本市の指針の策定経過から、その政務活動の内容自体を議会局が確認するものではない。このため、議会局では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書その他支出を証明する書類を閲覧に供するに当たり、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、按分率等の書類の記載内容（充当金額・数字の転記・合計額等の誤り、費用弁償との重複など）の経理内容、押印漏れ、添付書類の不備等形式的要件の点検・確認を行っている。また、支出を証明する書類の提出に当たっては、市政の調査研究活動との関連性を明確に位置づけるために、会派及び議員が政務活動記録票等をはじめとして、帳票上で自ら分かりやすく説明を行うよう促すとともに、多岐にわたる市政の調査研究活動が「調査研究に資するために必要な経費」であるかについては、条例、指針、裁判例等を参考にしながら、会派及び交付対象議員が自ら適正な判断を行っていけるようサポートを行っている。

次に、（１）四半期ごとの整理、（２）収支報告書等の提出は説明を割愛し、（３）５月から６月にかけての議会局による点検・確認作業、閲覧準備として、ア、４月３０日までの収支報告書等の提出後、議会局では書類の点検・確認作業を６月３０日の閲覧開始に間に合うよう行う。なお、この点検・確認作業において、広報紙に関する支出があった場合には、会派や交付対象議員から広報紙の原本を提供してもらい、政務活動と明らかに関連しないものがある場合には、按分率を確認し、確認後、広報紙の原本は会派や交付対象議員に返却している。また、事務所費については、政務活動事務所としての使用を議員本人に確認の上、議長宛てに提出される政務活動事務所台帳や賃貸借契約書の写しをもって事務所の使用を確認している。

令和３年度交付分では、市議会全体で６，５００件強の支出があり、その一件一件について、ミスを防ぐため複数人によるダブルチェックにより内容の点検・確認を行っている。

イ、議会局による点検・確認作業が終了したら、本市の情報公開条例第８条に規定する不開示情報をマスキングするが、６，５００件強の支出の一件一件について、ミスを防ぐために複数人によるダブルチェックによる作業を行っている。

次に、（４）収支報告書等の閲覧について、６月３０日からの一般の閲覧に供し、令和３年度交付分では６，５００件強という膨大な件数の支出について、僅か２か月という時間的な制約がある中で、議会局では、書類の点検・確認作業、閲覧に係る個人情報のマスキング作業、閲覧書類のコピーを行った上で、簿冊に整理し、収支報告書及び領収書等を公開している。

続いて、８、職員措置請求書の内容について、

（１）大島明議員に対する職員措置請求書について、ア、請求人が提出した職員措置請求書は、当該議員の広報・広聴費における広報紙に関する内容であるが、運用指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとなっており、事務局による点検・確認作業では、当該議員から広報紙を提供してもらい、広報紙の内容を確認している。

イ、議会局では、当該議員から提出された支出伝票及び領収書を点検・確認したところ、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りのないこと、書類の記載・押印漏れや添付書類の不備といった形式的要件に不備のないことを確認している。また、個々の支出について、指針を踏まえた支出であることを当該議員から確認している。

※関係職員の陳述の要旨をまとめている。

別紙４

政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

１　地方自治法（昭和22年法律第67号）

第100条

１～13　略

14　普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15　前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16　議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20　略

２　川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号）

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第２条　会派（所属議員が１人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第３条　政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により50,000円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

２　会派に対する政務活動費の月額は、450,000円又は50,000円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

３　交付対象議員に対する政務活動費の月額は、400,000円とする。

４　第２項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第４条　政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

２　前条第２項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

３　各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

４　交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

(1)　議員の任期満了

(2)　議会の解散

(3)　議員の辞職、失職、死亡又は除名

(4)　議員の所属会派からの脱会又は除名

(5)　会派の解散

(6)　議員の会派への加入

５　新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第１項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

６　一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第１項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、この限りでない。

（交付の申請及び決定）

第５条　会派の代表者（所属議員が１人である場合にあっては、当該議員をいう。以下同じ。）及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

（変更の届出）

第６条　会派の代表者及び交付対象議員は、前条第１項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

（増額の申請及び決定）

第７条　前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

（減額等の決定及び通知）

第８条　市長は、第４条第４項第１号、第２号若しくは第５号に該当する事由が生じたとき、又は第６条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第４条第４項第３号若しくは第４号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が１人である会派の当該所属議員が同項第３号に該当したときは、同項第５号に該当するものとみなす。

２　市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第４条第４項第１号、第２号又は第５号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

（経理責任者の設置等）

第９条　政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者１人を置かなければならない。ただし、所属議員が１人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

２　交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第10条　政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動（調査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。）に資するため必要な経費に対して交付する。

２　政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

（収入及び支出の報告等）

第11条　会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、毎年４月30日までに議長に提出しなければならない。

２　前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、提出しなければならない。

３　議長は、前２項の規定による収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

（剰余金の返還）

第12条　会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

（交付の決定の取消し）
第 13 条　市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。
（政務活動費の返還命令）
第 14 条　市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。
（収支報告書等の閲覧等）
第 15 条　議長は、第 11 条第１項及び第２項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第１号）第８条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。
２　前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。
３　第１項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。
４　第１項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。
（準用）
第 16 条　第 11 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第 11 条第１項中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年４月 30 日までに」とあるのは「速やかに」と、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。
（委任）
第 17 条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。
附　則
この条例は、平成 13 年４月１日から施行する。
附　則　略
別表（第 10 条関係）

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1　調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2　研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3　広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4　要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5　会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6　資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7　人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8　事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9　事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

３　川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 16 号）
（趣旨）
第１条　この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。
（用語）
第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
（交付日）
第３条　条例第４条第１項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第１条第１項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。
２　条例第４条第６項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。
（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）
第４条　条例第５条第１項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第１号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第１号様式の２）によるものとする。
２　条例第５条第２項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第２号様式）によるものとする。
（政務活動費交付申請事項変更届）
第５条　条例第６条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第３号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第３号様式の２）によるものとする。
（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）
第６条　条例第７条第１項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第４号様式）によるものとする。
２　条例第７条第２項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第５号様式）によるものとする。
（政務活動費減額等決定通知書）
第７条　条例第８条第２項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書（第６号様式）によ

るものとする。

（請求書の提出）

第８条　会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。）第82条の規定により請求書を提出しなければならない。

（支出の手続及び書類の保存期間）

第９条　条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。

２　経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類（以下「支出確認書類」という。）を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書（以下「支払証明書」という。）をもってこれに代えることができる。

３　経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

（政務活動費収支報告書）

第10条　条例第11条第１項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（会派用）（第７号様式）又は政務活動費収支報告書（交付対象議員用）（第７号様式の２）によるものとする。

（剰余金の返還）

第11条　条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

（交付の決定の取消通知）

第12条　条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

（返還命令）

第13条　条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

２　条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。

（収支報告書等の閲覧等）

第14条　条例第15条第１項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の６月30日から、議会局において休日を除く日の午前８時30分から午後５時まで行うものとする。

２　前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。

３　条例第15条第３項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

（準用）

第15条　第９条第３項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第９条第３項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則　略

４川監公第12号
令和４年11月４日

川崎市職員措置請求について(公表)

令和４年９月７日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第５項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員　大　村　研　一
同　　植　村　京　子

（別紙）

４川監第５８４号
令和４年１１月４日

かわさき市民オンブズマン
代表幹事　川口　洋一　　様
同　　渡辺　登代美　様

川崎市監査委員　　大　村　研　一
同　　植　村　京　子

川崎市職員措置請求について（通知）

令和４年９月７日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第５項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第１　監査委員の除斥

本件措置請求において、浅野文直監査委員及び山田晴彦監査委員については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条の２の規定により除斥とした。

第２　請求の受付

１　請求の内容

本件措置請求は、別紙１（事実証明書は添付省略）のとおり、市が秋田恵前議員（以下「秋田前議員」という。）に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行使するよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

２　請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和４年９月１５日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第３　監査の実施

１　請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第２４２条第７項の規定に基づき、令和４年１０月４日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第８項の規定に基づき、議会局の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙２のとおりである。

２　関係職員の陳述

法第２４２条第８項の規定に基づき、令和４年１０月４日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に係る考え方」（添付省略）の提出があった。関係職員の陳述の際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙３のとおりである。

３　関係人調査

法第１９９条第８項の規定に基づき、令和４年１０月１７日、本件措置請求に係る事実関係の確認のため、関係人調査を行った。

関係人調査の対象は、秋田前議員とした。

４　監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第４　監査の結果

１　前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1)　政務活動費について

ア　概要

政務活動費は、法第１００条第１４項から第１６項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成１３年川崎市条例第１１号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成１３年川崎市規則第１６号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の４点が挙げられている。

(ｱ)　政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(ｲ)　実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(ｳ)　按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものと考える。

(ｴ)　執行にあたっての原則

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ　政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第３条では、会派及び当該会派の議員で、議員１人当たりにおいて①会派に対して月額４５０，０００円又は②会派・議員に対して、会派に月額５０，０００円、議員に月額４００，０００円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第１０条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
１　調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
２　研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
３　広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等

	望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	
4　要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5　会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6　資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7　人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8　事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9　事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ　交付等の事務手続の流れ

(ｱ)　交付申請手続（条例第５条第１項）

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

(ｲ)　交付決定（条例第５条第２項）

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

(ｳ)　支出請求（規則第３条、第８条）

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月１０日に交付される。

(ｴ)　政務活動費の活用、整理・調製（条例第９条、指針）

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者１人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

(ｵ)　収支報告書等の提出（条例第１１条、指針）

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の４月３０日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、政務活動記録票（写し）等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

(ｶ)　剰余金の返還（条例第１２条、規則第１１条）

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(ｷ)　議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）

議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報のマスキングを行う。

(ｸ)　収支報告書等の閲覧（条例第１５条、規則第１４条）

議長は、交付翌年度の６月３０日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(ｹ)　関係帳簿の保管（規則第９条、指針）

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年間保管する。

(2)　秋田前議員による支出について

請求人が対象としている令和３年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。

合同会社Ｍｏｒｉ　Ｌａｂｏ（以下「Ａ社」という。）に対し、調査研究費として、合計１，５４０，０００円（以下「本件調査研究費」という。）、及び、事務所費として、事務所賃借料及び光熱水費の合計２，３０７，０８９円（令和３年４月１日～令和４年３月３１日分、以下「本件事務所費」という。）を支出した。

２　監査委員の判断

(1)　政務活動費の性格について

法第１００条第１４項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第２条では、「会派（所属議員が１人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

政務調査費に関しては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁第三小法廷平成２２年３月２３日判決）とされ、その執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁第一小法廷平成２１年１２月１７日判決）とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、使途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2)　本件各支出の違法又は不当性に係る主張及び証拠提出について

政務活動費の交付を受けた議員に対する不当利得返還請請求権を行使するよう、関係職員に対して勧告するよう求める住民監査請求による監査において、当該政務活動費が指針に適合しない使途に充てられたこと（当該議員の支出が指針に適合しないこと）は、不当利得返還請求権の発生原因事実であるから、まず、当該請求権があると主張する者（住民）において主張し、証拠（事実証明書）を提出すべきものといえる。

ところで、法及び条例によれば、議員は、政務活動に係る収支について、政務活動費の収入及び支出の総額、支出項目別の額及び当該項目ごとの主たる内容を記載した収支報告書を提出するとともに、これに領収書その他の書類を添付しなければならないとされている（法第１００条第１５項、条例第１１条第１項及び第２項）から、住民は上記収支報告書の写しを入手する等の方法により、政務活動費の支出の内容を概括的に知ることができる。

そうすると、住民により、その知り得た支出内容から、例えば少なくとも指針に反する支出であることを示すなどして、当該支出が指針に反する疑いがあることを基礎づける事実が示されたときには、当該各支出の具体的な使途を最もよく知る当該議員は、関係人調査（法第１９９条第８項）において、自ら、当該支出が指針に適合しないとはいえないことを基礎づける事実について主張して証拠を提出すべきであって、当該議員において、そのような主張及び証拠提出を怠ったときは、そのような活動自体も総合的に斟酌した上で、当該支出が指針に適合しないといえるかどうかを判断するべきであると思料する。

かかる観点から、本件各支出の違法性・不当性について、以下、検討する。

(3)　本件各支出が違法又は不当であるかについて

ア　調査研究費について

請求人は、本件調査研究費として支出した合計１，５４０，０００円について、支出先であるＡ社は、同社のホームページに占いに関する記載があるのみで、政務活動に関する調査研究とは無関係であり、これらの委託先として選定した理由に疑義があることから、当該調査研究費の支出は適当ではない旨主張している。

以下、本件調査研究費の支出が違法といえるかについて検討する。

(ｱ)　調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は、以下のとおりである。

Ａ社の履歴事項全部証明書によると、設立は令和元年９月３０日、代表社員及び業務執行社員は１名、業務目的は「占い」のほか、「人材育成、能力開発のための教育事業」、「医療、介護、保健衛生に関するコンサルティング業務」、「コンピュータのソフトウェア及びハードウェアの企画、研究、開発、設計、製造、販売、保守、リース」等の１８の項目を掲げる法人である（秋田前議員提出資料別添５）。

調査研究に関し、秋田前議員は、同年１０月４日付けでＡ社とコンサルティング契約を締結しており、報酬については、依頼１件当たり１，０００，０００円以内で５０，０００円単位と定められている（秋田前議員提出資料別添７）。

本件調査研究費の内訳は、次のとおりである。

支出伝票件名	金額（円）	支出日
ＩＣＴ活用に関する調査研究費	440,000	令和３年６月２４日
ワクチン接種技術に関する調査研究費	440,000	令和３年６月２８日
議会局費に関する調査研究費	660,000	令和４年３月２２日

秋田前議員は、関係人調査の際、Ａ社は、さまざまな分野のコンサルタント業務を行っている法人で、一般には連絡先を公開しておらず、請求人の主張するホ

ームページはＡ社のものではなく、かねてよりの占いブランドとしてのものであり、同社の履歴事項全部証明書の事業目的には、本件調査研究費に関する内容が含まれており、問題はないとの説明をしている。

また、秋田前議員によれば、政務調査を依頼する法人の選定として、他の本市議会議員から紹介されたコンサルティング会社に相談したところ、依頼１件あたり３，０００，０００円以上は必要であり高額であったことから、代表社員にコンサルティング実績もあり、かつ１件あたりが１，０００，０００円以内かつ５０，０００円単位のＡ社であれば、新規の無所属議員会派で年間の調査依頼数が推測できない状況においても対応が可能であると判断し、同社に対して調査等を依頼するようになったとしている。

秋田前議員は、本件調査研究費の対象となった成果物自体は提示も提出もしなかったが、関係人調査（意見聴取）後、調査報告書として、本件調査研究費ごとに報告書（件名ごとに１枚、合計３枚）を提出し、各報告書には、①調査研究費の件名、②調査期間、③調査結果内容（調査依頼事項に関する情報収集・調査及びデータ解析の実施・資料作成、データ解析についての随時報告、データ解析結果の解説及び所見報告等をした旨が記載された書面）、④備考（参考リンク）、⑤報告者（Ａ社）が記載されている（秋田前議員提出資料別添１９）

なお、市によれば、秋田前議員の令和３年度の政務活動費における調査研究費について、同議員から提出された３枚の調査報告書、報告書ごとの表紙を確認し、書類の記載・押印漏れ等の形式的要件を点検し、違反や誤り等のないことを確認したとしている。

(ｲ)　判断

指針によると、「調査研究費は、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費」としている。

請求人は、前記のとおり、本件調査研究費について、Ａ社がホームページには占いに関する記載があるのみで政務活動に関する調査研究とは無関係であって委託先として選定した理由に疑義がある旨主張していることから、その具体的な使途を最もよく知る秋田前議員において、本件調査研究費の支出が指針に適合しないとはいえないことを基礎づける事実について主張して証拠を提出すべきものといえる。

前記第４の２(3)ア(ｱ)記載のとおり、秋田前議員は、関係人調査において、Ａ社の履歴事項全部証明書を提出し、本件調査研究費の対象となった依頼事項が事業目的に含まれていることや同社の代表社員がコンサルティングの実績があること等を説明し、本件調査研究費ごとに概要を記載した調査報告書等を提出する一方、Ａ社が実施したとする調査依頼事項の資料やデータ解析結果の解説及び所見等や実施方法については不明であり、Ａ社の各業務報酬金額の根拠に関する説明もなく、秋田前議員において本件調査研究費の支出が指針に適合するものであったかについて十分な説明責任を果たしているとはいい難い。

このこと自体は誠に遺憾といわざるを得ないものの、上記各調査報告書には、調査期間や調査概要等が記載されており、秋田前議員が議会における質問として検討した経過も認められること等を総合的に斟酌すれば、本件調査研究費の支出がただちに違法又は不当であるとまで認めることは困難である。その他、本件調査研究費の支出が違法又は不当であると認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件調査研究費の支出が違法であるとする請求人の主張は理由がない。

イ　事務所費について

請求人は、令和３年度事務所費、合計２，３０７，０８９円の支出について、秋田前議員の事務所は賃借料が高額であり、秋田前議員の看板などが設置されておらず、表札等もないため、事務所としての形態を備えているものとはいえないものであること、また、事務所には常勤事務員がいないことなどから、本件支出が違法である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(ｱ)　調査結果

関係人の提出資料及び調査並びに関係職員の陳述によって認められた事実は、以下のとおりである（秋田前議員が本監査において事務所の内外を撮影した写真等の新たな証拠を提出しなかったため、令和３年６月２１日付けで受理し、同年８月１９日付け３川監第４４７号で結果を公表した監査（以下「前々回監査」という。）及び同年８月２５日付けで受理し、同年１０月２２日付け３川監第５９７号で結果を公表した監査（以下「前回監査」という。）の際に秋田前議員が提出した資料を準用することを含むものとする。）。

秋田前議員の事務所は、幸区中幸町の３階建ての建物内にあり、賃借料月額１９９，０００円で同建物の１階１０１号室、２階２０１号室の２部屋（計４３．６９㎡）を令和元年１２月１５日から、川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとして借り受けている（秋田前議員資料別添１６）。

ａ　１０１号室の室内状況

前回監査で秋田前議員から提出された１０１号室内の写真（以下「前回１０１号室写真」という。）には、「ポスター、机、いす、パソコンなど」が設

置されている。なお、元美容室であったものを居抜きで借り受けているものであり、一般道路側の玄関は元美容室のものとして使用されていたもので、閉じたままとなっており、事務所の出入り口としては同建物の別の入口から入った内廊下側の入口を使用しおり、この入口ドアの外側に秋田前議員のポスターが張られていた（前回監査の秋田前議員資料別紙ｂ）。

ｂ　２０１号室の室内状況

前回監査の際の２０１号室内の写真（以下「前回２０１号室写真」という。）には、「ポスター、ソファー、ローテーブル、パソコンなど」が設置されていた（前回監査の秋田前議員資料別紙ｃ）。その際、秋田前議員は、前回１０１号室写真及び前回２０１号室写真の撮影時期は前者が令和２年１月頃であるとし、後者が同年２月又は３月頃とした。

この点について、前回監査結果において、前回１０１号室写真の中で令和３年７月９日以降に市が公表したポスター（藤子・Ｆ・不二雄ミュージアム１０周年記念）が室内に貼られていたことから（前回監査の秋田前議員資料別紙ｂ）、いずれの写真も同日以降に撮影されたものと推認されると判断された。

なお、前々回監査において秋田前議員から提出され、前回２０１号室写真以前に撮影したものとされた２０１号室内の写真（以下「前々回２０１号室写真」という。前々回監査の秋田前議員追加提出資料４）には、「ソファーとローテーブルのみ」が設置されていた。

ｃ　本監査時点までの状況

秋田前議員によると、一般道路から上記事務所を見た際には、秋田前議員の事務所であることを示す表示も、ポスト、インターフォンにも何らの表示もないという事務所の外観について、大きな変更はないとのことであり、また、１０１号室及び２０１号室共に、資料や備品等の持ち出し、移動等、時間の経過と共に使用状況によって多少なりとも部屋の状況は異なるとしながらも、概ね変更はないとのことであった。

ｄ　秋田前議員の事務所使用状況

秋田前議員によると、２０１号室では、個人情報等の機密性の高い文書を保管するほか、議会原稿をはじめとした書類作成等を中心とする政務活動を行い、１０１号室では、新型コロナウイルス感染症のまん延により、非接触手段での対応が必要となる中、オンラインによる手法も交えた来客対応や議案政策研究等を中心とする政務活動を行っていたとしている。

事務所の光熱水費について、秋田前議員によると、事務所の住所は、１０１号室を代表住所としており、電気料金、ガス料金については２０１号室分も合

算して代表住所の１０１号室宛て請求書が発行されているが、水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）については、市のシステムの都合により請求書が同時期に発行されず、２０１号室のみ支払時期が大幅に遅れるため、政務活動費の手続が煩雑になることから、２０１号室の水道料金等には政務活動費を充てなかったとしている。

本件事務所費の内訳は、次のとおりである。

項目	金額	支出対象
事務所賃借料	２，１９３，０７０円	１０１号室・２０１号室
電気料金	５８，７４９円	１０１号室・２０１号室
ガス料金	４２，１８０円	１０１号室・２０１号室
水道料金等	１３，０９０円	１０１号室
合計	２，３０７，０８９円	

ｅ　市によれば、令和３年度の政務活動費における事務所費について、秋田前議員に対し、繰り返し意見聴取や文書照会等により、２０１号室の使用実態を調査・確認したものの、秋田前議員から明確な回答を得ることができなかったため、前回監査の結果を踏まえ、改めて２０１号室の写真に掲載された内容について関係部署に確認したうえで、令和３年４月１日から同年７月８日までの２０１号室に関する費用（賃借料、電気料金及びガス料金）については、政務活動費から支出することは妥当性を欠き、条例に違反し不適法であるとして、令和４年６月３０日付けで秋田前議員に返還命令の措置を行ったとしている。

(ｲ)　判断

指針によると、「事務所費は、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費であり、賃借料を支出することができるのは事務所としての形態を備えているものに限り、事務所としての実体は、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断する」としている。

請求人は、前記のとおり、秋田前議員の事務所は賃借料が高額であり、秋田前議員の看板などが設置されておらず、表札等もないため、事務所としての形態を備えているものとはいえないものであること、また、事務所には常勤事務員がいないことなどから、令和３年度の事務所費の支出は違法である旨主張していることからその具体的な使途を最もよく知る秋田前議員において、事務所費の支出が指針に適合しないとはいえないことを基礎づける事実について主張し、

証拠を提出すべきものといえる。

まず、１０１号室については、前記第４の２(3)イ(ｱ)ａ記載のとおり、秋田前議員の事務所が入った建物外側には、看板、ポストの表札などがなく、外観上事務所としての形態を備えているとは認め難いものの、同建物の別の入口から入った内廊下のドアの外側には、秋田前議員のポスターが貼られ、部屋内には、机、いす、コピー機、パソコンなどの備品が設置されており、常勤事務員はいないものの、事務所として一定の形態を整えていることが認められる。そして、令和３年度における室内の使用状況についても、前記第４の２(3)イ(ｱ)ｃ記載からすると、概ね変更はないと推認できる。

次に、２０１号室については、前記第４の２(3)イ(ｱ)ｂ記載のとおり、前回監査結果を踏まえれば、２０１号室の室内の状況が「ソファーとローテーブルのみ」設置から、事務所として一定の形態を整えているといえる「ポスター、ソファー、ローテーブル、パソコンなど」の設置に変更されたと認められるのは、早くても令和３年７月９日以降と推認せざるを得ない。

そうすると、２０１号室については、少なくとも同年７月８日以前においては、前々回２０１号室写真のとおり、ソファーとローテーブルが置かれているのみで、事務機器などの備品はなかったことが推認され、事務所としての形態を整えているとは認められず、同日までの事務所費を政務活動費として支出することは妥当性を欠いているものといわざるを得ない。

他方、令和３年７月９日以降は、ソファーとローテーブルのほか、ファイルが入った本棚、コピー機、パソコンなどの備品が設置されており、秋田前議員が個人情報を扱う場所として使用していた旨説明していることも併せ考慮すれば、事務所としての一定の形態が整えられていたものと推認される。

また、電気料金、ガス料金についても、１０１号室及び２０１号室の使用に係る料金を合算して支出しているが、このうち２０１号室における使用については、令和３年７月８日以前の電気料金及びガス料金は前記と同様に政務活動費として支出することは妥当性を欠いているといわざるを得ない。

その他、１０１号室において政務活動以外に使用したと認めるに足りる証拠はなく、２０１号室についても少なくとも令和３年７月９日以降、政務活動以外に使用したと認められるに足りる証拠はない。

したがって、秋田前議員が令和３年度の政務活動費から支出した令和３年４月１日から同年７月８日までの期間分における事務所賃借料の２分の１相当額並びに２０１号室の使用に係る電気料金及びガス料金については、政務活動費として妥当性を欠いているといえるが、前記第４の２(3)イ(ｱ)ｅのとおり、市長は令和４年６月３０日付けで秋田前議員に対し、これらの費用として支出した分における政務活動費の交付決定を取り消し、その返還を命じているため、市長において違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるとはいえない。

以上のとおり、本件事務所費の支出が違法であるとして、市長において財産管理を怠る事実があるとする請求人の主張は理由がない。

(4)　結論

以上のとおり、本件各支出が違法であるとし、違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを市長において怠っているとする請求人の主張はいずれも採用できない。

請求人の主張にはいずれも理由がないため、これを棄却する。

4　意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その金額の根拠や使途について市民に一定の説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

会派及び議員においては、引き続き、政務活動費が公金であることを意識し、金額の根拠や使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票等における説明の充実等を望むものであり、また、政務活動費として充てた支出について、その見積書を提出する等して、当該金額の根拠を説明できるようにしておくことを望むものである。

別紙１

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員　殿

２０２２年９月７日

請求人
住所　〒２１０-８５４４
川崎市川崎区砂子１丁目１０番地２
ソシオ砂子ビル７階
川崎合同法律事務所内
電話０４４－２１１－０１２１
FAX ０４４－２１１－０１２３
氏名　かわさき市民オンブズマン
代表幹事　川口　洋一
同　　渡辺　登代美

第１　請求の要旨

秋田恵に対し、政務活動費３，８４７，０８９円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第２　請求の原因

１　対象となる財務会計行為

秋田恵は、令和３年度、調査研究費として、合同会社Ｍｏｒｉ　Ｌａｂｏに対し、２０２１（令和３）年６月２４日付、同年６月２８日付、２０２２年３月２２日付の請求書（資料１の１ないし資料１の９）に基づき合計１，５４０，０００円を政務活動費から支出した。

また、秋田恵は、令和３年度、事務所費として、２０２１（令和３）年４月１日から２０２２（令和４）年３月３１日までの分の事務所家賃及び光熱水費として、合計２，３０７，０８９円を支出した（資料２の１ないし資料２の５）。

２　財務会計行為の違法性

（１）序論

政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的とする、地方自治法第１００条１４項に基づき制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派及び議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。政務活動費については「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」（第１４７回通常国会での衆議院地方行政委員長の提案説明）とされており、「議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。」（川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第２条抜粋）とされている。

したがって、政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められる。

（２）秋田恵に対するもの

ア　秋田恵議員の支出内容

秋田恵議員は、令和３年度、調査研究費として、合同会社Ｍｏｒｉ　Ｌａｂｏに対し、合計１，５４０，０００円を政務活動費から支出している。

また、秋田恵議員は、令和３年度、事務所費として、合計２，３０７，０８９円を支出している。

イ　調査研究費について

政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められ、「政務活動費の運用指針」（川崎市議会　平成２６年１２月１８日改定）１８頁でも「作成業務の委託は、委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結」することが求められている。

したがって、委託先業者の選定に疑義があり、または委託内容が不自然・不合理である、社会常識的に高額であるなどといった場合は、政務活動費としての支出は適当でなく認められない。

秋田恵議員が調査研究等を委託した合同会社Ｍｏｒｉ　Ｌａｂｏは、ホームページにパーソナルコンサルタントを掲げるものの、コンサルタントである森秀彦氏の肩書は占い師である。同ホームページには、対面・電話・メールの３種類のセッションによる占いについての内容紹介（あなたが占って欲しいことをお話しいただいてそれに対して鑑定をしていきます、あなたが不安や疑問に思っている出来事がそれで良いのかどうかを総合的に見ることによって自分の思いが良い方向に向かっているかの確認ができるようにお答えしていきます。）や料金設定が掲載されているのみで（資料３）、およそ政務活動に関する調査研究とは無関係である。

秋田恵議員は、同社に対して下記の調査研究を委託しているが、上記ホームページからは、およそ、政務活動に関する専門的事項について情報を収集・調査し、データ解析・関係法案の整理・課題の抽出を実施して専門的知見・解説を提供・報告することができる法人であるとは考えられない。

したがって、合同会社Ｍｏｒｉ　Ｌａｂｏを、政務活動に関する調査及び市政報告紙面作成を委託する先として選定した理由に疑義がある。

記

調査研究委託の内容

２０２１年６月２４日　ＩＣＴ活用に関する調査研究費
同年６月２８日　ワクチン接種技術に関する調査研究費
２０２２年３月２２日　議会局費に関する調査研究費

以上

ウ　事務所費について

「政務活動費の運用指針」（川崎市議会　平成２６年１２月１８日改定）９頁３０頁は、事務所費について、「事務所費は、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費」であり、賃借料、維持管理費等を支出することができるのは、「事務所としての形態を備えているものに限る。事務所としての実体については、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断する。」としている。

秋田恵議員の事務所は、賃料が高額であり、議員事務所としての看板などは設置されておらず、ポスト及びインターフォンにも何らの記載がなく、表札等もないため、外観からは事務所として認識できず（資料４の１、資料４の２）、事務所としての形態を備えているものということはできない。

また、秋田恵議員の事務所には常勤事務員はいない。

以上より、建物全体として事務所費としての支出は、川崎市条例１０条における「政務活動に資するため必要な経費」に該当せず、違法な支出である。

３　川崎市長の怠る事実について

川崎市長は地方自治法第１４８条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法第１４９条５号では会計を監督し、同６号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。

また、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」第５条は市長の交付決定権を定めるとともに、第１３条は市長に対し、「会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消し」と市長の潜在的調査権につき定め、さらに第１４条では交付の決定を取り消したときの返還命令権について定めている。

したがって、市長はその提出された収支報告書が適正であるかどうかについて調査し、問題があれば決定を取り消し、返還命令権を行使する責務を有する。

しかし、川崎市長により、秋田恵議員の上記各支出について、政務活動費の支出が適正か調査された形跡はない。川崎市長は、政務活動費の支出を適正にする義務を怠り多額の違法支出の存在を放置しており、財産管理を怠る事実の存在は明らかである。

４　請求者

請求者「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市や市議会の行政運営に対し、自覚的な市民意識を大切にし、住民自治を発展させ、公正で活力ある社会の実現をめざし１９９７年に結成された市民団体であり、川崎市の行財政運営に対するチェック機能の問題点と今後のあり方について、行政監査、議会等につき市民的チェックの視点から調査、研究し、積極的な提言を行い、川崎市内各地域に行政監視のネットワークを広めることを主な活動内容とする団体である。

５　地方自治法第２４２条第１項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な措置を請求する。

以上

添　付　資　料

資料１の１ないし資料１の９　秋田恵議員の調査研究費にかかる支出伝票、請求書、振込履歴
資料２の１ないし資料２の５　秋田恵議員の事務所費にかかる支出伝票一覧表、支出伝票、振込履歴、決済履歴
資料３　合同会社Ｍｏｒｉ　Ｌａｂｏのホームページ
資料４の１ないし資料４の２　秋田恵議員の事務所の外観写真

別紙２

請求人の陳述（要旨）

秋田恵元議員の政務活動費に関する住民監査請求内容について、以降は秋田恵議員と呼び、陳述する。

政務活動費の使用については、措置要求書にも記載したとおり、強い透明性と適正さが求められる。調査研究費については、委託先業者の選定に疑義がある、委託内容が不自然、不合理である、社会常識的にその委託料が高額であるなどといった場合には、政務活動費としての支出が適当とは言えない。今回、秋田恵議員が調査研究等を委託している合同会社Mori Laboのパーソナルコンサルタントとされる森秀彦氏の肩書は占い師とされているが、資料１の１、１の４、１の７の各支出伝票に記載されている使途内容事業名は、ＩＣＴ活用に関する調査研究費やワクチン接種技術に関する調査研究費、議会局費に関する調査研究費であり、これらは、それぞれ医学などによって適切に調査研究が行われるべきものであって、占いという手段によって適切な調査研究が期待できるものではない。

また、政務活動費の運用指針の９ページでは、調査研究費は、「会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費」とされているところ、合同会社Mori Laboのホームページには、対話、メール、電話の３種類のセッションによる占いについての内容紹介があり、占ってほしいことを話してもらい鑑定を行うという記載があるものの、占ってほしいことを話して鑑定をするということからすると、およそ市の事務や地方行財政等に関して調査研究をするということとは無関係と言わざるを得ない会社の事業内容と考えられる。

なお、先日、合同会社Mori Laboのホームページにアクセスしようとしたところ、このドメインはサイトに接続されていないと表示され、現在はアクセスできない状態になっている。当然、政務活動費の運用指針の１３ページから１５ページにも、支出経費の例などに、占いを行っていると考えられる会社に対する委託料などは記載されていないことから、合同会社Mori Laboは、ホームページからは、およそ政務活動に関する専門的事項についての情報収集、調査や、データ解析、関係法案の整理、課題の抽出を実施し、専門的知見や解説を提供、報告することができる法人であるとは考えられず、明らかに政務活動に関する調査の委託先として選定した理由に疑義があり、委託内容も不自然、不合理であって、委託料も社会常識的に高額と言わざるを得ない。

秋田恵議員に対する同様の指摘は従前からなされていて、２０２１年８月１９日付の川崎市職員措置請求について（通知）、３川監第４４８号が、川崎市の監査のホームページに掲載されており、別紙２の請求人の陳述録においても同様の指摘がされている。繰り返し政務活動に関する専門的事項について情報を収集、調査したり、データの解析、関係法案の整理、課題の抽出を実施して、専門的知見や解説を提供、報告することができる法人であるとは考えられず、明らかに政務活動に関する調査の委託として選定した理由に疑義があって、委託内容が不自然、不合理であることや、委託料も社会常識的に高額であるという指摘がされていながら、この政務活動費の使途、説明が改められる様子がないので、今回の住民監査請求によって正されなければならないものと考える。

次に、事務所費については、政務活動費の運用指針３０ページに、賃借料や維持管理費等を支出できるのは、「事務所としての形態を備えているものに限る。事務所としての実体については、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断する」と記載されている。今回の住民監査請求の資料４の１と４の２から見て、秋田恵議員の事務所としての看板などは設置されておらず、ポストやインターホンにも何ら記載がなく表札等もないことから、議員事務所ではない一般的な建物と変わらないと言わざるを得ない。また、秋田恵議員の事務所には、常勤の事務員もいない。

また、提出資料２の３、資料２の４からすれば、秋田恵議員が議員事務所とする建物の賃貸人は株式会社西田土地建物と考えられるが、賃貸借契約書やその他の関係資料は公開されていないことも踏まえれば、詳細不明な賃貸借契約において賃料が１９９，０００円ほどとなっており、賃料が高額と言わざるを得ない。以上から、秋田恵議員が議員事務所とする建物は、事務所としての形態を備えていないと言わざるを得ない。そのため、賃料だけではなく、その建物についての水道代、ガス代、電気料金の支出についても、川崎市の条例第１０条における政務活動に資するため必要な経費に該当せず、違法な支出であると言わざるを得ない。

なお、今までの住民監査請求の監査結果として、川崎市職員措置請求について（通知）、３川監第５９７号が市のホームページに掲載されているが、秋田恵議員に支出した事務所費に係る政務活動費のうち、一部の支出が違法であるとの請求人の主張には理由があると判断されたものもあるものの、やはり建物全体としての事務所費について、違法な支出であると考えざるを得ない。

続いて、補足して説明するが、調査研究費として支出されていることから、通常、調査研究した場合、報告書などが作成されると思われるが、公開されていないので、どのような調査研究がなされて、その成果としてどのようなものがあるのか全く分からないことから、この支出に見合っただけの調査研究がなされているかということを確認していただきたいと思っている。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめている。

別紙３

関係職員の陳述（要旨）

初めに、１、政務活動費の概要について、

政務調査費は、平成１２年５月の地方自治法（以下「法」という。）の改正により制度化され、平成１３年４月から施行されることとなった。これは、地方議会の果たす役割がますます増大するという流れの中で、地方議会の活性化を図るため、会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図ることとされたものである。その後、平成２４年に、従来調査研究活動として認められていなかった対外的な陳情活動などのための旅費や交通費、会議に要する経費などにも使途が拡大できるようにされ、名称も政務活動費と変更された。

川崎市議会では、平成１３年４月１日に「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」を施行して以来、数回改正を行っており、令和２年６月３０日からは、政務活動費に係る収支報告書の市議会ホームページでの公開を開始している。

政務活動費の交付の対象、額、交付の方法、具体的に充てることができる経費の範囲については、法により条例で定めることになっている。本市では、法第１００条第１４項から第１６項までの規定に基づき、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」（以下「条例」という。）、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）を制定し、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。

この政務活動費の制度は、会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、政務活動費が公金であることから、その使途について透明性の確保や市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

次に、２の政務活動費の性格について、

法第１００条第１４項は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」と規定している。

実際の会派や議員が行う調査研究その他の活動の内容を考えると、議会が、長その他執行機関を監視する責務を負っていることから、おのずと執行機関に対する批判や監視という性格となるものである。このことについて、平成２１年１２月１７日最高裁判所第一小法廷判決では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とし、政務調査費条例は、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って、その使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」と判示している。

また、平成２２年３月２３日最高裁判所第三小法廷判決での、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」との判示を踏まえると、政務活動費は、法の規定に基づく条例、規則における使途基準の範囲内で使わなければならないことは当然として、政務活動費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量に委ねるというのが法及び条例の趣旨であると考えられる。

一方、政務活動費については、法第１００条第１６項で、議長が使途の透明性の確保に努めることが規定されているとともに、平成２６年１０月２９日最高裁判所第二小法廷判決では、「政務調査費によって費用を支弁して行う調査研究活動の自由をある程度犠牲にしても、政務調査費の使途の透明性の確保を優先させるという政策判断がされた結果と見るべきものである」として、使途の透明性の確保が議員の調査研究活動の自由より優先されることが判示されており、会派及び議員は、政務活動費の使途について、市民への説明責任を適切に果たし、使途の透明性を確保する必要があるものと言える。

次に、３、本市の条例、規則の内容について、

初めに、（１）交付対象及び額について、交付対象は、会派又は会派と会派所属議員（交付対象議員）の選択制とし、交付月額は、会派を選択した場合は、議員１人当たり４５万円、会派と会派所属議員を選択した場合は、会派分が所属議員１人当たり５万円、議員分が４０万円としている。

次に、（２）会派及び議員の責務について、条例第２条では、「会派（所属議員が１人である場合も含む。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」と規定している。

次に、（３）支出の基準について、政務活動費の使途については、条例第１０条において、政務活動（調査研究、研修、広報、市民相談を含む広聴、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。）に資するため必要な経費に対して交付することとされており、具体的には政務活動費で支出できる経費を別表にて掲示し、調査研究費から事務所費までの９項目を定めている。

次に、（４）収支報告書等の提出と閲覧について、条例第１１条では、前年度の交付に係る収支報告書を作成し、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを添えて、毎年４月３０日までに議長に提出しなければならないとしている。また、条例第１５

活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付している。

イ、実費弁償の原則として、政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則としている。

ウ、按分による支出として、会派及び議員による「調査研究その他の活動（政務活動）」と、それ以外の政党活動、選挙活動、後援会活動などが渾然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出している。

エ、執行に当たっての原則として、政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び議員の責任において適正な執行に努めることとされている。また、政務活動費が公金であることから、使途内容等についての透明性の確保が求められているため、会派又は議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票などにおける説明の充実に努めることとされている。

次に、５、政務活動費の支出範囲と支出できない経費について、

指針では、条例第１０条別表の以下に示す９種類の経費区分ごとに支出の考えを記載しており、また、政務活動費を充てることができない支出不可の経費も記載している。以下、今回の住民監査請求に関する経費区分以外は説明を省略させていただく。

（１）調査研究費は、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費、（２）研修費は省略し、（３）広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動もしくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取もしくは市民相談を行うのに要する経費、（４）要請・陳情活動費、（５）会議費、（６）資料費、（７）人件費、（８）事務費は省略し、（９）事務所費、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に関する経費である。

（１０）支出不可としている経費について、アとしてせん別、慶弔、寸志、病気見舞い、年賀状の購入及び印刷代金等の交際費的な経費、イとして党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費、ウとして会議、会合等の開催に伴う茶菓代以外の飲食に係る経費、エとして選挙活動に係る経費、オとして後援会活動に係る経費、カとして私人としての活動に係る経費としている。

次に、６、政務活動費の事務の流れについて、

（１）は会派の代表者及び交付対象議員からの交付申請について、（２）は市長による交付決定について、（３）は会派の代表者及び交付対象議員からの支出請求について、（４）は会派及び交付対象議員による政務活動費の経理の的確な処理及び整理・調製について、（５）は収支報告書等について、（６）は剰余金の返還についてであり、政務活動費に剰

条では、「収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない」とし、規則第１４条では、「収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の６月３０日から、議会局において行うものとする」としている。

次に、（５）交付の決定の取消しと返還命令について、交付の決定の取消しについては、条例第１３条で、「市長は、政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し」、条例第１４条では、「既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする」としている。

次に、４、本市の運用指針の内容について、

本市の政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）は、平成１９年度の５万円以上の領収書の添付を義務づける本市条例の改正に併せて策定されて以降、数回の改正を経て、平成２６年度から現在の指針を適用している。

指針は、市長が定めたものではなく、本市議会の全会派から選ばれた議員及び無所属議員から成る政務調査費検討プロジェクトにおいて、会派・議員の政務調査費の支出に係る判断をする際のよりどころとするため、当時の他都市の運用指針や裁判例等を参考にしながら議論し作成したもので、今日まで会派・議員は、この指針を踏まえて政務活動費の具体的な支出について判断している。

なお、会派及び議員の調査研究活動及びその方法は多岐にわたるため、指針は全ての事例が網羅できているものではないことから、会派及び議員は、条例・規則の趣旨に沿って、裁判例等をも参考にしながら、個々の具体的な支出の適合性について総合的に判断していく必要がある。

次に、（１）指針の特徴について、指針では、領収書等を的確かつ分かりやすく整理し保存するため、全ての支出に対して、経費区分、支出年月日、支出先、使途内容等を記入する「支出伝票」を提出することにしており、そのほかに「支出伝票一覧表」、さらに支出の透明性を高めるために、支出伝票の記載だけでは支出内容が明確にならない場合には、「政務活動記録票」を作成するなど、収支報告書の提出に当たっては多くの書類の提出が必要であり、結果として、会派及び議員の提出作業と議会局の点検・確認作業がともに膨大なものになってしまうものの、より透明性が図られているものと考えている。

次に、（２）政務活動費の運用の基本的指針について、

ア、政務活動について、普通地方公共団体の議会は、条例の制定・改廃等様々な議決権を有し、さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題等広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の

キング作業、閲覧書類のコピーを行った上で、簿冊に整理し、収支報告書及び領収書等を公開している。

続いて、８、職員措置請求書の内容について、

（１）秋田恵元議員に対する職員措置請求書について、ア、請求人が提出した職員措置請求書は、当該元議員の調査研究費及び事務所費に関する内容であるが、指針では、事務所費に関して、事務所とは、事務所としての形態を備えているものに限り、事務所としての実体については、使用実績、看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断すること、事務所の形態についてビル等の一室などの不動産を借りて個人事務所を開設している場合は賃借料・維持管理費・事務費の支出が可能であるとし、また、事務所への政務活動費の支出を行うに当たり、政務活動事務所台帳と賃貸借契約書の写しを議長宛てに提出することとしている。

イ、議会局では、当該元議員から提出された支出伝票及び領収書等を点検・確認したところ、調査研究費では、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りのないこと、書類の記載・押印漏れや添付書類の不備といった形式的要件に不備のないことを確認したものの、事務所費については条例違反が認められるとして、交付決定の一部取消し及び返還命令を行っており、その詳細については、令和４年６月３０日付で行った秋田恵元市議会議員に対する令和３年度に交付した政務活動費の交付決定の一部取消し及び返還命令についての報告書の内容にて説明する。

１、秋田恵元市議会議員の令和３年度の政務活動費について、

秋田恵元市議会議員（以下「秋田元議員」という。なお、秋田元議員は令和４年６月２２日に市議会議員を失職している。）の令和３年度の政務活動費について、令和４年４月２６日に秋田元議員から収支報告書及び支出確認書類が提出され、事務所費として、事務所の２０１号室に関する費用（賃料、電気料金及びガス料金）が支出されていた。

２０１号室について、秋田元議員の政務活動費に関する住民監査請求で勧告が出されたことを受けて令和３年度に行われた令和元年度の政務活動費に関する市の検証や令和２年度の政務活動費に関する市の確認において、少なくとも令和３年７月まで２０１号室は、指針で定める政務活動事務所としての実体を有しておらず、２０１号室に関する費用（賃料、電気料金及びガス料金）を政務活動費から支出することは認められないとされたため、秋田元議員の政務活動費に関して、令和３年度の２０１号室の使用実態を秋田元議員に確認することとした。

政務活動費に関する業務を所管する議会局総務部庶務課にて確認を行うこととし、秋田元議員から提出された令和３年度の収支報告書及び支出確認書類のほかに、秋田元議員へのヒアリング調査や文書照会、秋田元議員からの意見書等により２０１号室の使用実態を確認することとしたものの、ヒアリング調査への協力を秋田元議員に依頼したが応じてもらえず、市からの質問事項に答えず、令和３年度の事務所の使用実態に関する意見書の提

余金が生じた場合、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行うこと、（７）は次の項目で御説明させていただくが、（８）は収支報告書等の閲覧についての内容となっている。

次に、７、議会局による点検・確認作業、閲覧準備について、

議会局が点検・確認作業を行うに当たって、会派及び交付対象議員の政務活動の実績について、提出された収支報告書や領収書、政務活動記録票等から確認するものの、政務活動費の性格や指針の策定経過から、その政務活動の内容自体を議会局が確認するものではない。このため、議会局では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書その他支出を証明する書類を閲覧に供するに当たり、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、按分率等の書類の記載内容（充当金額・数字の転記・合計額等の誤り、費用弁償との重複など）の経理内容、押印漏れ、添付書類の不備等形式的要件の点検・確認を行っている。また、支出を証明する書類の提出に当たっては、市政の調査研究活動との関連性を明確に位置づけるために、会派及び議員が政務活動記録票等をはじめとして、帳票上で自ら分かりやすく説明を行うよう促すとともに、多岐にわたる市政の調査研究活動が「調査研究に資するために必要な経費」であるかについては、条例、指針、裁判例等を参考にしながら、会派及び交付対象議員が自ら適正な判断を行っていけるようサポートを行っている。

次に、（１）四半期ごとの整理、（２）収支報告書等の提出は説明を割愛し、（３）５月から６月にかけての議会局による点検・確認作業、閲覧準備として、ア、４月３０日までの収支報告書等の提出後、議会局では書類の点検・確認作業を６月３０日の閲覧開始に間に合うよう行う。なお、この点検・確認作業において、広報紙に関する支出があった場合には、会派や交付対象議員から広報紙の原本を提供してもらい、政務活動と明らかに関連しないものがある場合には、按分率を確認し、確認後、広報紙の原本は会派や交付対象議員に返却している。また、事務所費については、政務活動事務所としての使用を議員本人に確認の上、議長宛てに提出される政務活動事務所台帳や賃貸借契約書の写しをもって事務所の使用を確認している。

令和３年度交付分では、市議会全体で６，５００件強の支出があり、その一件一件について、ミスを防ぐため複数人によるダブルチェックにより内容の点検・確認を行っている。

イ、議会局による点検・確認作業が終了したら、本市の情報公開条例第８条に規定する不開示情報をマスキングするが、６，５００件強の支出の一件一件について、ミスを防ぐために複数人によるダブルチェックによる作業を行っている。

次に、（４）収支報告書等の閲覧について、６月３０日からの一般の閲覧に供し、令和３年度交付分では６，５００件強という膨大な件数の支出について、僅か２か月という時間的な制約がある中で、議会局では、書類の点検・確認作業、閲覧に係る個人情報のマス

査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動と規定し、第１０条第２項では、政務活動費は別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものと規定している。また、条例の別表では、事務所費について、会派又は交付対象議員が政務活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費と規定している。

次に、指針において、事務所費で支出ができる事務所とは、事務所としての形態を備えているものに限り、事務所としての実体については、使用実績、看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断することとしている。

（２）住民監査請求で勧告が出されたことを受けて、令和３年度に行われた秋田元議員の令和元年度の政務活動費に関する市の検証において、秋田元議員は２０１号室の室内には机・椅子・パソコン・プリンター・書類棚等の政務活動に使用する備品を設置しており、１０１号室と同様に２０１号室も政務活動事務所と言えると主張したが、秋田元議員が提出した資料に、令和３年７月以降に公表された川崎市藤子・Ｆ・不二雄ミュージアム１０周年記念のポスターが写った１０１号室の室内写真があったことから、同じ資料に写っていたパソコン・プリンター・書類棚が設置している２０１号室の写真も少なくとも令和３年７月以降の使用状況を示すもので、それまで２０１号室は住民監査請求の監査結果で示されているとおり、ソファーとローテーブルが設置されているのみであり、政務活動を行う事務所としての実体を有していないと認定された。

（３）秋田元議員から令和４年４月２６日に提出された令和３年度の収支報告書及び支出確認書類に、２０１号室に関する費用（賃料、電気料金及びガス料金）といった費用が含まれていたことから、令和３年度の２０１号室の使用実態について確認することとしたものの、秋田元議員にヒアリング調査への協力を依頼したが応じず、質問事項に対する回答もなく、令和３年度の事務所の使用実態に関する意見書の提出を促したが提出せず、秋田元議員からは上記４の自らの主張が記されたメールが送られてきたのみであった。

（４）川崎市藤子・Ｆ・不二雄ミュージアム１０周年記念ポスターの具体的な公表時期を所管部署に問い合わせたところ、令和３年７月９日以降に公表したということが確認されたため、この公表日の前日である令和３年７月８日までは、上述のとおり、２０１号室はソファーとローテーブルが設置されているのみで、指針で定める政務活動を行う事務所としての実体を有していると認められず、２０１号室に関する費用を政務活動費から支出することは妥当性を欠いており、条例第１０条の規定に違反し、不適法であると言わざるを得ない。一方、市の検証で秋田元議員が提出した写真の撮影時期について、令和３年７月９日からこの写真の写っている資料が提出された同年１０月１３日までと考えられるところ、秋田元議員はヒアリング調査に応じなかったため、撮影時期を特定することはでき

出もなく、秋田元議員からは、自身の主な主張が記されたメールが送られてきたのみであった。

２、秋田元議員の事務所の概要及び事務所に関する費用の支出状況について、（１）令和３年度における秋田元議員の事務所の概要、事務所への政務活動費の支出を行うに当たり、令和元年１２月に政務活動事務所台帳の写しとともに提出された賃貸借契約書から、次の事項が認められる。ア、令和元年１２月１５日から令和４年１２月１４日まで、秋田元議員は幸区中幸町の３階建ての建物の１階の１室（１０１号室）と２階の１室（２０１号室）の計２室を賃貸借しており、２室合計の面積は４３．６９平方メートル、イ、２室合計の賃料は、月額１９９，０００円、ウ、事業内容は、川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとしている。

（２）令和３年度における事務所に関する費用の支出状況について、令和４年４月２６日に秋田元議員から提出された令和３年度の収支報告書及び支出確認書類から、事務所費として１０１号室及び２０１号室の２室合計の事務所賃料では、振込手数料を含み２，１９３，０７０円を支出している（なお、７月１日から７月３１日までの賃料は政務活動費から支出していない。）。また、光熱費について、１０１号室及び２０１号室の２室合計で、電気料金では５８，７４９円、ガス料金では４２，１８０円を支出している（なお、電気料金は７月６日から、ガス料金は７月１０日からそれぞれ１か月間、政務活動費から支出していない。）。なお、水道料金は、１０１号室の使用料金のみ政務活動費から支出しており、２０１号室の使用料金は政務活動費から支出していない。

３、市から秋田元議員への確認事項について、令和３年度の少なくとも令和３年７月までの２０１号室の使用実態を確認するため、秋田元議員に対し、令和４年５月２０日、３０日、６月２日、１０日、１５日及び２０日付で文書を送付し、ヒアリング調査への協力や質問事項に対する回答、令和３年度の事務所の使用実態に関する意見書の提出を求めた。

４、秋田元議員の主張について、秋田元議員は、ヒアリング調査に応じず、質問事項にも回答せず、令和３年度の事務所の使用実態に関する意見書の提出もされなかったが、秋田元議員から議会局に送られてきた令和４年６月１３日付のメールの要旨は、（１）事務所費に関し、議会局による確認は必要ない、（２）上記３に関して、監査委員から指摘がない中で、議会局が独断で根拠のないことを求めており、住民訴訟や行政不服審査法に基づく審査請求が行われている中、住民監査請求の行われていない令和３年度の政務活動費を、監査にも裁判にも存在しない理由で議会局が勝手に判断することは断じてあってはならない、（３）令和３年度の政務活動費について確認を求める文書やメールを議会局名で出すことは、職務を逸脱し、なおかつ職権濫用であり、受け入れることはできない、今回の議会局の行動に強く抗議する。

５、市の判断について、（１）条例では、第１０条第１項において、政務活動とは、調

なかったが、現時点では、７月９日から１０月１３日までの間、２０１号室は政務活動の実体を有していると認められないとまでは言えない。

（５）秋田元議員は電気料金及びガス料金について、１０１号室と２０１号室の２室の合計額で支出していることから、２０１号室の使用に係る電気料金及びガス料金を特定しようとしたが、秋田元議員は議会局のヒアリング調査に応じず、照会にも回答しなかったため、使用料金の特定に至らなかった。

しかしながら、令和元年度の政務活動費に関する市の検証結果から、１０１号室は机、椅子、コピー機、パソコンなどの備品が設置されている一方、２０１号室はソファーとローテーブルが設置されているのみで１０１号室より光熱費の使用量が多いとは考えにくいことから、２分の１を限度として２０１号室の使用に係る料金を支払ったものと認定せざるを得ない。

（６）秋田元議員からは上記４の主張が記されたメールが送られてきたが、その主張は独自の見解に立つものであり、令和３年度の２０１号室の使用実態を確認するに当たり、考慮すべき主張やその主張を裏づける証拠は示されておらず、令和３年度の２０１号室の使用実態と関係のないことを主張するのみで、採用することができないものと言わざるを得ない。

６、結論、秋田元議員の事務所の２０１号室について、令和３年７月８日までは、指針で定める政務活動を行う事務所としての実体を有していると認めることはできず、その賃料並びに使用に係る電気料金及びガス料金を政務活動費として支出することは妥当性を欠いており、条例第１０条に違反し、不適法であると言わざるを得ない。

よって、令和３年７月８日までの事務所賃料の２分の１相当額である２９９，０５０円、事務所電気料金の２分の１相当額である９，０９５円及び事務所ガス料金の２分の１相当額である７，３０４円の合計３１５，４４９円について、条例第１３条及び第１４条の規定により、政務活動費の交付決定を取り消し、返還を命じたものである。

※関係職員の陳述の要旨をまとめている。

別紙４

政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

１　地方自治法（昭和22年法律第67号）

第100条

１～13　略

14　普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15　前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16　議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20　略

２　川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号）

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第２条　会派（所属議員が１人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第３条　政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により50,000円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

２　会派に対する政務活動費の月額は、450,000円又は50,000円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

３　交付対象議員に対する政務活動費の月額は、400,000円とする。

４　第２項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第４条　政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

２　前条第２項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

３　各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

４　交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

(1)　議員の任期満了

(2)　議会の解散

(3)　議員の辞職、失職、死亡又は除名

(4)　議員の所属会派からの脱会又は除名

(5)　会派の解散

(6)　議員の会派への加入

５　新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第１項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

６　一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第１項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、

この限りでない。

（交付の申請及び決定）

第５条　会派の代表者（所属議員が１人である場合にあっては、当該議員をいう。以下同じ。）及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

（変更の届出）

第６条　会派の代表者及び交付対象議員は、前条第１項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

（増額の申請及び決定）

第７条　前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

（減額等の決定及び通知）

第８条　市長は、第４条第４項第１号、第２号若しくは第５号に該当する事由が生じたとき、又は第６条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第４条第４項第３号若しくは第４号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が１人である会派の当該所属議員が同項第３号に該当したときは、同項第５号に該当するものとみなす。

２　市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第４条第４項第１号、第２号又は第５号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

（経理責任者の設置等）

第９条　政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者１人を置かなければならない。ただし、所属議員が１人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

２　交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第10条　政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動（調査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。）に資するため必要な経費に対して交付する。

２　政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

（収入及び支出の報告等）

第11条　会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、毎年４月30日までに議長に提出しなければならない。

２　前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、提出しなければならない。

３　議長は、前２項の規定による収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

（剰余金の返還）

第12条　会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第13条　市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

（政務活動費の返還命令）

第14条　市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

（収支報告書等の閲覧等）

第15条　議長は、第11条第１項及び第２項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第１号）第８条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

２　前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

３　第１項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

４　第１項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

（準用）

第16条　第11条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第11条第１項中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年４月30日までに」とあるのは「速やかに」と、第12条、第13条及び第14条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

（委任）

第17条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成13年４月１日から施行する。

附　則　略

別表（第10条関係）

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
１　調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
２　研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
３　広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅

	に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	費等
４　要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
５　会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
６　資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
７　人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
８　事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
９　事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

３　川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 16 号）

（趣旨）

第１条　この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（交付日）

第３条　条例第４条第１項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第１条第１項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。

２　条例第４条第６項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。

（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）

第４条　条例第５条第１項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第１号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第１号様式の２）によるものとする。

２　条例第５条第２項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第２号様式）によるものとする。

（政務活動費交付申請事項変更届）

第５条　条例第６条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第３号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第３号様式の２）によるものとする。

（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）

第６条　条例第７条第１項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第４号様式）によるものとする。

２　条例第７条第２項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第５号様式）によるものとする。

（政務活動費減額等決定通知書）

第７条　条例第８条第２項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書（第６号様式）によるものとする。

（請求書の提出）

第８条　会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 31 号。以下「金銭会計規則」という。）第 82 条の規定により請求書を提出しなければならない。

（支出の手続及び書類の保存期間）

第９条　条例第 10 条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。

２　経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類（以下「支出確認書類」という。）を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書（以下「支払証明書」という。）をもってこれに代えることができる。

３　経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

（政務活動費収支報告書）

第 10 条　条例第 11 条第１項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（会派用）（第７号様式）又は政務活動費収支報告書（交付対象議員用）（第７号様式の２）によるものとする。

（剰余金の返還）

第 11 条　条例第 12 条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

（交付の決定の取消通知）

第 12 条　条例第 13 条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

（返還命令）

第 13 条　条例第 14 条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

２　条例第 14 条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第 52 条又は第 60 条の規定により行うものとする。

（収支報告書等の閲覧等）

第 14 条　条例第 15 条第１項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の６月 30 日から、議会局において休日を除く日の午前８時 30 分から午後５時まで行うものとする。

２　前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。

３　条例第 15 条第３項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

（準用）

第 15 条　第９条第３項及び第 10 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が１人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第９条第３項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者（所属議員が１人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則　略

４川監公第12号
令和４年11月11日

川崎市職員措置請求について(公表)

令和４年９月15日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第５項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員　大　村　研　一
同　　植　村　京　子

（別紙）

４川監第６０８号
令和４年１１月１１日

請求人代表者　橋本　清貴　様
ほか　　７４名　様

川崎市監査委員　大　村　研　一
同　植　村　京　子
同　浅　野　文　直
同　山　田　晴　彦

川崎市職員措置請求について（通知）

令和４年９月１５日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第５項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第１　請求の受付

１　請求の内容

本件措置請求は、別紙１（事実証明書等は添付省略）のとおり、令和４年９月２７日に挙行された故安倍晋三国葬議（以下「本件国葬」という。）に市長及び議長が出席・参列するに際して、市長、議長及びその随行職員（以下「市長ら」という。）に公金を支出することを差し止める措置をとるよう求め、また、市長及び議長が公務として本件国葬に出席した場合は、その損害を補填すべく、支出された金額の返還を請求するよう求めている。

２　請求の受理

本件措置請求は、令和４年９月１５日付けで４名の請求人らにより請求書が提出され、所定の要件を具備しているものと認め、これを受理し、監査対象局を総務企画局及び議会局とした。また、同年１０月１１日付けで７４名が本件措置請求に係る請求人の署名を追加で提出したが、このうち７１名について所定の要件を具備しているものと認め、これを受理することとし、合わせて７５名を本件措置請求の請求人らとした。

第２　暫定的停止の勧告について

本件措置請求においては、別紙２のとおり、請求人らから地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第４項の規定に基づく暫定的停止勧告の申立てがあったが、国が行う本件国葬に市長及び議長が出席する行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により市に生ずる回復の困難な損害を避けるための緊急の必要があるとは認められないことから、暫定的停止勧告の要件を満たしていないものと判断し、これを実施しないこととした。

第３　監査の実施

１　請求人らの陳述

監査の実施にあたり、法第２４２条第７項の規定に基づき、令和４年１０月２７日、請求人らから陳述の聴取を行った。この際、同条第８項の規定に基づく総務企画局及び議会局の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人らが本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙３のとおりである。

２　関係職員の陳述

法第２４２条第８項の規定に基づき、令和４年１０月２７日、関係職員から陳述の

聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」（添付省略）の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人らの立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙４のとおりである。

３　監査対象事項

法第２４２条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為がある場合、また当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合などに、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

本件措置請求は、本件国葬についての公金の支出の差止めを求めるものであるが、請求人らから予備的請求として監査委員による判断が国葬儀の期日を過ぎて市長及び議会議長が公務としてこれに出席した場合には、支出された公金の損害を補填すべく、市長らに支出された金額の返還を請求するよう求めるとされていたので、令和４年９月２７日に挙行された本件国葬に関して、市長及び議長の本件国葬の出席に係る費用の支出が違法又は不当な公金の支出であるか否かを監査の対象とした。

第４　監査の結果

１　事実関係の確認等

請求人ら及び関係職員の陳述並びに関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 本件国葬の実施の経過

ア　本件国葬の実施に関する閣議決定

令和４年７月２２日の閣議において、葬儀は国において行い、故安倍晋三国葬儀と称すること、同年９月２７日に日本武道館において行うこと、葬儀のため必要な経費は国費で支弁すること、葬儀委員長は内閣総理大臣とすること及び葬儀のために必要な経費は国費で支出することが決定された。

イ　政府答弁書

衆議院櫻井周議員の質問主意書に対し、同年８月１５日付けの政府答弁書において、国により、「閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことは、国の儀式を内閣が行うことは行政権の作用に含まれること、内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４条第３項第３３号において内閣府の所掌事務として国の儀式に関する事務に関することが明記されており、国葬儀を含む国の儀式を行うことが行政権の作用に含まれることが法律上明確となっていること等から、可能であると考えている。」

との見解が示された。また、衆議院中谷一馬議員の質問主意書に対する同日付けの政府答弁書では、内閣法制局は、本件国葬について具体的な検討は行っていないが、内閣官房及び内閣府から前記の政府見解に対する意見を求められたため、「所要の検討を行った上、意見はない旨の回答をしたところである。」と回答したことが示された。

ウ　本件国葬の実施

日本武道館において、同年９月２７日午後２時から実施された。

(2) 本件国葬への出席について

ア　本件国葬に係る国等からの案内

(ア)市長への案内

a　令和４年８月１７日、指定都市市長会事務局から市東京事務所へ送付された本件国葬に係るメールには、国作成の「参列者の推薦について」と題する書面が添付されており、被推薦者には「③政令指定都市の長及び同議会議長」との記載があったほか、メール本文には全国市長会より、指定都市市長全員が参列推薦されるとの連絡があり、全市長を推薦すること、出欠については事前に送付される案内状で回答をする旨の記載があった。

b　同月３０日、指定都市市長会事務局から市東京事務所へ、本件国葬の主催者は政府ということ、指定都市２０市の推薦主体は総務省とのこと、また、案内状については、同年９月２日か同月５日に配付され、指定都市市長の案内状は、全国市長会総務部が各市の全国市長会の窓口を担当している部署に郵送することについて連絡があった。

c　同年９月９日、市東京事務所へメールにより、全国市長会総務部名、各市長秘書ご担当者宛て「故安倍晋三国葬儀の参列について（依頼）」が、案内状サンプル及び参列回答票とともに送付された。依頼文には「内閣総理大臣より、来る９月２７日（火）に開催される標記葬儀の案内状が届きましたので、本日、郵送させていただきました。つきましては、参列の可否につきまして、別添の「参列回答票」にて、９月１４日（水）までにご回報くださいますよう、お願い申し上げます。」との記載があった。

サンプルの本件国葬に関する国からの案内状は、「謹啓　故安倍晋三国葬儀を左記により挙行いたしますので御案内申し上げます　敬具」「日時　令和四年九月二十七日（火）午後二時」「場所　日本武道館」と記載され、発信者は「故安倍晋三国葬儀委員長　内閣総理大臣　岸田文雄」となっている。また、添付された「御留意事項」には、「御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。」と記載されていた。なお、メール本文には、総務省より案内状を受領し、速達・簡易書留にて

郵送をした旨の記載があった。

d　同月１２日、全国市長会を通じて速達にて案内状を受領し、出席する旨を同月１４日に参列回答票でメールにより回答した。

（イ）議長への案内

a　同年８月１７日、全国市議会議長会から本件国葬に係るメールに、「内閣府故安倍晋三国葬儀事務局から、同年９月２７日（火）に行われる国葬儀について参列者の推薦依頼があり、政令指定都市の議会議長（２０市）については本会にてとりまとめを行うこととされている」との記載があり、「参列者推薦名簿」が添付されており、同推薦名簿をメールで同月１８日午後５時までに提出するよう依頼があった。また、総務省から政令指定都市の長及び同議会議長（各２０名）が参列対象となること及び内閣府から、準備を進める都合上の事務的なスケジュールなどについて記載があった。

b　同年９月６日、全国市議会議長会から本件国葬に係るメールに、総務省から「内閣府事務局から連絡があり、最速で９月７日（水）に当省に案内状が届く予定」である旨の記載があった。

c　同月９日、全国市議会議長会から本件国葬に係るメールに、「故安倍晋三国葬儀に関し、参列対象者宛の案内状を総務省経由で内閣府から受け取りましたので、本日、郵送」する旨の記載があり、「葬儀への出欠確認」及び「当日の緊急連絡先」を同月１３日までにメールで回答するよう依頼があり、同日、全国市議会議長会あてにメールで出席する旨を回答した。

d　同月１２日、本件国葬に関する国からの案内状が届いた。案内状には、「謹啓 故安倍晋三国葬儀を左記により挙行いたしますので御案内申し上げます 敬具」「日時 令和四年九月二十七日（火）午後二時」「場所 日本武道館」と記載され、発信者は「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」となっている。また、添付された「御留意事項」には、「御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。」と記載されていた。

イ　本件国葬への出欠の決定

（ア）市長の本件国葬への出欠の決定

本件国葬は、閣議決定に基づき実施されるものであり、内閣総理大臣名で市長に案内があったことから、明らかに国の公式行事であると認められたため、市長は、地域住民の代表として国の公式行事に参加するものであり、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為にあたると判断し、出席する旨を回答した。

具体的な手続として、本件国葬は、政府が主催し、総務省より指定都市市長として参列者としての推薦を受け、正式に案内状を受領したことから公務として出席することを決定し、出席する旨、全国市長会宛て回答を行っている。また、当日は公用車で随行職員と都道府県会館に集合し、本件国葬へ出席した。

（イ）議長の本件国葬への出欠の決定

本件国葬は、閣議決定に基づき実施されるものであり、内閣総理大臣名で議長に案内があったことから、明らかに国の公式行事であると認められたため、議長は、議会の代表として国の公式行事に参加するものであり、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものと判断し、出席する旨を回答した。

具体的な手続として、本件国葬は、政府が主催し、総務省より指定都市議長として参列者としての推薦を受け、正式に案内状を受領したことから議長公務として出席することを決定し、出席する旨、全国市議会議長会宛て回答した。また、当日は公用車で随行職員と都道府県会館に集合し、本件国葬へ出席した。

(3) 本件国葬への出席に係る公費

本件国葬に市長及び議長が出席した際に支出する公費として、移動手段として、公用車の使用に係る燃料費及び高速道路利用料金並びに随行職員の時間外勤務手当が支出されている。なお、案内状に添付された「御留意事項」には、「御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。」と記載されていることから、通常葬儀等に参列する際に支出する交際費については市長及び議長共に支出していない。

ア　市長が出席したことにより支出した公費（以下、「本件市長公費」という。）

（ア）公用車使用に係る燃料費

川崎市特定物品等契約事務取扱要綱の規定に基づき、財政局長が基本的契約事項を定めた協定を締結した者から、あらかじめ決定した単価に基づき納品を受け、翌月以降にその者から受けた請求に基づき支払われる。事務の執行にあたっては、川崎市金銭会計規則（昭和３９年規則第３１号）第３条の規定に基づき、所定の経費の支出負担行為及び支出命令に関する事務を主管する庁舎管理課長が行った。

なお、令和４年９月１日から同月３０日に給油したガソリン（レギュラー）単価は１リットルあたり１５５円（税抜）であり、市長公用車の本件国葬への出席に係る燃料費として同年１０月２８日に１，５６８円を支出した。

（イ）公用車使用に係る高速道路利用料金

市長公用車に係る高速道路利用料金については、庁舎管理課で契約しているＥＴＣカードについて、高速道路を利用した翌月に首都高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社からの各請求に基づき支払われた。事務の執行にあたっては、川崎市金銭会計規則第３条により、所定の経費の支出負担行為及び支出命令に関する事務を主管

する庁舎管理課長が行った（川崎市予算及び決算規則（平成７年規則第１０号）第２３条第１項第６号により予算執行伺の作成は省略）。

なお、本件国葬への出席に係る高速道路利用料金については、同月３１日に１，７２０円を支出した。

(ウ)人件費（時間外勤務手当）

時間外勤務手当については、川崎市職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２９号）第９条の規定に基づき、正規の勤務時間以外に勤務を命じられた場合、その勤務時間に応じて所属の予算より支給される。

本件国葬の市長の出席に係る随行職員の時間外勤務手当については、随行秘書及び運転手に時間外勤務が命じられ、川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和４６年人事委員会規則第１４号）第２条により、同月２１日に１５，３３６円を支出した。

なお、経費の支出負担行為及び支出命令に関する事務は総務事務センター室長が行った。

イ　議長が出席したことにより支出された公費（以下、「本件議長公費」という。）

(ア)公用車使用に係る燃料費

議長公用車に係る燃料費については、前記第４の１(3)ア(ア)の手続のとおり、ガソリン代として同月２８日に１，０３４円を支出した。

(イ)公用車使用に係る高速道路利用料金

議長公用車に係る高速道路利用料金については、前記第４の１(3)ア(イ)の手続のとおり、同月３１日に９６０円を支出した。

(ウ)人件費（時間外勤務手当）

本件国葬の議長の出席に係る随行職員の時間外勤務手当については、随行秘書及び運転手に時間外勤務が命じられ、前記第４の１(3)ア(ウ)の手続のとおり、同２１日に１４，５８１円を支出した。

２　監査委員の判断

(1)　本件市長公費及び本件議長公費の支出が違法不当といえるかについて

請求人らは、本件国葬が違憲・違法なものであり、その結果、本件国葬に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものとし、また、本件国葬に市長及び議長が出席したり、公金を支出したりすることが、地方自治の本旨を具体化した法第２条第２項に反する違法な行為である旨主張する。

その趣旨としては、本件国葬は国が主催して挙行したものであるため、市長もしくは議長が本件国葬に出席することが「公務に当たらない用務について公金を支出した」

といえるか、また、「本件国葬に係る公金の支出が違法である」といえるかが問題となると解される。

ところで、普通地方公共団体の事務について、法第２条第２項の規定では、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」とされ、法第１条の２第１項の規定では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とされている。

そこで、市長もしくは議長の本件国葬の出席及びこれに係る費用の支出が違法不当といえるかについて、以下、検討する。

ア　市長について

一般的に、地方公共団体が社会的実体を有するものとして活動していることを踏まえると、地方公共団体の長等が各種団体等の主催する会合に列席することは、地方公共団体の上記役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、地方公共団体の事務に含まれるものと解されている（最高裁平成１８年１２月１日第２小法廷判決参照）。

請求人らは、本件国葬自体が違憲・違法であることを理由に、本件国葬に市長が出席することは地方公共団体の事務に該当しない旨主張する。

しかしながら、本件国葬の法的な根拠等について多種多様な意見があるところ、前記第４の１(1)イのとおり、閣議決定を根拠として国の儀式である本件国葬を行うことが内閣府設置法により可能であるとする旨の国の見解が公表され、内閣法制局においても「所要の検討を行った上、意見はない」とされていたこと、また、前記第４の１(2)ア(ア)のとおり、指定都市市長会事務局や全国市長会を通じて本件国葬の出席に関する案内がなされていたこと等の事情の下、市長は、本件国葬に出席することが地域住民の代表として国の行事に参加するもので、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為にあたると判断して出席したものである。

そして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うという地方公共団体の役割を果たすために、行政事務一般を広く処理する権能を有していることを考慮すれば、本件国葬の実施に様々な意見があり、政治的問題として議論することがあったとしても、本件国葬に出席する行為そのものについて、地方公共団体の長として、国との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができないとか、社会通念上儀礼の範囲を逸脱した場合にあたるとまではいえず、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものと解するのが相当である。

また、対象となった行為が普通地方公共団体の事務に当たるのであれば、市長自ら出席するか否かの判断は、市長の合理的な裁量に委ねられているといえる。

本件市長公費について検討するに、前記第４の１(3)記載のとおり、市長が本件国葬に出席することで生じた費用は、香典、供物、供花等に係る交際費を含むものではなく、公用車使用に係る燃料費及び高速道路利用料金並びに随行秘書及び運転手の時間外勤務手当のみであって、市長における本件国葬の出席は、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の範囲を逸脱したものとはいえず、その他、本件市長公費が違法不当であると認めるに足りる証拠はない。

以上のとおり、市長における本件国葬への出席は、法第２条第２項の地方公共団体の事務として、公務であると解され、そのための公用車使用等に係る費用の支出は、違法又は不当な公金の支出にあたるとはいえない。

イ　議長について

前記第４の２(1)アのとおり、本件国葬の法的な根拠等について多種多様な意見があるところ、閣議決定を根拠として国の儀式である本件国葬を行うことが内閣府設置法により可能であるとする旨の国の見解が公表され、内閣法制局においても「所要の検討を行った上、意見はない」とされていたこと、また、全国市議会議長会を通じて本件国葬の出席に関する案内がなされていたこと等の事情の下、議長は、本件国葬に出席することが地方議会の代表として国の行事に参加するもので、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為にあたると判断して出席したものである。

そして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うという地方公共団体の役割を果たすために、行政事務一般を広く処理する権能を有していることを考慮すれば、本件国葬の実施に様々な意見があり、政治的問題として議論することがあったとしても、本件国葬に出席する行為そのものについて、地方議会の長として、国との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができないとか、社会通念上儀礼の範囲を逸脱した場合にあたるとまではいえず、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものと解するのが相当である。

また、対象となった行為が普通地方公共団体の事務に当たるのであれば、議長自ら出席するか否かの判断は、議長の合理的な裁量に委ねられているといえる。

本件議長公費について検討するに、前記第４の１(3)記載のとおり、議長が本件国葬に出席することで生じた費用は、香典、供物、供花等に係る交際費を含むものではなく、公用車使用に係る燃料費及び高速道路利用料金並びに随行秘書及び運転手の時間外勤務手当のみであって、議長における本件国葬の出席は、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の範囲を逸脱したものとはいえず、その他、本件議長公費が

違法不当であると認めるに足りる証拠はない。

以上のとおり、議長における本件国葬への出席は、法第２条第２項の地方公共団体の事務として、公務であると解され、そのための公用車使用等に係る費用の支出は、違法又は不当な公金の支出にあたるとはいえない。

(2)　結論

以上のとおり、市長の本件国葬の出席に係る費用及び議長の本件国葬の出席に係る費用の支出は、いずれも違法又は不当な公金の支出にあたるとは認められず、請求人らの主張はいずれも理由がない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

別紙１

川崎市職員措置請求書

地方自治法第２４２条第１項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

２０２２年９月１５日

川崎市監査委員　御中

請求人　　後添「請求人」のとおり。

第１　請求の要旨

１　概要

日本国政府は、２０２２年９月２７日に「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」といいます。）を挙行することを閣議決定しました（資料１）。

本件国葬は国費をもって行う国家儀式と考えられますから、これに川崎市長（以下「市長」と言います。）及び川崎市議会議長（以下「議長」と言います。）が公費にて出席・参列すること、すなわち本件国葬に関連して公費が支出されることが相当な確実さをもって予測されています（秋篠宮が２０２０年１１月８日、国事行為たる儀式「立皇嗣の礼」が皇居・宮殿で行われた際、市長に案内がきて公費で参加。本件国葬もこれに倣うことが推認される。しかも、市長は国の要請がないにも拘わらず、安倍元首相の死後、教育委員会を通じ各学校に対し弔旗の掲揚を要請している。）。

ところで、私たち請求人は、本件国葬が以下に述べるとおり、違憲・違法なものと考えており、その結果、本件国葬に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものと考えています。

そこで、私たち請求者は、地方自治法第２４２条第１項の規定に基づき、川崎市監査委員に対して、本件国葬に市長及び議長が参列するに際して公金を支出することを差し止める措置をとることを求めます。

２　対象となる川崎市長及び川崎市議会議長の行為及びそれに関する公金の支出について

２０２２年９月２７日に挙行される「故安倍晋三国葬儀」に関して、出席を予定している市長及び議会議長の参列・出席に関連する公金の支出行為一切（随行職員に関する支出等も含む。）。

３　本件国葬の違憲性・違法性について

(1) はじめに

本項においては、私たち請求者が、なぜ本件国葬が違憲・違法であるか、という点について述べます。

まず、そもそも「国葬」とはいかなる性質をもつものなのかについて述べます（(2)）。そして、現時点で私たちが把握している本件国葬が挙行されるに至った経緯を述べ（(3)）、本件国葬が日本国憲法に照らして違憲であること（(4)）及び本件国葬を実施するについて法的根拠がない違法な行政活動であること（(5)）について述べます。

(2) 「国葬」が持つ歴史的政治的意味について

そもそも「国葬」とはいかなる性質をもつものなのでしょうか。

日本最初の国葬は、１８８３年に行われた、岩倉具視の葬儀ですが、その原型は、さらに５年前の大久保利通の葬儀だったと言われています。大久保家の葬儀でしたが、天皇が弔意の品を贈り、勅使を派遣しています。その費用には国費が支出され、政府職員も要員として派遣され、国葬に準じたものとして行われています。これは、暗殺された大久保の葬儀を盛大に営むことで、「政府に逆らうことは天皇の意思に背くことだ」ということを、内外にアピールすることで、いまだ不安定な明治政府の基盤を強めようとしたものでした（資料２＜宮間純一氏の新聞記事＞）。

そのことは、国葬について定めていた「国葬令」（資料３）からも読み取れます。国葬令では、天皇・皇太后・皇后の葬儀である大喪儀と、皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃及び摂政在任中の親王・内親王・王・女王の喪儀を国葬とするとしたうえで（同令１条、２条）、皇族以外の「國家ニ偉功アル者薨去又ハ死亡シタルトキハ特旨ニ依リ國葬ヲ賜フコトアルヘシ」とされていました（同令３条）。「特旨」とは、すなわち天皇の「思召」を意味します。「國葬ヲ賜フ」との「特旨」は、勅書の形式をもって公にされ、内閣総理大臣はこれを公告し、葬儀の式次第は総理が案を作成して勅裁を経たうえで決定されることになっていました。つまり、「國家二偉功アル者」の葬儀は、天皇の「思召」をもって、天皇の命令により、内閣の主導で実施される形がとられていました。

また、国葬令４条は、「皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ヲ行フ當日廢朝シ國民喪ヲ服ス」として、臣下の国葬当日、「国民」が喪に服すことを義務付けていました。これは、「国民」の立場に立てば、国葬の対象となる人物に対して、生前の「偉功」を讃える場が、国民の望むと望まないとにかかわらず、政府によって用意されることになるのです。こうして行われる国葬には、莫大な国費が投じられ、新聞各紙もこれを大きく報じています。ほとんどの国葬は東京で行われたようですが、東京から離れた各地の行政機関・学校・宗教施設などでは、葬儀の前後に遥祭が営まれるようになり、その葬儀の場にいなかった人たちも間接的に「國家二偉功アル者」の死に接することとなり、全国を巻き込んだ一大イベントになっていたのです（資料４＜国葬の成立３・４頁＞）

平民出身者で初めて国葬の対象となったのは、大日本帝国海軍連合艦隊司令長官であった山本五十六海軍大将です。これは、国民の戦意高揚をもたらしました。山本は、１９４３年４月１８日にブーゲンビル島上空で乗機が撃墜され戦死しましたが、その死はしばらくの間公表されることはありませんでした。しかし、５月２１日に大本営からその死が発表されるとともに、国葬とすることが決められました。当時の新聞報道（資料５）は次のようなものです。

情報局発表（昭和一八年五月二十一日午後五時）

天皇陛下に於かせられては聯合艦隊司令長官海軍大将山本五十六の多年の偉功を嘉せられ、大勲位功一級に叙せられ、元帥府に列せられ特に元帥の称号を賜ひ、正三位に叙らせれ、薨去に付特に国葬を賜ふ旨仰出さる

同年六月五日に行われた国葬に際しては、東条英機首相は「元帥の闘志を継げ」と国民を激励しました。

また、全国民が喪に服することとされ、午前１０時１５分を「国民遙拝の時刻」と定め、遙拝式を行うことなどが通達されていました。

このように、「国葬」は、国家が特定の「功臣」の死に政治的な狙いをもって、積極的に介入しているのです。特に明治憲法下における天皇の介在はその点を強調する意味合いがあったと考えられます。

国葬令は、１９４７年に「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和２２年法律第７２号）第１条の規定により、失効しています。その理由は、日本国憲法の基本原理と両立しないからです。そのため、現在の日本において、国を挙げて行なう公葬を規定する法は存在しません。

地方公共団体においても、１９４６年１１月１日内務文部次官通達で「地方官衙及び都道府県市町村等の地方公共団体は、公葬その他の宗教的儀式及び行事（慰霊祭、追弔会等）は、その対象の如何を問わず、今後挙行しないこと」と地方長官に命令が出され、行政が主導して宗教性を伴う慰霊行為を行うことは政教分離の観点から全面的に禁止されています。

日本国憲法の下では、皇室に関するものとして、１９５１年の貞明皇后に対する「事実上の国葬」と、１９８９年の昭和天皇に対する大喪の礼（皇室典範に基づくもの）の２回があり、皇室以外では、１９６７年に吉田茂元首相に対する「国葬」が行われています。もっとも、首相経験者については、その後も国葬が検討されたようですが、根拠法令がないとのことで実行されず、ノーベル平和賞を受賞した佐藤栄作元首相を含め、近年まで「内閣・自由民主党合同葬」が慣例的に行われています。

(3) 本件国葬の挙行に至る経緯

本件国葬が挙行されるに至った経過は、次の通りです。

２０２２年７月８日午前、同月１０日に執行される第２６回参議院議員通常選挙の選挙応援のため奈良県内を遊説していた安倍晋三衆議院議員（元内閣総理大臣、元自由民主党総裁）が、街頭演説中に銃撃を受け、同日午後に亡くなりました。

岸田文雄内閣総理大臣（以下「岸田首相」といいます。）は、２０２２年７月２２日、亡安倍晋三氏について本件国葬を行うこととし、その名称を故安倍晋三国葬儀とすることなどを閣議決定しました（資料１）。岸田首相によると、安倍氏について国葬を行うことについて、①憲政史上最長になる８年８か月にわたり内閣総理大臣の重責を担ったこと、②東日本大震災からの復興、日本経済の再生や日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を残したこと、③外国首脳を含む関係社会からの高い評価があること、④選挙中の蛮行による急逝であること、と説明しています（資料６）。

(4) 本件国葬の違憲性について

ア　日本国憲法の根底にある個人主義（individualism）

私たちが、今回の監査請求をするにあたり、もっとも重要だと考えていることは、私たちの住む日本社会において、私たち一人ひとりが、等しく尊重される社会であるということです。

憲法第１３条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定しています。これは、私たちの社会を考える上で、極めて重要な前提を示している部分です。なぜ、私たちは社会を作るのかという根本的な問いに立ち返る部分でもあるからです。私たちを取り巻く社会的関係を一つずつ取り除き、最後に残った「私自身」「あなた自身」という独立した存在を「個人」といい、その個人一人ひとりは自由で平等であるという前提が共有されていなければなりません。その「個人」が持つ自由や権利を維持・発展させるために私たちは社会を作り、その社会を運営する際に、運営者たる権力者にたいし、構成員の侵してはならない自由や権利を「基本的人権」という形で注意喚起をしているのです。

このように、私たちの社会は、何よりもまず、私たち一人ひとりが等しく尊重される存在であるということを大前提として成り立っており、これを個人主義と呼んでいます。この反対概念は全体主義ということになります。

イ　憲法１４条違反

このように述べたところで、現実社会をみると、それぞれの個人は決して自由で平等であるとはいいがたい状況にあることはわかります。男女の性差であったり、障害の有無や資産の有無などいたるところに物理的な格差があるからです。

しかし、私たちが、心のうちで何を考えようと、いかなる神を信じようと、あるいは仏を信じまいと、誰かを愛おしいと感じようと、あるいは殺してしまいたいほどに憎しみを感じようと自由です。他者とのかかわりの中で、他人の自由や最低限の秩序を侵害しなければ、基本的に何をしようと自由です。これは、人間として生まれたという一点において、私もあなたも等しく同じ存在だからです。個人はそれぞれ自由かつ平等です。より正確に言うならば、個人はその自由性において平等だということです。このことを宣言したのが、憲法１４条です。

この憲法１４条の唯一の例外が、日本国の象徴たる天皇です。裏を返せば、天皇以外は日本国との関係で当然に特別扱いされることはありません。むしろ、してはならないのです。特別な対応をしようとするならば、その根拠となる法律がなければなりません。

今回の安倍氏に対する国葬儀は、日本国として安倍氏を特別扱いして国費において葬儀をするということです。当然のことながら、私やあなたも、将来亡くなったときに国が葬儀をしてくれることなどないでしょう。どうして安倍氏が国葬の対象になるのか、納得のいく説明はありません。憲政史上最長の首相在任期間は理由にはなりません。加えて、その長期政権の中で政治の私物化を追及されるなど、安倍氏の政権運営には否定的評価も多くありました。首相の座こそ降りましたが現職の国会議員でしたし、この評価は今なお定まるところではありません。そのような中で国家として葬儀を行うとするのは、あまりに安倍氏の特別扱いが過ぎ、個人の平等という基本的な大原則に正面から反するものです。

ウ　憲法１９条違反

先に述べたように、日本国憲法が施行されてから、「国葬」は皇族を除けば吉田茂元首相の例しかありません。首相経験者について、これまでの慣例をあえて破って半世紀以上行われてこなかった「国葬」という形式を取るということは、そのこと自体に意味を見出していると言わざるを得ません。

意を示す儀式です。追悼とは故人の生前を思い返してその死を悲しむことであり、弔意とは故人が亡くなったことによる自分の悲しみ・弔いの気持ちを意味します。いずれにせよ、国民一人ひとりの内心に深く関わり、人それぞれであり、宗教的側面と切り離すことができません。

本件国葬を決めた同年７月２２日の閣議後の記者会見で、松野博一官房長官は、「無宗教形式で行うこととし、厳粛かつ心のこもった国葬儀となるよう関係者と密接に連携をとりながら速やかに準備を進めていく。」と述べました。しかし、形式が無宗教であったとしても、既存の宗教団体の方式を踏襲しないというだけで、「国葬儀」が宗教的な意味合いをもった行為であることに変わりはありません。

日本国憲法２０条３項は国及びその機関が「宗教的活動」を行うことを禁止しています。したがって、国が主催して本件国葬を執行し、地方公共団体の市長等がこれに参列し、公金を支出することは、憲法２０条３項に反するものであり、許されないことです。

オ　憲法２１条違反

故人に対して追悼の念を抱くことはもちろん、さらに追悼の念を表明する、しないということも、思想良心に基づく表現行為としてきわめて個人的な営為です。

儀式の価値は、外形にあらわれた荘厳な形式によって発揮されると言われることがあります。前述のように、「国葬」当日は弔旗の掲揚や黙祷の「要請」が官民問わず行われることが強く予想されます。

前述のとおり、岸田首相は、「地方公共団体や教育委員会などに対する弔意表明の協力の要望も行う予定はない」としていますが、本件国葬を「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」とした自らの説明と矛盾しており、国家意思としての「事実上の要請」であることを否定することはできません（資料８）。

「国葬」が「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」であるならば、本件国葬の会場である日本武道館にとどまらず、国全体に弔意の表明が行き渡っている必要があります。「要請」はしないと言いながらも、本件国葬が儀式として完成するためには、安倍氏に対する「敬意と弔意」を表明することの有形無形の圧力が生じるものと考えられます。しかし、追悼の念を表明するということは一種の表現活動であり、弔旗の掲揚や黙祷はその具体的な表明行為です。

「国葬」を実施することは、そのような弔意表明の「要請」が明示的にあるか否かに拘わらず、「事実上の要請」が官民問わず行われ、有形無形の圧力がかけられることにつながり、憲法２１条が保障する表現の自由が侵害されることになります。

(5) 本件国葬の違法性について

ア　行政活動は法律に基づいて行われなければならない

ところで、今回の国葬は内閣府に実行委員会を置く方式で運営されることと閣議決定がなされました。内閣総理大臣が実行委員長であり、その実務機関を内閣府に置くのですから、今回の国葬儀は国の行政活動の一つというべきでしょう。

岸田首相は、７月１４日の記者会見で、本件国葬によって、安倍氏を追悼するとともに、暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示す、活力にあふれた日本を受け継ぎ、未来を切り拓いていくという気持ちを示す、としています。また、８月１０日の記者会見では、「国葬」について、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式、と説明しています（資料７）。

すなわち、「国葬」という形式を取ることの意味は、国を挙げて故人を追悼し、一定の決意や気持ちを示す、ということにほかなりません。そのために、本件国葬当日は弔旗の掲揚や黙祷の「要請」が官民問わず行われ、またマスコミも本件国葬一色の報道になることが予想されます（吉田茂氏の国葬に際してはまさにそのようなことが行われましたし、安倍晋三氏についても、７月１２日の葬儀に際して多くの公共団体が弔旗の掲揚を行いました。）。

野党や国民多数の本件国葬反対の声を受けて、岸田首相は、８月３１日の記者会見で、黙とうや弔旗の掲揚といった弔意表明について「閣議了解は行わず、地方公共団体や教育委員会などに対する弔意表明の協力の要望も行う予定はない」と説明し、そのうえで「各府省における弔意表明については、葬儀委員長決定とし、弔旗を掲揚し、葬儀中の一定時刻に黙とうをするとした」と述べました。しかし、本件国葬を「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」とした自らの主張と矛盾しており、それ以上に「国葬」という国家行事であることと矛盾しており、国家意思としての「事実上の要請」であること有形無形の圧力がかかることを否定することはできません（資料８）。

しかし、故人に対して追悼の念を抱くか否かは本来きわめて個人的な営為であり、とりわけ、首相経験者である故人に対するそれは、個人の歴史観や世界観、政治信条に深く根ざした行為です。そして、「国葬」は、個人の歴史観や世界観に基づいた営為であるはずの追悼を、故人に対する敬意や弔意を持ち合わせていない人も含めて、国中の人々に強いるという意味で、思想良心の自由を保障した憲法１９条に反するものです。

エ　憲法２０条・８９条違反

安倍氏国葬は憲法２０条や８９条の政教分離規定に違反し、市民の信教の自由を侵害する可能性があります。

憲法２０条１項前段は信教の自由は何人に対しても保障するとし、２項は何人も宗教上の行為を強制されないとしています。しかし、明治憲法のもとでは国が宗教、とりわけ神道と結びつくことによって市民の信教の自由が保障されていたとはいえませんでした。そこで日本国憲法２０条１項後段、３項や８９条は、政教分離原則に基づき国と宗教が結びつくことを禁止する政教分離規定を定めました。それによって、信教の自由の保障を制度的に確保しようとしたのです。

安倍氏国葬は、故安倍晋三元内閣総理大臣に対し、哀悼や追悼の意を表するために行われるものです。岸田文雄首相は、２０２２年７月１４日夜の記者会見において、「国の内外から幅広く哀悼や追悼の意が寄せられていること」などを「勘案し、この秋に『国葬儀』の形式」で本件国葬を行うと表明しました。

本件国葬は、「国」として故安倍晋三元内閣総理大臣を追悼し、故安倍氏に弔

大日本帝国憲法の下においては、国家権力のすべてを統帥する天皇がいましたから、行政権はア・プリオリに法に先立つものと考えられていました。しかしながら、日本国憲法の下においては、憲法によって行政権が創設され、国会の制定した法律によって組織され、個別の法律によって一定の権限を与えられることになりました。つまり、行政という営みの本質は、「法律を誠実に執行する」こと（憲法７３条１号）にあるというべきです。そのため、行政権を発動するためには、法律を執行するための機関を作る根拠となる「行政組織法」と、具体的に行政活動を営む際の手続や要件、活動の内容や効果に関する「行政作用法」が必要になります。行政組織法がハードウェアで、行政作用法がソフトウェアといえばわかりやすいでしょう。

行政活動は、あくまでも個別具体的な行政作用法の存在を前提とし、その法律に拘束されるのであって、行政権は法律による授権なしに私人の権利義務に影響を与える決定をしてはなりません。

このような行政法の執行過程を貫く基本原理を「法律に基づく行政の原理」といいます。

イ　内閣府設置法を根拠にするという詭弁

本件国葬の実施に際して、国葬を行う具体的な法律根拠がないという厳しい指摘がなされていました。先の述べた通り、戦前の日本で実施されていた国葬は「国葬令」に基づいて行われていましたが、日本国憲法の制定によってこの国葬令が廃止されています。そこで、政府が打ち出した法律が内閣府設置法です。内閣府設置法には内閣府の所掌事務として「国の儀式」が挙げられていると言うのです。

たしかに、内閣府設置法第４条第３項第３３号をみると、「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。」とあります。

しかしながら、この説明は詭弁にすぎません。内閣府設置法は、「内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定める」（同法第１条前段）とあることから明確なとおり、「行政組織法」の一つだからです。先に確認した通り、行政活動は、あくまでも個別具体的な行政作用法の存在を前提とするものです。内閣府設置法はハードウェアであって、国葬を実施するためのソフトウェアにはなりえません。

この内閣府設置法にいう「国の儀式」は、天皇が行う国事行為として定められている「儀式」（日本国憲法第７条第１０号）が念頭に置かれています。この「儀式」の行政作用法の１つとして、皇室典範が挙げられます。天皇の即位に伴う「即位の礼」は同法第２４条に、天皇の崩御に伴う「大喪の礼」は同法第２５条に規定されています。今回の閣議決定が皇室典範の規定と同等の位置づけにあると言い難いことは明らかです。

結局のところ、今回の国葬儀は、何らの法的根拠のないものというほかなく、違法な行政行為と言わざるを得ないものです。

４　本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について

本件国葬に地方公共団体の市長等が出席したり、公金を支出したりすることは、地方自治法に反します。

地方自治法２条２項は、普通地方公共団体は、「地域における事務及びその他の事務」で「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するとしています。これは、住民自治と団体自治を地方自治の本旨とする憲法９２条に基づく規定です。

そこで、問題は地方公共団体の市長らが本件国葬に出席したり、そのための出張費用等に公金を支出したりすることが、地方公共団体の「事務」といえるかです。これについて、関係省庁が検討したり、地方公共団体が検討したりしている形跡はありません。

この点を検討すると、地方公共団体が行う「事務」はまず「法律」により処理することとされていることが必要とされますが、本件国葬に市長らが出席したり、公金を支出することを根拠づける「法律」は存在しません。

また、「法律に基づく政令により処理することとされている」場合は、それも地方公共団体の「事務」といえますが、本件国葬に市長らが出席したり、公金支出することを根拠づける「政令」も存在しません。

仮に、本件国葬に関する法律や政令がなくても、地方公共団体が社会的実体を有し、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」されていること（地方自治法１条の２第１項）から、法律や政令に基づく「事務」に直接該当しなくても、なお独自に地方公共団体の「事務」にあたるといえる場合があるという議論もありえます。

しかし、国葬への出席は「住民の福祉の増進」を図るものとは言えず、やはり、地方公共団体の「事務」には該当しないというべきです。

このように検討してくると、本件国葬に市長らが参加したり、公金を支出したりすることが、地方自治の本旨を具体化した地方自治法２条２項に反する違法な行為であることは明らかです。

５　本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性について

(1)　はじめに

唐突に「国葬」なる言葉が飛び出しました。法律に規定もなく、誰も考えてもいなかった言葉が岸田首相の口から飛び出しました。漫画であれば、皆が口をあんぐりと開けて驚きあきれている姿です。規程も何もないから基準もない。しかし、言葉の意味からは、「立派なことをした人」というイメージが浮かびますが、この安倍元首相に関しては想像もできないミスキャストであると、多くの国民が思っています。そのこと自体が、国を挙げて追悼すべきことか（不当性）という問い掛けにほかなりません。

(2)　国民生活の困窮－賃金は全く上昇せず

本件国葬を実施する理由として挙げられたのが「憲政史上最長の８年８か月」です。そうであれば、単に長い期間、首相の座に座っていただけではなく、最長期間その場にいた者の国民に対する責任が問われなければなりません。

実は、日本は２０数年にわたり、労働者の実質賃金は全く上がっていません。O

ＥＣＤ諸国は概ね１．５倍以上になっているのに、ひとり日本だけ下がっているのです。大企業はアベノミクスの恩恵を受け、史上最高益を稼ぎ出してきた一方で、労働者は「国際競争力強化」を口実に低賃金を強いられ、労働市場の非正規化が急速に進んだのです。この最大の責任者が安倍元首相です。

安倍元首相がしたことは、国民の貴重な年金財源を取り崩し、これを大企業の株価安定のために投資し続けたことです。従来違法であった年金財源を法改正して投資にあてました。このようなやり方で日本経済が再生するはずはなく、実質経済はガタガタです。多くの国民にとつて生活水準は低下する一方です。安倍元首相に「経済の功績」など認めることはできません。

(3) 権力の私物化ー「モリ」「カケ」「サクラ」

安倍元首相に国葬と聞いて、第一に思い浮かぶのは、「モリ」「カケ」「サクラ」です。いずれも「ミミッチイ」話です。権勢を傘に、違法行為に蓋をして強行突破しようとして、芝居がかった「大見得」を切りました。「私や妻が関係していたということになれば、まさに私は、それはもう間違いなく総理大臣も国会議員もやめるということをはっきり申し上げておきたい」と安倍元首相は国会質疑の中で高らかに宣言しました。これを聞いて泡を食った財務省は公文書の改ざんを行い、事実を消してしまいました。そのために最もまじめで貴重な一人の国家公務員の命が失われました。

「国葬」になる様な人は、このような違法はもちろん、人格的倫理性に傷がつく事実があれば、初めから候補にならないはずです。死亡した銃撃事件で明らかになった旧統一協会との関係も然りです。

岸田首相はこの「安倍元首相」の追悼で何を遺すつもりなのでしょうか。

(4) 「民主主義」と「憲法秩序」の破壊

ア　教育基本法の改悪

２００６年第一次安倍内閣が真っ先に取り上げた課題は「教育基本法」の改悪でした。もともと、旧教育基本法は、準憲法的性格をもつと言われた法律です。戦前の天皇制絶対主義国家において狂信的軍国主義を発生させた反省から、新憲法の平和主義・基本的人権尊重主義の実現は「教育の力による」として、この基本法が作られました。

ところが第一次安倍内閣は、この基本法から、教育行政の根本たる「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という規定を削除しました。その結果、今では、行政当局の意のままに行われる上意下達教育と愛国心教育に子どもたちが晒される事態を作り上げ、教育の危機を招いています。

安倍元首相は、ここで、教育に関する「憲法改悪」を断行したのです。

その結果、ユニセフ「レポートカード１６」（２０２０年）によれば、日本の子供の精神的幸福度は先進国３８か国中３７位という状況になっています。

イ　安保法制・集団的自衛権行使の違憲行為

安倍元首相の最大の「罪」は、集団的自衛権行使を可能とする「安保法制」を強制採決したことです。これによって、日本国民全体は、いつ何時でも、アメリカの行う戦争にその片棒を担がされることになり、戦争国家による被害を受ける危険が発生しています。もし、台湾有事でも発生すれば、沖縄の米軍基地ならびに今さかんに南西諸島に自衛隊が配備している軍事施設から戦争がはじまることになりかねません。安倍元首相は、ここで、「専守防衛」の憲法９条の政府解釈を変える「実質改憲」を断行したのです。

この責任をとらずに安倍元首相は死亡しました。

思い起こせば、集団的自衛権行使を認める閣議決定を行なった２０１４年４月、安倍元首相はワシントンに行き、オバマ大統領の前で、「越えられぬ山はない」という恋歌を引用して、「私はいつでもあなたのおそばに参ります」と言いました。民族主義者でなくとも日本国民の名誉と誇りに傷つけ、戦争国家への道筋をつけた総理でもありました。

岸田首相は、これも実績として「追悼」するのでしょうか。

(5) 世論の多数を占める反対の声

国葬の不当性については、下記新聞・テレビ等の様々なメディアの調査のとおり、いずれも反対の声が世論の多数を占めることからも明らかです。

記

【】内は調査期間で、いずれも２０２２年です。

ＮＨＫ【９月９日～同月１１日】評価する３２％・評価しない５７％
（資料９－１）

朝日新聞【９月１０日～同月１１日】納得できる２３％・納得できない６４％
（資料９－２）

読売新聞【９月２日～同月４日】評価する３８％・評価しない５６％
（資料９－３）

ＪＮＮ【９月３日～同月４日】賛成３８％・反対５１％　（資料９－４）

産経新聞・ＦＮＮ【８月２０日～同月２１日】賛成４０・８％・反対５１・１％
（資料９－５）

毎日新聞【８月２０日～同月２１日】賛成３０％・反対５３％　（資料９－６）

時事通信【８月５日～同月８日】賛成３０．５％・反対４７．３％（資料９－７）

以上

上記のとおり、国葬に関する世論調査においては、評価しない・納得できない・反対等の声が評価する・納得できる・賛成等の声を大きく上回り、世論の過半数を占めています。加えて、調査期間をふまえると世論の国葬への反対の声は日に日に高まっていることが見て取れます。

国民の声を踏まえても、国葬の実施の不当性は明らかです。

(6) 巻き起こる反対の声

更に、全国で様々な形で、本件国葬に反対する動きが加速しています。

本件監査請求と同様の住民監査請求は、既に北海道、大阪、京都、兵庫、長野、広島、沖縄の７道府県で請求されており、また、本件国葬に関する公費支出の差し止め仮処分申立てが東京、埼玉、大阪、横浜で申し立てられ、差止請求訴訟も東京、埼玉、横浜で提訴されています。本件国葬に反対する署名は短期間で４０万筆

を超えなお増え続けています（資料１０）。地方自治体の首長が本件国葬に出席しない旨の意思表示も相次いでいます（資料１１）。神奈川県においても、葉山町議会は本件国葬に反対する意見書を可決し（資料１２）鎌倉市議会は本件国葬の撤回を求める意見書を可決しました（資料１３）。本件国葬実施の不当性は国民多数の認めるところとなっているのです。

(7) 小括

以上に述べたとおり、安倍元首相の「実績」は、肯定的に評価することなどできないものです。仮に百歩譲って「功罪」両面があるとしても、「罪」の側面が大きく、今後起こり得るアベノミクスの破綻や格差と貧困の拡大、米軍との戦争遂行などの日本の行く末を考えたとき、いま安倍元首相を国葬にして評価することは、時期においても内容においても、全く適当でないというほかありません。

6　結論

よって、私たち請求人は、地方自治法第２４２条第１項の規定に基づき、本件国葬に川崎市長及び川崎市議会議長が出席・参列するに際して、公金を支出することの差止めの措置を求めて、住民監査請求をします。

【予備的請求】

本監査請求は、２０２２年９月２７日に実施予定の故安倍晋三国葬儀についての、公金の支出差止請求ですが、監査委員による判断が同期日を過ぎてしまい、川崎市長及び川崎市議会議長が公務としてこれに出席した場合には、これに要する旅費、宿泊費、弔慰金、随行職員の出張日当等の公金支出は、違法または不当な財務会計行為がなされ、市民全体に損害を与えたものとして、その損害を補填すべく、川崎市長らに支出された金額の返還を請求するよう求めます。

第２　請求者

別紙のとおりです。

なお、請求人一覧を添付し、請求人代表者を橋本清貴とします。本件に関する連絡は別紙請求人一覧に記載の代理人宛になさるようお願いいたします。

第３　事実証明書

別紙のとおりです。

別紙２

暫定的な停止勧告の申し立て

２０２２年９月１５日

川崎市監査委員御中

請求人代表者　　橋本清貴

第１　申立ての趣旨

請求人らは、貴監査委員に対して、政府が２０２２（令和４）年９月２７日に東京都内で実施することを決定した安倍晋三元首相の国葬（以下「本件国葬」といいます。）にあたり、川崎市市長（以下「市長」と言います。）及び川崎市議会議長（以下「議長」と言います。）の出席並びにこれに随行する川崎市職員の派遣（以下「市長等の派遣」といいます。）に関し、これらに要する費用（以下「市長等の派遣費用」といいます。）について、市長（議会費については議長）に対して支出の差止を勧告することを求め、地方自治法第２４２条の２第１項１号に基づく請求を行ないました。

これに対して、勧告手続が終了するまでの間、同法２４２条第４項に基づいて当該行為を暫定的に停止すべきことを川崎市市長に勧告することを求めます。

第２　申立ての理由

1　市長等の派遣行為が違憲ないし違法であることの相当な理由

（1）実質的理由

市長等の派遣が違憲ないし違法であること、従ってこれに伴う市民の税金の支出も違憲ないし違法であることは、措置請求書の「請求の要旨」に記載したとおりです。

しかも、主権者の平等や思想・信条の自由など、重要な基本的人権の侵害を伴うものであり、その違憲ないし違法の程度も重大です。

（2）手続的理由

本件国葬について、政府は内閣設置法に基づく「内閣の事務」（憲法第７３条）として行なうとしますが、地方公共団体において首長等が国葬に出席したり弔意を表わす行為は、地方公共団体が独自に行なう「財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する」（憲法９４条）行為にほかなりません。すなわち、地方公共団体が自主的に判断することであり、とりわけ違憲ないし違法が問われるような問題は、慎重に審議され検討されなければなりません。

ところが、市議会において、本件国葬が違憲・違法なものであることを前提に本件国葬への出席の有無を質問された市長は「現在検討中でございますが、適切に判断して参りたいと存じます」等と答弁するばかりであり、違憲・違法である点については全く答弁すらなく、およそ充分な審理を行ったといえる状態ではありません（資料１４）。

2　回復の困難な損害を避けるため緊急の必要あること

前記１（１）（２）で述べたとおり、市議会において充分な審議することもなく

本件国葬への出席・公費の支出を強行することは、地方行政の法（憲法）適合性及び公費支出の適法性確保について取り返しのつかない回復困難な損害を与える可能性があります。

３　暫定的に停止することにより、人の生命又は身体に対する重大な危害の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれも存在しません。

第３　結論

以上より、申し立ての趣旨記載のとおりの勧告を求めます。

以上

別紙３

請求人の陳述（要旨）

それでは初めに、請求人代理人から意見を述べる。

まず初めに、もう既に御存じのとおり、私たちがこの住民監査請求を出した後に、残念なことに今回の安倍晋三元首相の国葬儀は強行されることになってしまったということは極めて遺憾だと思っている。全国の主要な１０の世論調査でも、全て反対が賛成を大きく上回っている中での強行で、その結果、招待者の４割は参列せず、県知事４名、政令市の市長１名が欠席し、全国のほとんどの市町村、学校において弔意を表することもされないという状態であった。また、Ｇ７、それから国連常任理事国の現役首脳の参加はゼロということで、岸田首相がおっしゃっていた本件国葬の意義として掲げた弔問外交も、その外交の内容以前に、もう破綻してしまったと言って過言ではない状態だったと思う。その意味においても、このような国葬に、今回、川崎市長及び川崎市議会議長が参列したということの不当性は明白なのではないだろうかというふうに思っている。

では引き続き、今回の請求について、その要旨を述べる。

既に請求書を提出したところであるけれども、まず、最も大きいところは、戦前は国葬令というものがあって、国葬が法的根拠を持って行われていたということになっているが、その中に国葬の本質というものが大きく現れていたんだろうと思っている。戦前の国葬というのは何であったのか。国葬令を見れば分かるように、国家に偉功ある者が、天皇の思し召しをもって、天皇の命令によって内閣の主導で実施される、それが国葬であった。現実に国葬された人たちの状況を見ても、まさに戦争遂行のために国葬が行われた、初めての平民であった山本五十六海軍大将など、戦争の遂行のために利用されていったという経緯があったと思っている。

戦後、国葬令は日本国憲法の施行に伴って失効することになる。それは、戦前の国葬というものが、まさに天皇主権の下で、天皇が誰を国葬にするかを選び、そして天皇に忠誠を尽くした、その人たちを国葬するというものだったからこそ、そして戦前の大日本帝国憲法下では、法律の留保の下で、人権が保障されていないという状況の中だったからこそ許された国葬が、日本国憲法の基本原理と両立しないという形で失効することになったということが経緯である。

同時に、地方公共団体においても、内務文部次官の通達で、行政が主導して宗教性を伴う慰霊行為を行うということは、政教分離の観点から全面的に禁止されるということになった。その意味では、こうした国葬、今回の国葬儀についても、そうした宗教性を伴う慰霊行為であることは明らかであり、このような国葬に参加することは許されない、法的根拠を失ったというふうに考えている。

その点において、この後述べるように、法令に違反すると同時に憲法に違反する、このような今回の国葬は許されなかったんだろうと思う。

この後、岸田首相が閣議決定という形で、国会にも諮らず強行した今回の国葬について、違憲性について述べていきたい。

請求書５ページ(4)以降の本件国葬の違憲性に関する点、口頭で補足したいと思う。

違憲性について５点挙げている。

まず第１点、個人主義に反するというところである。

憲法第１３条は「すべて国民は、個人として尊重される。」というふうに規定しており、この社会は、何よりもまず我々一人一人がひとしく尊重されるべき存在であるというところを大前提としている。これを個人主義と呼ぶけれども、それと異なって、この反対概念は全体主義というふうになるけれども、個人を尊重しない、特定の個人のみを尊重するというところについては、まさに今回、国葬で行われたところであって、これこそが個人主義に対する違反であるというふうに考えている。

続いて、６ページ目以降の憲法１４条違反の点である。

憲法１４条は個人の平等を定めており、今回の安倍氏に対する国葬は、日本国として安倍氏のみを特別扱いにして、国の費用、税金から成る国費において葬儀をするという。これは当然かと思うけれども、請求人の我々、代理人の我々も、今この場に居るあなた方も、全員、将来亡くなったときに国が葬儀をしてくれる、こんなことはない。どうして安倍さんのみが国葬の対象になるのか、政府は納得のいく説明をしていない。憲政史上最長の首相在任期間であるとか、凶弾に倒れたとか、様々な理由を縷々述べているようではあるけれども、他方で、その長期政権の中で政治の私物化を追及される、モリカケ問題等々、というところで、安倍さんの政権運営については否定的な評価もたくさんある。この否定的評価に対して、首相の座こそ降りたものの現職の国会議員であって、その否定的な評価に関して責任を追及されるべき立場というところは変わらない。そういった中で、否定的な評価も含まれる中で、国家として安倍さんのみに対して葬儀を行うというのは、あまりにも安倍さんの特別扱いが過ぎ、そして、これに対する合理的な説明も一切されていないというところで、個人の平等という基本的な大原則に正面から反しているというところが２点目の大きな点である。

３点目として、憲法１９条違反について挙げている。

憲法１９条、御存じのとおり、思想良心の自由を定めており、内心にわたる限りについては、どんな思想であっても、もちろん尊重されるべきというところである。

これについて岸田首相は、本年７月１４日の記者会見において、本件国葬によって、安倍氏を追悼するとともに、暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示す、活力にあふれた日本を受け継ぎ、未来を切り拓いていくという気持ちを示すとした上で、さらに同じく８月１０日の記者会見においては、国葬について、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式だというふうに説明している。これは資料７等にも書いてあるとおりである。

つまり、国葬という形、形式を取ることの意味は、国を挙げて故人を悼み追悼して、一定の弔意なり、決意や気持ちを示すというところが岸田首相の記者会見からは透けて見える。実際に本件国葬が行われた当日、前日も含めて、弔旗の掲揚や黙禱の要請というものが官民問わず行われたし、マスコミにおいても本件国葬一色の報道となっていた。

他方で、故人に対して追悼の念を抱くかどうかというところについては、本来極めて個人的な営為であって、とりわけ首相経験者である故人に対するそれは、尊重されるべき個人の歴史観や世界観、政治信条に深く根差す行為だと言わざるを得ない。国葬は、個人の歴史観や世界観に基づいた営為であるはずの追悼というものを、亡くなった方に対する敬意や弔意、これを持っていない方に対しても含めて、国中の人々全員に強いるものであるという意味で、思想良心の自由を保障した憲法１９条に反するというところが３点目の主張である。本来追悼というものをしたくない人にも対して、国全体を挙げて追悼をせよ、つまり、あなたの心の中でもしっかり追悼しなさいというメッセージにほかならない。

４点目に、憲法２０条・８９条違反、政教分離原則に違反している。

まず、憲法２０条１項前段においては、信教の自由は何人に対しても保障するというふうにしている。さらに、内心のみならず、同じく２項は、何人も、宗教上の行為、これを強制されないというふうにしている。そして、こういった宗教と国家が結びつくことの危険性は、先の世界大戦においても証明されているところで、この反省を生かして、日本国憲法は、さらに、自由を保障するためのみならず、政教分離原則を見いだしている。憲法２０条１項後段、３項、そして８９条は、政教分離原則に基づいて、国と宗教が結びついてはならないということを定めており、政教分離原則によって、間接的に信教の自由の保障を制度として確保しようというところである。

先ほども述べたけれども、本件国葬は、安倍さんに対して哀悼や追悼の意を表する、このために行われるというふうに説明されている。もちろん、この国葬については、政府側の説明では、形式としては無宗教であると説明されているけれども、ただ、これは、あくまで既存の宗教団体の方式を踏襲しない、つまり、仏教式でない、キリスト教式でない、特定の宗教団体の形式を踏襲しないというだけにすぎず、葬儀をするという、つまり霊的なものを悼むという宗教的な意味合いというものは全く薄れない。無宗教であるからといって宗教性が薄れないということは全くない。なので、国が主催して本件国葬を執行して、地方公共団体の知事がこれに参列して公金支出をするというところは、まさしく先ほど述べた政教分離原則に反するものであると言わざるを得ない。

最後に、表現の自由、憲法２１条違反、９ページの終わりから述べている。

先ほども述べたけれども、本件国葬については、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式であるというふうにされて、これについては、国家の意思としての事実上の要請であるというところは否定できない。そのように、国葬が故人に対する敬意と弔意を国全体として表す、そういう儀式であるためには、国葬の会場になった日本武道館にとどまらず、国全体でこういった弔意の表明というものが行き渡っている必要があると考えざるを得ない。岸田首相は、敬意、弔意の表明等の要請はしないと表面上は言っているけれども、実際にそういった敬意と弔意を国全体として表す、そのための儀式として完成するためには、安倍さんに対する敬意と弔意、これを表明することの、有形無形にかかわらず様々な圧力が生じるということは言わざるを得ない。そして、追悼の念を表明するというところは、ある種の表現活動であって、弔旗の掲揚、また黙禱というものは、そういった意思表明、これの具体的な行為である。

憲法２１条は、表現の自由、これを保障しているけれども、何を表現するか、これも個人の自由であると。これをさらに裏返すと、何を表現しないかというところについても、憲法２１条、これが保障しているけれども、先ほど述べたとおり、国葬実施に際して、こういった事実上の要請、官民問わず行われて、有形無形、様々な圧力をかけられるというところで、弔意を表明しない自由というものも侵害していると言わざるを得ず、憲法２１条が保障する表現の自由は侵害されているということになる。

そのため、このような５つの違憲性を備えており、本件国葬は、まず大前提として違憲であって許されないということである。

続いて、先ほどちょっと頭出しでも話したけれども、本件国葬の違法性について述べさせていただく。

本件国葬は、内閣総理大臣を実行委員長として、実務機関を内閣府に置いて行われる国葬儀であって、まさに本件国葬儀が国の行政行為の一つであるということは明らかだと思う。

戦前の大日本帝国憲法下では、国家権力の全てを統帥する天皇という存在があり、天皇は、ある意味、行政権をアプリオリに独占しているものであって、法に先立つ存在だった。だから、仮に法律がないとしても、その行政権の行使は許されていた。それに対して日本国憲法においては、憲法によって行政権が創設され、国会の制定した法律によって組織され、個別の法律によって一定の権限が与えられて初めて行政権が行使できる。行政というのは、そういう意味で、本質において法律を誠実に施行すること、憲法７３条に規定されているとおりだけれども、これが行政の本質である。

そうすると、行政権を発動するためには、その法律を執行する機関をつくる根拠となる行政組織法、どういうところがやれるかということ、それと具体的に行政活動を営む際の手続の要件とか活動の内容を規定する行政作用法、この２つが必要となる。今流の言葉で言えば、行政組織法がハードウェアで、行政作用法がソフトウェアということになるわけで、このいずれもがなければ行政活動というのは本来できない。その点において、行政権は法律による授権なしに行われるとすれば、まさに私人の権利義務に法律の根拠なく権力が影響を与えるというものになってしまう。まさに人による行政になってしまうということである。

ところで、今回、岸田首相は、内閣府設置法がこれの根拠になるんだということを述べている。その根拠として言っているのは、内閣府設置法の中で、内閣府の所管事項として国の儀式が挙げられているということを言っている。しかし、これは全くの詭弁で、儀式を行うことができますということと、それがどういう儀式であるのか、どういう手続で行われることになるのかということの行政作用法の部分、つまり、先ほどで言う国葬を実施するためのソフトウェア部分についての法律は全くない。その意味では、行政組織法である内閣府設置法をもって法的根拠と言うことはできない。

現在の日本で国葬についての行政作用法の部分、儀式の部分を持っているのは皇室典範だけで、その意味では、天皇が亡くなられたときの大喪の礼、これについては法的根拠を持ったものとして、違法な存在とは言うことはできない。他方、今回の国葬儀については何ら法的根拠がないということである。

これに対して、地方自治法は、法律又はこれに基づく政令により処理されるものということになっており、基本的に憲法９２条に基づく住民自治と団体自治を地方自治の本旨とする、そうした活動だけができるということになっている。その場合、地方公共団体の事務を執行していくことになるわけだけれども、事務と言われるためには、まず法律、法令に基づくということが必要である。ところが、今回の国葬に出席するに当たるところの法律あるいは政令というものは存在しない。

他方、それ以外の、仮に法律、政令の直接の明文規定がない場合であるけれども、その場合については、地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うということを言われている点から、その点に該当する場合、その場合にのみ事務として遂行することが可能だというふうに考えられる。この点、国葬への出席というのは、住民の福祉の増進を図る、あるいは自主的かつ総合的と言われているけれども、その中身に具体的に該当するものがない。その意味では、まさに今回の国葬に市長及び議長が出席した行為というのは、地方自治の本旨を具体化した地方自治法２条２項に反する違法な行為であると考えざるを得ないというふうに思っている。

引き続き、住民監査請求なので、不当性の問題について述べさせていただきたい。順次述べていく。

私は、全川崎地域労働組合で執行委員をやっており、当労組は、困窮して相談に訪れる方々が多く在籍する労働組合である。したがって、組合員の多くは非正規労働者であり、雇用環境の酷さを日々目の当たりにしている。決して自己責任で片づけられるものではない。組合員は、アベノミクスに代表される新自由主義経済の犠牲者である。アベノミクスを発動した安倍元首相の国葬になぜ反対するのか、そして反対する国葬に川崎市が市予算を使うことになぜ反対するのかを陳述する。

反対の基本スタンスは、安倍元首相の政治や政策での評価ではない。安倍元首相の政治生活から見えた人間としての卑怯な振る舞いにある。２例を述べる。

１つは、ＮＨＫ、従軍慰安婦問題への介入時の振る舞いで、介入の経過は広く知れ渡っている。従軍慰安婦制度の責任追及をテーマにＮＨＫが2001年１月に放送した「戦争をどう裁くか」の第２回、裁かれた戦時性暴力の内容が放送直前に大幅に変更されたのは、当時、官房副長官だった安倍氏らがＮＨＫ上層部を呼びつけ、一方的な放送をするな、公平で客観的な番組にするように、それができないならやめてしまえとか、公平公正にやれと圧力をかけたことによる。事が暴露した後の釈明会見で、安倍元首相は、自分の信念を吐露すればいいのに、左翼系の弁護士が介入して変質したからだと、ありもしない論点を持ち出して批判をはぐらかした。レッテル貼りと印象操作を行ったもので、卑怯な行為である。政治信念の徒である政治家なら信念を述べればよかったはずである。

森友学園問題でも卑怯な振る舞いをしている。安倍元首相は、私や妻が関係していたということになれば総理大臣も国会議員も辞めるという答弁の後、佐川氏が、交渉記録はなく、面会などの記憶も残っていないとのうそをついたことがこの事件の始まりで、この問題でも安倍元首相は部下に責任を取らせて、結果、大阪財務局の赤木さんは自死するという悲惨な出来事が起こった。

以上から、国民が哀悼すべき人物像は安倍元首相ではない。アフガンでの人道支援を続け、凶弾に倒れたペシャワール会の中村医師であり、森友問題で改ざんにより自死をした赤木さんである。国葬として、国民がひとしく哀悼の念を示す国葬に安倍元首相がふさわしいとは思えない。私の税金の一部を使用することは認めることができない。

私の陳述をさせていただく。

安倍氏は、一億総活躍社会の実現に向けて、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を掲げた。しかし、現在、労働者の賃金は上昇せず、社会保障の年金は下がるばかりで、到底安倍氏の実績を評価することはできない。特に、生活の困窮により女性の自殺者は増え、シングルマザーは生活が立ち行かず、貧困が大きく広がっている。先日、私たちが行った生活相談ホットラインでは、電話が鳴りっ

放しだった。安倍氏が行った政策の失敗であるアベノミクスの破綻や格差と貧困の拡大を考えると、安倍氏の国葬を評価できず、国民の平等の観点から違憲であると私は考える。

ちなみに、この国葬が終わった後に、世論調査の中で、多数が、この国葬をやったことが適当であったかどうかということについて、不適当であったという意見が圧倒しているということも、私たちが今回、このような監査請求を上げさせていただいた国葬の不当性を国民レベルで明らかにしているものだろうというふうに考えている。文字どおり、川崎市長及び川崎市議会議長が公金を使って今回の国葬に出席されたこと、そのことの公費の支出は違法・違憲であり、かつ不当なものであったということで、既に使用されたものについては返還されるべきものであるというふうに考える。

結局、これだけ国民の反対が多い中で、国会も通さず、こうした国葬儀を強行していくという今日のやり方、そのことに、特に地方自治体が地方自治の本旨に基づいて地方自治を行っていくという意味は、国家の中において、そうした国家の暴走を、それぞれの地方自治体が、それぞれ憲法に基づいてその在り方を判断して相互に抑制していく、そういう機能を担っているものだと思う。

現実に今回は地方自治体の市長の方でも、知事の方、先ほど言ったように政令市でも出席されない方もいた。また、県内でもありましたけれども、市議会等で反対の意思を表明される方もあった。その中にあって、川崎市長及び市議会議長が、この後、説明があるのでしょうけれども、いずれにしても、私どもから見ると、そうしたことについての十分な検討をされず、公費を使って出席されたということが極めて遺憾だと。遺憾であるだけではなくて、やはりこれは監査請求に該当するものであるというふうに考えている。

様々な主張もあるようだけれども、我々としても、やはり声を大にして伝えたいのは違憲性に加えて違法性というところで、違法性、そもそも法律自体に準拠していないというところが一番大きいと思っている。一説によれば、閣議決定等々があるからお墨つきがあるという主張もあるようだけれども、閣議決定は全く何らの法的根拠にならないというところは重要視していただきたいと思っている。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめている。

別紙４

関係職員の陳述（要旨）

先ほど、請求人の主張を伺い、内容については、本件国葬儀が日本国憲法に照らして違憲であることということ、本件国葬儀を実施するについて、法的根拠がない違法な政治活動であることから、関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出であるという主張だったと思う。それについて、住民監査請求に対する市の考え方ということで説明させていただく。

まず、住民監査請求書記載事項に対する市の認識についてで、請求書の記載によれば、請求の趣旨として、請求人は、令和４年９月２７日に行われた故安倍晋三国葬儀が違憲・違法なものとして、監査委員に対して、川崎市長及び川崎市議会議長が、本件国葬儀に参列するに際して公金を支出することを差し止める措置を求めたものと考えている。

請求書に記載された論点について、本市の考え方を整理した上で、市長及び議長の本件国葬儀への出席並びに本件公金の支出は違法又は不当ではないということを説明する。

まず、事実経過で、１つ目として、本件国葬儀の実施については、令和４年７月２２日に閣議決定され、同年９月２７日、日本武道館で執り行われることとなり、松野官房長官は、同日の記者会見で「無宗教形式で、かつ簡素厳粛に行う」、「国葬儀は儀式として実施されるものであり、国民一人一人に政治的評価や喪に服することを求めるものではないことはこれまでも申し上げてきたとおりであります」と述べた。

首相官邸ホームページに掲載されている岸田内閣総理大臣記者会見、７月１４日の会見録には、岸田内閣総理大臣の記者の質問への回答として、「国の儀式を内閣が行うことについては、平成１３年１月６日施行の内閣府設置法において、内閣府の所掌事務として、国の儀式に関する事務に関すること、これが明記されています。よって、国の儀式として行う国葬儀については、閣議決定を根拠として、行政が国を代表して行い得るものであると考えます。これにつきましては、内閣法制局ともしっかり調整をした上で判断しているところです。こうした形で、閣議決定を根拠として国葬儀を行うことができると政府としては判断をしております。」との記載がある。なお、内閣府設置法第４条第３項第３３号には、内閣府の司る事務として、国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関することが掲げられている。

また、首相官邸ホームページに掲載されている官房長官記者会見、９月６日の会見録には、本件国葬議の流れについて、葬儀委員長が決定したとの記載がある。

本件国葬儀に必要な経費については、令和４年８月２６日の閣議において、令和４年度一般会計予備費を使用することが決定され、首相官邸ホームページに掲載されている官房長官記者会見、同日の会見録には、「予備費の使用額は、令和２年に行われた中曽根元総理の内閣・自由民主党合同葬から約５，７００万円増の約２億４，９００万円となります」との記載がある。

また、官房長官記者会見、９月６日の会見録には、「予備費で賄うこととした式典関係の経費２．４９億円以外に、警備費や海外要人の接遇に要する経費などが必要となる見込みであること、丁寧な説明を尽くすことという観点に加え、海外から１９０以上の代表団が参列し、その中で特別の接遇を要する首脳級等の代表団の数が５０程度と見込まれることから、これを仮定するとともに、そうした要人が多数集まる行事に対する警備体制を一

定の規模で仮定すること等により、あえて現時点での経費の見込みをお示ししたい。警備・接遇等の経費については、過去の合同葬と同様に、既に成立をしている今年度予算の中で対応する」との記載があり、併せて警備に要する経費として８億円程度、海外要人の接遇に要する経費として６億円程度、接遇要員として一時帰国させる在外公館職員の出張のための旅費として１億円程度、自衛隊の儀仗隊等の車両借り上げ費等として０．１億円程度と見込まれている旨の記載がある。

次に、令和４年９月８日に行われた衆議院議院運営委員会及び参議院議院運営委員会の閉会中審査において、岸田内閣総理大臣は、冒頭で、本件国葬儀実施の理由として、「憲政史上最長の８年８か月にわたり内閣総理大臣の重責を担ったこと」、「大きな実績を様々な分野で残したこと」、「各国で様々な形で、国全体を巻き込んでの敬意と弔意が表明されていること、民主主義の根幹たる選挙運動中での非業の死であること等を踏まえ、安倍元総理の国葬儀を執り行うことが適切であると判断し、７月２２日、故安倍晋三国葬儀の執行を閣議決定いたしました。国として葬儀を執り行うことで、安倍元総理を追悼するとともに、我が国は暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示してまいります。あわせて、各国からの敬意と弔意に対し、日本国として礼節をもってお応えするとともに、国葬儀の機会に来日される各国要人と集中的に会談を行い、安倍元総理が培われた外交的遺産を我が国としてしっかり受け継ぎ、発展させるという意思を内外に示してまいります。」と述べた。

また、「国葬儀について、その理由ですとか、あるいは法的根拠ですとか、そして予算、執り行い方、こうしたことを丁寧に説明することと併せて、引き続き政府の考え方全体をしっかり説明していく、こうした努力は重要」である旨述べた。また、「国民にさらなる義務を課するとか、何か行為を強制するということではない限り、具体的な法律は必要ないという学説に基づいて、政府としても、今回の件についてしっかり考えている」旨、述べた。

次に、本件国葬儀の実施状況については、政府は当初、参列者は約６，０００人と見込んでいたが、最終的な参列者は４，１７０人であった。会場近くの九段坂公園に設けられた一般向けの献花会場には２万５，０００人を超える方が献花をした。秋篠宮御夫妻ら７人の皇族方が国葬儀に参列をした。天皇、皇后両陛下と上皇御夫妻は、慣例に従って使者を派遣された。海外からは２１８の国や地域、国際機関の代表者７３４人が参列した。

アメリカからは、初来日となったハリス副大統領、オーストラリアからはアンソニー・アルバニージー首相、インドからはナレンドラ・モディ首相、シンガポールからはリー・シェンロン首相が参列し、安倍氏が提唱した日米豪印の枠組みクアッドのメンバー国からは首脳級が参列した。そのほか、親交のあったイギリスのテリーザ・メイ元首相やフランスのニコラ・サルコジ元大統領らも参列した。岸田首相は、国葬儀の前後に活発な弔問外交を行い、各国と連携強化を確認した。東京・元赤坂の迎賓館で海外の要人から個別に弔意を受ける機会も設け、２６日から２８日までの３日間で３０か国以上の首脳級と個別に会談した。

本件国葬儀に係る国等からの案内について、まず市長への案内について説明する。

令和４年８月１７日、指定都市市長会事務局から市東京事務所へ送付された本件国葬儀に係るメールには、国作成の「参列者の推薦について」と題する書面が添付されており、被推薦者には、指定都市の長及び同議会議長との記載があったほか、メール本文には全国市長会より、指定都市市長全員が参列推薦されるとの連絡があり、全市長を推薦すること、出欠については事前に送付される案内状で回答をする旨、記載があった。

令和４年８月３０日、指定都市市長会事務局から市東京事務所へ、本件国葬儀の主催者は政府ということ、指定都市２０市の推薦主体は総務省とのこと、また、案内状については、９月２日か９月５日に配付され、指定都市市長の案内状は、全国市長会総務部が各市の全国市長会の窓口を担当している部署に郵送することについて連絡があった。

令和４年９月９日に市東京事務所へメールにて、全国市長会総務部名、各市長秘書御担当者宛て「故安倍晋三国葬儀の参列について（依頼）」が、案内状サンプル及び参列回答票（エクセルファイル）とともに送付がされた。依頼文には、「内閣総理大臣より、来る９月２７日（火）に開催される標記葬儀の案内状が届きましたので、本日、郵送させていただきました。つきましては、参列の可否につきまして、添付エクセルファイルの参列回答票にて、９月１４日（水）までに御回答くださいますよう、お願い申し上げます。」という記載があった。サンプルの本件国葬儀に関する国からの案内状には、「謹啓　故安倍晋三国葬儀を左記により挙行いたしますので御案内申し上げます　敬具」、「日時　令和四年九月二十七日（火）午後二時」、「場所　日本武道館」と記載され、発信者は「故安倍晋三国葬儀委員長　内閣総理大臣　岸田文雄」となっていた。また、添付された御留意事項というものには、「御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。」と記載されている。また、メール本文には総務省より案内状を受領し、速達・簡易書留にて郵送した旨、記載があった。

令和４年９月１２日に全国市長会を通じて速達にて案内状を受領し、出席する旨を９月１４日に参列回答票をメールにて回答した次第である。

続いて、議長への案内について説明する。

令和４年８月１７日、全国市議会議長会から本件国葬儀に係るメールに「内閣府故安倍晋三国葬儀事務局から、令和４年９月２７日(火)に行われる国葬儀について参列者を推薦依頼があり、政令指定都市の議会議長（２０市）については本会にて取りまとめを行うこととされている」との記載があり、参列者推薦名簿が添付されており、同推薦名簿をメールで令和４年８月１８日午後５時までに提出するよう依頼があった。また、総務省から政令指定都市の長及び同議会議長、各２０名が参列対象となっていること及び内閣府から準備を進める都合上の事務的なスケジュールなどについて記載があった。

なお、令和４年８月１８日に全国市議会議長会宛てにメールで参列者推薦名簿を送付した。

続いて、令和４年９月６日、全国市議会議長会から本件国葬儀に係るメールに、総務省から、「内閣府事務局から連絡があり、最速で９月７日（水）に当省に案内状が届く予定である」旨の記載があった。なお、令和４年９月７日に案内状が届いた連絡はなかった。

令和４年９月９日、全国市議会議長会から本件国葬儀に係るメールに、「故安倍晋三国葬儀に関し、参列対象者宛ての案内状を総務省経由で内閣府から受け取りましたので、本日、郵送」する旨の記載があり、葬儀への出欠確認及び当日の緊急連絡先を令和４年９月１３日までにメールで回答するよう依頼があり、同日、全国市議会議長会宛てにメールで出席する旨、回答した。

令和４年９月１２日に届いた本件国葬儀に関する国からの案内状は、「謹啓　故安倍晋三国葬儀を左記により挙行いたしますので御案内申し上げます　敬具」、「日時　令和四年九月二十七日（火）午後二時」、「場所　日本武道館」と記載され、発信者は、「故安倍晋三国葬儀委員長　内閣総理大臣　岸田文雄」となっていた。また、添付された御留意事項に、「御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。」と記載されていた。

続いて、本件国葬儀への出欠の決定及び当日の公務について説明する。

まず、市長の本件国葬儀への出欠の決定及び当日の公務についてであるが、本件国葬儀は閣議決定に基づき実施されるものであり、内閣総理大臣名で市長に案内があったことから、明らかに国の公式行事であると認められたため、市長の出席は、地域住民の代表として国の公式行事に参加するものであり、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為に当たると判断したものである。

具体的な手続としては、本件国葬儀は、政府が主催し、総務省より指定都市市長として参列者としての推薦を受け、正式に案内状を受領したことから、公務として参列することを決定し、出席する旨、全国市長会宛て回答した。また、当日は公用車で随行職員と都道府県会館に集合し、本件国葬儀へ参列をした。

議長の本件国葬儀への出欠の決定及び当日の公務について説明する。

本件国葬儀は閣議決定に基づき実施されるものであり、内閣総理大臣名で議長に案内があったことから、明らかに国の公式行事であると認められたため、議長の出席は、議会の代表として国の公式行事に参加するものであり、社会通念上儀礼の範囲にとどまると判断をしたものである。

具体的な手続として、本件国葬儀は、政府が主催し、総務省より指定都市議長として参列者としての推薦を受け、正式に案内状を受領したことから、議長公務として参列することを決定し、出席する旨、全国市議会議長会宛て回答した。また、当日は公用車で随行職員と都道府県会館に集合し、本件国葬儀へ参列した。

本件国葬儀への出席に係る公費について説明する。

本件国葬儀に市長が参列した際に支出する公費は、市長及び随行者の旅費並びに人件費（時間外勤務手当）であるが、本件国葬儀当日の移動手段は公用車のみであったことから、旅費としての支出はなく、使用した公用車に係るガソリン代及び高速道路利用料金を支出する見込みである。案内状に添付された御留意事項に、「御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。」との記載があったことから、参列する際に交際費については支出していない。随行職員の人件費については、公務で出張した際の時間外勤務に対し、手続きに従って随行秘書及び運転手に合計１万５，３３６円の手当を支給した。市長及び随行者の公用車の使用に係る費用については、ガソリン代１，５６８円及び高速道路利用料金１，７２０円、合計３，２８８円の見込みである。

続いて、議長が出席したことにより支出される公費について説明する。

本件国葬儀に議長が参列した際に支出する公費は、議長及び随行者の旅費及び人件費（時間外勤務手当）であるが、本件国葬儀当日の移動手段は公用車のみであったことから、旅費の支出はなく、使用した公用車に係るガソリン代及び高速道路利用料金を支出する見込みである。なお、案内状に添付された御留意事項に、「御香典、御供物、御供花は固く御辞退」と記載があったことから、葬儀等に係る交際費については支出していない。

随行職員の人件費については、公務で出張した際の時間外勤務に対し、手続きに従い随行秘書及び運転手に合計１万４，５８１円の手当を支給した。議長及び随行者の公用車の使用に係る費用については、ガソリン代１，０３４円及び高速道路利用料金９６０円、合計１，９９４円の見込みである。

公費支出に係る手続きについて説明する。

まず、人件費（時間外勤務手当）についてであるが、川崎市職員の給与に関する条例（昭和３２年１１月２０日条例第２９号）第９条の規定に基づき、正規の勤務時間以外に勤務を命じられた場合、その勤務時間に応じて時間外勤務手当が各所属の予算より支給されるが、９月２７日の時間外勤務手当については、川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和４６年１０月１５日）第２条により１０月２１日に支払われた。なお、経費の支出負担行為及び支出命令に関する事務は総務事務センター室長が行った。

続いて、公用車使用に係るガソリン代については、川崎市特定物品等契約事務取扱要綱の規定に基づき、財政局長が基本的契約事項を定めた協定を締結した者から、あらかじめ決定した単価に基づき納品を受け、翌月以降にその者から受けた請求に基づき支払われる。事務の執行に当たっては、川崎市金銭会計規則第３条の規定に基づき、所定の経費の支出負担行為及び支出命令に関する事務を主管する庁舎管理課長が行う。なお、令和４年９月１日から９月３０日に給油したガソリン（レギュラー）の単価は１リッター当たり１５５円（税抜き）であることから、本件国葬儀への参列に係るガソリン代は合計で２，６０２円の支出見込みである。

公用車使用に係る高速道路利用料金は、庁舎管理課にて契約しているＥＴＣカードのその月の使用分について、翌日に首都高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社からの、それぞれの請求に基づき支払われる。事務の執行に当たっては、金銭会計規則第３条により、所定の経費の支出負担行為及び支出命令に関する事務を主管する庁舎管理課長が行う。なお、本件国葬儀への参列に係る高速道路利用料金は、合計で２，６８０円を支出する見込みである。

続いて、本件国葬儀に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性及び不当性について、説明をさせていただきたい。

普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する（地方自治法第２条第２項）とされているところ、地方公共団体は、社会的実体を有するものとして活動するものであり、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（地方自治法第１条の２第１項）などに照らすと、地方公共団体の長等が各種団体等の主催する会合に列席することも、地方公共団体の上記役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすることと客観的に見ることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、地方公共団体の事務に含まれるものと解するのが相当であるということで、最高裁平成１８年１２月１日の判決がある。

本件についてみるに、本件国葬儀は、閣議決定に基づき実施されるものであり、内閣総理大臣の案内に応じて国の儀式に出席することは、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為といえ、また、国との良好な関係を保ち、国との信頼関係の維持増進に資するも

のであるということができるから、地方公共団体の事務に含まれるものであって、本件国葬儀に市長及び議長が出席したことは違法又は不当とは言えないと考えている。

この点について、本件国葬儀には、各都道府県の知事及び議長並びに各指定都市の市長及び議長が多数出席していることからしても、本市の市長及び議長の対応が不合理であったとは言えないことは明らかである。

そして、本件国葬儀への出席に伴い、上記の費用を支出することは、必要な額の範囲内であることに照らせば、違法又は不当な財務会計行為に当たるものではないと考えている。

以上のことから、市長及び議長の本件国葬儀への出席及び本件公金の支出は違法又は不当ではないと考えている。

※関係職員の陳述の要旨をまとめている。

４川監公第14号
令和４年11月25日

監査の結果の報告に基づく措置について(公表)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和４年３月25日付け４川監公第５号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員　大　村　研　一
同　植　村　京　子
同　浅　野　文　直
同　山　田　晴　彦

４川総コ第７５号

令和４年９月３０日

川崎市監査委員　大村　研一　様

同　植村　京子　様

同　浅野　文直　様

同　山田　晴彦　様

川崎市長　福田　紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、令和４年３月２５日付け４川監報第２号で報告の提出がありました監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

１　令和３年度第２回定期（財務）監査・行政監査結果に対する措置状況

（１）定期（財務）監査

ア　徴収手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市財産規則（昭和３９年川崎市規則第３３号）第２５条第１項第１号によると、使用許可の期間が１年以内の場合にあっては、使用許可の期間の開始日から起算して３０日以内に使用料の全額を納付させなければならないとされている。また、川崎市財産規則第３７条によると、第２５条の規定は普通財産を貸し付ける場合に準用するとされている。

徴収手続についてみたところ、次の事例があった。

規則に基づき、徴収手続を適正に行われたい。

（ア）目的外使用許可に係る使用料について、川崎市財産規則に定める期限を過ぎた納期限で納入通知書を送付していた事例

［措置内容］

指摘事項については、川崎市財産規則等の例規を基に、使用料の納期限等をはじめとした公有財産の管理に関する注意事項について、課内会議において関係職員に対し周知啓発を図りました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

（まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課）

（イ）普通財産の貸付料について、川崎市財産規則に定める期限内に納付されていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、文書により指摘事項の内容を局内で情報共有するとともに、再発防止に向け、局内の研修会、会議の場で周知徹底を行いました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

（こども未来局こども支援部こども家庭課）

イ　滞納債権に係る記録の管理を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市債権管理規則（平成２６年川崎市規則第１８号）第３条第４項によると、台帳に記録した債権についてその管理に関する事務の処理上必要な措置をとったとき、当該債権が消滅したことを確認したとき、又はその管理に関係する事実で当該事務の処理上必要なものがあると認めるときは、その都度遅滞なく、これらの内容を台帳に記録しなければならないとされている。

保育所運営費負担金は、１件ごとの債権について福祉総合情報システムで管理し、この情報をもとに総合財務会計システムで歳入調定や不納欠損等を行っている。

保育所運営費負担金に係る滞納債権についてみたところ、福祉総合情報システムにおいて時効完成により削除される債権の記録を適切に保存していなかったため、福祉総合情報システムの調定額を総合財務会計システムに反映させる調定額の減額処理において、時効完成により不納欠損処分すべきものなのか、又は調定額の誤りによるものなのかを確認できなかった事例があった。

規則に基づき、滞納債権に係る記録の管理を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、再発防止のため、福祉総合情報システムと総合財務会計システムの連携に齟齬が生じないよう、システム間不一致について毎年度確実に点検をし、時効完成による不納欠損処理を年度ごとに適正に実施するほか、不納欠損のデータについて別途保存することとしました。

今後は、滞納債権に係る記録の管理を適正に行います。

（こども未来局子育て推進部保育対策課）

ウ　督促手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市債権管理条例（平成２５年川崎市条例第４２号）第５条によると、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

滞納債権についてみたところ、次の債権に係る督促状を発していなかった事例があった。

条例に基づき、督促手続を適正に行われたい。

（ア）地域型保育事業連携受託収入

［措置内容］

指摘事項については、再発防止を図るため、今回の指摘事例について係内で周知するとともに、歳入に係る管理簿を作成し、収入状況を管理するよう、改めて係内全員に周知徹底しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

（こども未来局保育事業部保育第２課）

エ　不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

地方自治法第２３６条第１項によると、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、５年間これを行わないときは、時効により消滅するとされている。

また、川崎市金銭会計規則第５８条第１項によると、債権が消滅したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

滞納債権についてみたところ、次の債権に係る不納欠損処分を行っていなかった事例があった。

法令等に基づき、不納欠損処分の手続を適正に行われたい。

（ア）保育所運営費負担金

［措置内容］

指摘事項については、当該債権の時効を確認し、不納欠損処分手続を行いました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

（こども未来局子育て推進部保育対策課）

（イ）児童手当返還金、こども手当返還金、児童扶養手当返還金、小児医療費等返還金

［措置内容］

指摘事項については、当該債権の時効を確認し、不納欠損処分手続を行いました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

（こども未来局こども支援部こども家庭課）

オ　予算執行伺の手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市予算及び決算規則（平成７年川崎市規則第１０号）第２３条第１項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

支出事務についてみたところ、予算執行伺の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

規則に基づき、予算執行伺の手続を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、再発防止に向けて、予算執行伺の適正処理について周知するとともに、課内会議で注意喚起を行うなどの対応を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（経済労働局公営事業部業務課、こども未来局総務部企画課、子育て推進部保育所整備課、同幼児教育担当、保育事業部保育第１課、同保育第２課、同運営管理課、こども支援部こども家庭課、同こども保健福祉課、児童家庭支援・虐待対策室、こども家庭センター、まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課）

カ　物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市事務分掌規則（昭和４７年川崎市規則第１９号）第３条及び川崎市事務決裁規程（昭和４１年川崎市訓令第８号）第５条第１項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

規則等に基づき、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、文書により指摘事項の内容を局内で情報共有するとともに、再発防止に向け、局内の研修会、会議の場で周知徹底を行いました。

（ア）請求書の首標金額の頭初に「￥」の記号がなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、関係規則等を課内で確認し、支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うよう周知したほか、記載漏れ防止に向けて、チェックリスト又はマニュアルに項目を追記するなどの対応を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（まちづくり局市街地整備部地域整備推進課、同防災まちづくり推進課、拠点整備推進室、施設整備部施設計画課、指導部建築指導課）

（イ）筆跡が消せるボールペンや鉛筆で記載されていた事例

［措置内容］

指摘事項については、再発防止を図るため、今回の指摘事例について課内会議の場で周知するなどの取組を行い、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センター、こども未来局総務部企画課、子育て推進部保育所整備課、保育事業部保育第１課、同保育第２課、同宮前区保育総合支援担当、こども支援部こども保健福祉課、まちづくり局交通政策室、住宅政策部市営住宅管理課）

（ウ）契約書において文字が加筆されていたものの、文書事務の手引に基づく訂正が行われていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、委託契約書の記載不備について、課内の関係職員に周知徹底しました。

今後は、複数の者による書類確認を徹底しつつ、適正な事務執行に

今後は、適正な契約事務に努めます。

（こども未来局こども支援部こども保健福祉課）

キ　支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市金銭会計規則第９条第２項によると、請求書の首標金額の頭初に「￥」の記号を表示するものとされている。

また、公文書の適正な作成について（通知）（平成２６年４月８日付け２６川総行情第７８号）によると、「筆跡が消せるボールペン」の使用は、公文書の改ざん等、重大な法令違反につながるおそれがあるほか、市政に対する市民の信用を失う行為になりかねないとして、公文書では使用しないこととされている。

さらに、会計室が作成した会計事務の手引（平成２９年３月３１日付け２８川会第２４９３号）によると、請求書のうち訂正ができない記載内容である請求金額、請求者名及び受取人名以外の請求内容に訂正がある場合は、二重線を引いた訂正箇所に請求印が押印されていることとされており、請求書の記載はボールペン等の筆跡の消えないものを用いていることとされている。

加えて、総務企画局情報管理部行政情報課が作成した文書事務の手引（平成１７年８月３１日付け１７川総行情第４６３号）によると、契約書を取り交わした後に字句の間違いが判明した場合の訂正方法は、原則として、訂正した行の左欄外に何字加え、何字削ったかを明記するとともに、当該箇所に、両当事者が、記名押印に用いた印を押印するとされている。

支出に関する証拠書類についてみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき、支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行われたい。

最低制限価格を設定する業務委託契約に係る入札事務についてみたところ、最低制限価格を設定していなかった事例があった。

規則等に基づき、入札事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、文書により指摘事項の内容を局内で情報共有するとともに、再発防止に向け、局内の研修会、会議の場で周知徹底を行いました。

今後は、適正な入札事務に努めます。

（こども未来局保育事業部運営管理課、青少年支援室）

コ　産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第６条の２第４号によると、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、同号で掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていることとされている。

産業廃棄物の運搬、処分等に係る委託契約についてみたところ、次の事例があった。

法令に基づき、産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行われたい。

（ア）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面も添付されていたものの、請書によって事務処理を行い、本来作成すべきであった契約書を作成していなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、産業廃棄物の処理に係る適正な事務処理方法について課内へ周知徹底を図りました。

努めます。

（まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当）

ク　前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

地方自治法第２３２条の５第２項によると、支出の特例として資金前渡等の方法が認められているが、職員等による立替払は認められていない。

前渡金に係る出納事務についてみたところ、職員が駐車場利用料金等の立替払を行っていた事例があった。

法令に基づき、前渡金の事務処理を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、前渡金における職員による立替払が生じないよう、出張時における駐車料金の取扱いについて関係職員に資料を配布し周知徹底を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（まちづくり局市街地整備部地域整備推進課、住宅政策部住宅整備推進課、指導部建築管理課）

ケ　入札事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市契約規則（昭和３９年川崎市規則第２８号）第１４条の２によると、あらかじめ最低制限価格を設ける必要がある場合は、予定価格の３分の２を下らない範囲内で定めるものとされている。

また、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱（平成２９年１月１日付け２８川財契第７３６８号）において、最低制限価格を設定する契約について定められている。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（こども未来局子育て推進部保育所整備課）

シ　特定個人情報の取扱いに関する事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第１１条によると、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされている。

また、特定個人情報を取り扱う際に委託契約書に添付する特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書第４条第１項によると、受注者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならないとされており、同仕様書第５条第１項によると、受注者は、発注者の認める範囲において特定個人情報を取り扱う場所を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならないとされている。さらに、同仕様書第１５条第１項によると、発注者は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うものとするとされている。

特定個人情報を取り扱う委託契約についてみたところ、同仕様書に定められた書面による報告がされておらず、また、監査又は検査を実施していなかった事例があった。

法令等に基づき、特定個人情報の取扱いに関する事務を適正に行われ

今後は、適正な事務執行に努めます。

（経済労働局産業政策部庶務課、経営支援部経営支援課、都市農業振興センター農地課、中央卸売市場北部市場管理課、こども未来局子育て推進部保育所整備課、保育事業部運営管理課、こども家庭センター）

サ　変更契約を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市契約規則第４８条第１項によると、必要があると認めるときは、契約者と協議のうえ、契約の解除、履行の中止又は設計変更若しくは仕様の変更をすることができるとされており、川崎市契約規則第４９条第１項によると、前条により設計変更等があったときは、契約者は、市長の指定する期間内に変更契約書又は変更請書を提出しなければならないとされている。

軽易工事の契約事務についてみたところ、契約の内容に変更がなく、契約金額を減額する必要がなかったにも関わらず、減額変更していた事例があった。

これは、契約の相手先が同一の賃貸借契約において賃貸借期間終了後に減額要因が生じたため、当該軽易工事の契約を減額変更することで精算を行おうとしたことによるものであるが、別件の契約を減額することは適切ではない。

規則に基づき、変更契約を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、契約の相手方との間で覚書を締結し、賃貸借料の変更に対する処理方法に関し確認を行いました。

また、本件変更契約の問題点について所属長から関係職員に周知及び注意喚起を行いました。

たい。

［措置内容］

指摘事項については、受注者に対して、特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書に規定する作業責任者等の届出、作業場所に関する届出等を書面により報告させるとともに、特定個人情報に関する検査を実施しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課）

ス　その他改善を要するもの

［指摘の要旨］

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

（ア）領収書受払簿を作成すべきもの

領収書の管理について、領収書受払簿を作成していなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、領収書受払簿を作成しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（まちづくり局指導部建築審査課）

（イ）適正な会計年度区分により支出を行うべきもの

光熱水費等について、支出すべき年度を誤っていた事例

［措置内容］

指摘事項については、課内会議の場で周知を行うなど、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（まちづくり局交通政策室、登戸区画整理事務所、指導部建築管理課）

（ウ）委託に係る契約手続を適正に行うべきもの

測量委託契約について、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

［措置内容］

指摘事項については、財政局資産管理部契約課と協議し、契約手続を依頼することを確認したほか、課内会議において適正な契約手続を行うよう周知するなどの対応を行いました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（まちづくり局計画部都市計画課、指導部建築審査課、同宅地企画指導課）

（エ）契約関係文書の確認を適正に行うべきもの

ａ　日付の入っていない請書を徴していた事例

［措置内容］

指摘事項については、契約担当者以外の職員が請書等の内容に不備がないかを確認するよう関係職員に周知徹底するなどの対応を行いました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課）

ｂ　委託業務完了届を受領しないまま履行確認を行っていた事例

［措置内容］

指摘事項については、文書により指摘事項の内容を局内で情報共有するとともに、再発防止に向け、局内の研修会、会議の場で周知徹底を行いました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（こども未来局こども支援部こども家庭課、同こども保健福祉課）

b　不用の決定及び処分の決定を行わずに廃棄していた事例

［措置内容］

指摘事項については、不用の決定及び処分の決定を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（経済労働局労働雇用部、こども未来局保育事業部保育第１課、同保育第２課、同運営管理課、児童家庭支援・虐待対策室北部児童相談所、こども家庭センター、まちづくり局総務部庶務課、市街地整備部地域整備推進課、住宅政策部住宅整備推進課）

c　所在が不明となっていた事例

［措置内容］

指摘事項については、備品の所在を確認し、廃棄が確認された備品について不用の決定及び処分の決定を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（経済労働局公営事業部総務課、こども未来局総務部企画課、まちづくり局指導部建築審査課）

d　備品整理簿に登載すべき物品を登載していなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、備品登録を完了し、備品整理簿に登載するなどの手続を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（経済労働局都市農業振興センター農地課、同農業技術支援センター、こども未来局総務部庶務課、同企画課、保育事業部保育第２課、同中原区保育・子育て総合支援センター、こども支援部こども保健福祉課、まちづくり局総務部まちづくり調整課、市街地整備部地域整備推進課、施設整備部施設計画課、指導部建築審査課、同宅地企画指導課）

c　委託業務完了届に業務完了日が記載されていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、文書により指摘事項の内容を局内で情報共有するとともに、再発防止に向け、局内の研修会、会議の場で周知徹底を行いました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（こども未来局子育て推進部保育対策課）

（オ）検査確認書の作成を適正に行うべきもの

定期支払について、検査確認済みを証する書類を作成していなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、検査確認書の作成を行うとともに、打合せにおいて関係職員への周知を行うなどの対応を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（こども未来局保育事業部運営管理課、こども支援部こども家庭課、同こども保健福祉課、青少年支援室、まちづくり局計画部都市計画課、住宅政策部市営住宅管理課、施設整備部施設計画課、指導部建築管理課）

（カ）備品の管理を適正に行うべきもの

a　重要物品の増減について、会計管理者に報告していなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、重要物品増減書を作成し、会計管理者へ報告を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（こども未来局保育事業部保育第１課）

指摘事項については、消耗品出納簿への登載手続等を行いました。また、課内会議等で指摘事項を共有し適正な事務手続について周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

（経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センター、労働雇用部、まちづくり局総務部まちづくり調整課）

c　保管換えの手続を行っていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、当該消耗品の保管換えを行いました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

（こども未来局子育て推進部幼児教育担当）

（２）行政監査

ア　各種団体の会計業務に関する事務

（ア）各種団体における意思決定の方法を改めるべきもの

［指摘の要旨］

川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会の会計業務に関する事務についてみたところ、団体宛ての照会文書に対しては、団体が回答するものであるにもかかわらず、市の文書管理システムにより起案し、決裁を行っていた事例があった。

各種団体の会計業務に関する運用第２条によると、各種団体とは、市民を構成員として任意に設置された団体又は特別な法律で国民を社員等の構成員とする団体であって、市の事務と密接な関連を有する業務を行うものをいうとされているが、各種団体の業務と市の業務とは区別されるものである。

各種団体の事務執行に当たって、市の文書管理システムを使用する

e　保管換えの手続を行っていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、当該備品の保管換えを行いました。また、不用であることを確認した備品については、不用の決定及び処分の決定を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（こども未来局子育て推進部幼児教育担当、保育事業部運営管理課、同中原区保育・子育て総合支援センター、まちづくり局市街地整備部地域整備推進課）

（キ）消耗品の管理を適正に行うべきもの

a　印紙、切手その他消耗品について、消耗品出納簿等と実際の数量が一致していなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、物品交付請求等を行い、消耗品出納簿と実際の数量が一致することを確認しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

（経済労働局経営支援部経営支援課、都市農業振興センター農業振興課、同農業技術支援センター、こども未来局総務部庶務課、同監査担当、子育て推進部保育対策課、保育事業部運営管理課、同中原区保育・子育て総合支援センター、こども支援部こども家庭課、同こども保健福祉課、児童家庭支援・虐待対策室中部児童相談所、こども家庭センター、まちづくり局計画部都市計画課）

b　消耗品出納簿への登載を省略できない消耗品を登載していなかった事例

［措置内容］

ことは不適切であることから、当該団体の意思決定の方法を改められたい。

［措置内容］

指摘事項については、再発防止に向けて、文書にて関係職員に監査結果を周知し、適正な取扱いを行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（こども未来局青少年支援室）

（イ）立替払による支出事務を改善すべきもの

［指摘の要旨］

各種団体の会計業務に関する事務についてみたところ、職員が個人の現金、クレジットカード及び電子マネーで立替払を行っていた事例があった。

各種団体の会計業務に関する運用第３条によると、各種団体の会計業務は、その意思に基づいて、公金に関する取扱に準じて行わなければならないものとするとされており、各種団体の現金の出納に当たって、個人の現金等を用いることは不適切であることから、支出事務の改善に向けて検討されたい。

［措置内容］

指摘事項については、立替払が生じないよう、会計事務の手順等を見直し、概算で指示書を作成し、事業終了後に残金を口座に入金する方法に変更するとともに、課内へ適正な取扱いを行うことを周知徹底するなどの対応を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（経済労働局経営支援部経営支援課、都市農業振興センター農地課、労働雇用部）

イ　情報管理に関する事務

（ア）情報資産の自己点検を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

文書の管理状況と情報セキュリティ対策点検表の結果についてみたところ、文書の機密性等の区分や保管場所を定めていないにもかかわらず、これらの実態とは異なる内容が点検表に記載されていた事例があった。

川崎市情報セキュリティ基準（平成１４年９月２日付け１４川総シ企第１２３号）第１２章４（２）によると、情報管理責任者及び情報システム利用責任者は、情報セキュリティ対策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、自己点検を行うとされている。

また、川崎市情報セキュリティ基準第１２章８によると、自己点検等により、改善の必要性が確認された場合は、改善計画等を策定し、改善を行うとされている。

実態とは異なる内容が点検表に記載された場合で、特に、文書の機密性等の区分及び保管場所を定めていないものについては、文書が不適正な状態で管理されることから、情報資産の自己点検を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、再発防止に向けて、関係職員に監査結果を周知し、適正な取扱いを行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（こども未来局保育事業部運営管理課、青少年支援室）

２　令和３年度第２回定期（工事）監査結果に対する措置状況

（１）コンクリート工事の施工監理を適切に行うべきもの

［指摘の要旨］

本工事は、配水池の耐震化を目的として側壁等をコンクリートにて補強する工事である。

このうち、コンクリートの品質管理のために行う圧縮強度試験についてみたところ、「川崎市土木工事施工管理基準（以下「施工管理基準」という。）」に定める「川崎市土木工事試験実施要領（以下「試験実施要領」という。）」によると、圧縮強度試験は、公的試験機関において実施しなければならないとされているが、それ以外の機関で行われていた。

また、「水道工事施工管理基準（以下「管理基準」という。）」によれば、請負者は、監督員が現地において立会い又は確認する工種及び試験項目等について工事着手前に協議しなければならないとされているが、このうち試験項目の協議が行われていなかった。

これらは、施工管理基準、試験実施要領及び管理基準の内容について、監督員の確認不足によるものである。

コンクリート工事の施工監理に当たっては、品質管理が適切に行われるよう関係基準等の内容を十分に確認されたい。

［措置内容］

指摘事項については、コンクリート工事の施工監理に際し、圧縮強度試験を含む公的試験機関で実施しなければならない試験項目及び公的試験機関の一覧を関係職員に周知徹底しました。

また、監督員が現地において立会い又は確認する工種及び試験項目等について工事着手前に協議しなければならないことについても関係職員に周知徹底しました。

今後は、コンクリート工事の品質管理に関する適切な施工監理に努めます。

（工事番号１）（上下水道局水道部施設整備課）

（２）掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

［指摘の要旨］

工水３号配水支管８００ｍｍ－３００ｍｍ布設替及び夜光３丁目２５０ｍｍ配水管撤去工事ほか２件の工事は、配水管の布設替え等を行うものである。

このうち、掘削時の安全対策についてみたところ、「建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編」によると、地盤を掘削する場合においては、切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが１．５メートルを超える場合には、原則として、土留工を施すものとされているが、掘削の深さが１．５メートルを超えているにもかかわらず、土留工による安全対策が施されていない箇所があった。

これに対し、監督員は、この箇所において土留工の実施状況を確認していなかった。

「川崎市上下水道局請負工事監督規程（昭和４７年川崎市水道局規程第２３号。以下「監督規程」という。）」によると、監督員は、工事が設計図書等のとおり実施されていないと認められる場合、請負者に対し必要な指示を与えることとされている。

掘削時の工事監理に当たっては、監督員は、現場状況の確認を適切に行うとともに、事故の未然防止に努めるよう、請負者に対し安全管理の徹底について強く指導されたい。

［措置内容］

排水路など開口部のある工事の監督に当たっては、保安施設の設置状況を的確に把握し、第三者の安全確保に向けた対策が確実に行われるよう、請負者に対し適切に指導されたい。

［措置内容］

指摘事項については、排水路上の転落防止ネット等の復旧において、監督員は排水路への転落防止に配慮し、設計図書に立入禁止措置を明確に行い施工することを定めていましたが、一部の現場において立入禁止措置の状況を確認しておらず、請負者に対し適切な指導を行っていなかったため、現場確認の際には安全対策の確認を行うとともに、請負者への適切な指導を行うよう、所内会議において関係職員に周知徹底しました。

今後は、工事中の保安施設に関する施工監理を適正に行うよう努めます。

（工事番号４０）（上下水道局中部下水道事務所管理課）

（４）その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあった。

ア　変更内容の確認を十分に行うべきもの

［指摘の要旨］

変更設計書の作成に当たり、産業廃棄物処理費の変更を適正に行っていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、設計変更に係る事務手続について説明会を開催し、契約変更の事象が生じた場合は、速やかに主任監督員、総括監督員に報告するとともに、川崎市上下水道局工事請負契約約款等に規定され

指摘事項については、局内の工事担当課所等を対象にした会議を開催し、措置内容について調整、確認を行いました。

措置内容として、監督員は土留に関する規定等を再認識するとともに、請負者への指導を徹底することとし、その旨を上下水道局内関係課所に対し周知徹底しました。

今後は、掘削時の安全に関する施工監理を適正に行うよう努めます。

（工事番号１５、１６）（上下水道局第１配水工事事務所水道整備課）

（工事番号１９）（上下水道局第１配水工事事務所第２配水工事事務所）

（３）工事中の保安施設に関する指導を適切に行うべきもの

［指摘の要旨］

本工事は、管きょの緊急補修工事である。

このうち、排水路上の転落防止ネット等の復旧における保安施設の設置状況についてみたところ、国土交通省が定める「土木工事安全施工技術指針（以下「技術指針」という。）」によると、工事現場の周囲はフェンス等防護工を設置し、第三者に対して工事区域を明確にすることとされ、立入防止施設は子供等第三者が容易に侵入できないような構造とすることとされているが、一部の現場においてフェンスの設置などによる適切な立入防止対策が行われていなかった。

また、監督規程によると、監督員は、工事が設計図書等のとおり実施されていないと認められる場合、請負者に対し必要な指示を与えることとされている。

監督員は、技術指針の内容を理解しており、排水路への転落事故防止に配慮し設計図書に立入禁止措置を明確に行った上で施工することと定めていたものの、一部の現場において立入禁止措置の状況を確認しておらず、請負者に対し適切な指導を行っていなかった。

た手続を適正に行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、設計変更に関する適正な施工監理に努めます。

（工事番号７）（上下水道局下水道部施設課）

イ　積算内容の確認を十分に行うべきもの

［指摘の要旨］

アスファルト安定処理路盤の工事費の積算に当たり、設計図面に明示された厚さで積算されていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、設計図面と設計書の整合確認及びチェック体制の見直しを図りました。

また、積算研修を開催し、本事例の報告と積算ミスの事例等について検証することで、再発防止に努めるよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な設計・積算に努めます。

（工事番号２０）（上下水道局水道部水道管路課）

４川教庶第６５２号

令和４年９月２９日

川崎市監査委員　大村　研一　様

同　植村　京子　様

同　浅野　文直　様

同　山田　晴彦　様

川崎市教育委員会教育長　小田嶋　満

監査の結果に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定に基づき、令和４年３月２５日付け４川監公第２号で報告の提出がありました監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

１　令和３年度第２回定期（財務）監査・行政監査結果に対する措置状況

（１）定期（財務）監査

ア　収納金の事務処理を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市金銭会計規則（昭和３９年川崎市規則第３１号）第６７条によると、金銭出納員等は、収納した現金又は証券（以下「収納金」という。）を収納の日又はその翌日までに払込書により指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。また、川崎市金銭会計規則第６９条によると、金銭出納員等は、収納金の収納及び払込みの状

況を収納金受払簿に記録しなければならないとされている。

収納金についてみたところ、次の事例があった。

規則に基づき、収納金の事務処理を適正に行われたい。

（ア）収納金が金庫に保管されたままとなっており、収納金受払簿にも記録されていなかった事例

［措置の内容］

指摘事項については、収納金受払簿を作成し、払込みを行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（田島支援学校）

（イ）収納金を川崎市金銭会計規則に定められた日までに払い込んでいなかった事例

［措置の内容］

指摘事項については、迅速な払込みのために事務フローの見直しを行い、通知文により各校へ周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課、橘高等学校定時制課程、中央支援学校、田島支援学校）

イ　督促手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市債権管理条例（平成２５年川崎市条例第４２号）第５条によると、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

滞納債権についてみたところ、次の債権に係る督促状を発していなかった事例があった。

条例に基づき、督促手続を適正に行われたい。

（ア）高等学校授業料

［措置の内容］

指摘事項については、速やかに督促状を発し、その後授業料が納入されたことを確認しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

（高津高等学校全日制課程）

ウ　延滞金を適正に徴収すべきもの

［指摘の要旨］

川崎市債権管理条例６条第１項によると、地方自治法２３１条の３第１項に規定する歳入について同項の規定による督促をしたときは、この条例の定めるところにより、延滞金を徴収するものとされている。

高等学校授業料延滞金についてみたところ、延滞金を過小に徴収していた事例があった。

条例に基づき、延滞金を適正に徴収されたい。

［措置の内容］

指摘事項については、延滞金の過小徴収額について速やかに徴収手続を行い、既に納付済であることを確認しました。

今後は、滞納債権の管理を行う際に、条例等に基づき、適正かつ滞りなく授業料等の徴収手続を行うなど、適正な徴収事務に努めます。

（川崎総合科学高等学校全日制課程）

エ　予算執行伺の手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市予算及び決算規則（平成７年川崎市規則第１０号）第２３条第１項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

支出事務についてみたところ、予算執行伺の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

規則に基づき、予算執行伺の手続を適正に行われたい。

［措置の内容］

指摘事項については、該当課内にて適正な予算執行伺の手続を行うよう、会議等による周知徹底、スケジュール管理の徹底などを講じました。

今後は、同様の事例が発生しないよう徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課、同健康教育課、生涯学習部生涯学習推進課、同中原図書館、東橘中学校）

オ　物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市事務分掌規則（昭和４７年川崎市規則第１９号）第３条及び川崎市事務決裁規程（昭和４１年川崎市訓令第８号）第５条第１項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

規則等に基づき、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

［措置の内容］

指摘事項については、契約事務に係る留意点を改めて確認し、規則等に基づく適正な契約手続を行うよう会議等により職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部健康教育課）

カ　支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

公文書の適正な作成について（通知）（平成２６年４月８日付け２６川総行情第７８号）」によると、「筆跡が消せるボールペン」の使用は、公文書の改ざん等、重大な法令違反につながるおそれがあるほか、市政に対する市民の信用を失う行為になりかねないとして、公文書では使用しないこととされている。

また、会計室が作成した会計事務の手引（平成２９年３月３１日付け２８川会第２４９３号）によると、請求書のうち訂正ができない記載内容である請求金額、請求者名及び受取人名以外の請求内容に訂正がある場合は、二重線を引いた訂正箇所に請求印が押印されていることとされおり、請求書の記載はボールペン等、筆跡の消えないものを用いることとされている。

支出に関する証拠書類についてみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき、支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行われた

い。

（ア）筆跡が消せるボールペンや鉛筆で記載されていた事例

［措置の内容］

指摘事項については、該当課内にて情報共有及び課題の再認識を行い、公文書の適正な作成について、改めて各自で確認し、適正な事務処理を行うよう職員全員に周知徹底しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局教育政策室、学校教育部指導課、同健康教育課、生涯学習部文化財課、総合教育センター総務室、同情報・視聴覚センター、中央支援学校）

キ　就学援助費の事務処理を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市就学奨励規則（平成１５年川崎市教育委員会規則第２号）第６条第２項によると、支給対象者に対する就学援助費の支給について、校長を通じて行うことができるとされており、前渡金管理者が校長名義の口座に振り込んだ上で、各学校長が支給対象者に支給している。

就学援助費に係る事務についてみたところ、職員が支給対象者に立替払を行い、かつ、その後も事務処理を遺漏したため、現金が校長名義の口座に残置されていた事例があった。

立替払は認められておらず、また、現金が校長名義の口座に残置されている状況は適切ではない。

法令等に基づき、就学援助費の事務処理を適正に行われたい。

［措置の内容］

指摘事項については、校長名義の口座に残置されていた現金について、速やかに立替元への支払い及び不用額の戻入処理の対応を行いました。また、法令等に基づき、適正に就学援助費の事務処理を行うよう、全市校長会で文書及び口頭で説明し周知しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局総務部学事課、今井中学校、宮崎中学校）

ク特別支援教育就学奨励費の支給を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

小中学校における特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和２９年法律第１４４号）及び川崎市立小、中学校における特別支援教育就学奨励費交付要綱（平成２８年４月１日付け２８川教指第４６８号）に基づき、前渡金管理者が校長名義の口座に振り込んだ上で、各学校長が支給対象者に支給している。

就学奨励費に係る事務についてみたところ、令和２年１２月に振り込んだ令和２年度就学奨励費前期分が、令和４年１月時点で支給対象者に支給されておらず、現金が校長名義の口座に残置されていた事例があった。

口座に振り込んだ就学奨励費が１年以上、支給対象者に支給されておらず、また、現金が校長名義の口座に残置されている状況は適切ではない。

法令等に基づき、就学奨励費の支給を適正に行われたい。

［措置の内容］

指摘事項については、全市校長会で報告し、各学校内で就学奨励費の請求及び支給状況を確認するよう周知するとともに、各学校へ支給台帳等の提出を依頼し、支援教育課においても支給状況の確認を行いました。また、関連要綱の改正を行い、原則として、直接保護者口座への振込みにより就学奨励費を支給することといたしました。

支給漏れのあった世帯については、支給を完了するとともに、校内で支給事務の確認及び共有を行いました。

今後は、学校や関係課等と連携を図り、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部支援教育課、今井中学校）

ケ　入札事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市契約規則（昭和３９年川崎市規則第２８号）第１４条の２によると、あらかじめ最低制限価格を設ける必要がある場合は、予定価格の３分の２を下らない範囲内で定めるものとされている。

また、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱（平成２９年１月１日付け２８川財契第７３６８号）において、最低制限価格を設定する契約について定められている。

最低制限価格を設定する業務委託契約に係る入札事務についてみたところ、最低制限価格を設定していなかった事例があった。

規則等に基づき、入札事務を適正に行われたい。

［措置の内容］

指摘事項については、規則及び要綱に基づき、適正に行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、規則や手引き等の内容を把握し、最低制限価格設定対象業務の委託契約については、最低制限価格を設定して入札事務を行うよう、適正な契約事務に努めます。

（教育委員会事務局生涯学習部文化財課）

コ　請書の徴取を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市契約規則第３０条第２項によると、契約書の作成を省略するときは、契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる書面を徴するものとされている。

契約手続についてみたところ、見積合せの決定額と異なる額の請書を徴していた事例があった。

規則に基づき 、請書の徴取を適正に行われたい。

［措置の内容］

指摘事項については、各種手引きで適正な事務処理を再確認しました。

今後は、見積書を添付した開札状況表を供覧し、金額の照合を確実に行い、適正な契約事務に努めます。

（御幸小学校、南野川小学校）

サ　産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第６条の２第４号によると、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、同号で掲げる事項についての条項が含まれ、か

つ、環境省令で定める書面が添付されていることとされている。

産業廃棄物の運搬、処分等に係る委託契約についてみたところ、次の事例があった。

法令等に基づき、産業廃棄物の処理に係る手続きを適正に行われたい。

（ア）請書によって事務処理を行い、本来作成すべきであった契約書を作成していなかったことに加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれず、かつ、環境省令で定める書面も添付されていなかった事例

［措置の内容］

指摘事項については、環境省令を含む関係法令を関係職員間の打合せで周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局総合教育センター総務室）

（イ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面も添付されていたものの、請書によって事務処理を行い、本来作成すべきであった契約書を作成していなかった事例

［措置の内容］

指摘事項については、廃棄物収集運搬・処分業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき、請書ではなく、契約書を適正に作成するよう、関係職員に対して周知徹底を図りました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（教育委員会事務局総務部庶務課、教育環境整備推進室、総合教育センター総務室）

シ　再委託の承諾に係る事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

給食管理システム改修業務委託変更契約書によると、受注者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を書面により得なければならないとされている。

当該委託の再委託に係る事務についてみたところ、受注者から定められた内容を具備した書面が提出されておらず、また、市も書面による承諾をしていなかった。

契約書に基づき、再委託の承諾に係る事務を適正に行われたい。

［措置の内容］

指摘事項については、一部業務の再委託の承諾に当たっては、川崎市委託契約約款及び個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項の規定に基づき、受注者から申請書面を徴する必要がある点、また、これを承諾する場合は、特記事項の規定に基づき、書面により回答を行う必要がある点に留意し、適正に行うよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局健康教育推進室）

ス　その他改善を要するもの

［指摘の要旨］

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

財務関係法令等に基づき、適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

（ア）物品の売払事務を適正に行うべきもの

指定管理者への物品の売払いについて、売払契約の締結及び売払代金の収納前に物品を引き渡していた事例

［措置の内容］

指摘事項については、適正な物品売払事務を行うよう、関係職員及び指定管理者に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局青少年科学館）

（イ）支払期限内に支出すべきもの

対価の支払の時期を書面により明らかにしていない雑誌の購入について、請求日から１５日以内の日に支払っていなかった事例

［措置の内容］

指摘事項については、財務関係法令等に基づき、適正な時期に支払いを行うよう関係職員に周知徹底し、ダブルチェックを行うことを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局日本民家園）

（ウ）前渡金管理者口座の管理を適正に行うべきもの

決済用預金に切り替える前の預金により生じた利子が残置されていた事例

［措置の内容］

指摘事項については、預金利子を指定金融機関等に納入しました。また、学校口座の適正な管理について、校内の会議で周知しました。

今後は、前渡金管理者口座の適正な管理に努めます。

（白鳥中学校）

（エ）前渡金精算書の作成を適正に行うべきもの

前渡金精算書を作成していなかった事例

［措置の内容］

指摘事項については、規則等の確認を行い、前渡金精算書を適正に作成するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課）

（オ）契約関係文書の確認を適正に行うべきもの

a　日付の入っていない請書を徴していた事例

［措置の内容］

指摘事項については、契約関係文書の受取時に日付、押印等の事項を必ず確認するなど、適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（教育委員会事務局総務部庶務課、青少年科学館、東生田小学校）

b　押印のない請書を徴していた事例

［措置の内容］

指摘事項については、財務処理の過程において、電子決裁上の確認だけでなく、決裁時に事務職員と管理職で書類原本の確認も行い、組織的に対応することで再発防止に取り組むこととしました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（宮崎台小学校）

（カ）検査確認書の作成を適正に行うべきもの

定期支払について、検査確認済みを証する書類を作成していなかった事例

［措置の内容］

指摘事項については、指摘対象となった契約について、契約の内容が適切に履行されたことを確認する検査調書の作成が必要であることを、関係職員に周知徹底し、令和４年度の同種の契約から見直しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局教育政策室、職員部教職員人事課、同給与厚生課、健康給食推進室南部学校給食センター、総合教育センター総務室、生涯学習部麻生図書館）

（キ）検査確認を適正に行うべきもの

法律等で定められた期限内に検査確認を行っていなかった事例

［措置の内容］

指摘事項については、再発防止のため、適正な検査確認を行うよう周知文書の回覧等により、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局総務部庶務課、職員部給与厚生課、総合教育センター総務室）

（ク）備品の管理を適正に行うべきもの

a　不用の決定及び処分の決定を行わずに廃棄していた事例

［措置の内容］

指摘事項については、改めて現状を確認の上、不用及び処分の決定を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（教育委員会事務局生涯学習部文化財課、同川崎図書館、新城小学校、東生田小学校、桜本中学校、中央支援学校）

b　所在が不明となっていた事例

［措置の内容］

指摘事項については、改めて現状を確認し、所在を確認しました。また、同様の事例が発生しないよう、通知等により、更なる周知徹底を図りました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課）

c　保管換えの手続を行っていなかった事例

［措置の内容］

指摘事項については、川崎市物品会計規則（昭和３９年川崎市規則第３２号）第４０条に基づき、保管換えの手続きを行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（教育委員会事務局健康給食推進室）

（ケ）消耗品の管理を適正に行うべきもの

a　印紙、切手その他消耗品について、消耗品出納簿等と実際の数量が一致していなかった事例

［措置の内容］

指摘事項については、原因を確認し、消耗品出納簿と実際の数量が一致するよう手続を行いました。

また、川崎市物品会計規則第３７条第１項の規定に基づき、日常使用する消耗品については、１箇月以内の所要数量を請求することとし、適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

（教育委員会事務局総務部庶務課、東小倉小学校、新作小学校、向丘中学校、白鳥中学校）

b　消耗品出納簿への登載を省略できない消耗品を搭載していなかった事例

［措置の内容］

指摘事項については、当該消耗品を消耗品出納簿に登載しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

（教育委員会事務局教育政策室）

（２）行政監査

ア　各種団体の会計業務に関する事務

（ア）事務決裁を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市地域教育ネットワーク推進会議の会計業務に関する事務についてみたところ、事業費は学校を経由して事業を担う地域住民に支出され、地域住民は、事業終了後に、学校へ領収書等とともに実績報告書を提出し、その際、残余金があれば戻入する。学校は提出された実績報告書について、領収書等を基に、その使途を確認した後、学校長が決裁を行い、事務局（教育委員会事務局学校教育部指導課）に実績報告書を提出し、事務局が最終確認を行うとしている。

しかしながら、学校長が決裁を行わずに、事務局のみが決裁を行っていた事例があった。

学校では領収書等を保管しており、学校長が決裁を行わなければ、支出の適正性が確認されないため、学校長は決裁を適正に行われたい。

また、事務局は、学校長が決裁を行わずに、実績報告書を提出した場合には、適切に指導されたい。

［措置内容］

指摘事項については、適正な事務手続きを行うよう、該当の学校及び事務局内において、決裁における適正ルールについて、周知徹底しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう、適切な確認を行い、支出事務の適正性の確保に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課、宮内小学校、下布田小学校）

（イ）立替払による支出事務を改善すべきもの

［指摘の要旨］

各種団体の会計業務に関する事務についてみたところ、職員が個人の現金、クレジットカード及び電子マネーで立替払を行っていた事例があった。

各種団体の会計業務に関する運用第３条によると、各種団体の会計業務は、その意思に基づいて、公金に関する取扱に準じて行わなければならないものとするとされており、各種団体の現金の出納に当たって、個人の現金等を用いることは不適切であることから、支出事務の改善に向けて検討されたい。

［措置内容］

指摘事項については、適正な取扱いを行うよう、課内会議により、所属長から関係職員に対して、周知徹底を行いました。

今後は同様の事例が発生しないよう徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課）

川　崎　区　公　告

川崎市川崎区公告第160号

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条、介護保険法（平成９年12月17日法律第123号）第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月９日

川崎市川崎区長　増　田　宏　之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第161号

国民健康保険料に係る納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月９日

川崎市川崎区長　増　田　宏　之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第162号

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押解除通知書及び交付要求解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条、介護保険法（平成９年12月17日法律第123号）第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月９日

川崎市川崎区長　増　田　宏　之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第163号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第８条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第１項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第４項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和４年11月11日

川崎市川崎区長　増　田　宏　之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第164号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第８号）第12条第１項第６号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第２項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和４年11月11日

川崎市川崎区長　増　田　宏　之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第165号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月11日

川崎市川崎区長　増　田　宏　之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第166号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成９年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月11日

川崎市川崎区長　増　田　宏　之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第167号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月11日

川崎市川崎区長　増　田　宏　之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第168号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月11日

川崎市川崎区長　増　田　宏　之

（別紙省略）

幸　区　公　告

川崎市幸区公告第63号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第８条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第１項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第４項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和４年11月10日

川崎市幸区長　　赤　坂　慎　一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市幸区公告第64号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月11日

川崎市幸区長　赤　坂　慎　一

（別紙省略）

中　原　区　公　告

川崎市中原区公告第60号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月11日

川崎市中原区長　板　橋　茂　夫

（別紙省略）

高　津　区　公　告

川崎市高津区公告第74号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月７日

川崎市高津区長　鈴　木　哲　朗

（別紙省略）

川崎市高津区公告第75号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月11日

川崎市高津区長　鈴　木　哲　朗

（別紙省略）

川崎市高津区公告第76号

次の介護保険料に係る過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成９年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月11日

川崎市高津区長　鈴　木　哲　朗

（別紙省略）

川崎市高津区公告第77号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月11日

川崎市高津区長　鈴　木　哲　朗

（別紙省略）

川崎市高津区公告第78号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月14日

川崎市高津区長　鈴　木　哲　朗

（別紙省略）

宮　前　区　公　告

川崎市宮前区公告第37号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月11日

川崎市宮前区長　南　昭　子

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和４年度	後期高齢者医療保険料	第５期以降	なし	計１件

（別紙省略）

多　摩　区　公　告

川崎市多摩区公告第49号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月11日

川崎市多摩区長　藤　井　智　弘

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第50号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成９年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月11日

川崎市多摩区長　藤　井　智　弘

（別紙省略）

麻　生　区　公　告

川崎市麻生区公告第49号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和４年11月11日

川崎市麻生区長　三　瓶　清　美

（別紙省略）

辞　　令

令和４年11月１日付人事異動

（市長事務部局）

任　　命	氏　名	前　　職
（課長級）		
健康福祉局保険医療政策部担当課長 健康福祉局総務部担当課長兼務 財務局税務部市民税管理課担当課長兼務 川崎区役所区民サービス部区民課担当課長兼務 幸区役所区民サービス部区民課担当課長兼務 中原区役所区民サービス部区民課担当課長兼務 高津区役所区民サービス部区民課担当課長兼務 宮前区役所区民サービス部区民課担当課長兼務 多摩区役所区民サービス部区民課担当課長兼務 麻生区役所区民サービス部区民課担当課長兼務	長　井　武　志	健康福祉局保険医療政策部担当課長 健康福祉局総務部担当課長兼務